

第434回 東京地方最低賃金審議会

資 料（その3） 目 次

資料1 第2回目安に関する小委員会配付資料（令和5年7月12日開催）

資料No. 1	令和5年賃金改定状況調査		3
資料No. 2	生活保護と最低賃金		15
資料No. 3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率		19
資料No. 4	賃金分布に関する資料		23
資料No. 5	最新の経済指標の動向		63
参考資料No. 1	委員からの追加要望資料		111
参考資料No. 2	足下の経済状況等に関する補足資料 （更新部分のみ抜粋）		127
参考資料No. 3	主要統計指標（更新部分のみ抜粋）		133

資料2 第3回目安に関する小委員会配付資料（令和5年7月20日開催）

参考資料No. 1	足下の経済状況等に関する補足資料 （更新部分のみ抜粋）		145
参考資料No. 2	主要統計指標（更新部分のみ抜粋）		149

資料3 第4回目安に関する小委員会配付資料（令和5年7月26日開催）

参考資料No. 1	委員からの追加要望資料		153
参考資料No. 2	足下の経済状況等に関する補足資料		155
参考資料No. 3	主要統計指標（更新部分のみ抜粋）		161

資料4	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申） （令和5年7月28日中央最低賃金審議会）		167
-----	--	-------	-----

第 2 回目安に関する小委員会配付資料
(令和 5 年 7 月 12 日開催)

資料

林業試験場委員会による試験結果の報告書

(発行日1971年12月)

令和5年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	46.6	1.9	34.6	16.9	41.7	1.4	38.2	100.0	44.6	0.5	43.7
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	44.2	0.0	35.1	20.7	38.9	0.6	38.5	100.0	58.3	1.1	26.4
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	43.1	0.0	35.3	21.6	37.3	0.7	41.9	100.0	52.7	1.7	36.5
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	45.1	0.8	34.9	19.2	39.7	0.9	38.9	100.0	51.0	0.9	36.0
R 4 年	100.0	36.9	1.3	45.8	15.0	35.1	1.6	46.9	16.4	32.7	1.7	50.8	100.0	43.2	0.7	40.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	29.0	1.1	56.7	13.2	56.7	0.0	27.2	100.0	44.2	0.9	41.3
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	37.2	1.2	43.7	17.9	67.3	0.4	17.0	100.0	40.5	1.6	49.7
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	39.1	0.0	48.2	12.7	63.2	0.9	17.8	100.0	42.8	0.8	37.8
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	34.1	1.0	49.5	15.3	62.3	0.3	21.4	100.0	42.1	1.2	45.2
R 4 年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	25.4	1.4	55.9	17.3	63.2	0.7	25.8	100.0	39.8	2.0	47.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R4年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5	3.0	5.0	0.58	1.8	3.2	5.3	0.55	1.5	3.0	5.0	0.58	1.3	3.8	7.0	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4	3.0	4.8	0.57	1.0	3.0	7.6	1.10	1.2	2.3	5.0	0.83	1.7	2.8	5.0	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times \frac{1}{2}$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年	R 4年 6月	R 5年 6月	
男	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,962	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1	
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8	

（注）斜字となっている令和4年のBランク及OCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月		
ランク		A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
		B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
		C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
		計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,288	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般		A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,569	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
		B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
		C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
		計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート		A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
		B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
		C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
		計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性	就業 形態	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）										
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率								
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月				
男	ランク																								R 4年								
	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
女	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
一般	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
パート	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R4年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は滞結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

THEORY OF THE EARTH

CHAPTER I. OF THE ORIGIN AND EXTENSION OF THE EARTH.

SECTION I.	SECTION II.
1. The Earth is a sphere.	2. The Earth is a sphere.

CHAPTER II. OF THE ORIGIN AND EXTENSION OF THE EARTH.

SECTION I. OF THE ORIGIN OF THE EARTH.

SECTION I.	SECTION II.	SECTION III.
1. The Earth is a sphere.	2. The Earth is a sphere.	3. The Earth is a sphere.
4. The Earth is a sphere.	5. The Earth is a sphere.	6. The Earth is a sphere.

CHAPTER III. OF THE ORIGIN AND EXTENSION OF THE EARTH.

SECTION I. OF THE ORIGIN OF THE EARTH.

SECTION I.	SECTION II.
1. The Earth is a sphere.	2. The Earth is a sphere.

CHAPTER IV. OF THE ORIGIN AND EXTENSION OF THE EARTH.

SECTION I. OF THE ORIGIN OF THE EARTH.

SECTION I.	SECTION II.
1. The Earth is a sphere.	2. The Earth is a sphere.

CHAPTER V. OF THE ORIGIN AND EXTENSION OF THE EARTH.

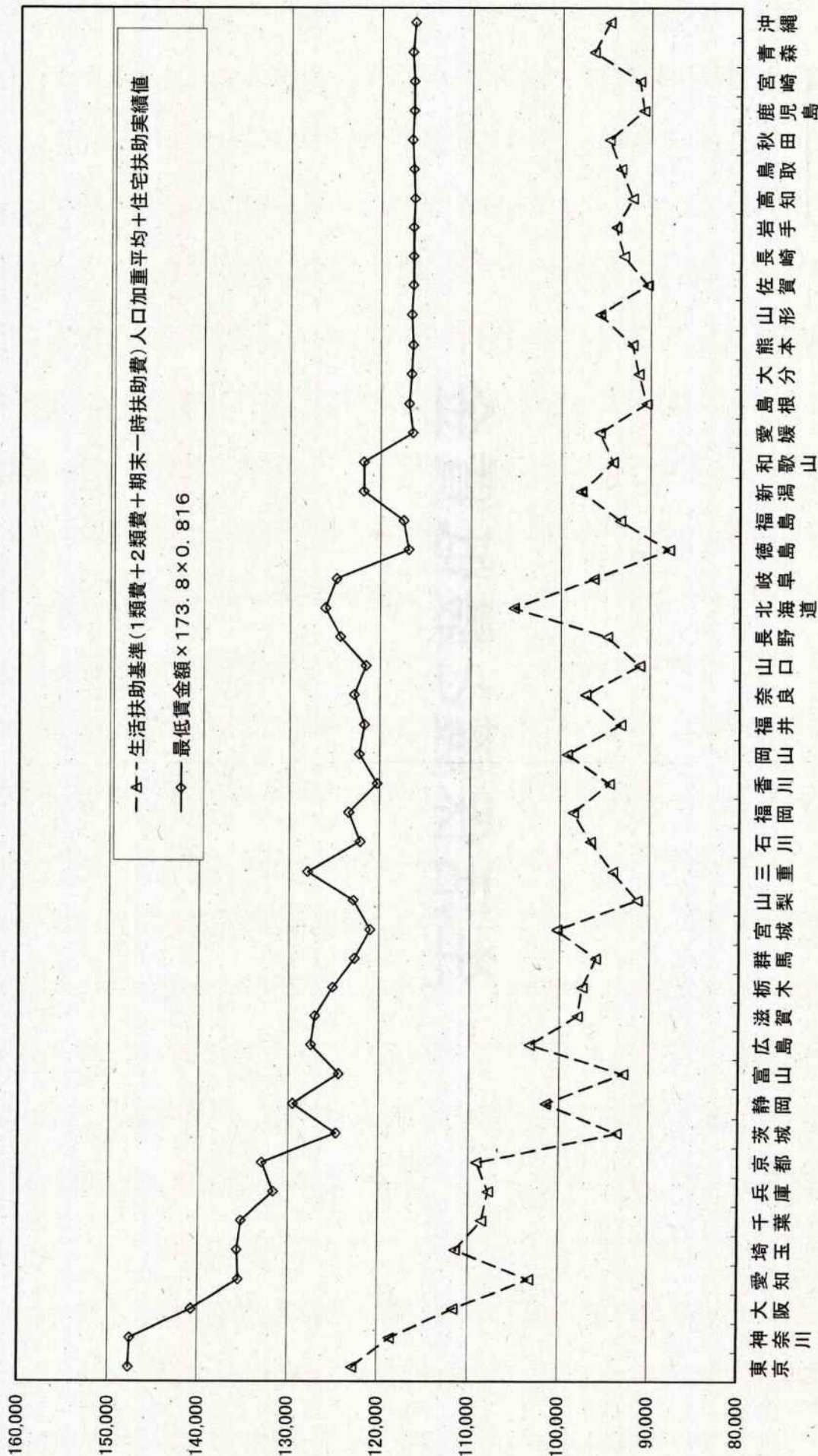
SECTION I. OF THE ORIGIN OF THE EARTH.

SECTION I.	SECTION II.
1. The Earth is a sphere.	2. The Earth is a sphere.

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円

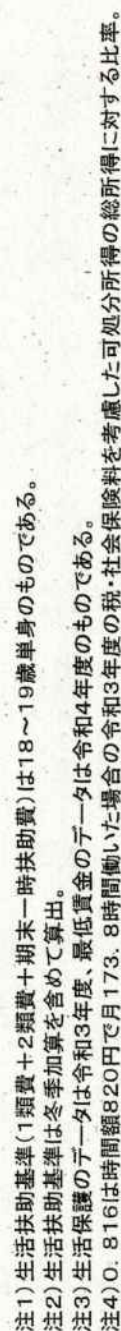


注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の税・社会保障料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。



都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度 データに基 づく乖離額	令和4年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.817→0.816) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	地域別最低賃金額	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
	未満率 (%)	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
Aランク	影響率 (%)	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
	未満率 (%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
Bランク	影響率 (%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
	未満率 (%)	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
Cランク	影響率 (%)	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
	未満率 (%)	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
Dランク	影響率 (%)	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
	未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
計	影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未滿率(全國加重平均) 1.8%

影響率(全国加重平均) 19.2%



資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」

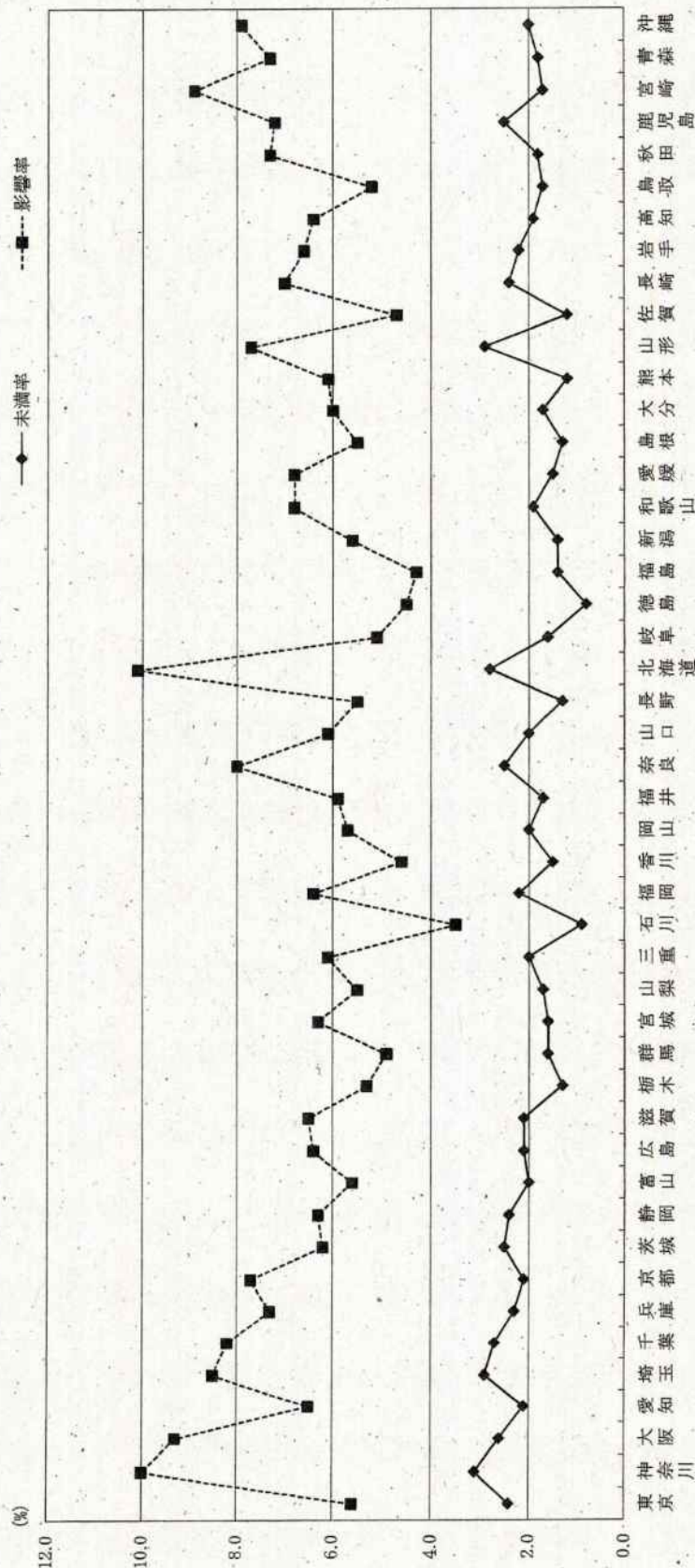
(注1) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%

影響率(全国加重平均) 6.9%



	東	神	大	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	山	島	智	木	群	宮	山	三	石	福	香	岡	山	井	奈	山	口	野	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	宮	青	沖	全
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.7	2.5	2.0	1.3	2.8	1.6	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3				
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.5	10.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9				

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当、精皆勤手当、を所定内実労働時間数で除したもの)。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

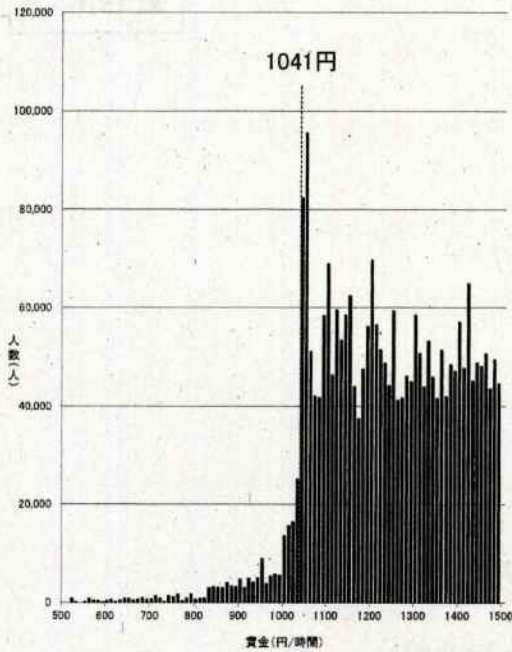
資料No. 4-1 時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計） …… 1

資料No. 4-2 時間当たり賃金分布（一般労働者） ……………14

資料No. 4-3 時間当たり賃金分布（短時間労働者） ……………27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)



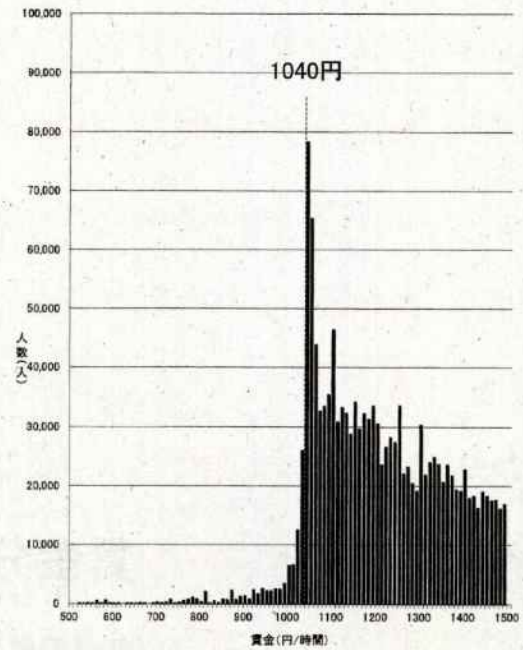
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

資料No. 4-1

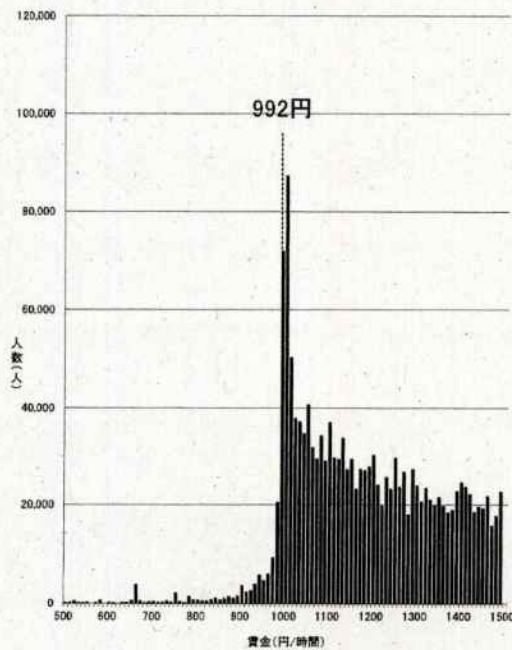


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

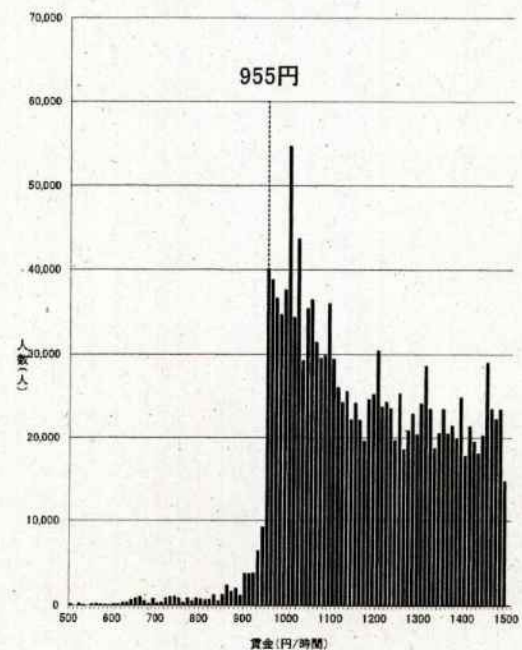


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

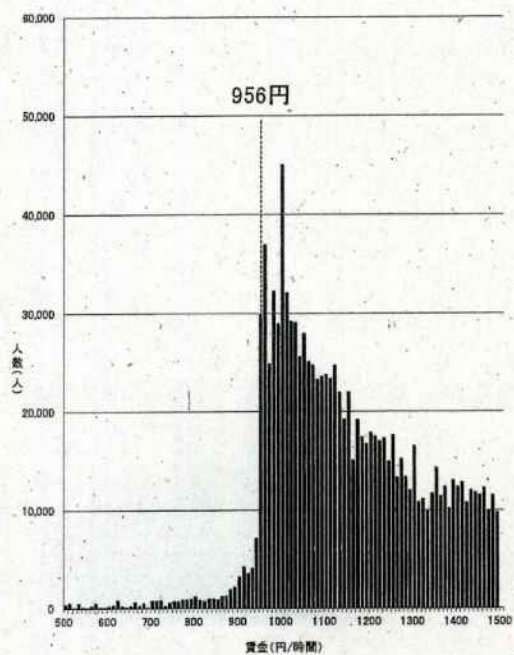


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

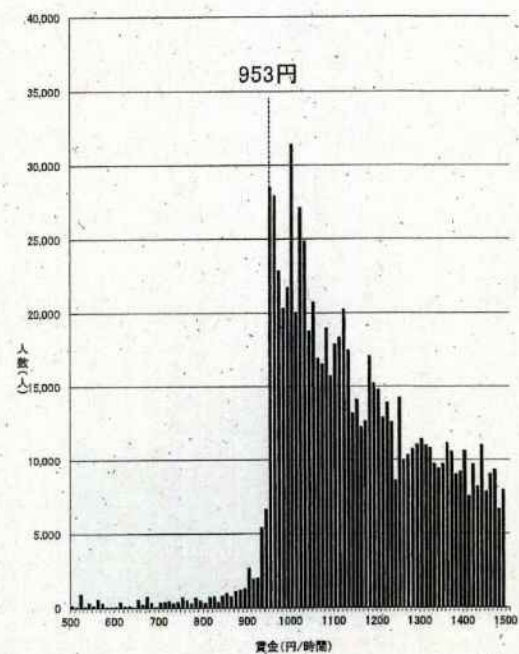


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

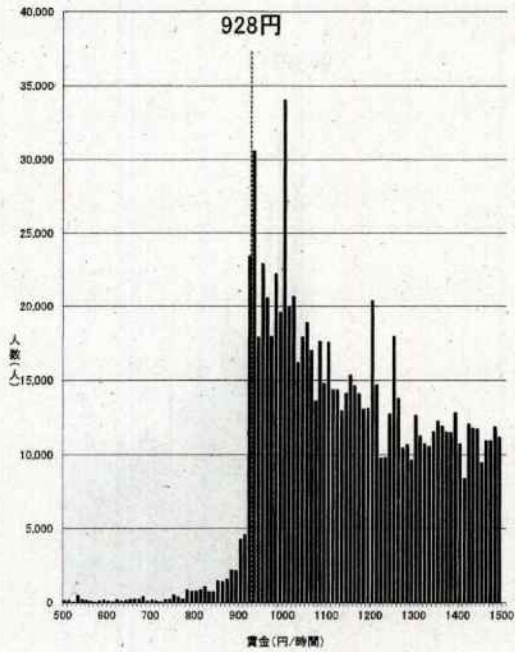


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

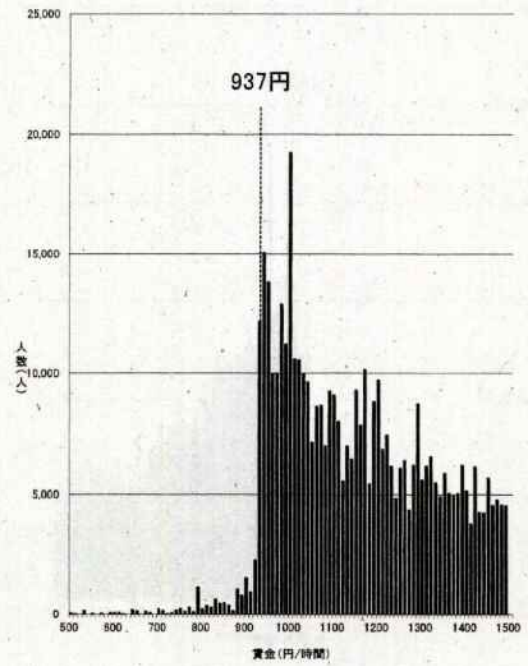


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

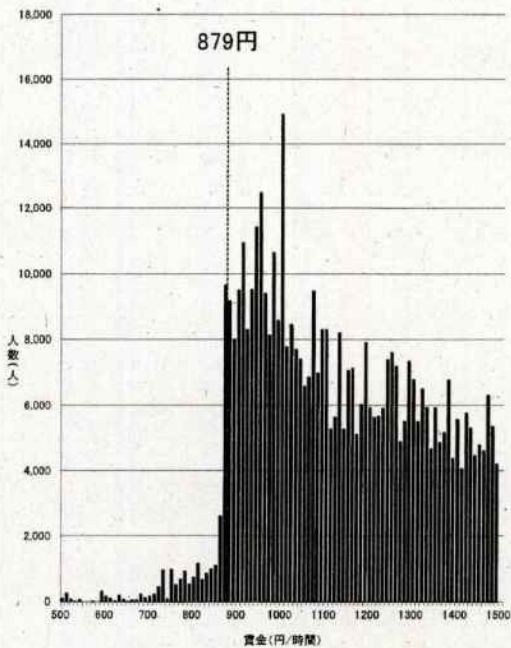


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

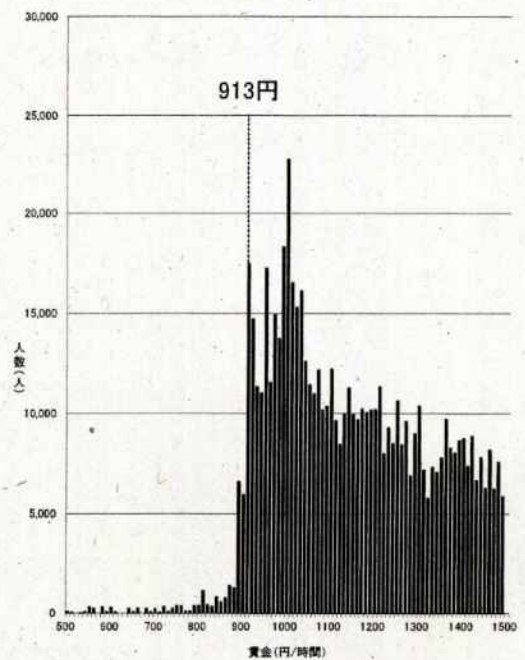


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

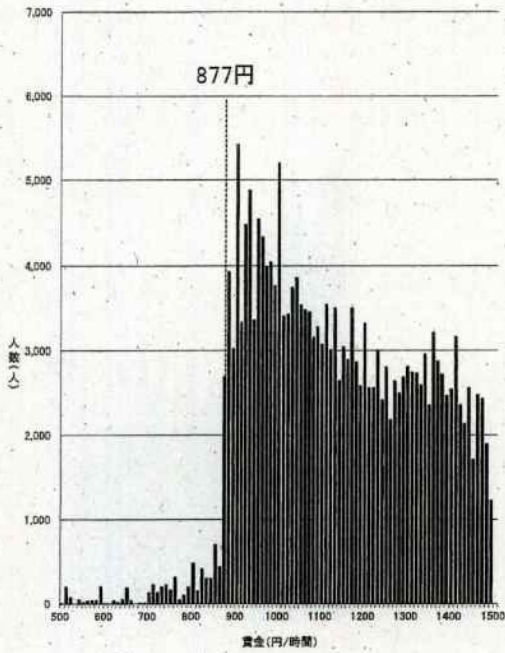


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

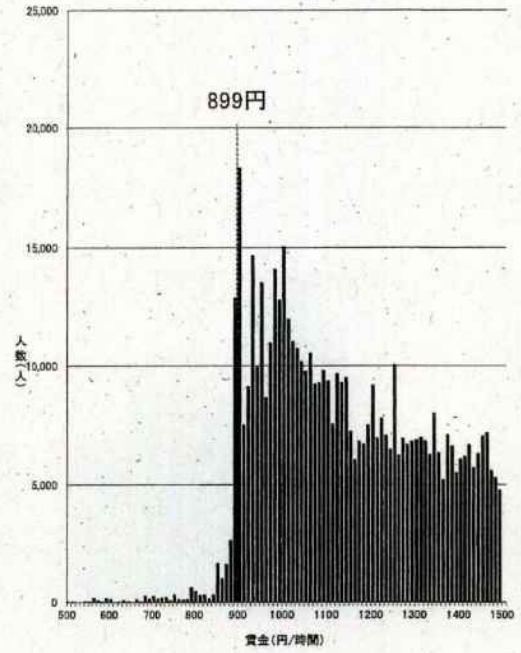


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

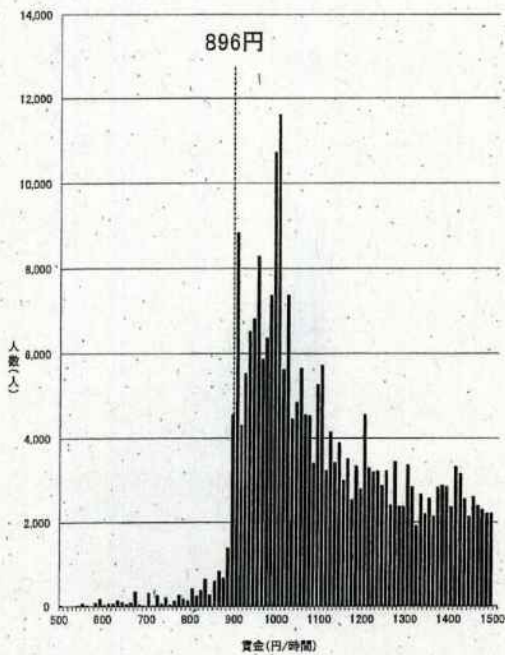


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

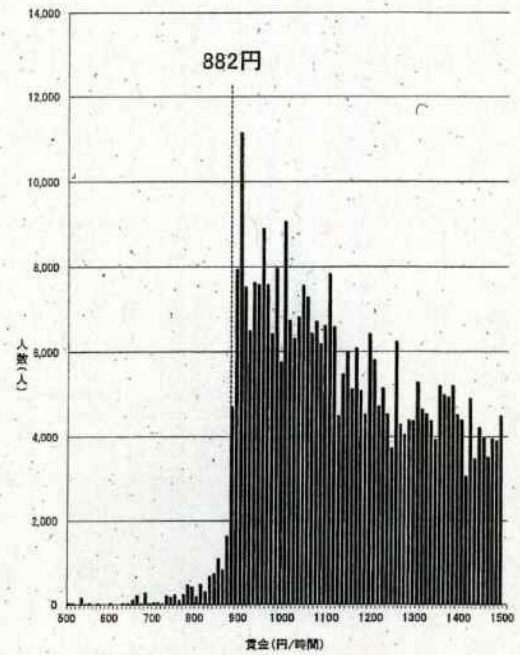


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

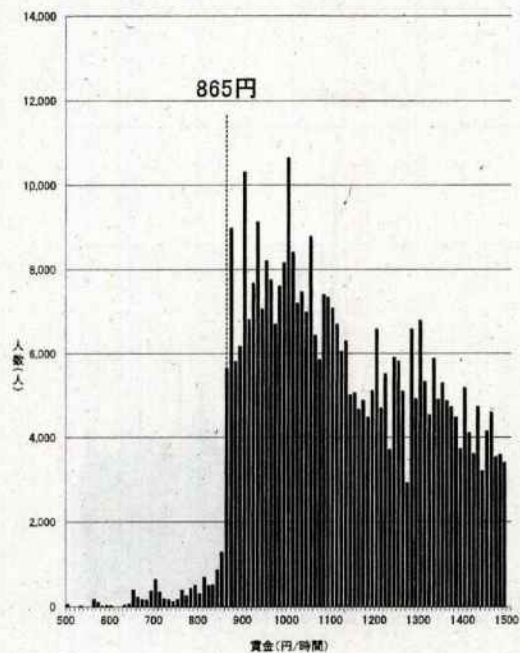


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

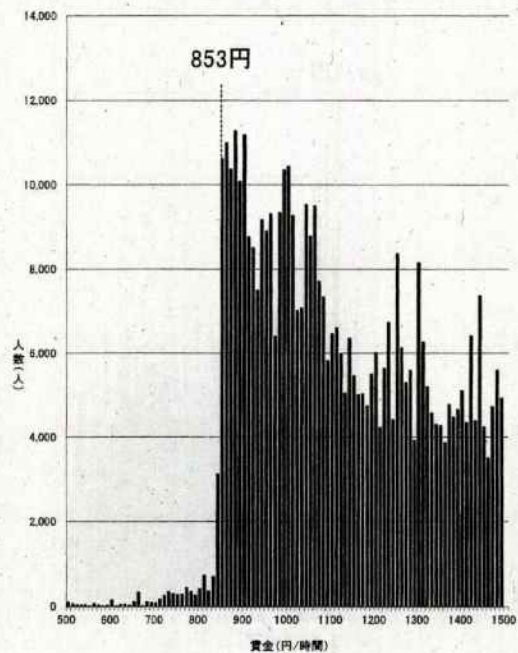


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

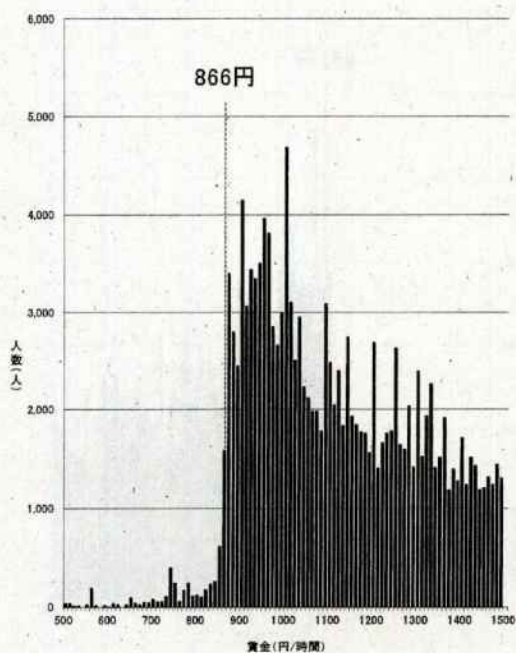


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

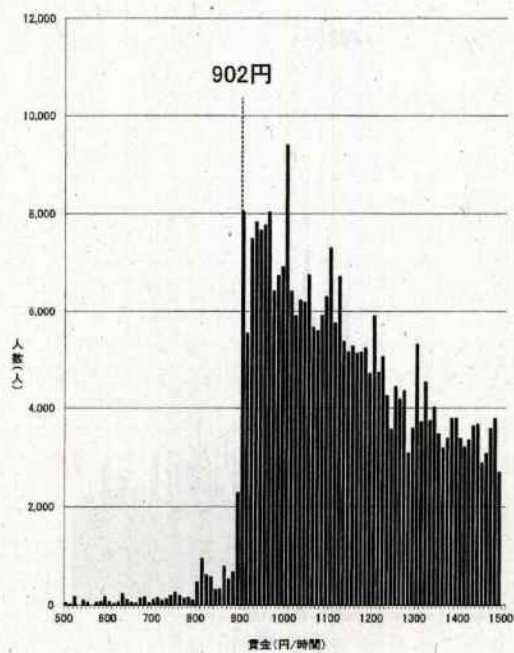


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

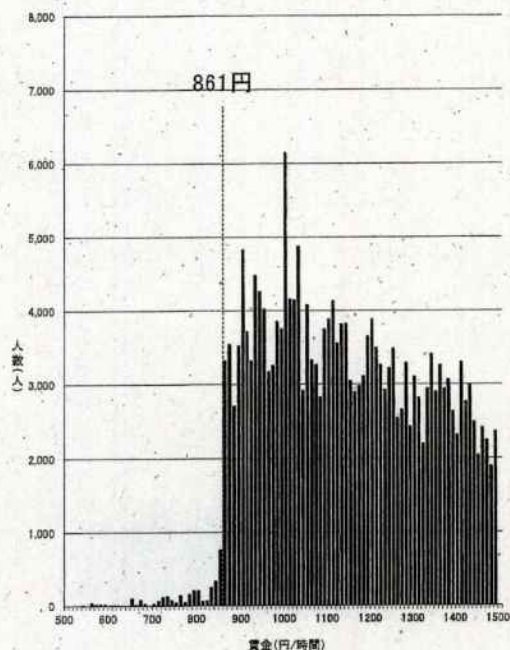


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

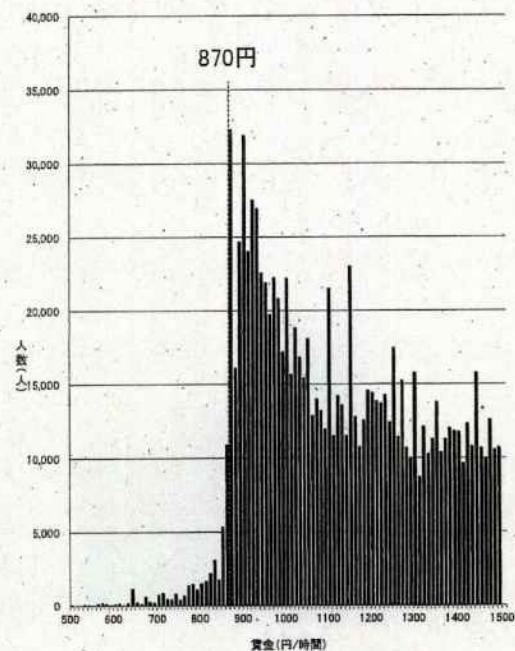


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

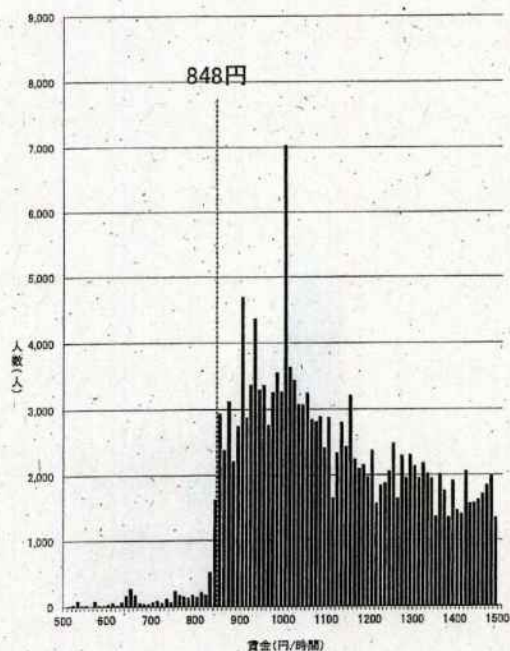


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

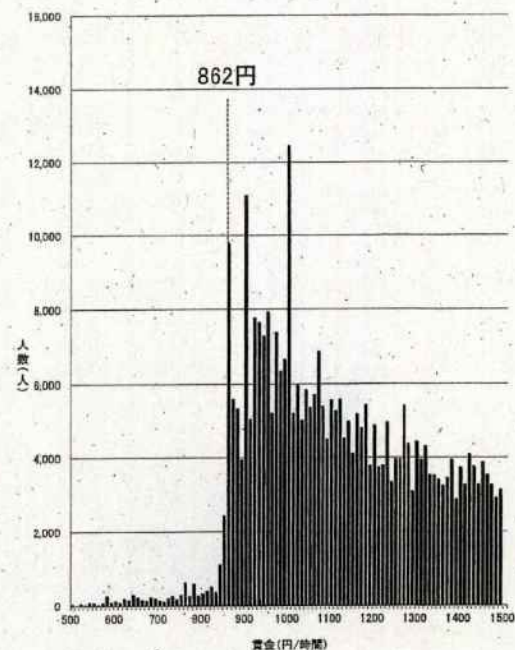


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

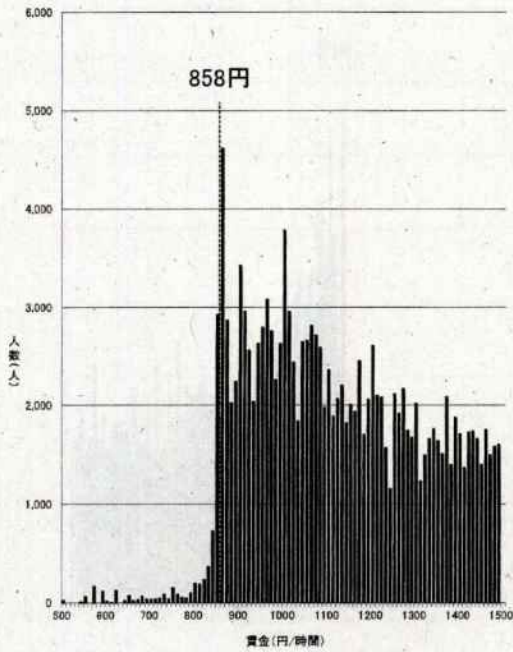


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

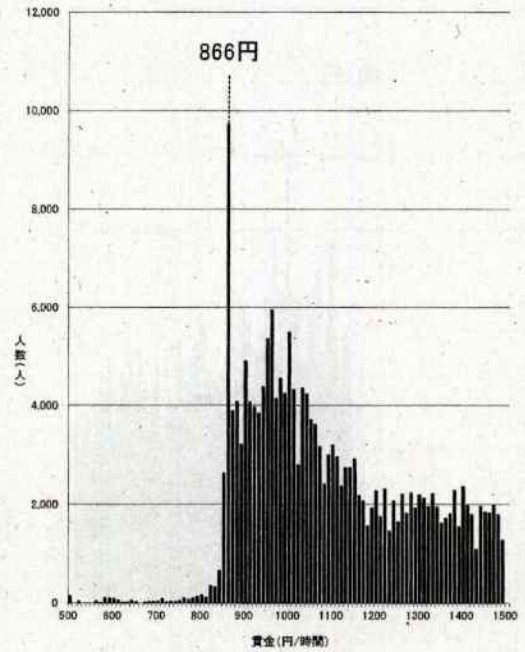


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

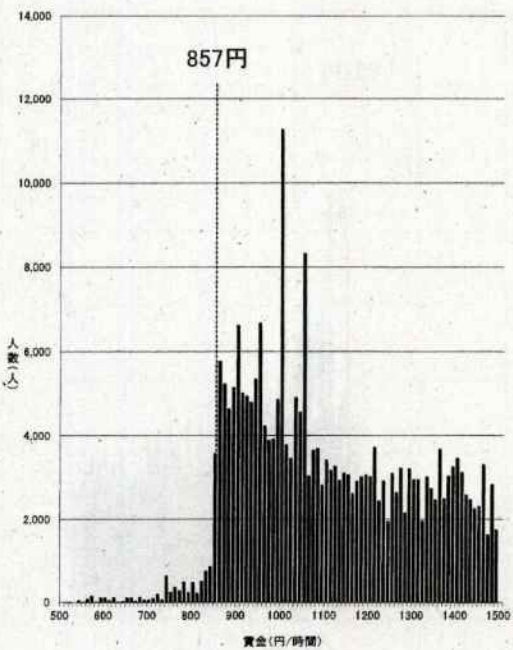


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

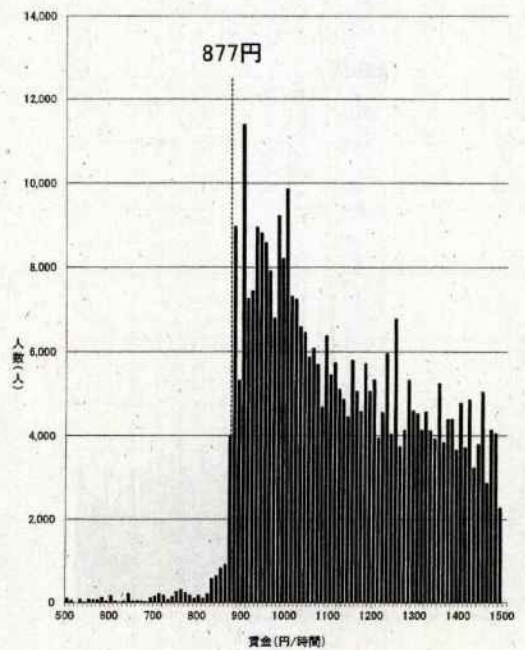


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

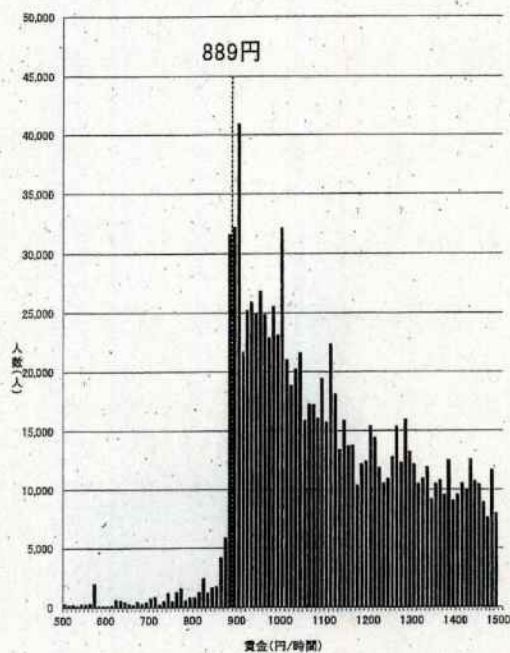


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

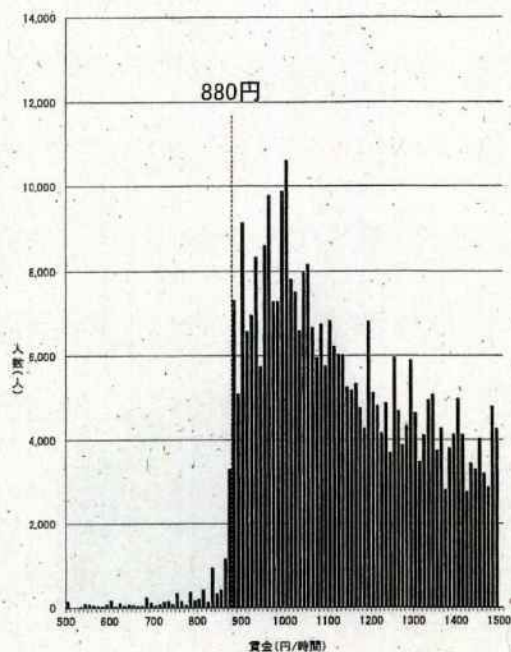


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

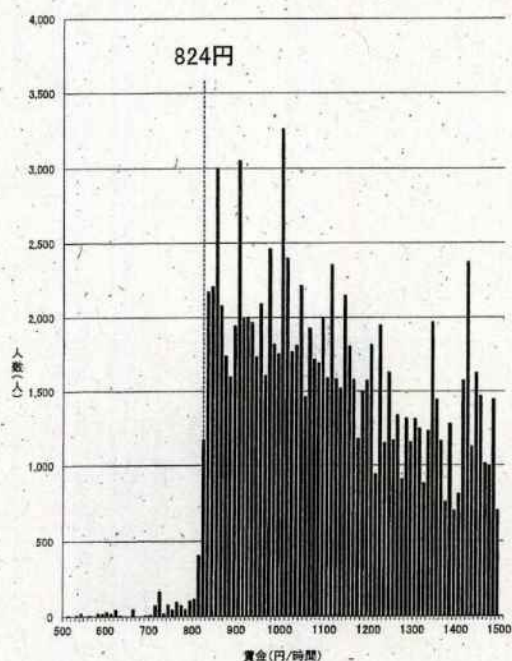


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

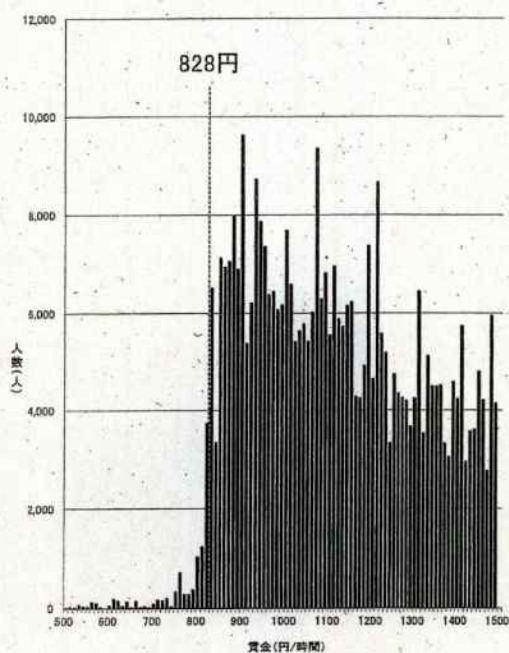


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

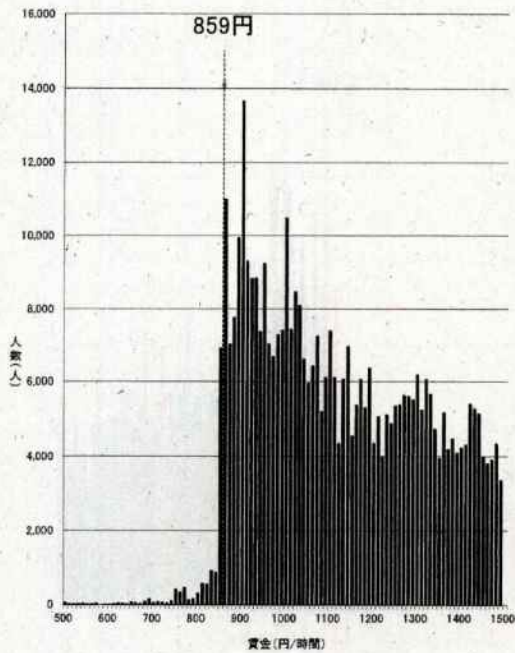


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

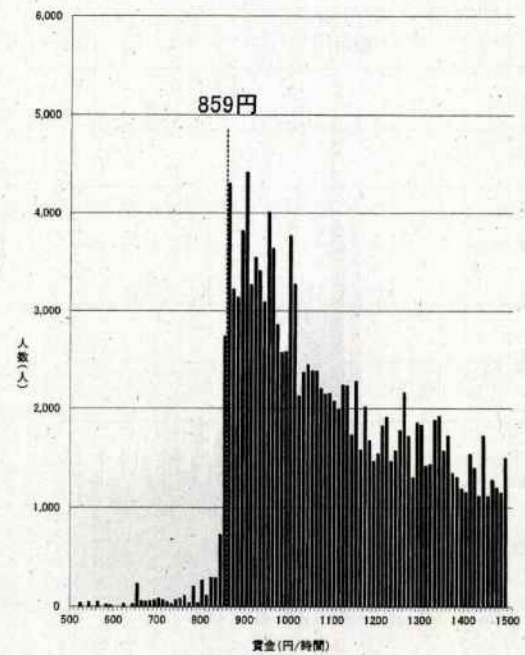


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

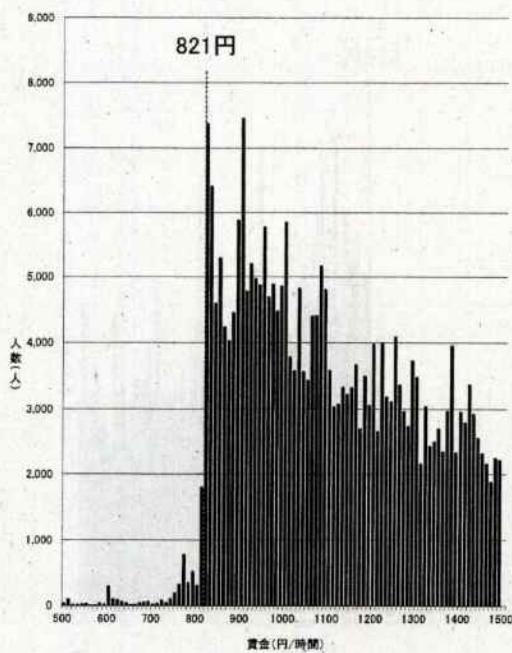


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

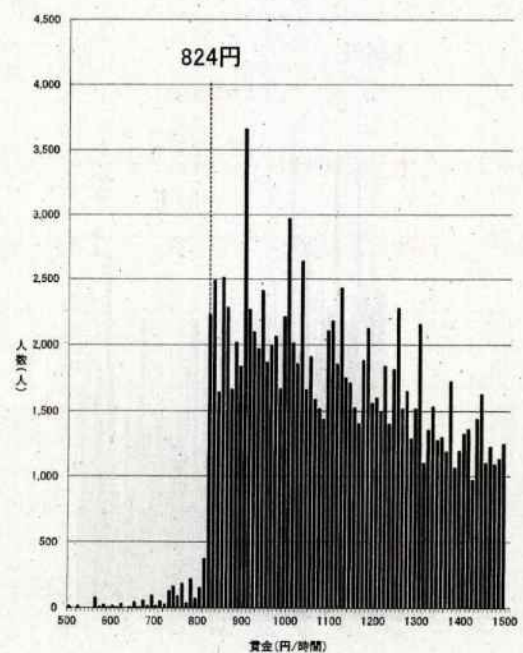


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

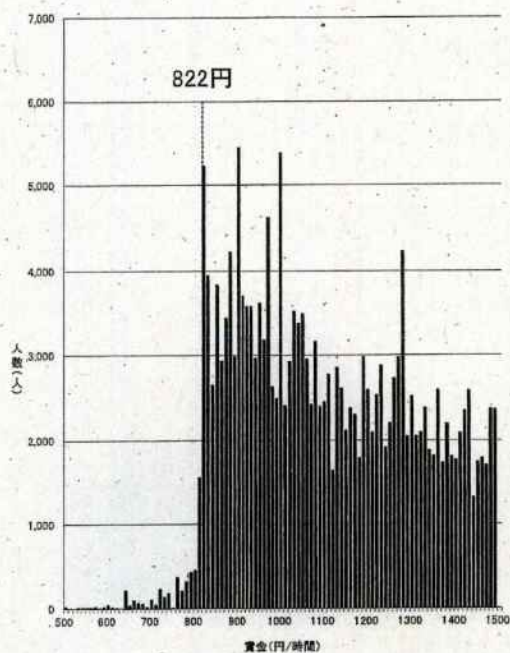


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

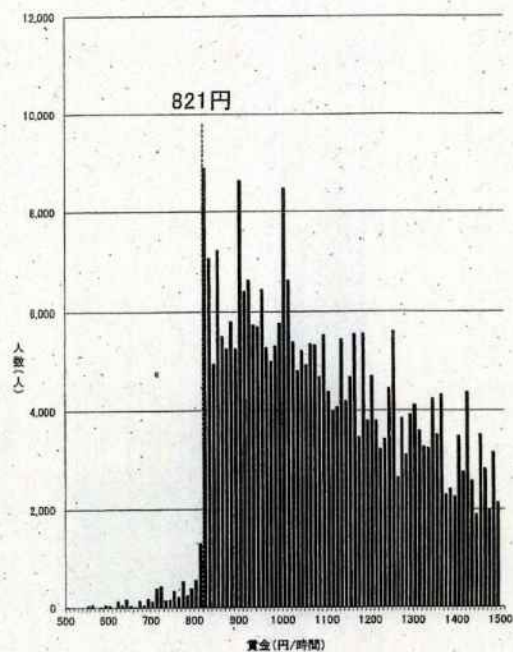


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

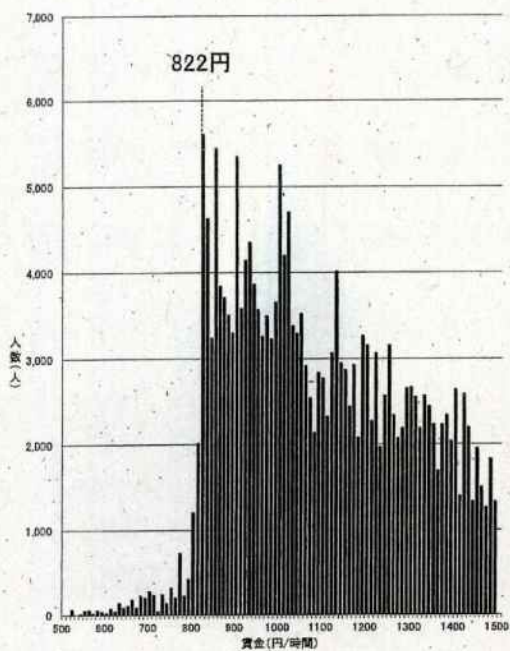


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

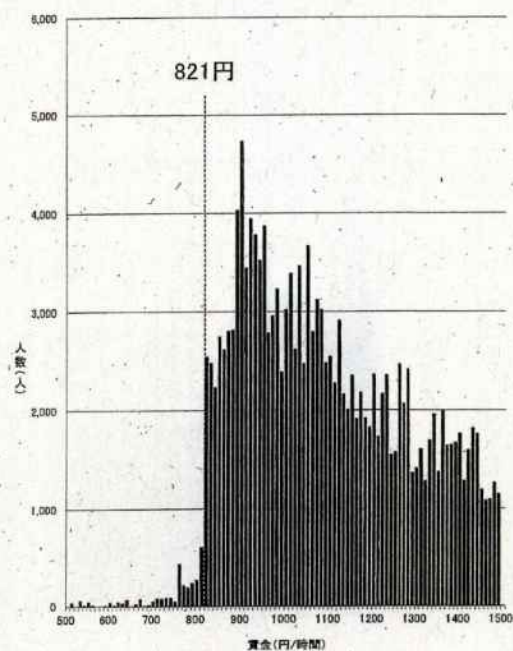


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

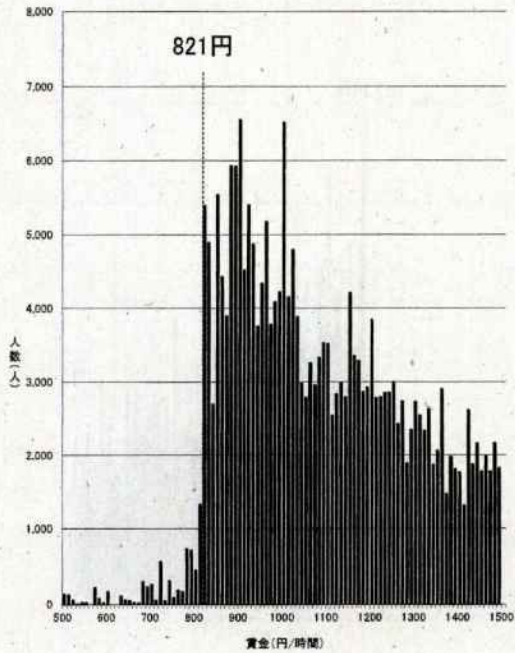


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

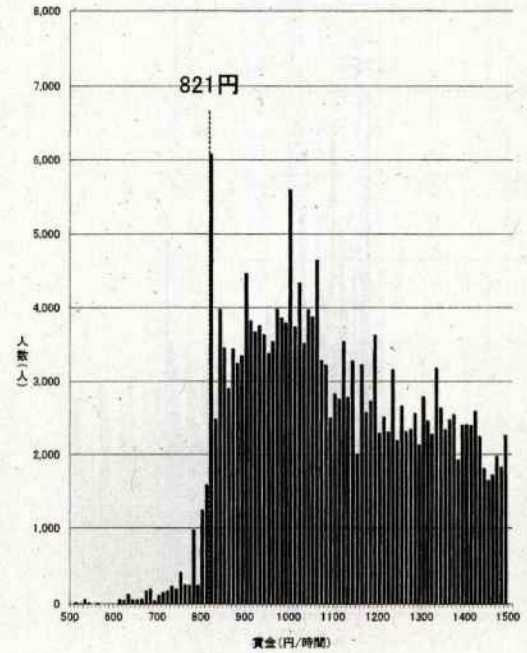


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

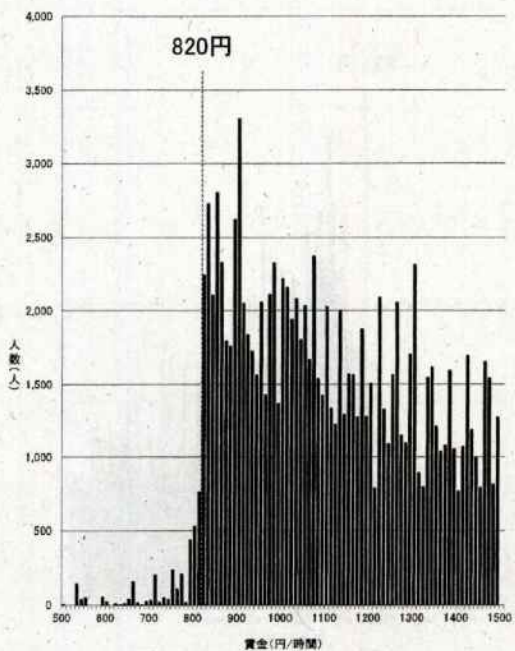


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

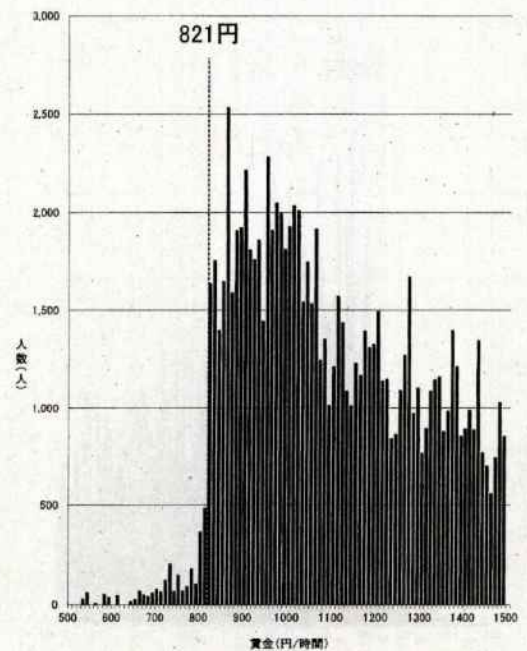


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

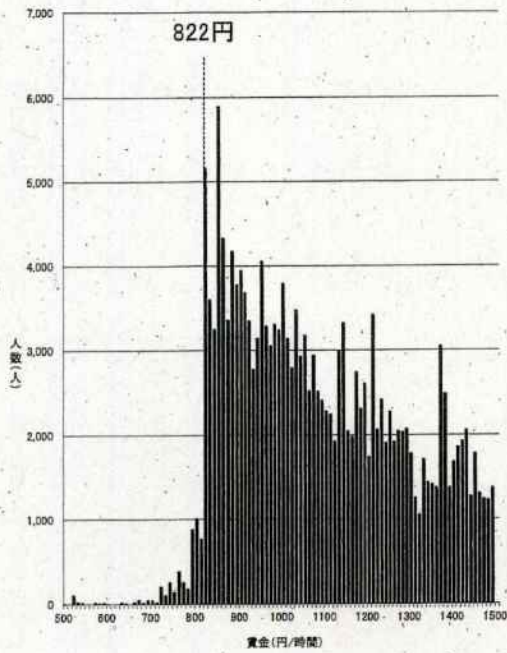


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

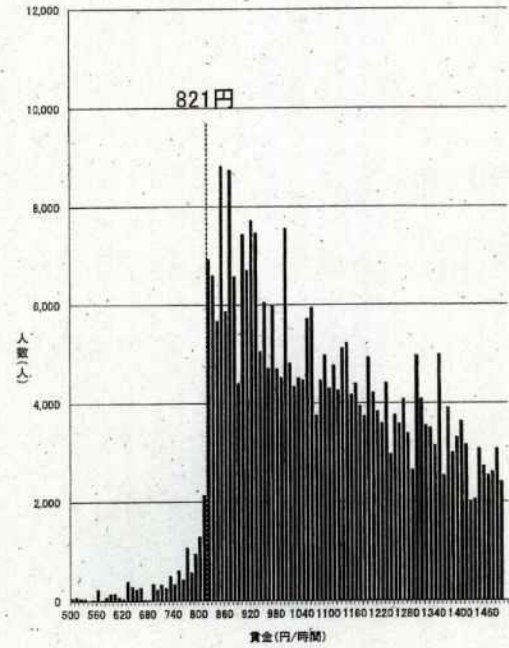


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

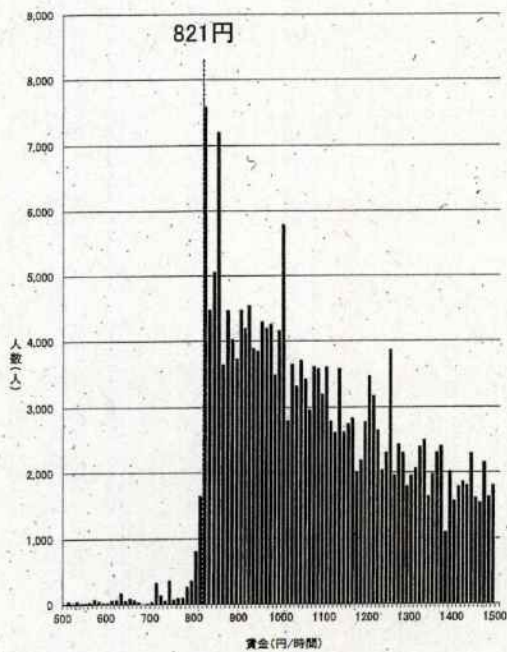


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

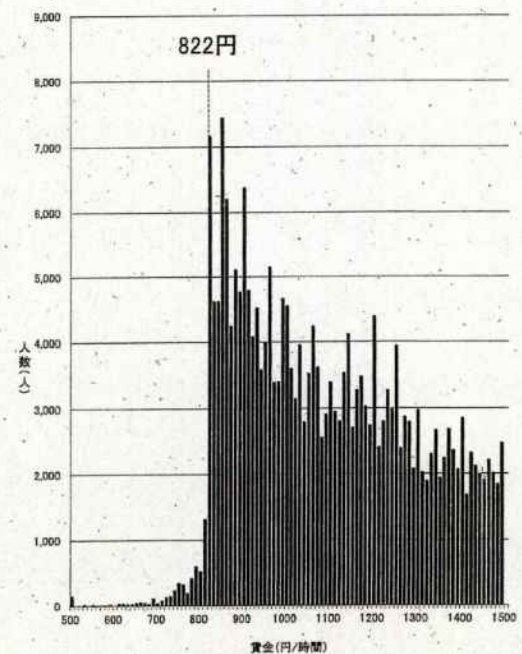


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

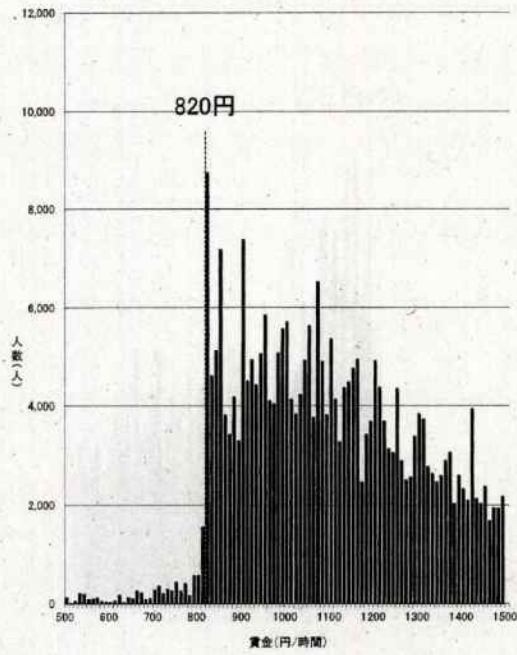


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

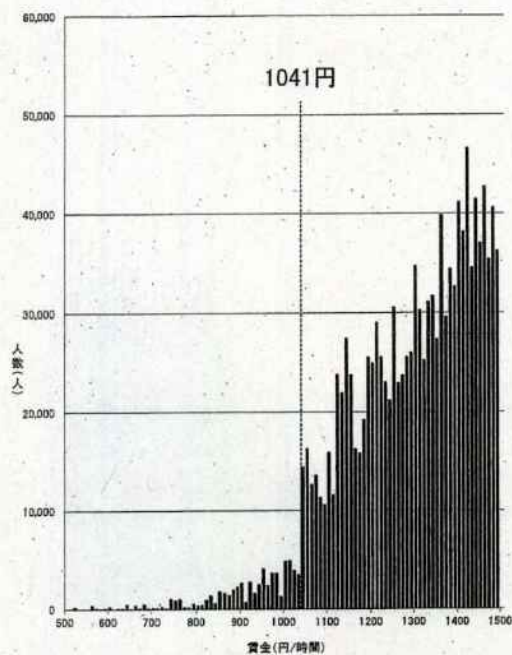
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

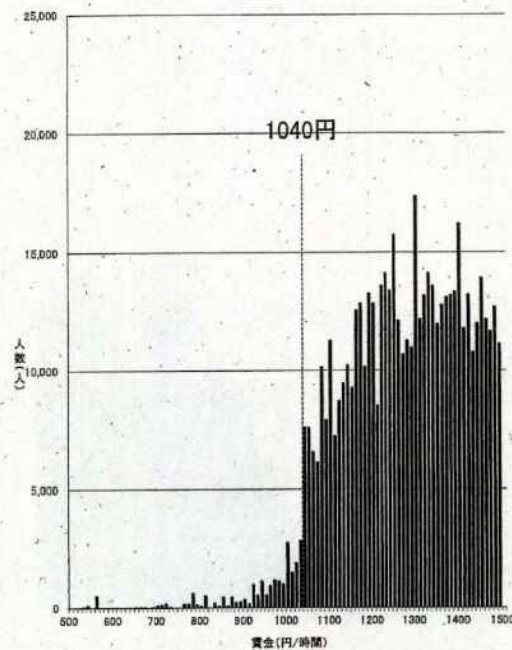


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

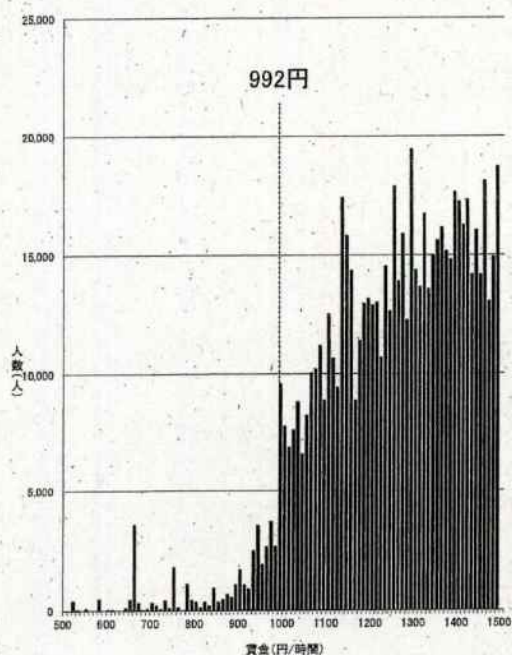


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

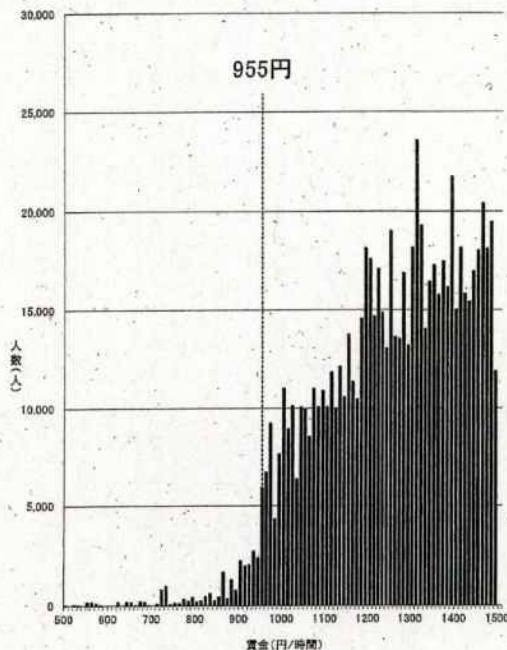


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

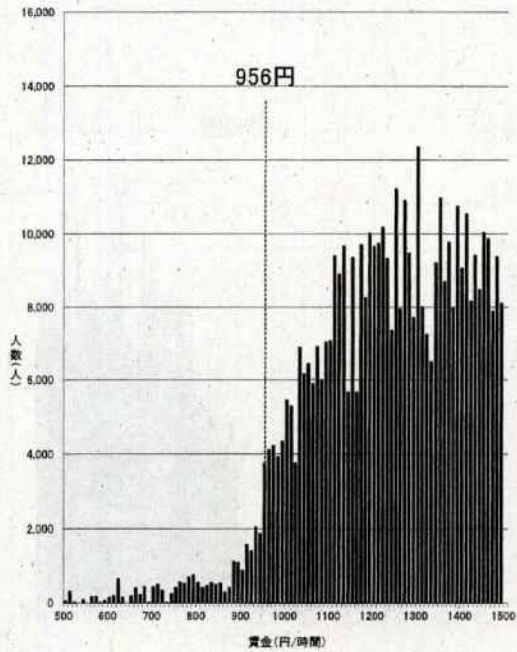


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

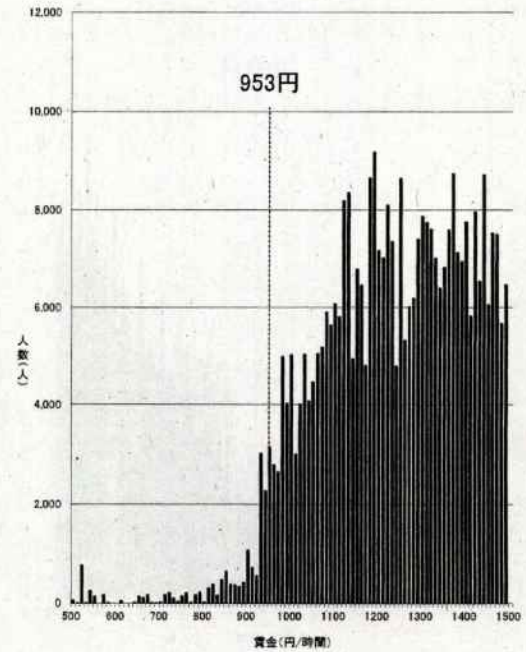


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

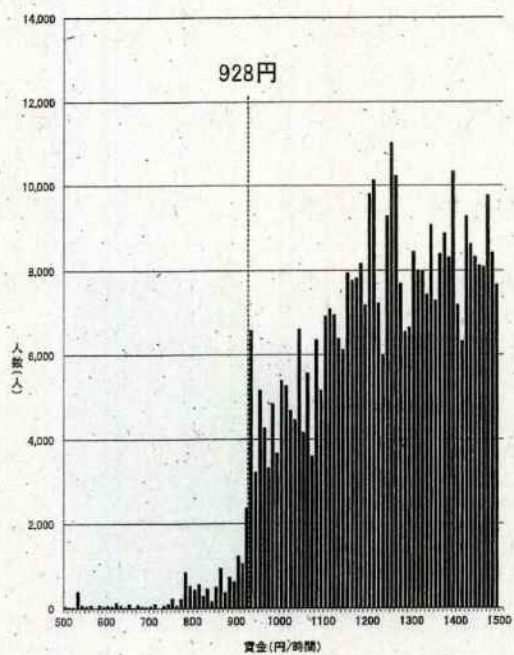


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

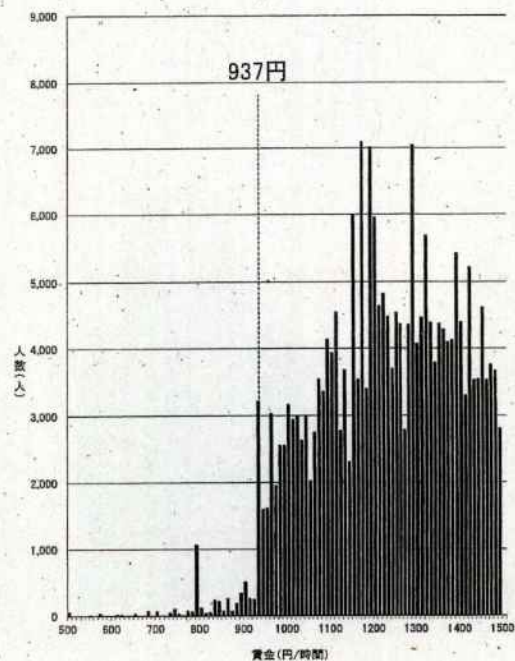


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

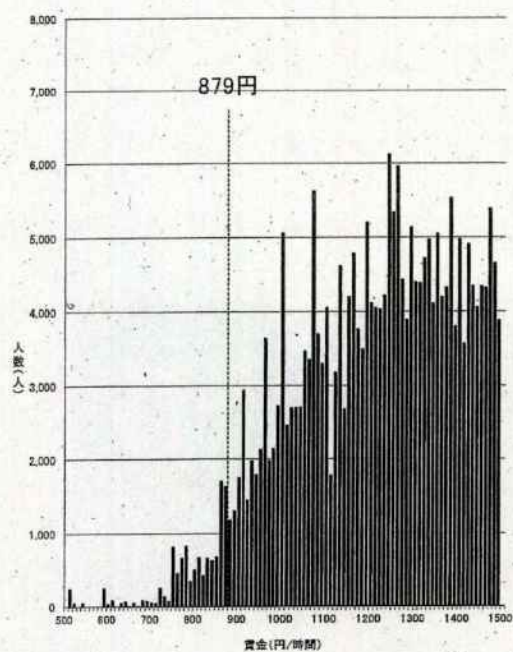


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

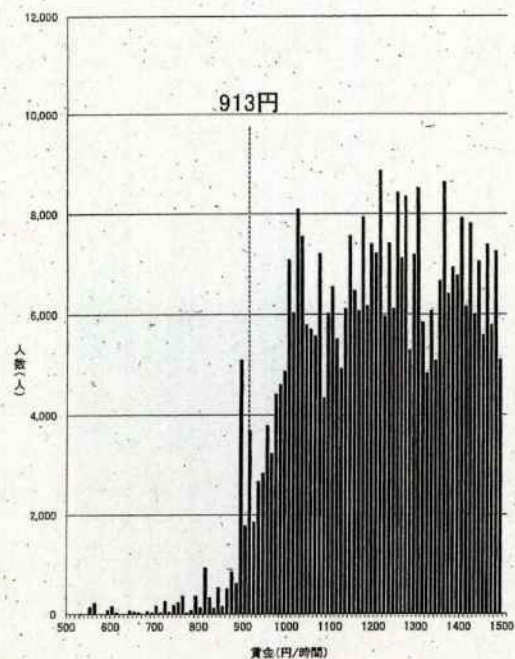


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

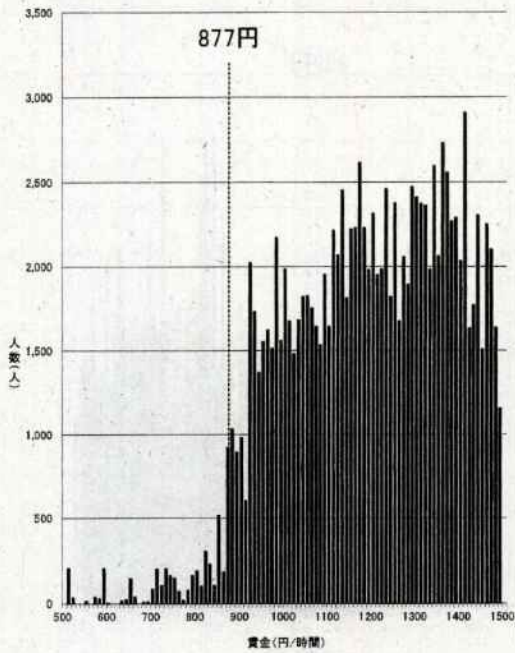


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

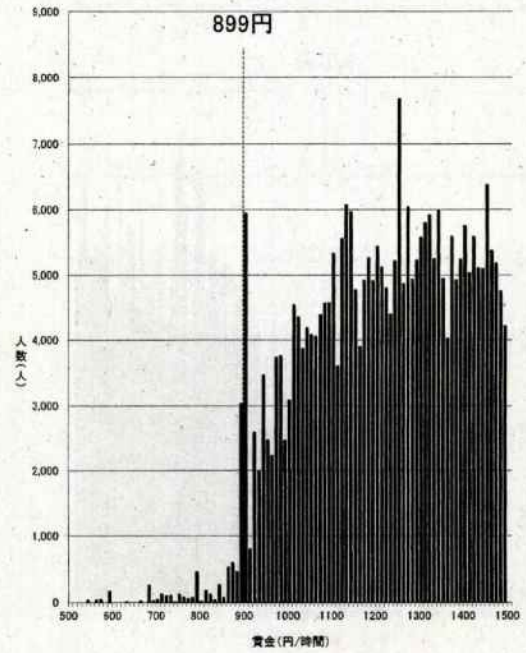


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

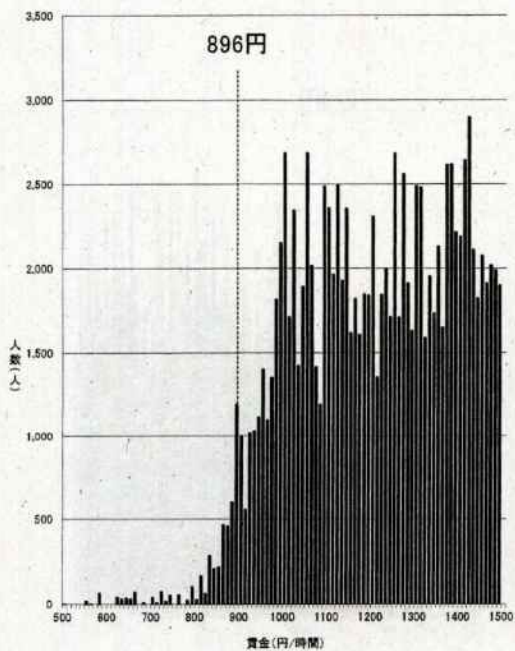


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

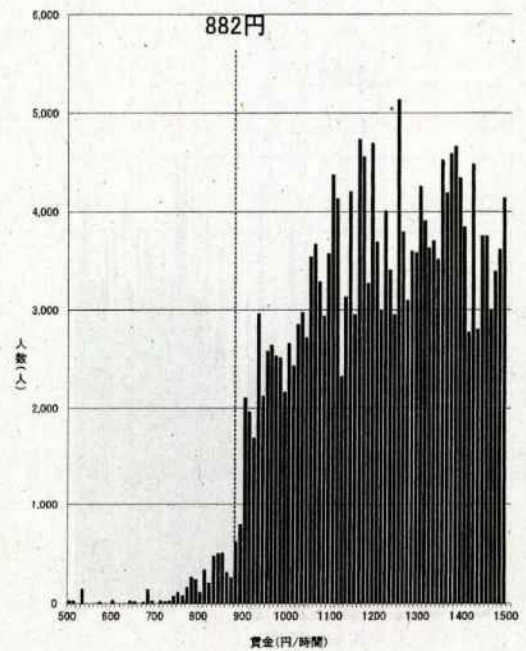


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

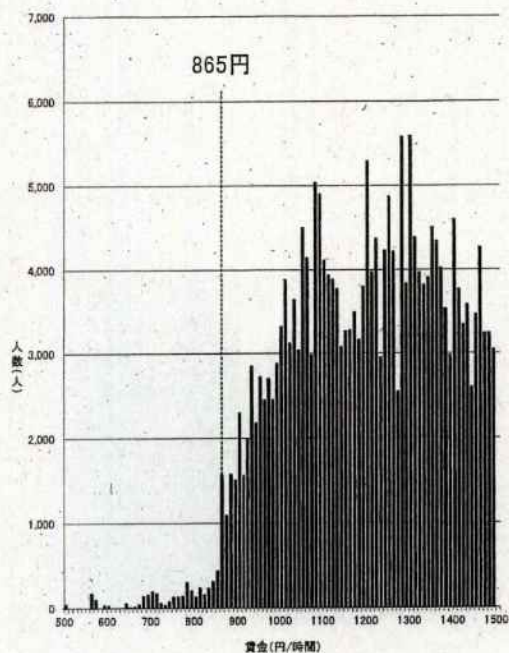


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

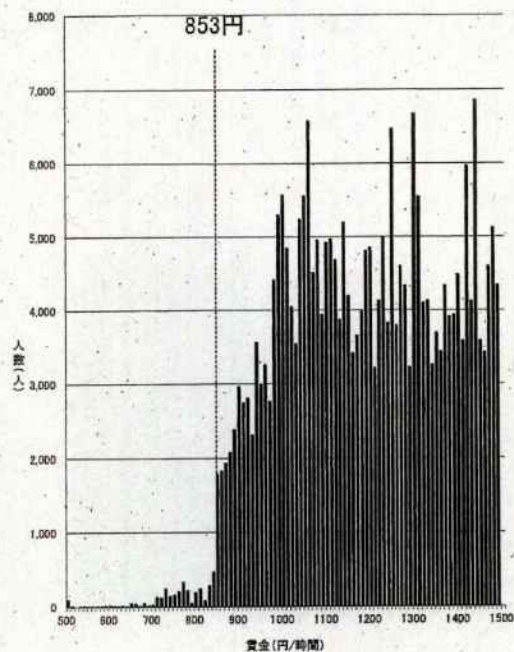


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

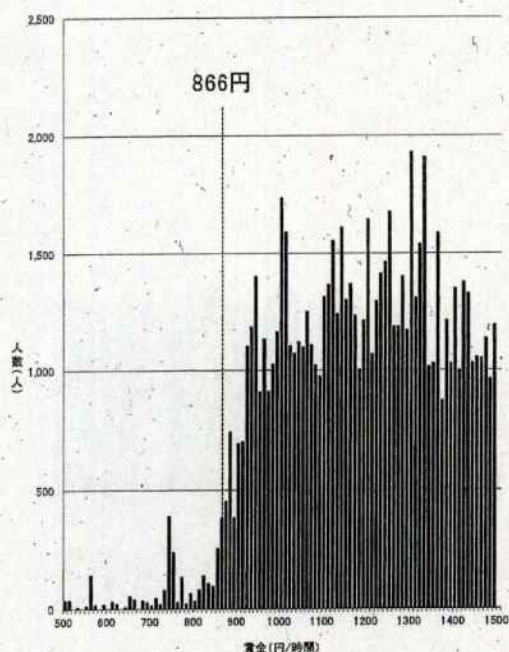


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

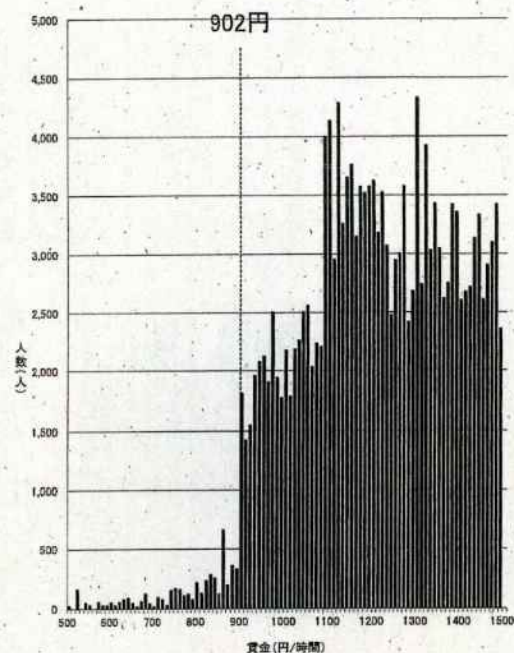


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

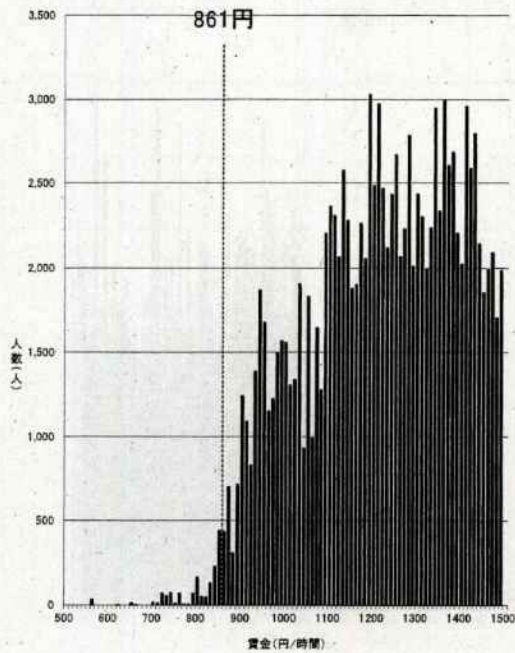


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

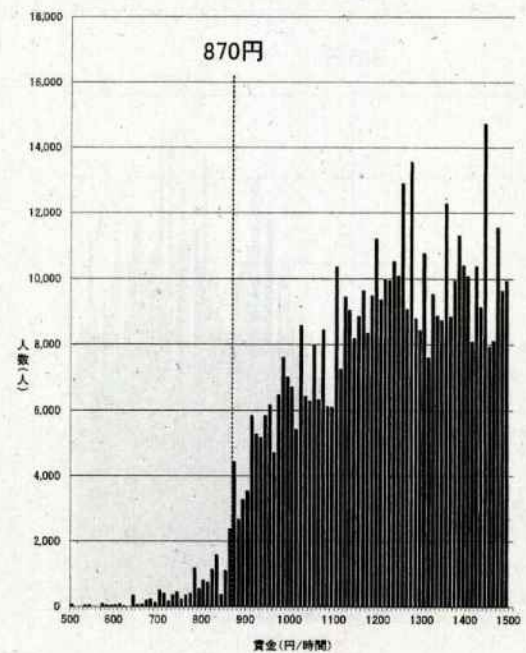


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

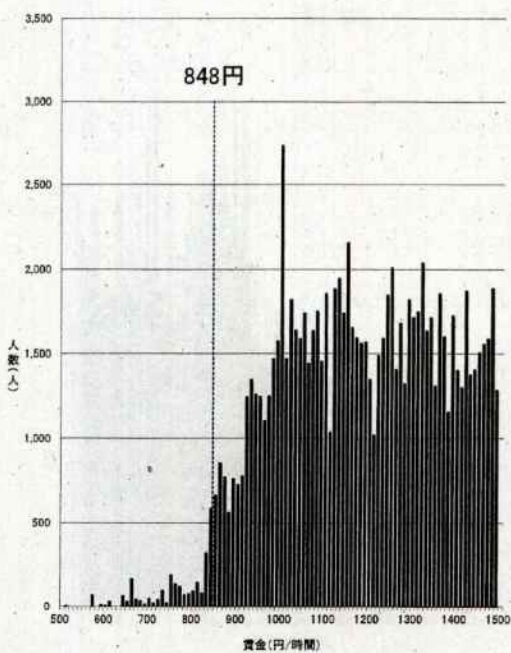


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

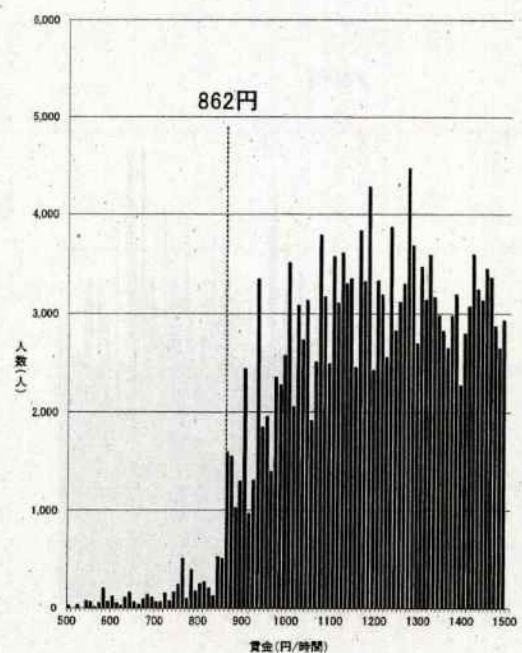


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

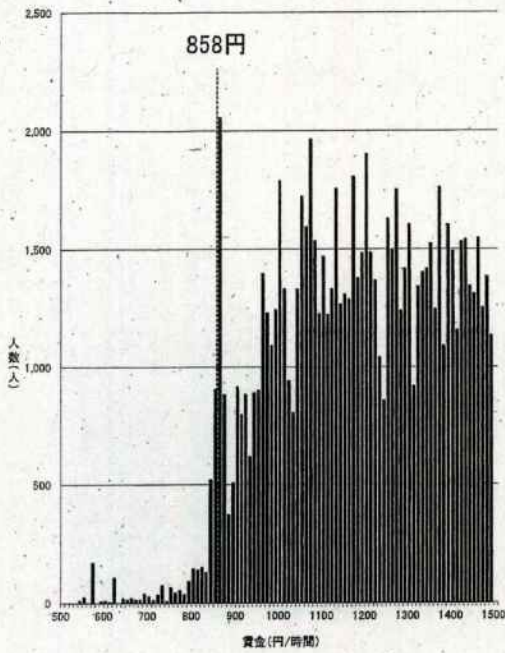


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

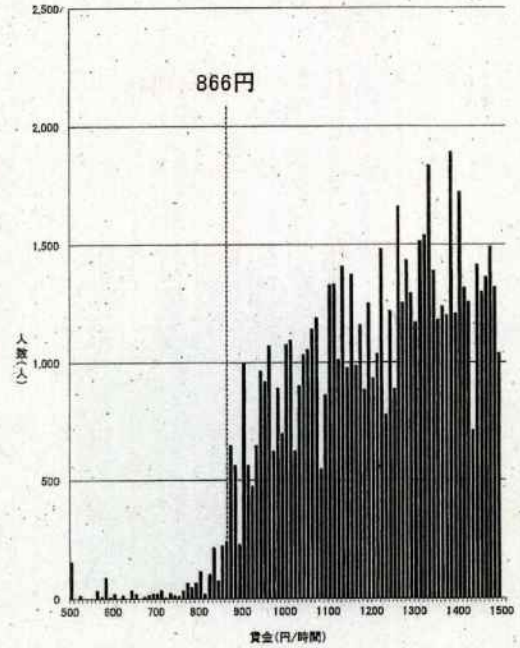


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

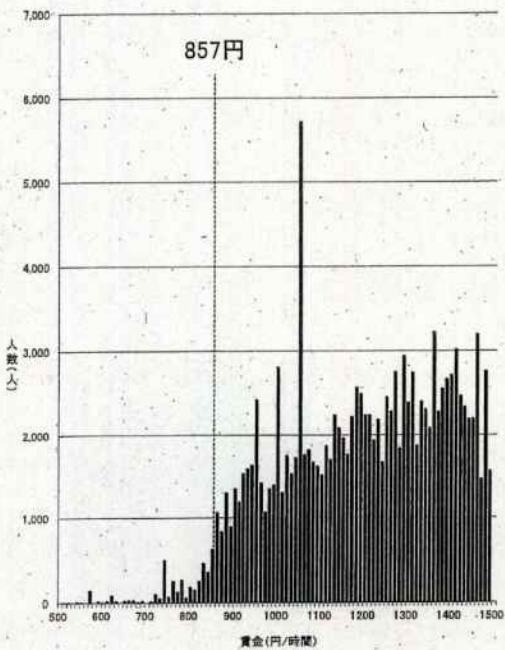


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

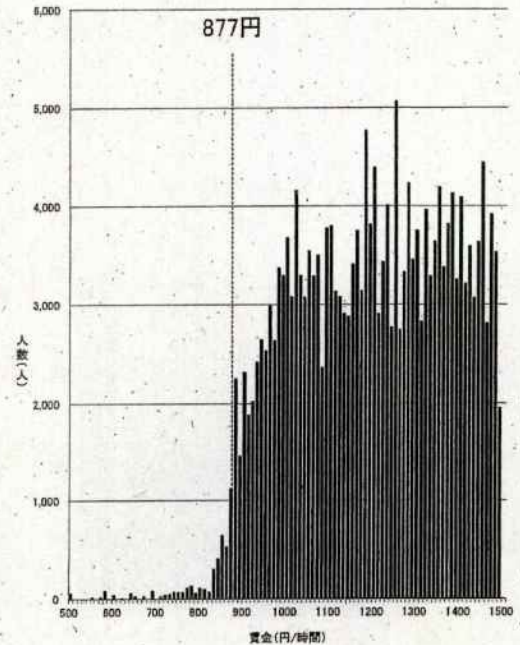


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

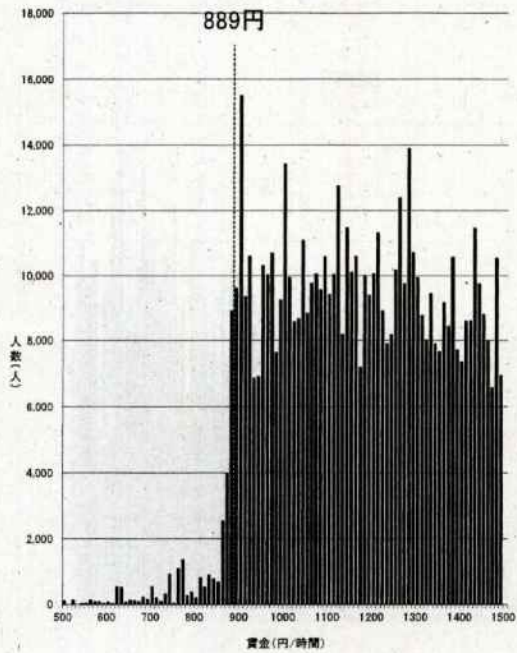


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

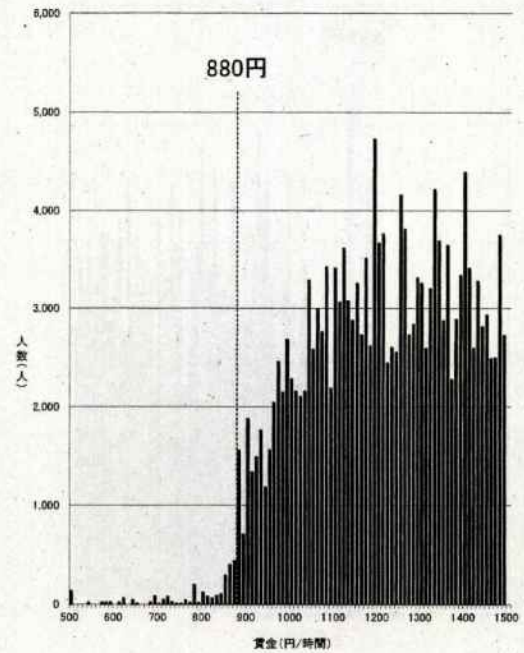


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

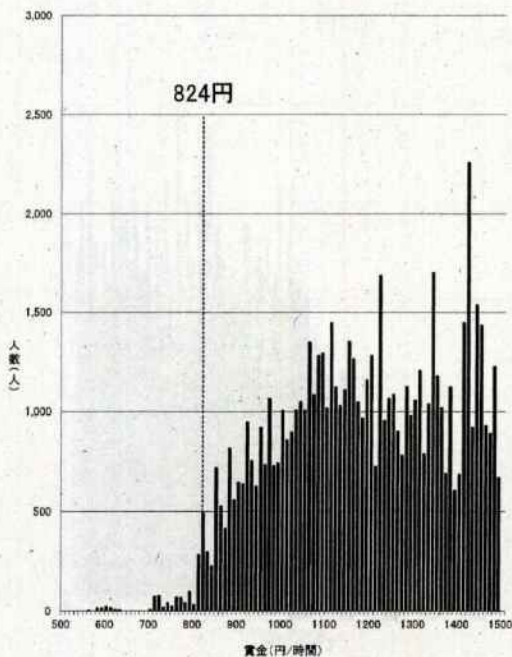


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

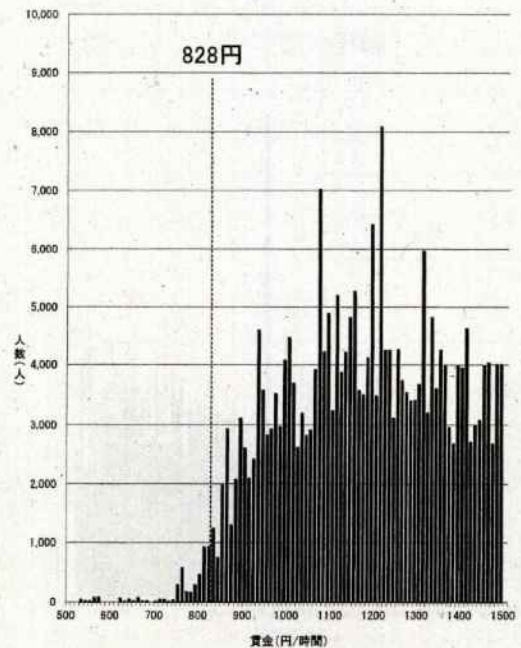


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

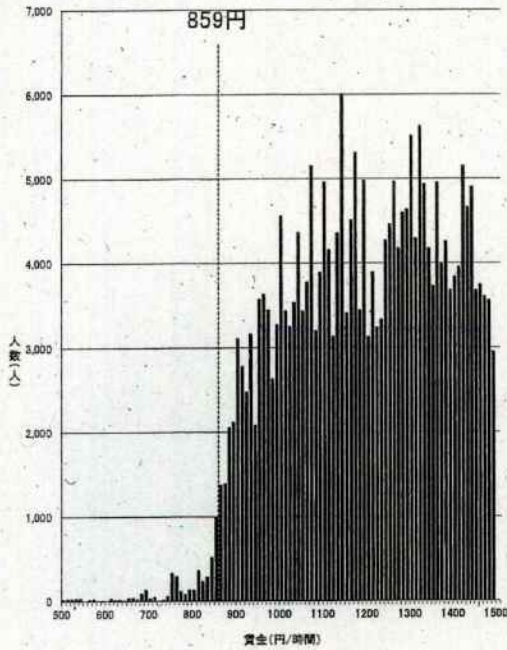


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

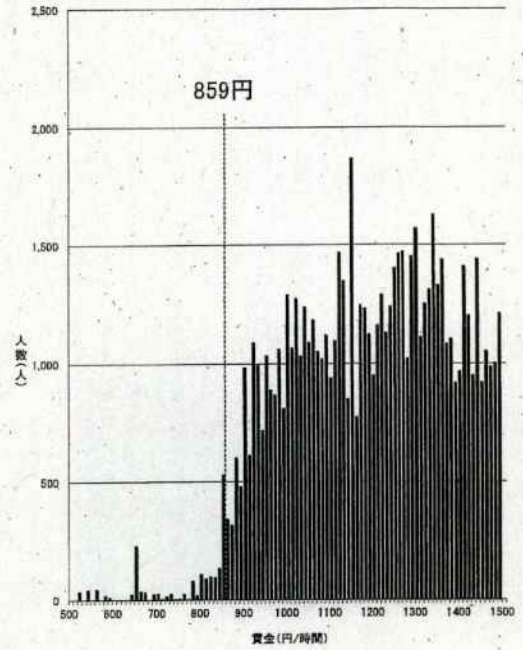


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

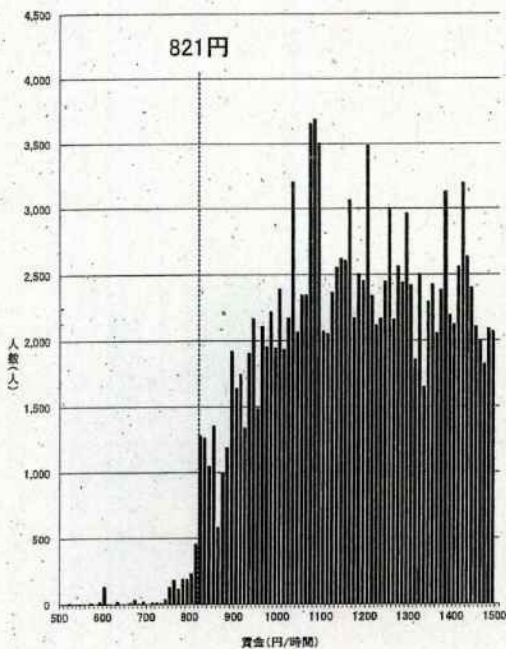


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

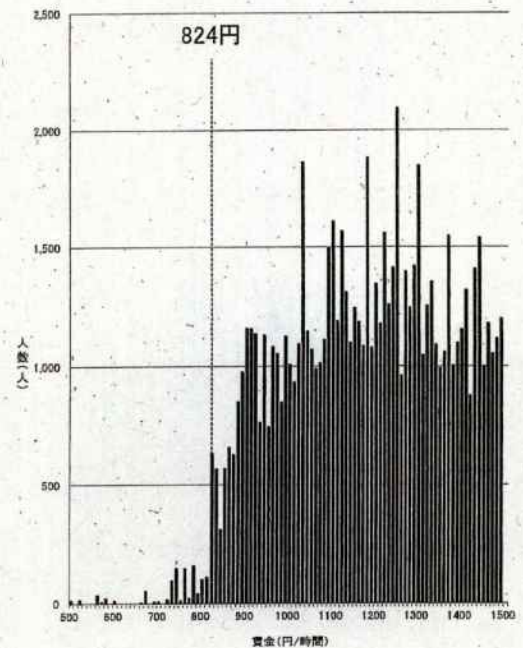


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

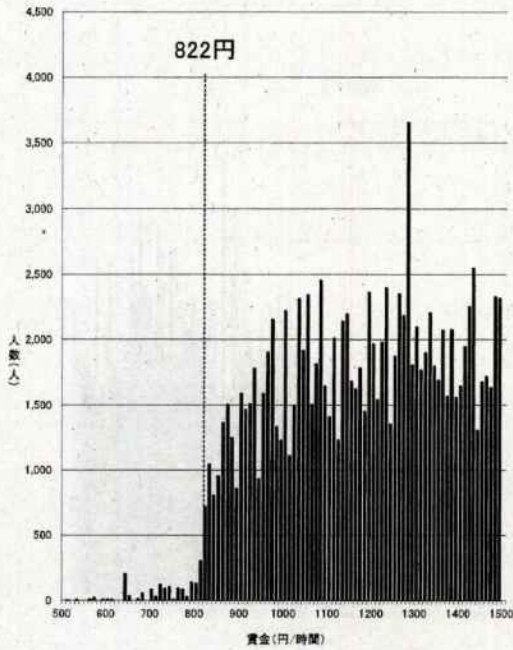


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

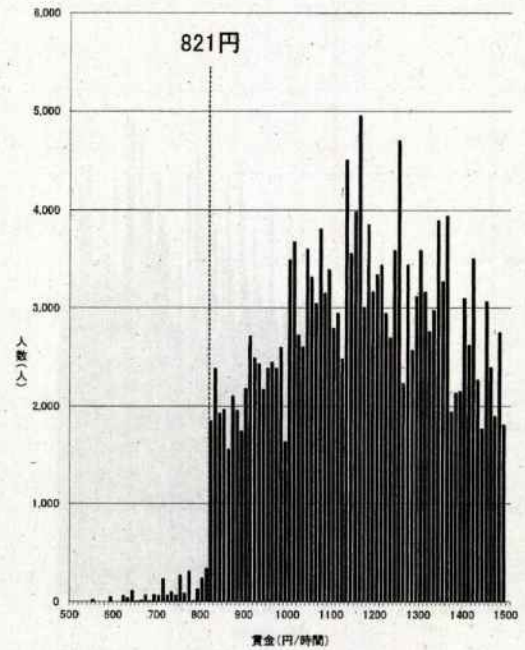


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

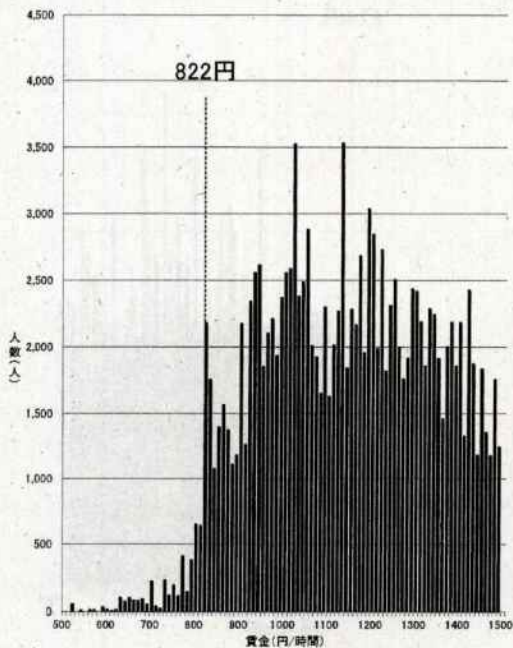


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

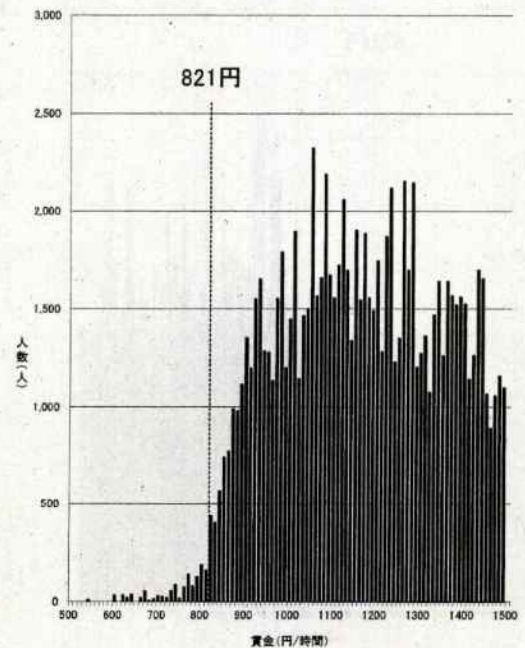


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

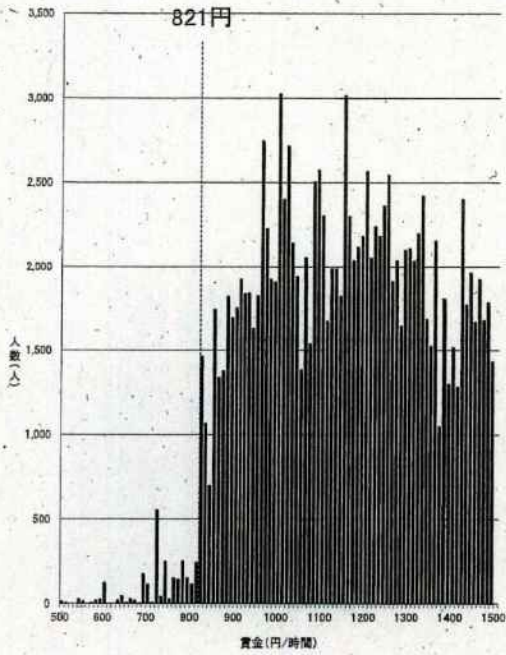


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

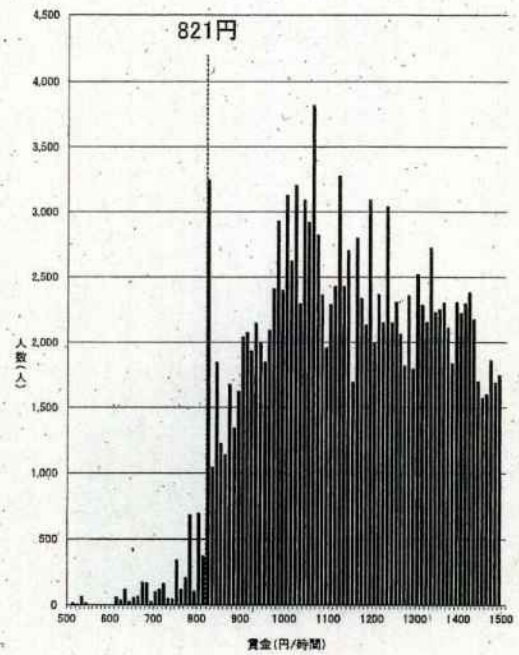


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

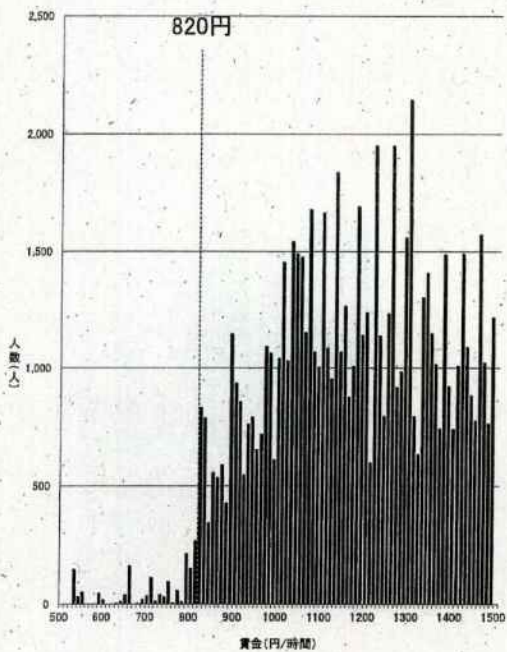


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

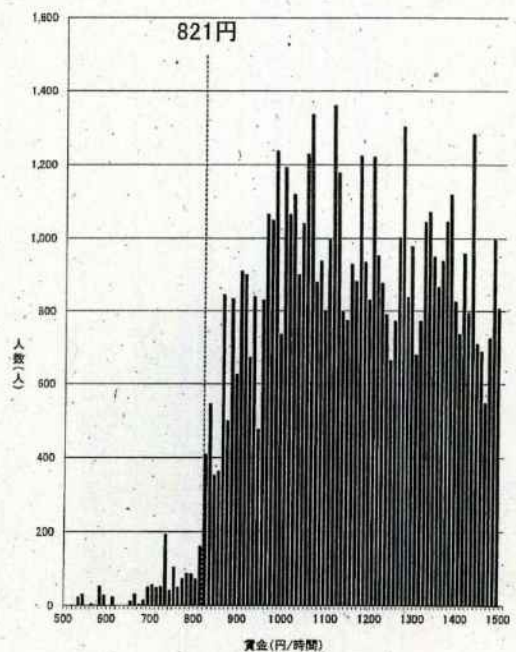


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

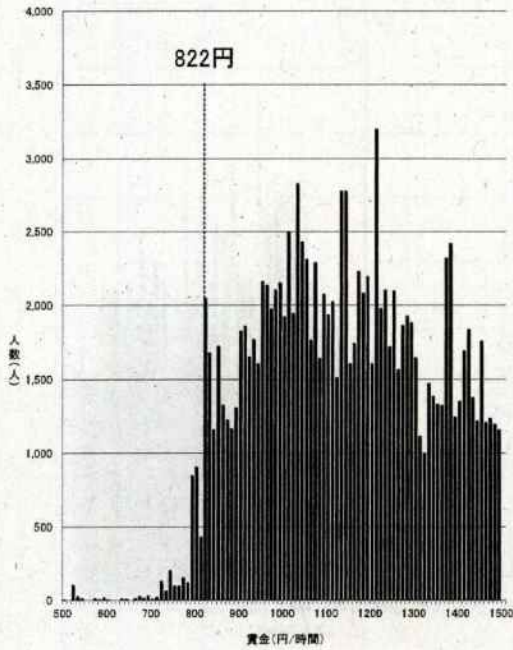


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

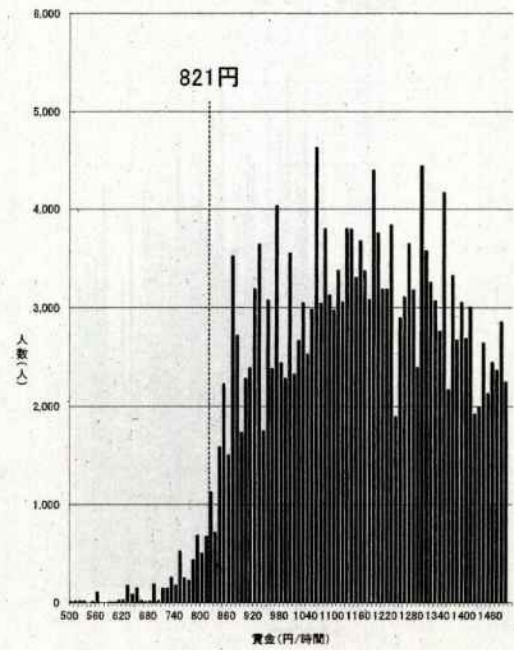


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積習手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

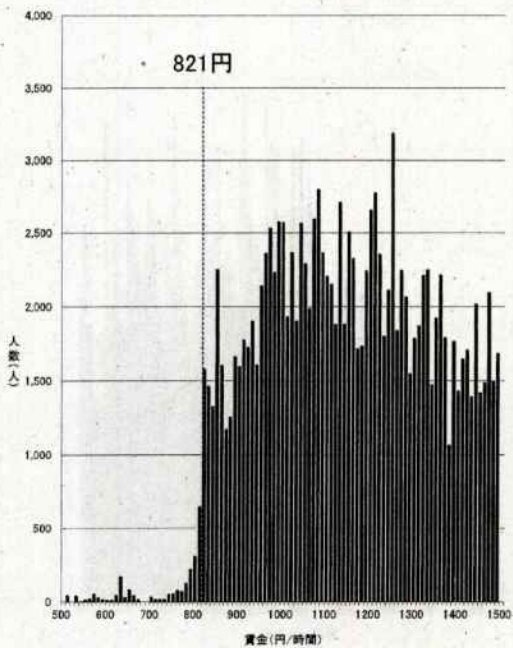


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積習手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

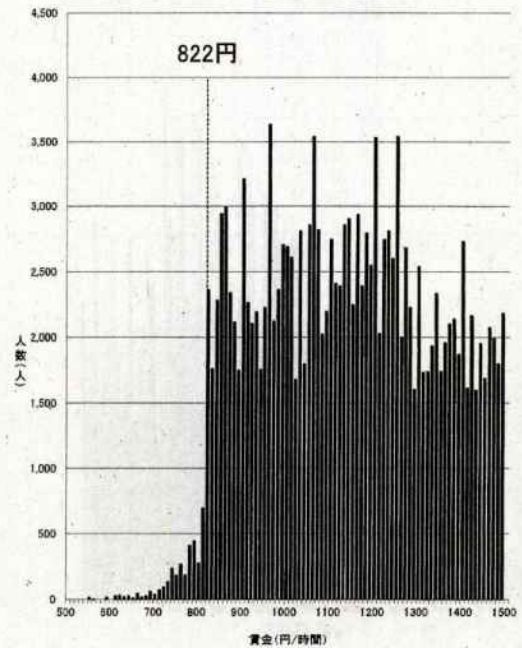


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積習手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

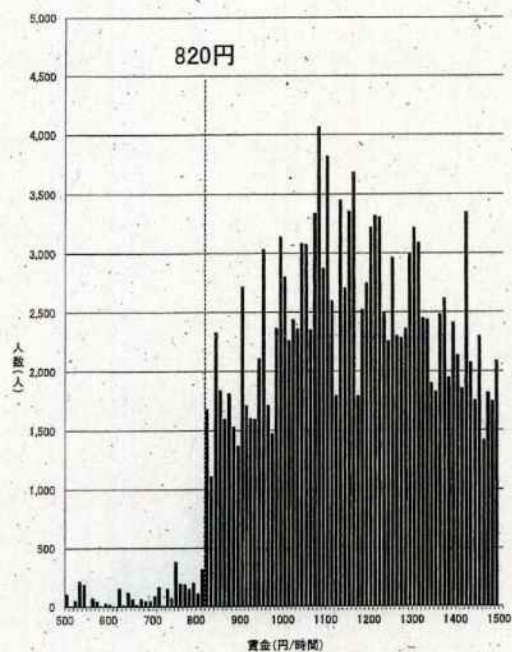


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積習手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



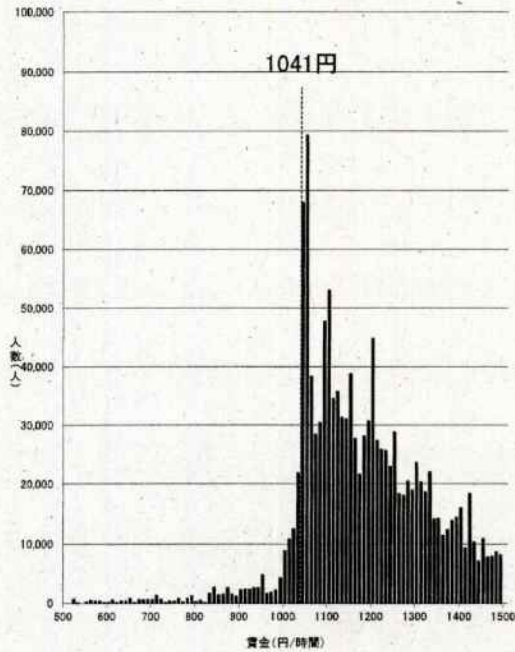
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給手額(通勤手当、積習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内家労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

東京(A)



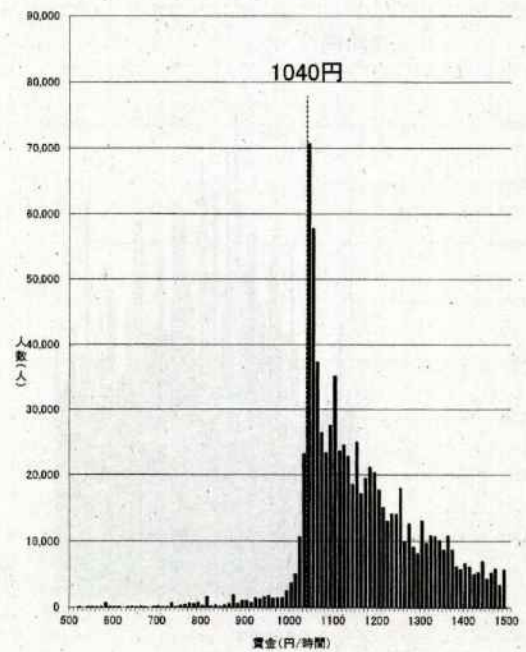
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

資料No. 4-3

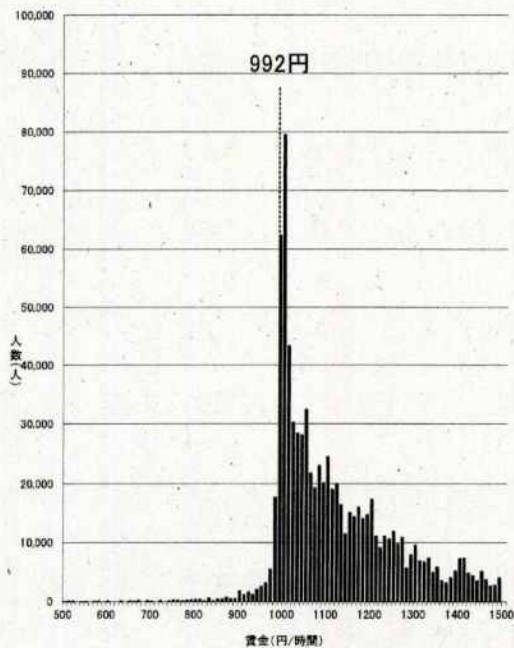


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

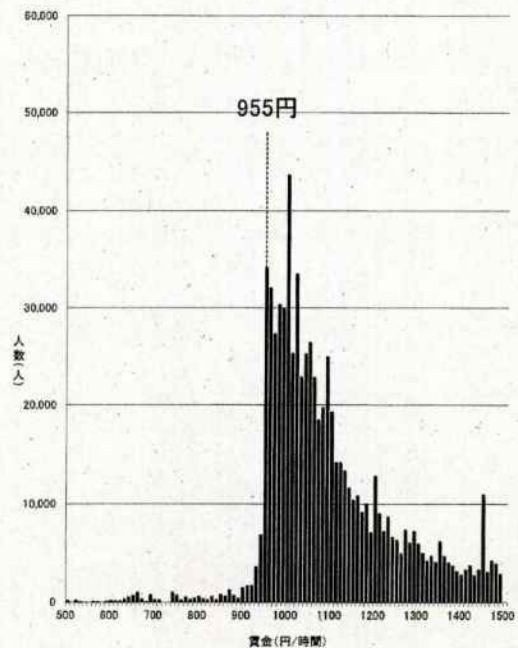


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

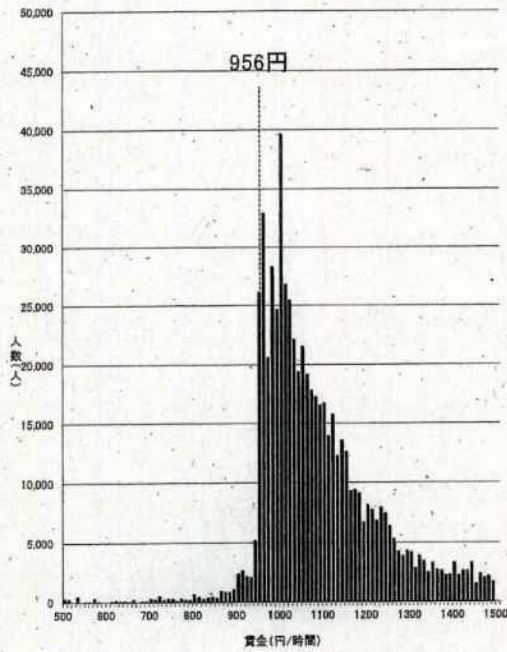


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

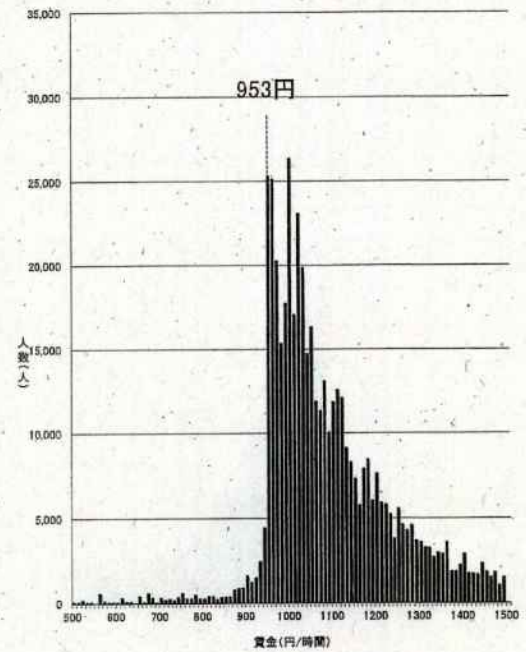


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

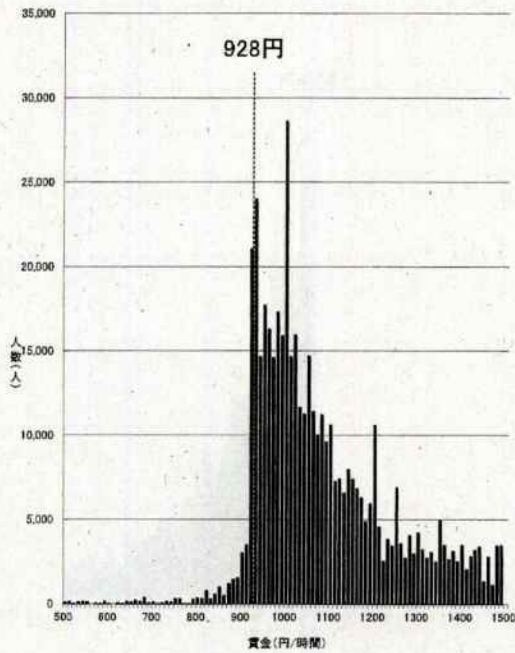


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、稼働手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

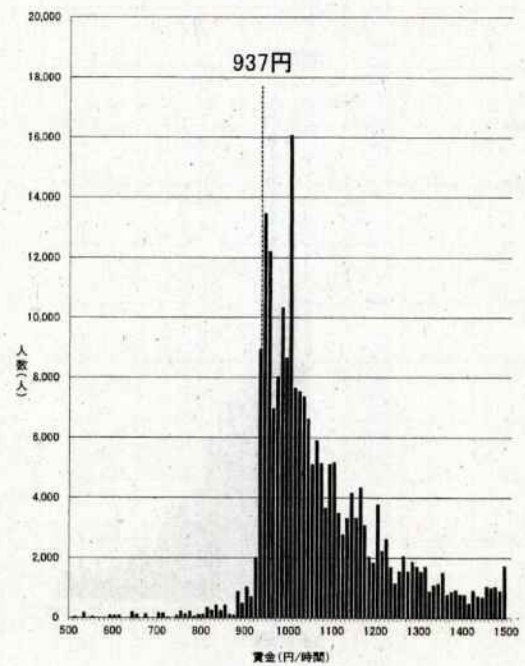


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

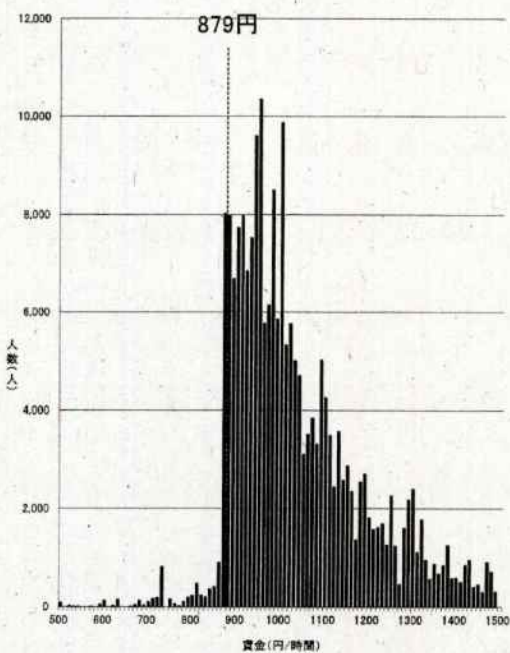


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

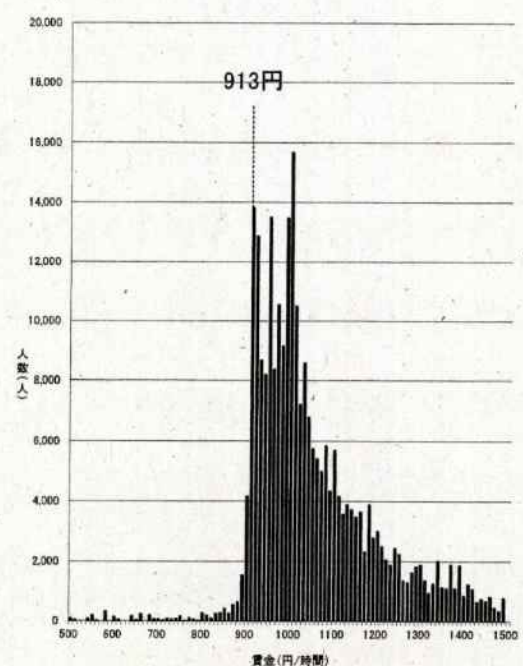


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

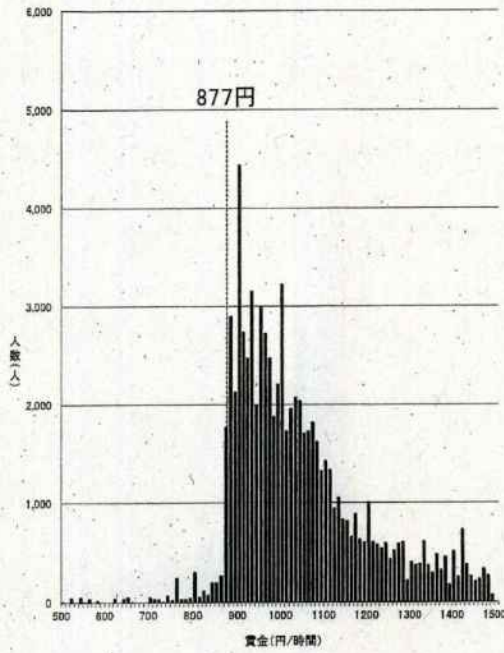


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

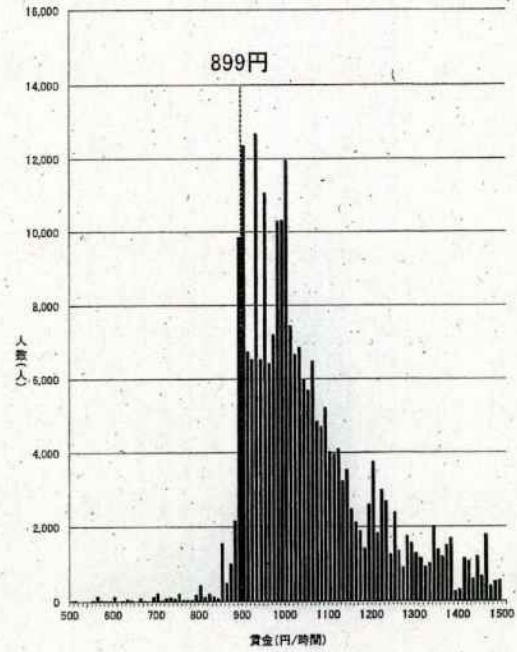


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給半額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

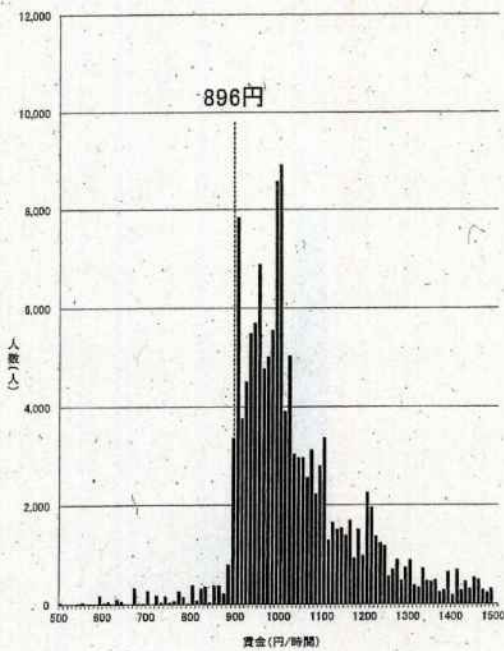


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給半額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

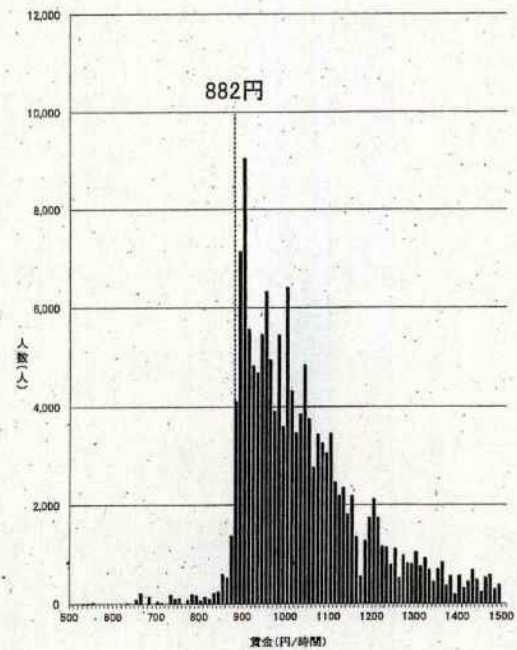


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給半額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

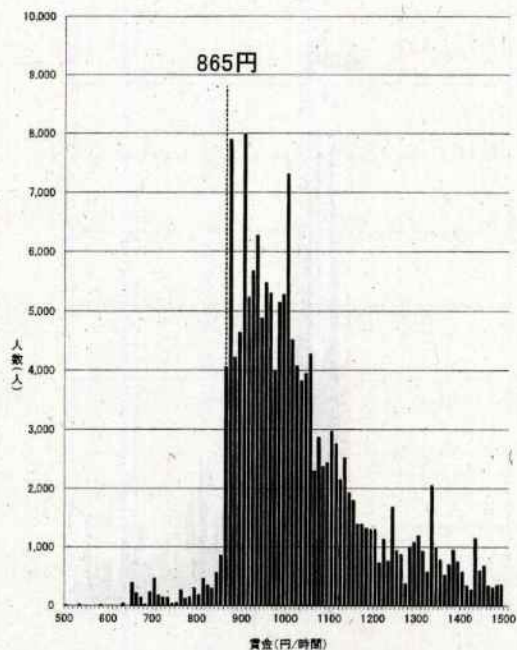


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給半額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

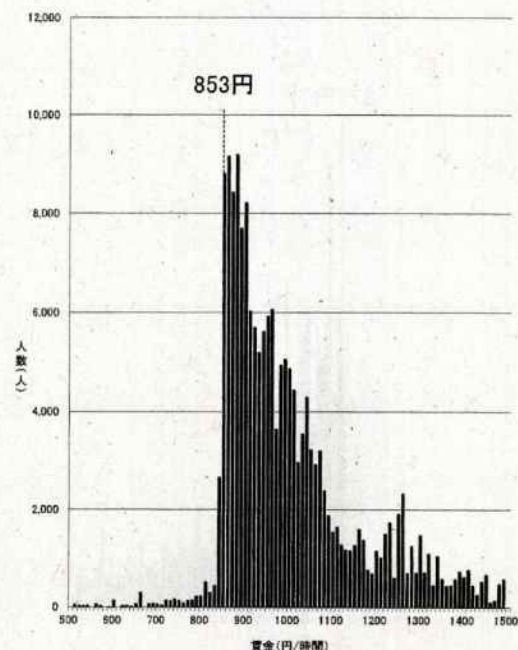


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

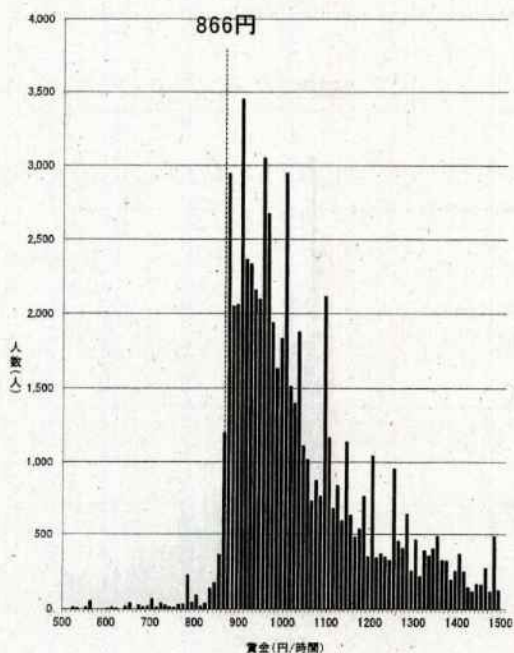


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

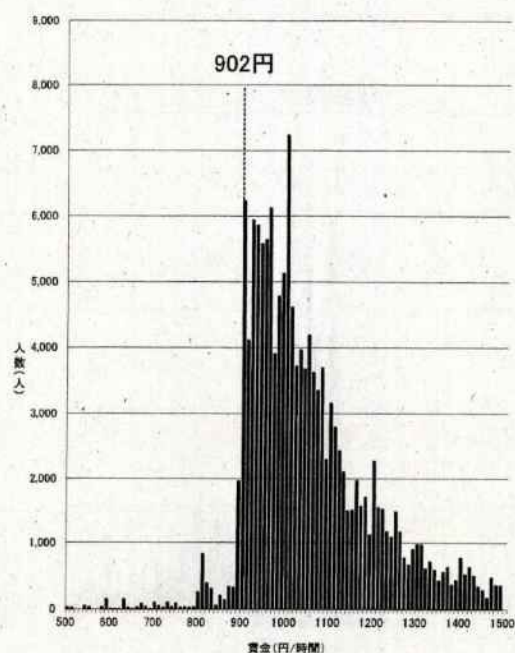


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

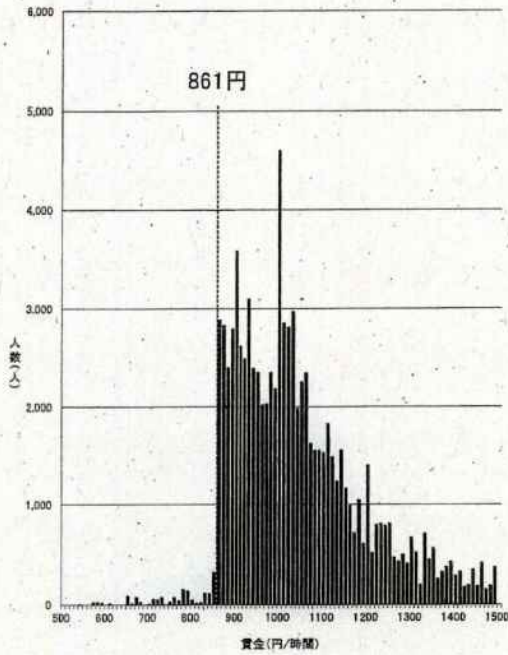


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

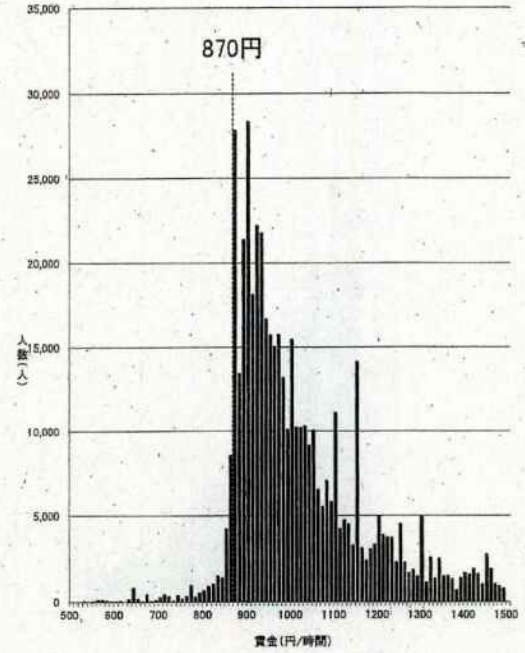


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

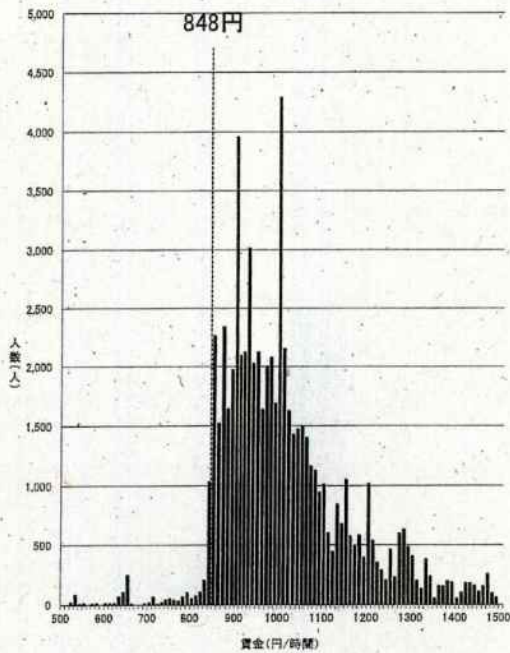


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

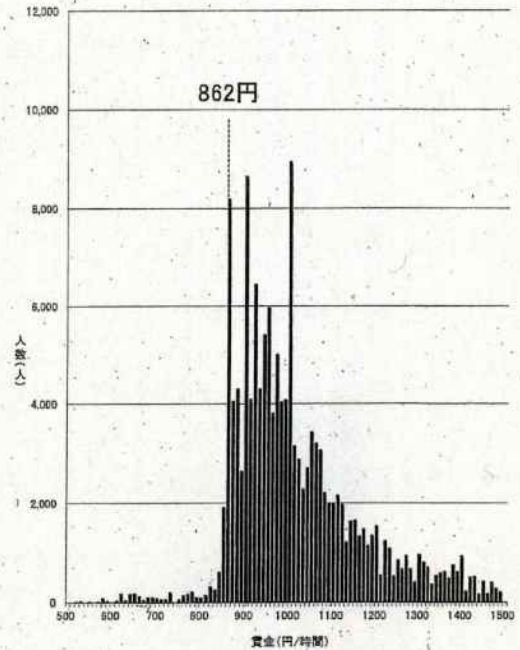


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

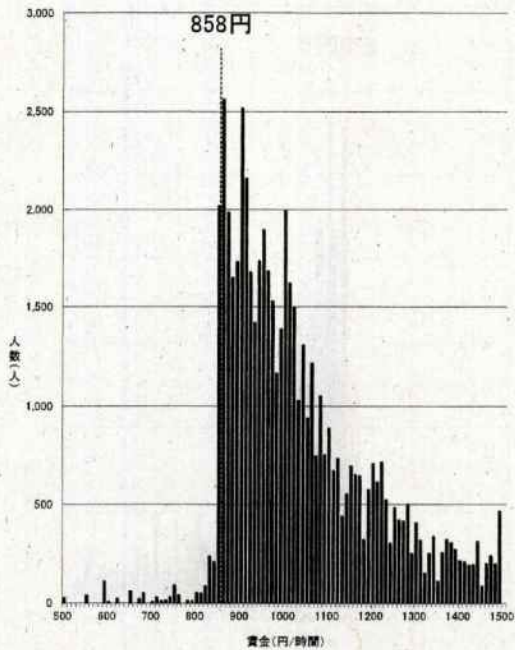


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

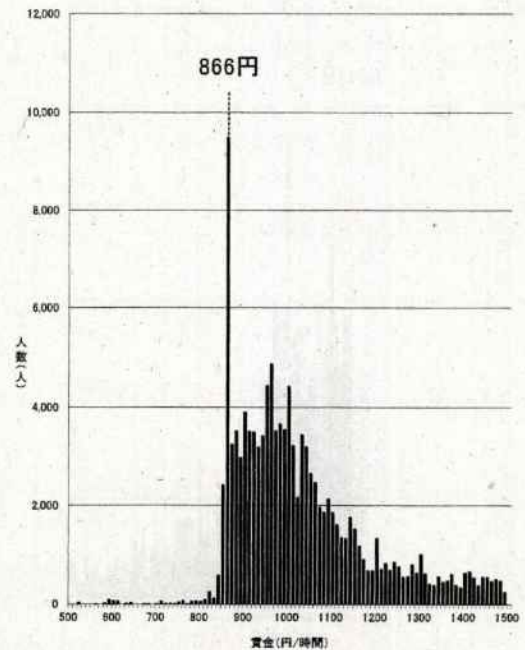


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

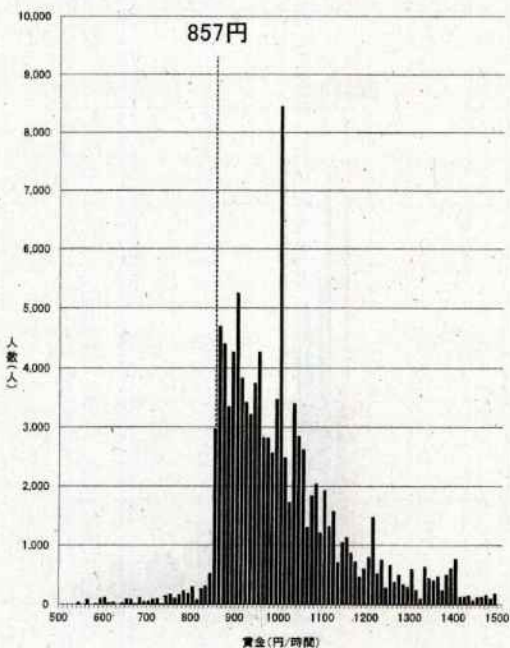


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

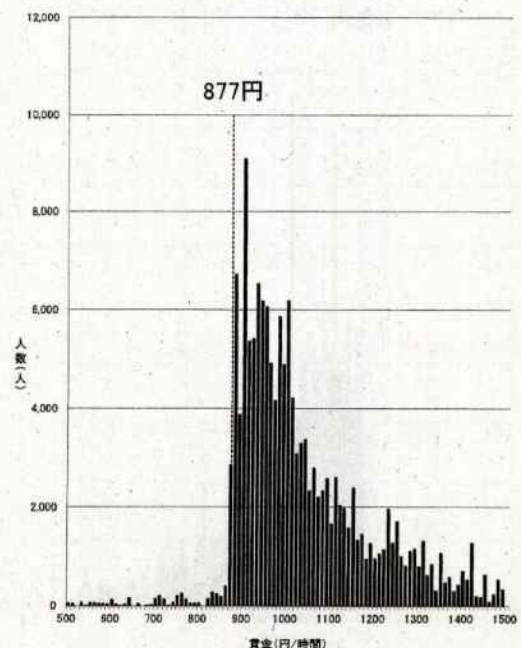


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

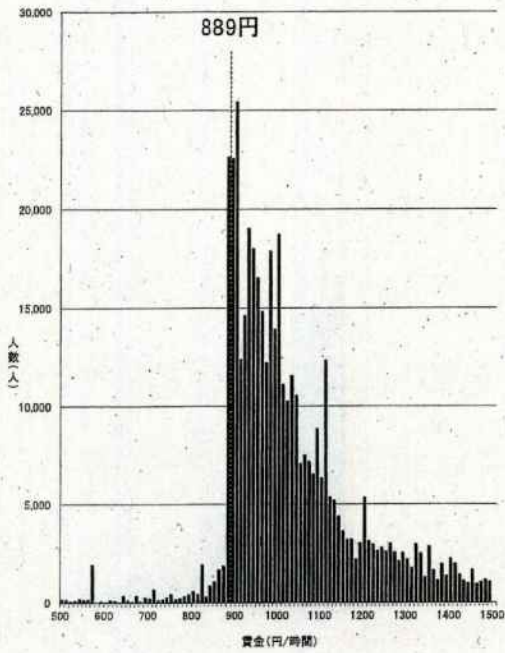


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

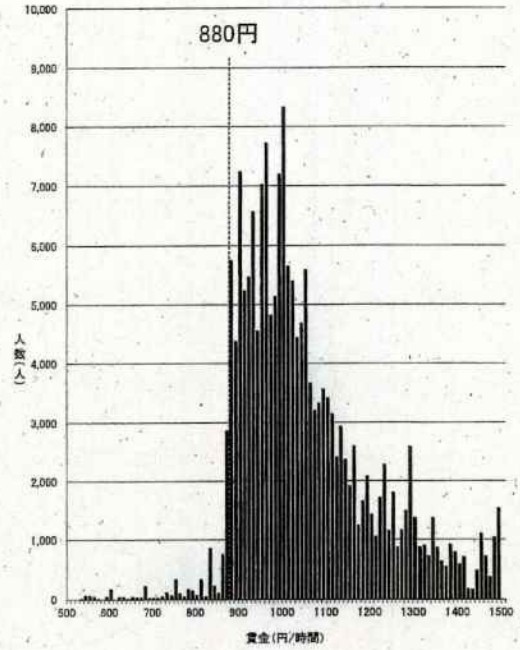


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

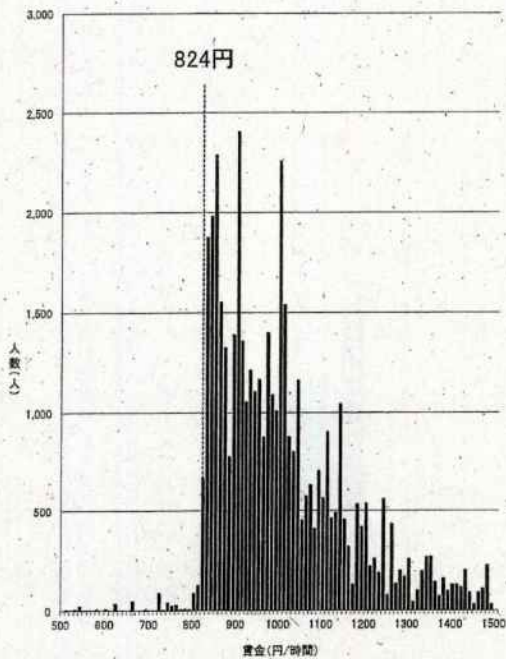


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

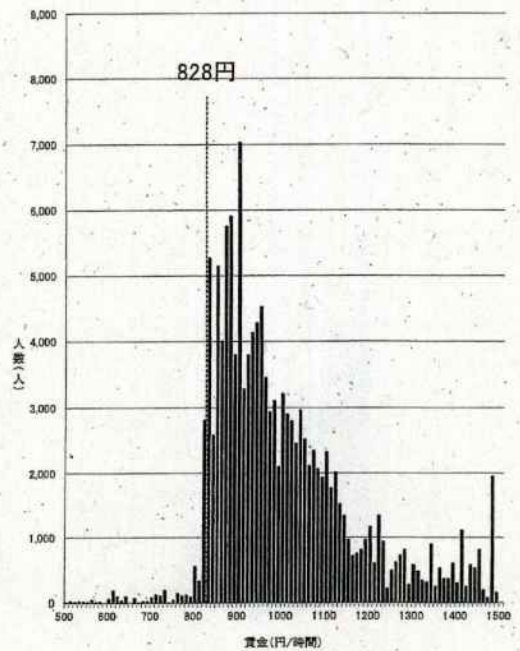


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

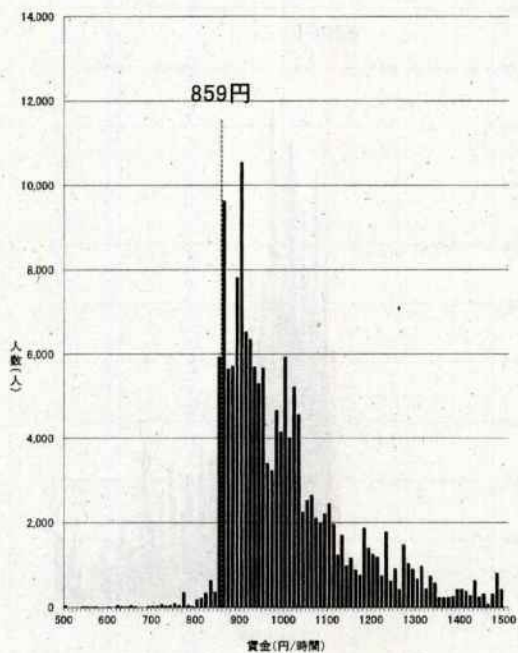


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

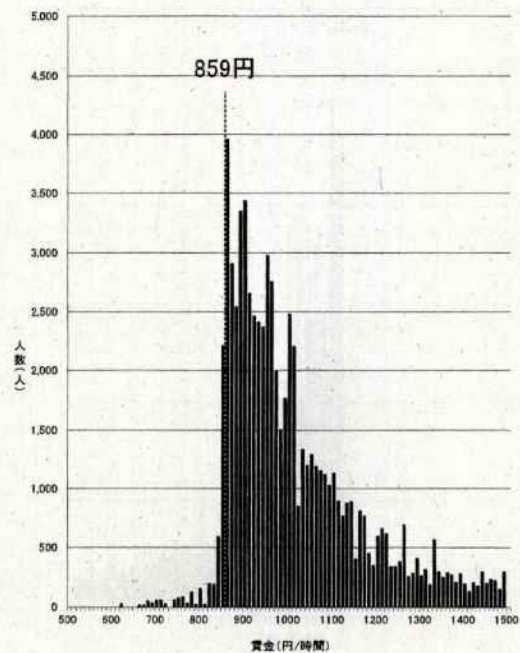


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

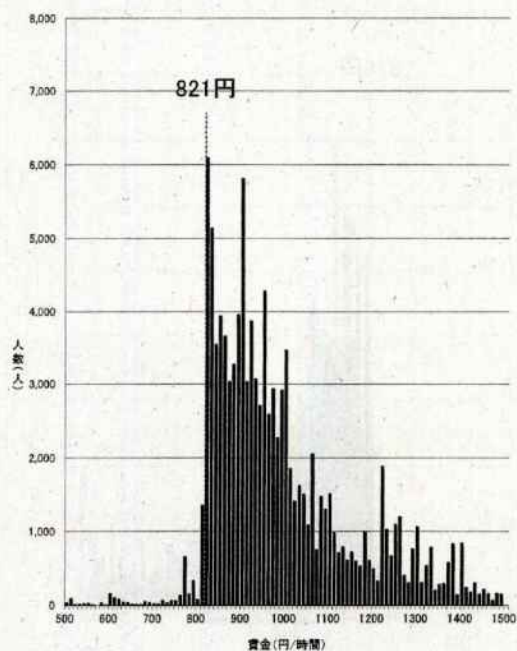


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

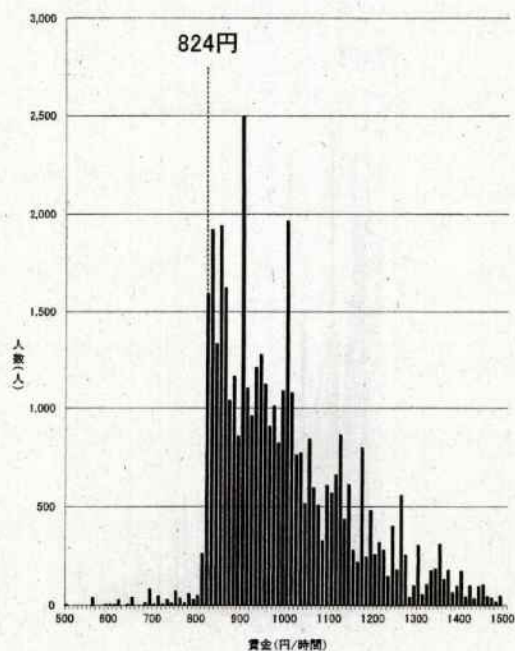


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

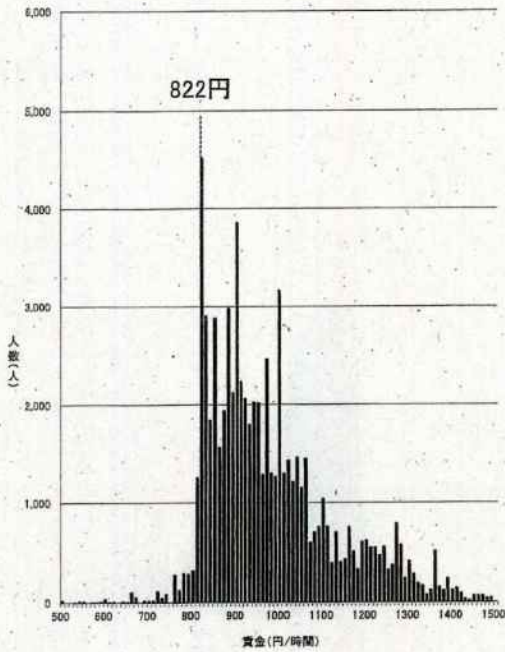


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

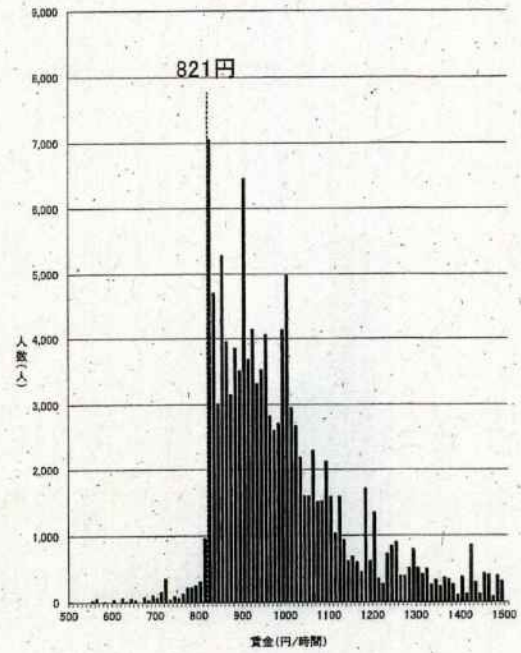


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

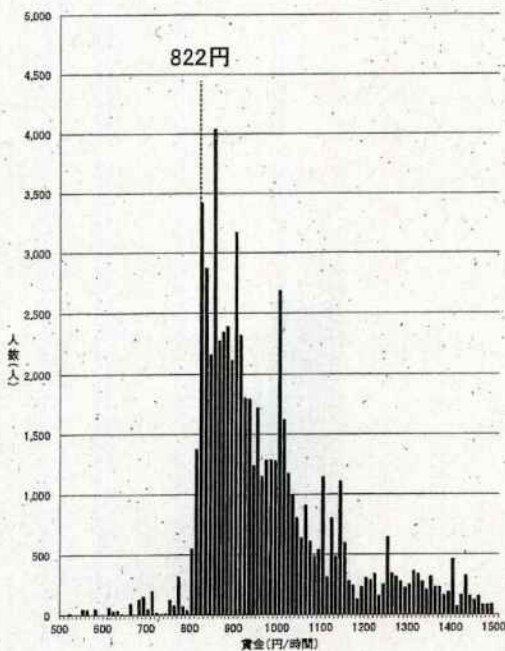


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

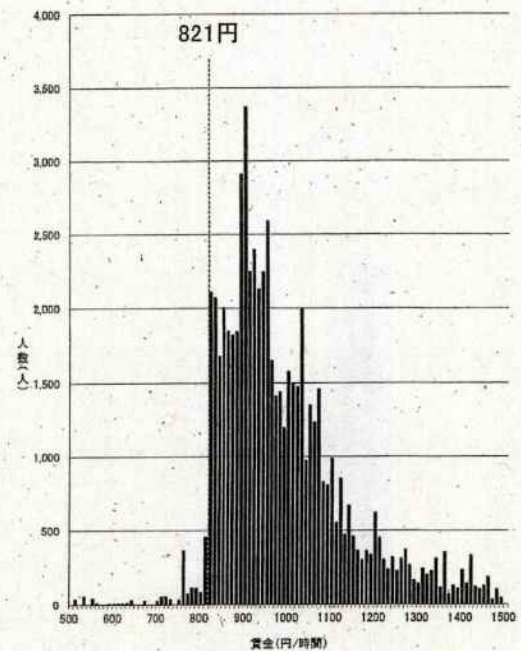


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

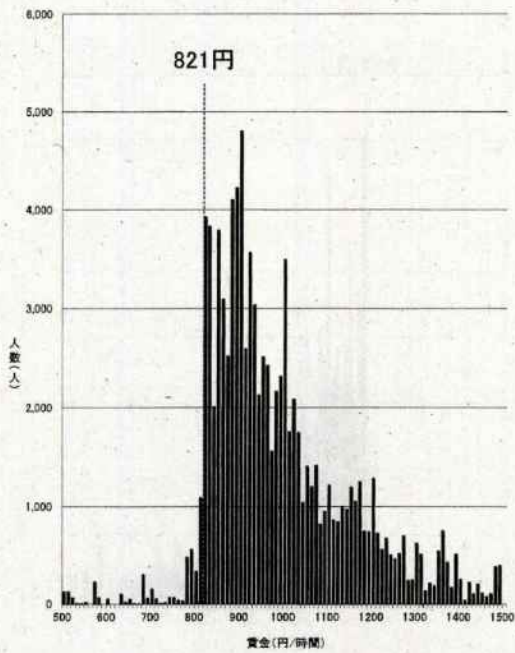


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

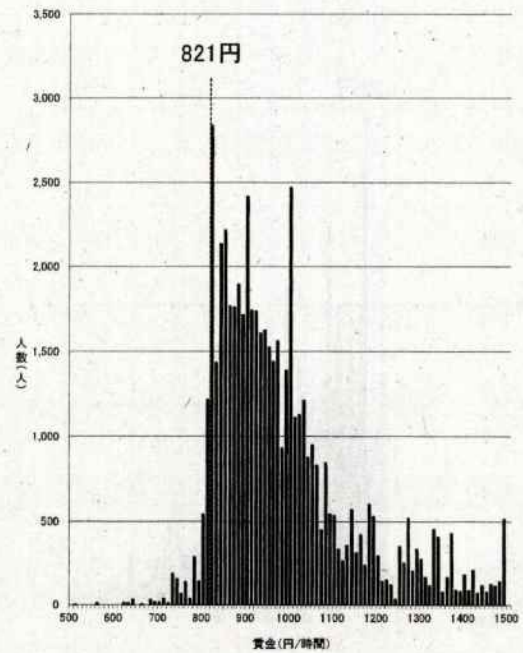


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

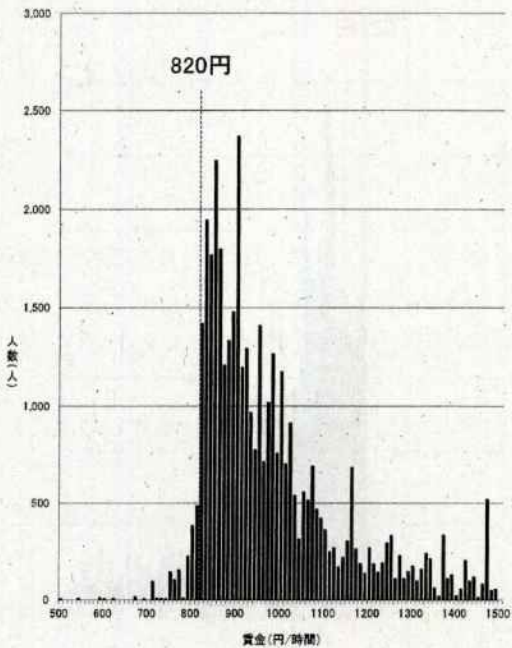


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

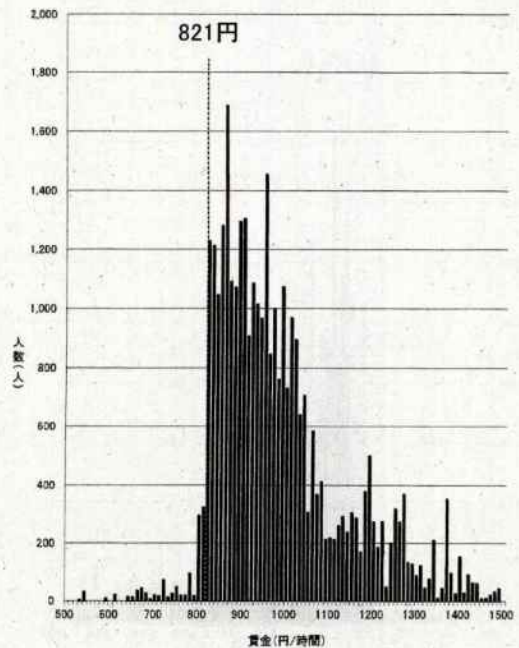


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

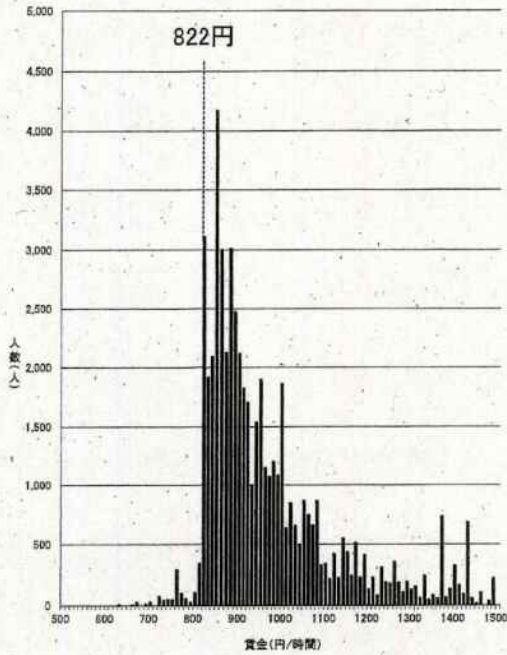


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

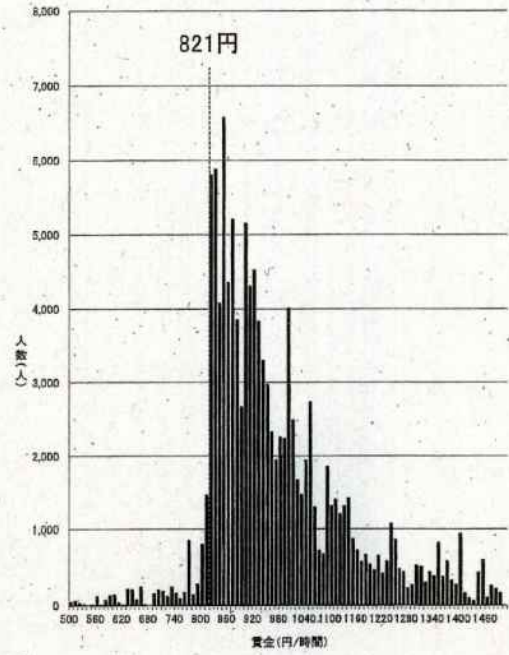


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給年額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

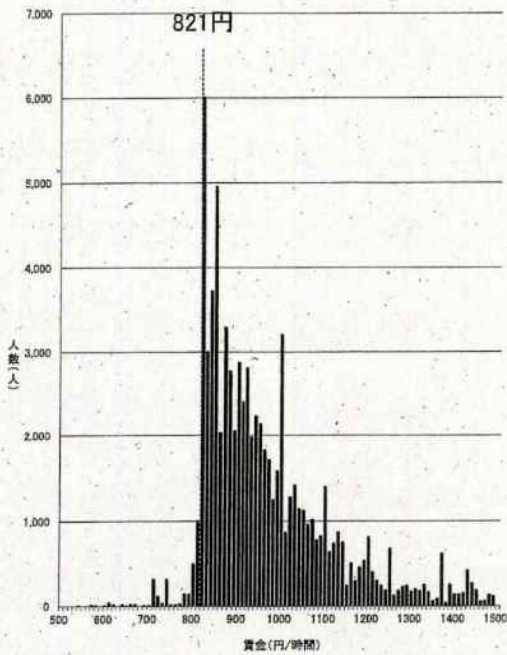


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給年額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

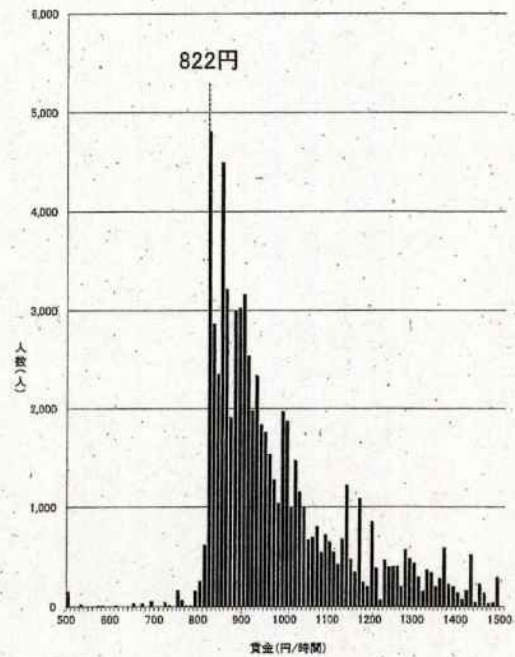


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給年額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

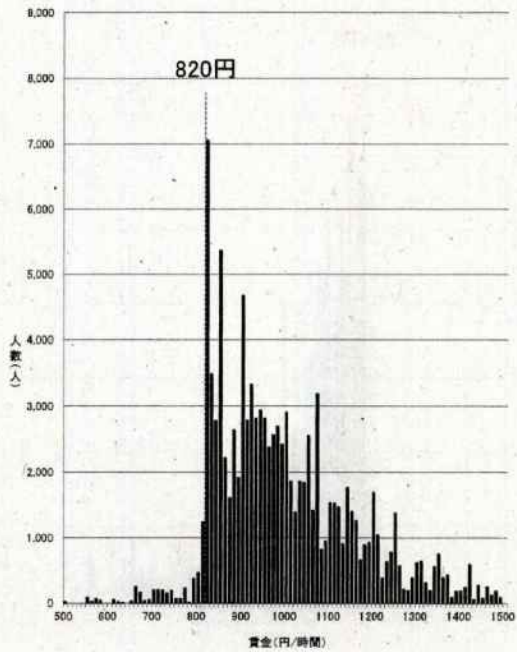


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給年額(通勤手当、積立金手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 560円未満及び1,560円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給付額(通勤手当、積立通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和5年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報 2023年1-3月期 (2次速報) の実質国内総生産は、前期比0.7%増 (年率2.7%増) となった。

(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

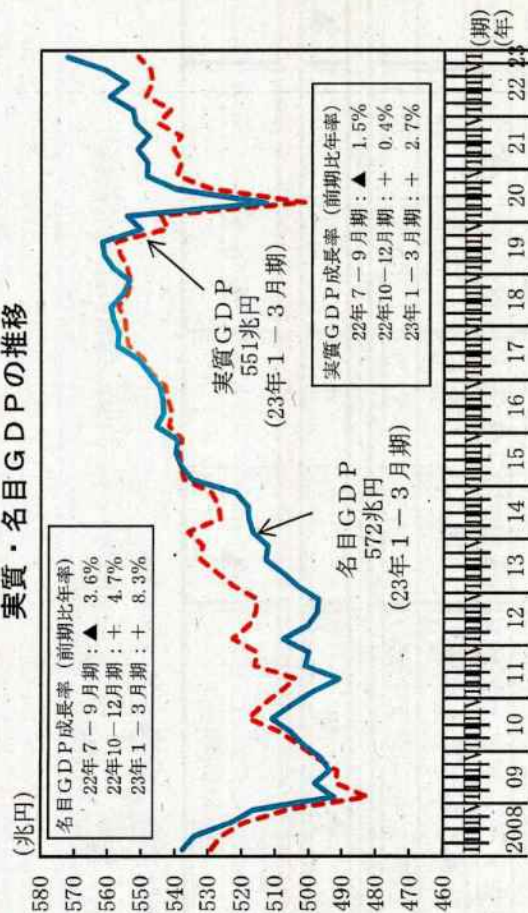
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.7	1.4	▲ 0.4	0.1	0.7	-
(前期比年率)	2.2	1.0	2.6	1.4	▲ 2.7	5.6	▲ 1.5	0.4	2.7	-
(前年同期比)					0.5	1.8	1.5	0.4	1.9	-
国内需、要	(1.1)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(▲ 0.2)	(1.3)	(0.3)	(▲ 0.3)	1.0	(1.0)
民間需、要	(0.5)	(1.7)	(1.4)	(1.9)	(▲ 0.2)	(1.1)	(0.2)	(▲ 0.4)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.4	2.0	1.5	2.4	▲ 1.1	1.7	0.1	0.2	0.5	(0.3)
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.6	▲ 1.1	▲ 4.4	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 0.5	0.1	▲ 0.1	(▲ 0.0)
民間企業設備	0.8	1.8	2.1	3.1	▲ 0.3	2.2	1.5	▲ 0.6	1.4	(0.2)
民間在庫変動	(0.2)	(0.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.4)	-	(0.4)
公的需、要	(0.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	0.3	(0.1)
政府最終消費支出	3.5	1.5	3.4	1.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.1	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 1.9	▲ 7.0	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 3.8	0.7	0.9	0.0	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 0.6)	(▲ 0.5)	(0.1)	(▲ 0.6)	(0.4)	-	(▲ 0.3)
財貨・サービスの輸出	11.9	5.1	12.4	4.4	1.2	1.5	2.5	2.0	▲ 4.2	(▲ 0.9)
財貨・サービスの輸入	5.1	8.0	7.1	7.2	3.7	1.0	5.6	▲ 0.0	▲ 2.3	(0.6)
最終需、要	2.0	0.6	2.3	1.2	▲ 1.2	1.5	▲ 0.3	0.5	0.3	-
実質国民総所得(GNI)	1.9	0.2	2.2	0.5	▲ 0.4	0.7	▲ 0.7	1.0	0.0	-
実質雇用者報酬	1.1	▲ 1.5	0.6	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 1.3	-

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

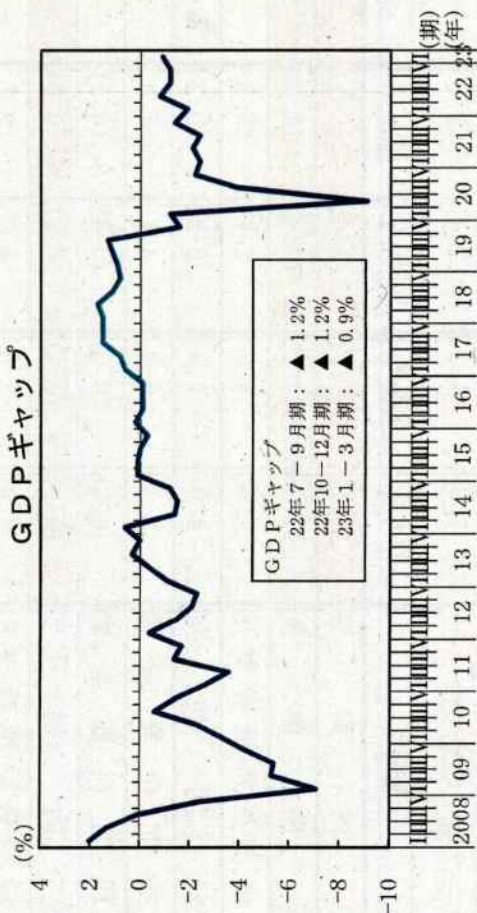
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度) (実績)
名目国内総支出(GDP)										
(前年同期比)										
(実額)										
国内需要	1.9	1.3	2.4	2.0	0.1	1.2	▲ 0.9	1.2	2.0	—
民間需要	549.5	556.6	550.7	561.9	0.9	1.5	1.2	1.6	3.9	—
民間最終消費支出	(2.2)	(4.6)	(3.6)	(5.1)	552.5	559.4	554.3	560.8	—	572.0
民間住宅	(1.3)	(4.2)	(2.8)	(4.5)	(1.1)	(2.2)	(0.9)	(0.4)	1.5	(1.6)
民間企業設備	1.0	4.9	2.7	5.5	(0.9)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	1.8	(1.4)
民間在庫変動	4.0	1.9	6.3	0.2	0.5	2.5	0.4	0.9	1.7	(0.9)
公的需	2.4	5.9	4.7	7.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.5	(▲ 0.0)
政府最終消費支出	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	0.7	3.7	2.6	0.3	1.5	(0.3)
公的固定資本形成	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(0.6)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)	—	(0.2)
財貨・サービスの純輸出	4.0	3.0	4.5	2.5	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	0.7	(0.2)
財貨・サービスの輸出	0.4	▲ 2.7	▲ 3.3	1.3	1.4	▲ 0.2	1.6	0.5	0.5	(0.1)
財貨・サービスの輸入	(▲ 0.3)	(▲ 3.3)	(▲ 1.2)	(▲ 3.0)	▲ 2.8	2.5	1.9	0.6	1.5	(0.1)
最 終 需 要	1.7	0.8	2.0	1.8	(▲ 0.9)	(▲ 0.9)	(▲ 1.8)	(0.8)	—	(0.4)
GDPデフレーター										
(前年同期比)	▲ 0.2	0.2	▲ 0.2	0.6	4.3	8.3	5.6	2.4	▲ 6.8	(▲ 1.6)
					8.4	11.5	12.2	▲ 0.9	▲ 7.2	(2.0)
					▲ 0.4	1.1	▲ 0.7	1.5	1.8	—

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年
 実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図: 内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2023年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。
 下図: 内閣府「2023年1-3月期四半期別GDP速報(1次速報値)」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

	2021年度 (令和3年度) 実績 (%)	2022年度 (令和4年度) 実質見込み (%程度) 見通し (%程度)	2023年度 (令和5年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	2.5	1.7	1.5
国内需要	(1.8)	(2.3)	(1.6)
民間需要	(1.4)	(2.3)	(2.1)
民間最終消費支出	1.5	2.8	2.2
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.0	1.1
民間企業設備	2.1	4.3	5.0
公的需要	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)
政府最終消費支出	3.4	1.0	▲ 2.3
公的固定資本形成	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 0.5
財貨・サービスの純輸出	(0.8)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	12.3	4.7	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	6.9	2.5
名目国内総生産	2.4	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.0	0.6
消費者物価上昇率	0.1	3.0	1.7

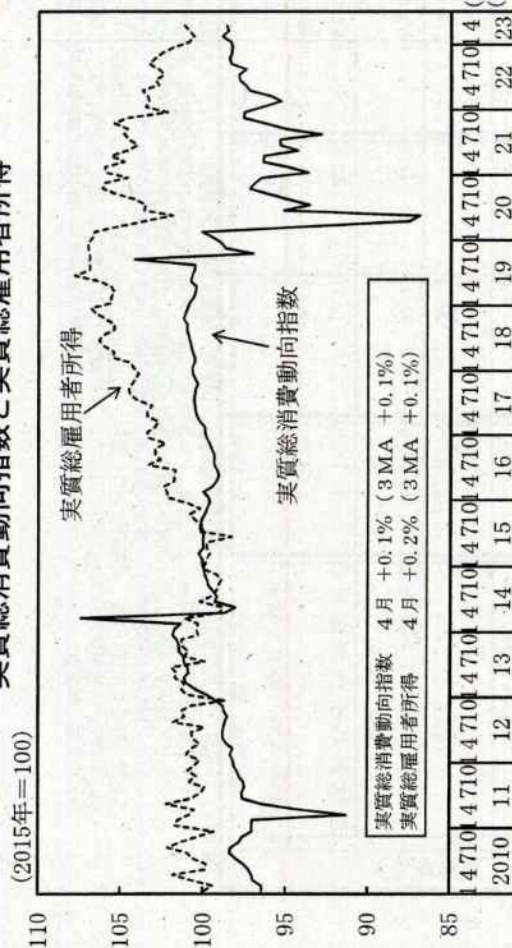
(備考) 内閣府「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費 個人消費は、持ち直している。

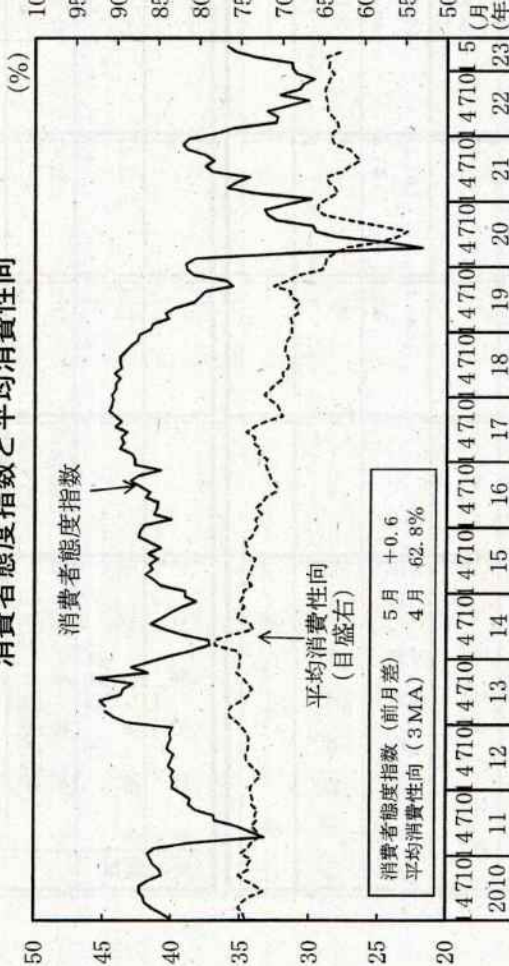
		(金額等)										(前年同期比 (%))、[]内は隔年前年比 (%))、()内は季節調整前月差 (ポイント))				
		[2022年] 2022年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月	5月					
実質総消費動向指数		—	[0.7] 1.7	[2.0] 2.5	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(▲0.3)	(0.1)	—					
実質総雇用者所得		—	[▲0.1] ▲0.4	[▲1.6] ▲1.8	(▲0.3) ▲1.9	(▲0.4) ▲1.4	(▲1.5) ▲2.4	(▲0.3) ▲2.6	(0.3) ▲1.7	(0.2) ▲3.1	—					
名目総雇用者所得		—	[0.7] 1.0	[1.8] 1.9	(0.1) 1.6	(0.4) 2.9	(0.0) 1.2	(▲0.5) 0.6	(0.8) 1.2	(0.8) 1.0	—					
消費者態度指数		—	—	—	—	—	—	<0.0>	<2.6>	<1.5>	<0.6>					
家計調査																
実質消費支出		—	[0.7] 1.6	[1.2] 0.7	(▲1.0) 3.6	(0.2) ▲0.5	(▲0.3) ▲0.4	(▲2.4) 1.6	(▲0.8) ▲1.9	(▲1.3) ▲4.4	—					
実質消費支出 (除く住居等)		—	[0.4] 1.2	[1.4] 1.3	(▲0.7) 3.2	(0.7) 0.4	(▲0.4) 1.0	(0.2) 2.0	(▲0.3) ▲0.2	(▲0.7) ▲2.1	—					
小売業販売額 (商業動向統計、名目)		[154.4兆円] 156.8兆円	[1.9] 1.8	[2.6] 4.1	(1.3) 3.7	(1.2) 3.6	(2.4) 6.4	(2.1) 7.3	(0.3) 6.9	(▲1.1) 5.1	—					
百貨店販売額 (全店、名目)		[5.5兆円] 5.7兆円	[4.5] 8.9	[12.3] 14.2	(3.2) 16.6	(2.3) 5.8	(▲1.5) 13.5	(6.0) 18.8	(▲2.0) 8.6	(0.7) 7.6	—					
スーパー販売額 (全店、名目)		[15.2兆円] 15.2兆円	[▲0.3] ▲0.3	[1.0] 1.3	(1.1) 0.4	(1.8) 3.3	(▲0.1) -1.8	(▲0.3) 1.1	(▲0.8) 1.7	(1.5) 4.4	—					
コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)		[12.2兆円] 12.4兆円	[1.3] 2.4	[3.8] 4.6	(▲0.2) 3.7	(4.5) 6.0	(0.5) 5.4	(0.8) 6.2	(0.0) 6.0	(▲0.4) 5.3	—					
機械器具小売業販売額		[9.7兆円] 9.7兆円	[0.7] ▲3.7	[▲2.9] ▲2.1	(▲2.7) ▲3.1	(▲1.1) ▲2.6	(1.1) ▲2.2	(1.2) 1.4	(▲2.6) ▲3.9	(▲4.8) ▲7.2	—					
新車販売台数 (登録・届出) (乗用車、軽を含む)		[344.8万台] 361.4万台	[▲3.5] ▲10.1	[▲6.2] 4.2	(2.1) 2.1	(4.3) 10.7	(8.2) 16.7	(0.2) 22.9	(▲3.8) 12.1	(9.8) 18.5	(▲0.4) 28.4					

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、「家計調査」、「労働力調査 (基本集計)」、「消費動向指数 (GPI)」、厚生労働省「毎月労働統計調査」、経済産業省「商業動向統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは連報値。なお、総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月労働統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数をもとに作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター (除く持ち家の帰属家賃) (月次の値は消費者物価指数 (持ち家の帰属家賃を除く総合)) で除することにより作成。
3. 総消費動向指数の年度、総雇用者所得の隔年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2022年の名目消費支出は290,865円 (月平均)。家計調査の実質消費支出 (除く住居等) は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動向統計 (経済産業省) により作成。

実質総消費動向指数と実質総雇用者所得



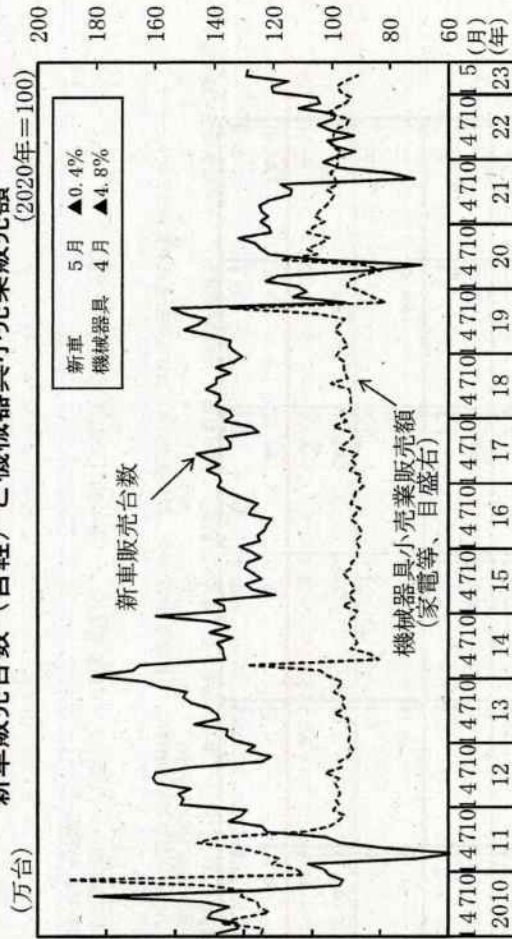
消費者態度指数と平均消費性向



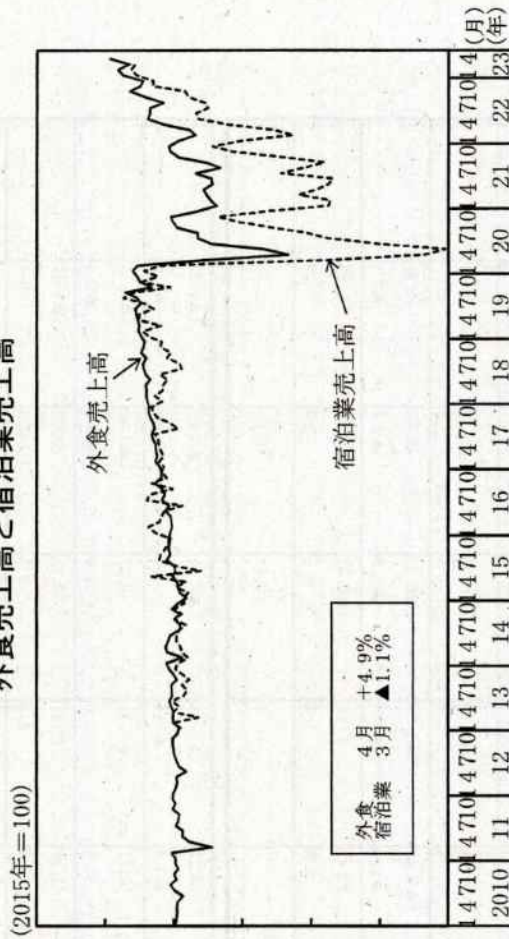
(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。実質季節調整値。
下図：内閣府「消費動向指数」、総務省「家計調査」により作成。

平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

新車販売台数 (含軽) と機械器具小売業販売額



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府「消費動向指数」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府「消費動向指数」により作成。季節調整値。宿泊業売上高は、総務省「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

「商業動態統計」により作成。季節調整値。
「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

法人企業統計季報									
	2022年実績 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年度		2022年		(前年同期比、() 内は季調済前期比、%)	
				上期	下期	4－6月期	7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期
全産業	[50.0兆円] 51.6兆円	[▲0.2] 3.4	[6.1] 8.5	7.3	9.5	(5.2) 4.6	(2.1) 9.8	(0.8) 7.7	(2.3) 11.0
製造業	[17.3兆円] 17.9兆円	[0.3] 4.1	[8.1] 9.8	10.7	8.9	(9.4) 13.7	(▲4.0) 8.2	(1.0) 6.0	(4.8) 11.3
非製造業	[32.6兆円] 33.7兆円	[▲0.5] 3.0	[5.0] 7.9	5.5	9.9	(3.0) ▲0.0	(5.6) 10.7	(0.7) 8.6	(1.0) 10.8
大中堅企業	[36.8兆円] 38.0兆円	[▲3.7] 0.7	[4.7] 7.5	6.9	7.9	(7.8) 8.9	(▲4.1) 5.2	(1.5) 4.2	(5.4) 10.5
中小企業	[13.2兆円] 13.6兆円	[11.5] 12.0	[10.0] 11.7	8.3	14.9	(▲2.2) ▲5.7	(22.3) 22.9	(▲1.0) 17.3	(▲5.8) 12.6

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、() 内は季調済前期(月)比、%)									
	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7—9月	10—12月	2023年 1—3月	2023年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[11.7] 12.1	[6.4] 4.8	(8.1) 13.8	(▲ 5.1) 5.5	(▲ 6.5) ▲ 0.8	(7.2) 2.2	(▲ 1.8) ▲ 0.1	(1.1) ▲ 2.9
資本財供給指数 (除く輸送機械)	—	[11.3] 12.4	[4.6] 1.5	(5.0) 7.2	(▲ 4.5) 1.0	(▲ 1.3) ▲ 3.1	(0.5) 3.4	(▲ 6.1) ▲ 2.3	P ▲ 6.8
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円] 10.8兆円	[6.8] 9.3	[5.2] 4.1	(▲ 1.6) 7.9	(▲ 4.7) ▲ 3.6	(2.6) 1.8	(▲ 4.5) 9.8	(▲ 3.9) ▲ 3.5	(5.5) ▲ 5.9
建築着工工事費予定額 (民間非居住用)	[10.2兆円] 10.4兆円	[12.2] 9.5	[4.3] 8.1	(▲ 3.4) 34.9	(▲ 13.2) ▲ 15.1	(▲ 7.2) 9.8	(▲ 13.3) 3.6	(▲ 17.2) ▲ 8.4	(63.3) 1.5

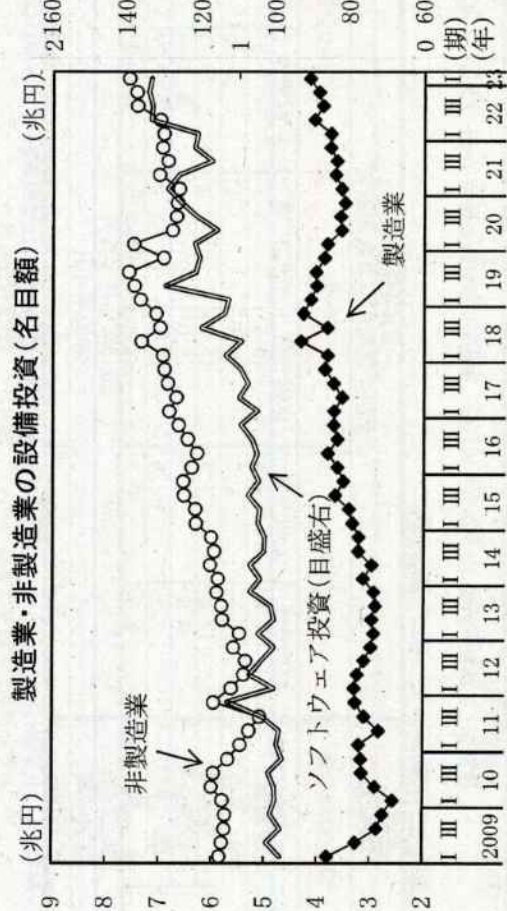
(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

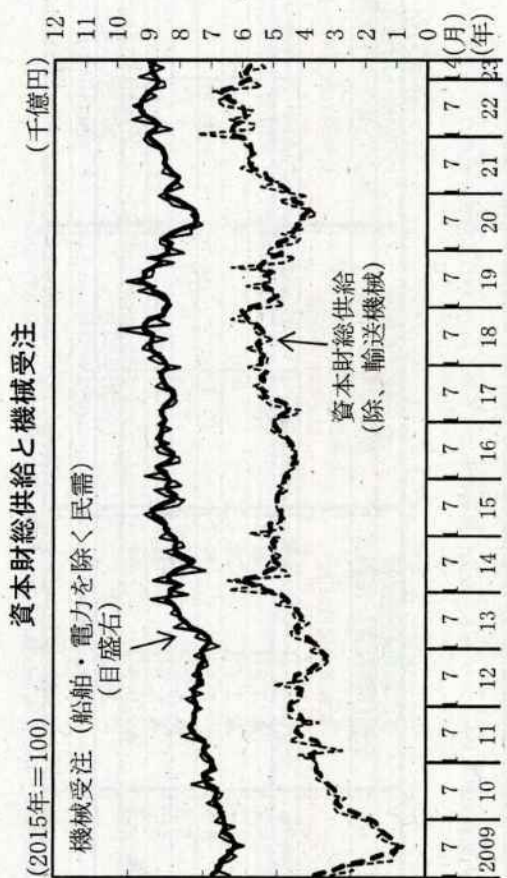
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名 調査名 調査対象企業	日本銀行 全国企業短期経済観測調査										日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査		日本経済新聞社 設備投資動向調査		内閣府・財務省 法人企業景気予測調査	
	全規模		大企業				中小企業				資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
全産業 (除く電力)	11.0	4.4	13.5	3.2	1.0	5.6	▲3.8	26.8	▲10.8	25.1	8.6	11.2				
製造業	11.5	4.7	14.4	3.4	1.0	5.6	▲2.7	25.2	—	—	8.5	11.4				
非製造業 (除く電力)	13.2	4.6	13.9	3.2	8.8	5.4	3.5	30.7	16.3	28.2	16.3	21.8				
電力	8.6	4.3	13.0	3.1	▲3.9	5.7	7.2	24.8	3.2	20.6	4.7	6.6				
調査時点	9.3	4.8	15.1	3.7	▲3.9	5.7	▲6.3	21.9	—	—	4.4	6.7				
発表時期	3.5	0.3	2.8	▲0.6	▲2.0	▲0.1	▲10.9	49.5	—	—	10.4	4.2				
回答社数	2023年2月～3月										2022年6月		2022年10月		2023年5月	
	2023年4月										2022年8月		2022年12月		2023年6月	
	9,199	1,814				4,823				1,758		950		11,042		

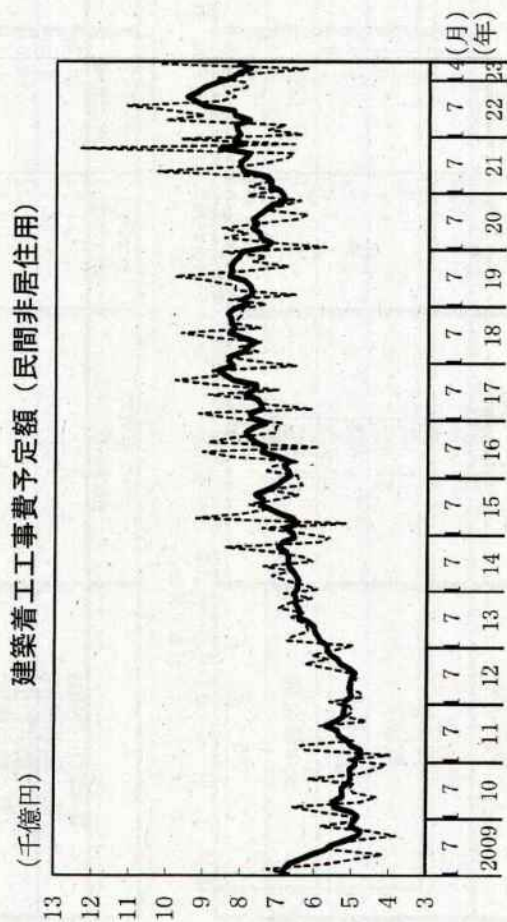
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資を含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



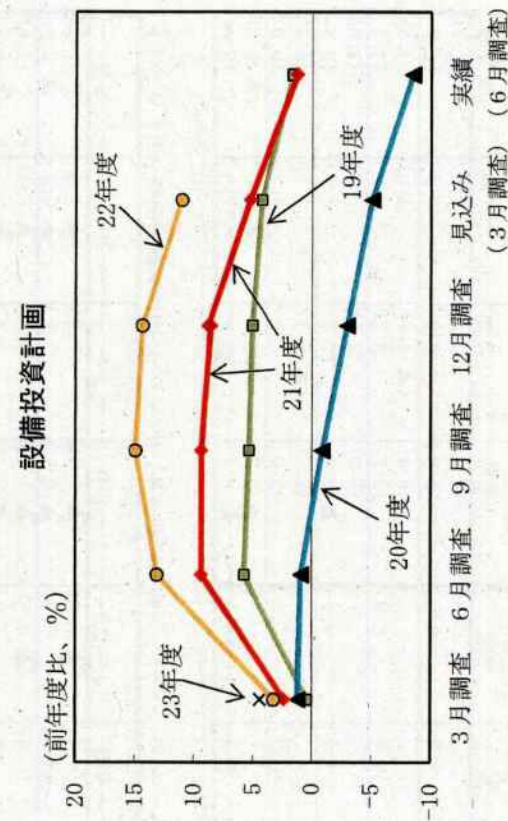
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 經濟産業省「鉱工業總供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。



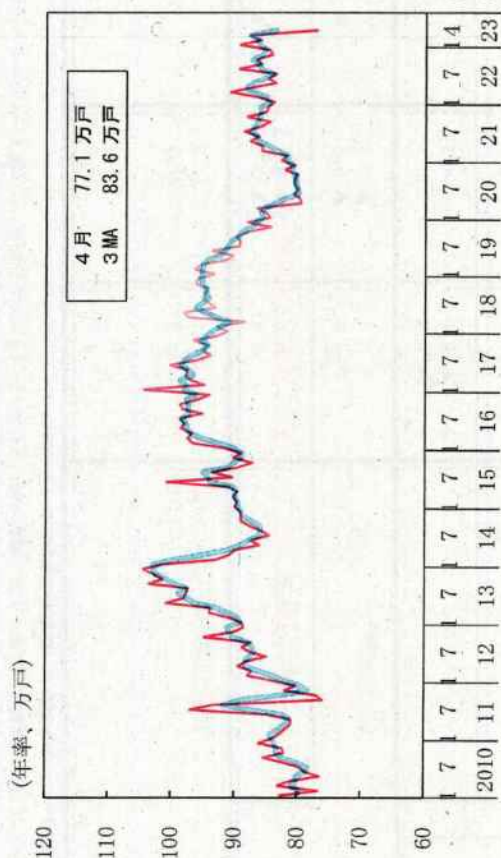
(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設
住宅建設は、底堅い動きとなっている。

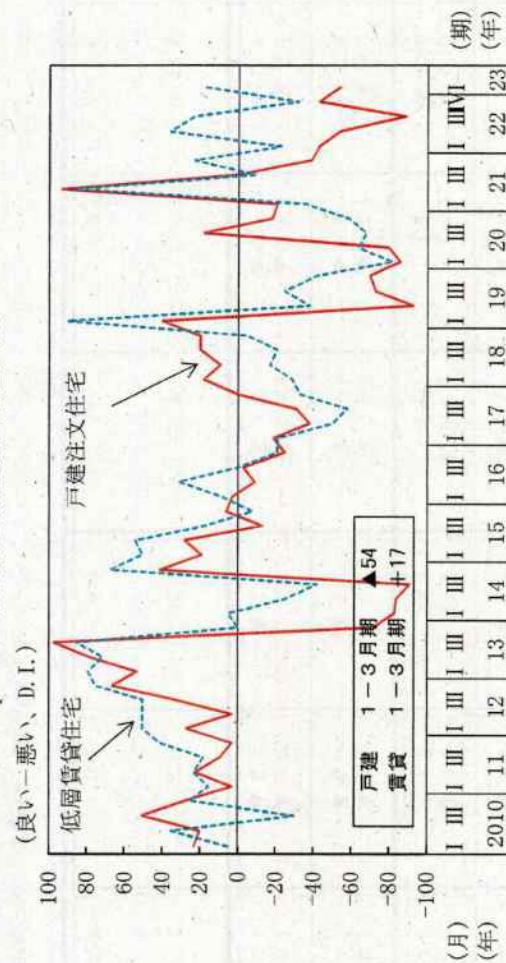
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節前前期(月)比、%)									
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月	
新設住宅着工戸数 (万戸)	[85.6] 86.6	[86.0] 86.1	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1	
	[5.0] 6.6	[0.4] ▲ 0.6	(1.2) 0.0	(▲ 1.3) ▲ 1.6	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.3	(2.0) ▲ 3.2	(▲ 12.1) ▲ 11.9	
建築主が民間	[5.2] 6.6	[0.5] ▲ 0.6	(1.2) 0.2	(▲ 1.4) ▲ 2.0	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.1	(▲ 0.7) ▲ 4.1	(▲ 11.9) ▲ 13.0	
持家	[9.4] 6.9	[▲ 11.3] ▲ 11.8	(▲ 2.0) ▲ 12.8	(▲ 3.9) ▲ 15.7	(▲ 1.3) ▲ 8.9	(3.6) ▲ 4.6	(▲ 8.0) ▲ 13.6	(▲ 0.8) ▲ 11.6	
貸家	[4.8] 9.2	[7.4] 5.0	(1.7) 6.3	(1.2) 8.4	(2.5) 3.0	(1.0) 4.7	(9.8) 0.9	(▲ 12.9) ▲ 2.8	
分譲	[1.5] 3.9	[4.7] 4.5	(3.2) 7.1	(▲ 2.3) 1.8	(8.4) 6.5	(▲ 15.1) ▲ 1.8	(0.1) ▲ 0.4	(▲ 19.8) ▲ 21.8	
一戸建て	[7.8] 11.4	[3.5] 0.2	(2.0) 4.4	(▲ 3.6) ▲ 1.9	(▲ 3.2) ▲ 4.8	(2.5) ▲ 3.5	(▲ 1.5) ▲ 6.8	(5.2) ▲ 0.8	
マンション	[▲ 6.1] ▲ 5.0	[6.4] 10.5	(5.0) 11.0	(▲ 0.6) 7.5	(23.6) 20.8	(▲ 29.6) 0.2	(2.1) 7.1	(▲ 48.5) ▲ 42.6	
着工床面積	[6.3] 7.3	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.2	(▲ 2.4) ▲ 5.9	(2.3) ▲ 2.2	(▲ 1.9) ▲ 1.5	(▲ 3.0) ▲ 6.5	(▲ 9.2) ▲ 13.9	
建築主が民間	[6.5] 7.4	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.1	(▲ 2.4) ▲ 6.1	(2.3) ▲ 2.3	(▲ 1.9) ▲ 1.4	(▲ 4.6) ▲ 7.1	(▲ 9.1) ▲ 14.6	
工事費予定額平米単価 (万円)	[20.1] 20.3	[21.0] 21.3	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9	
	[0.4] 1.0	[4.4] 5.0	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6	

(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

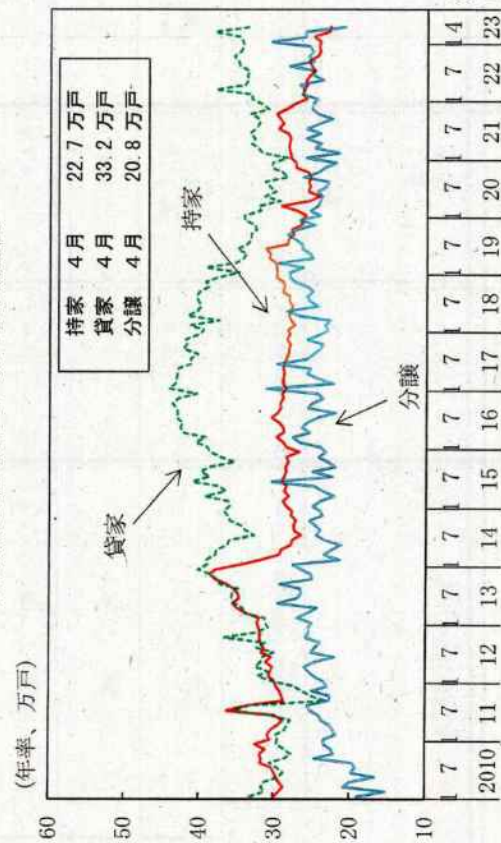
住宅着工戸数 (季節調整値)



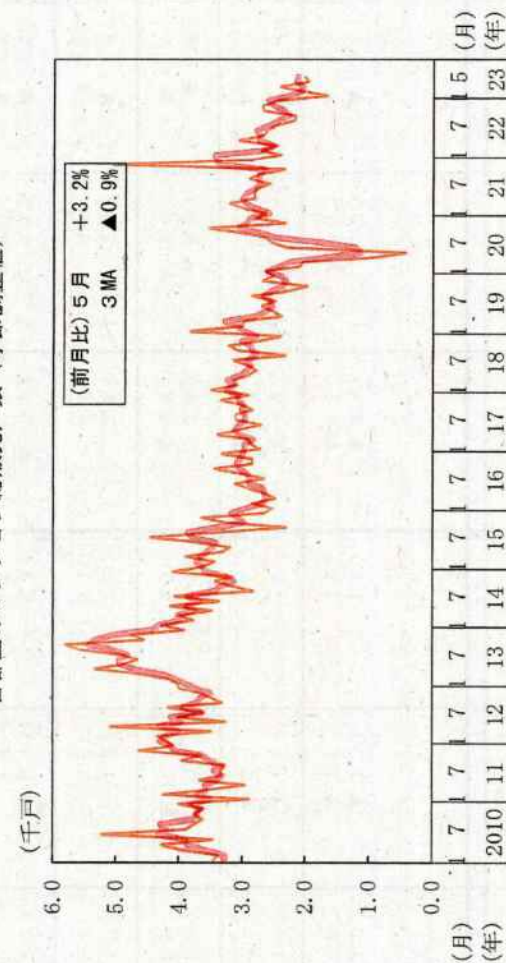
住宅景況判断指数 (受注戸数)



利用関係別住宅着工戸数 (季節調整値)



首都圏のマンション総販売戸数 (季節調整値)



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
 2. 住宅景況判断指数 (受注戸数) は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比 (実績) について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価値に応じた得点により加重平均して算出した値 (-100~+100)。
 3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)									
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月	2023年1-3月	2月	3月	4月	5月	
公共工事受注額	[▲ 1.6]	[▲ 1.4]	(2.4)	(18.5)	(46.9)	(▲ 32.7)	(▲ 8.2)	—	
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 7.4]	[▲ 12.1]	13.0	18.9	80.1	▲ 0.3	▲ 12.8	—	
公共工事請負金額	▲ 14.2	10.6	(▲ 12.3)	(25.2)	(66.7)	(▲ 36.8)	(21.9)	—	
公共工事請負金額	[▲ 7.2]	[▲ 4.7]	6.1	32.1	119.8	21.7	▲ 11.7	—	
公共工事出来高	▲ 8.6	▲ 0.4	(▲ 6.3)	(21.8)	(51.7)	(▲ 22.8)	(▲ 4.1)	(3.0)	
公共工事出来高	[▲ 1.2]	[▲ 4.5]	(▲ 0.0)	14.7	52.2	5.5	1.9	11.8	
公共工事出来高	▲ 5.9	0.9	1.8	7.3	(▲ 0.7)	(0.3)	(2.9)	—	
公共工事出来高	[▲ 0.4]	[▲ 2.7]	(0.6)	(1.5)	8.2	6.9	8.3	—	
公共工事出来高	▲ 3.3	1.3	1.9	6.5	—	—	—	—	

(備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動向統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動向統計調査」における1件500万円以上の工事。

3. 「建設工事受注動向統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。なお、2021年(度)の前年(度)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年(度)の額に対する比。

4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年度	2020	2021	2022	2023
当初予算	(億円)	68,571	60,549	60,574
(前年度比、%)	—	[60,695]	[60,575]	60,600
補正後予算	(億円)	▲ 0.8	▲ 11.5	0.0
(前年度比、%)	—	92,692	80,518	—
	—	9.4	▲ 13.0	—

②地方の普通建設事業費

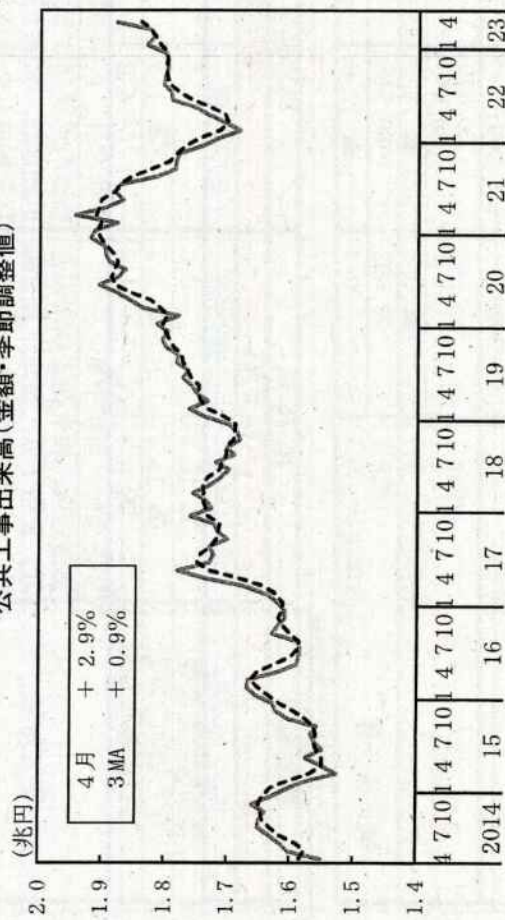
調査機関 区分	総務省 (当初予算)		時事通信社 (当初予算)		日経グローバル (当初予算)	
	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
普通建設事業費	▲ 10.9	0.6	1.4	2.9	2.4	5.4
うち補助事業費	▲ 18.1	▲ 1.1	▲ 1.5	3.4	2.8	4.4
うち単独事業費	▲ 0.9	1.8	4.2	3.3	1.9	7.0
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。	
	骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。

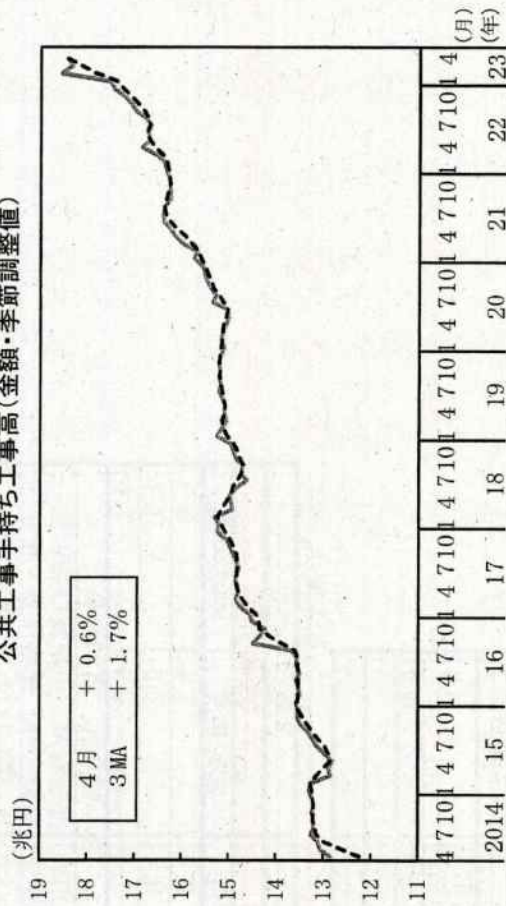
2. ①の2021年度と2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数。2020年度の当初予算は「臨時・特別の措置」分を含む。

3. ②の日経グローバルのうち2022年度における補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。

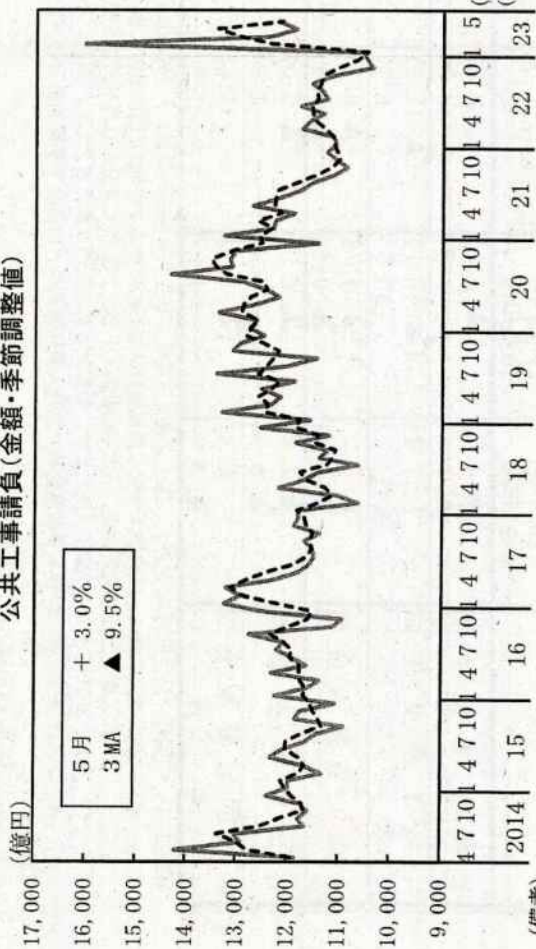
公共工事出来高(金額・季節調整値)



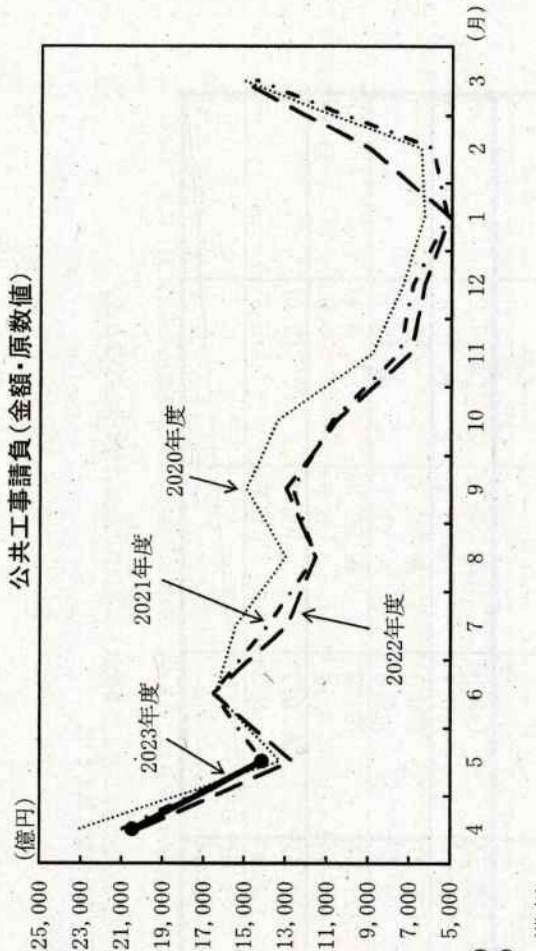
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
 左下図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
 左下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
 点線は後方3か月移動平均。

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
 右下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、底堅い動きとなっている。
輸入は、おおむね横ばいとなっている。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

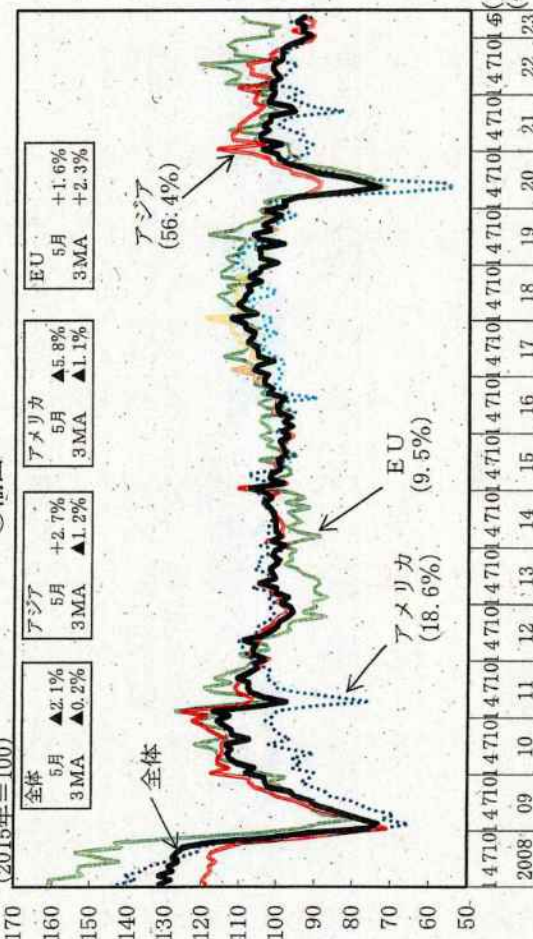
(前年同期(月)比、〔〕内は暦年前年比、()内は季節調整前同期(月)比、%、Pは速報値)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月
輸出数量	[12.0] 10.3	[▲1.9] ▲3.9	(▲3.0) ▲3.7	(▲4.2) ▲8.8	(▲0.7) ▲8.1	(▲2.3) ▲6.0	P (▲2.1) P ▲6.4
輸入数量	[5.1] 3.8	[▲0.3] ▲1.6	(▲2.3) ▲2.0	(▲2.2) ▲4.1	(6.2) ▲2.6	(0.7) ▲0.3	P (▲2.8) P ▲5.2
貿易・サービス収支(億円)	[▲24,834] ▲64,202	[▲211,638] P ▲233,367	▲61,776	P ▲50,746	P ▲13,893	P ▲3,545	—
貿易収支(億円)	[17,623] ▲15,432	[▲157,436] P ▲180,602	▲51,616	P ▲37,552	P ▲9,706	P ▲3,804	—
第一次所得収支(億円)	[263,788] 290,083	[351,857] P 355,591	93,732	P 87,835	P 27,232	P 26,761	—
経常収支(億円)	[215,363] 201,522	[115,466] P 92,256	24,690	P 25,416	P 10,090	P 18,996	—
金融収支(億円)(原数値)	[168,376] 180,787	[64,922] P 87,713	▲1,248	P 73,547	P 21,915	P 30,039	—

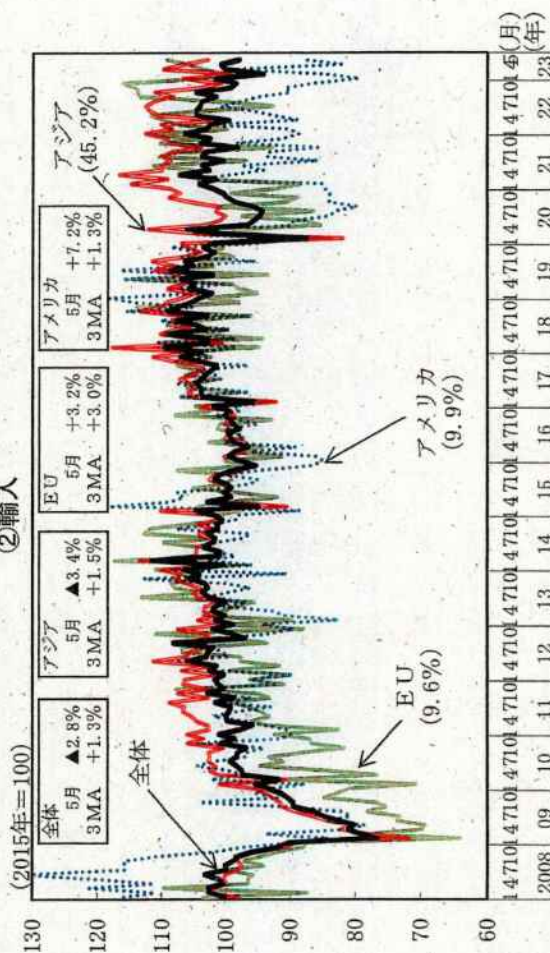
地域別輸出入数量指数

(2015年=100)

①輸出



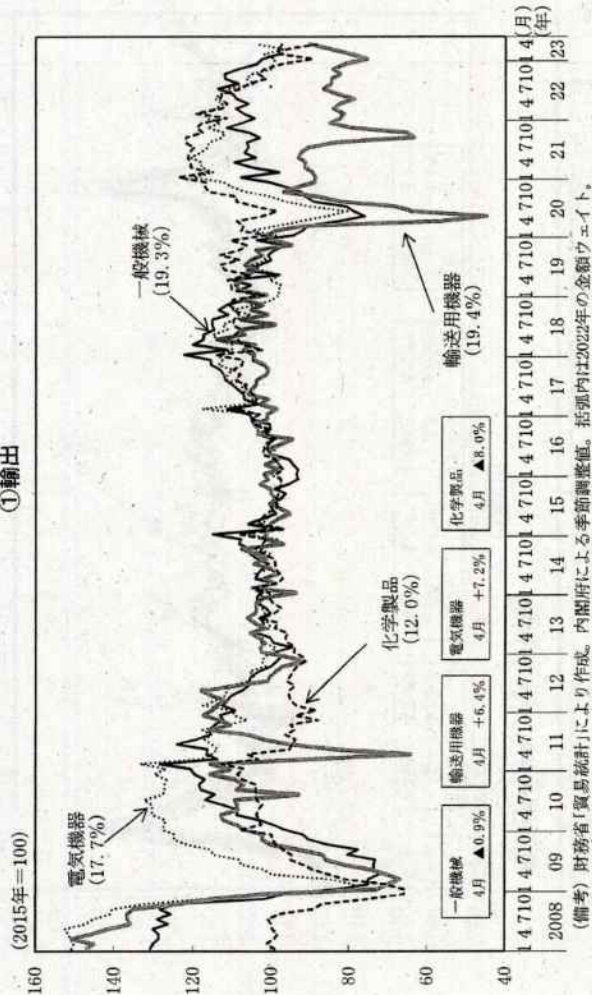
②輸入



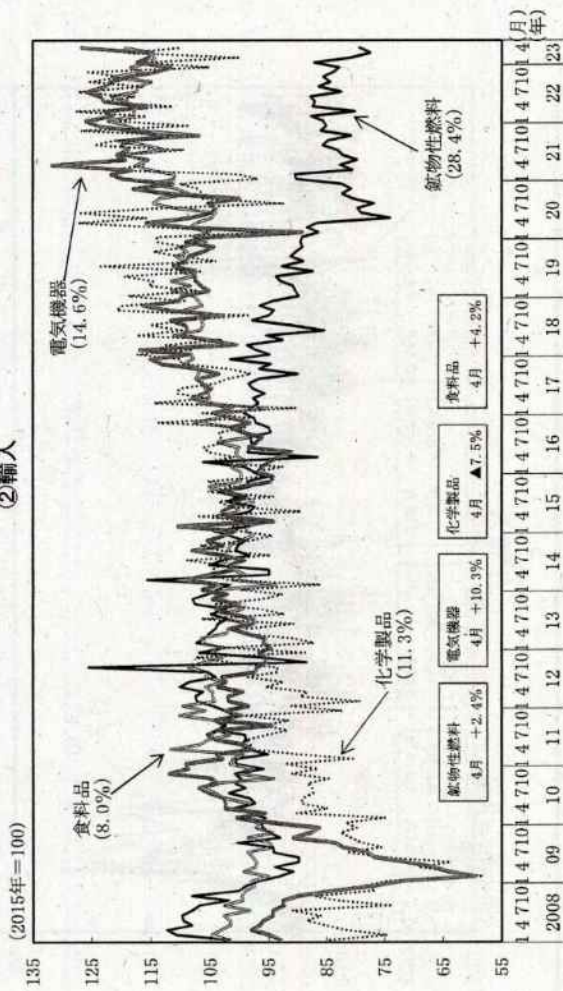
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウエイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

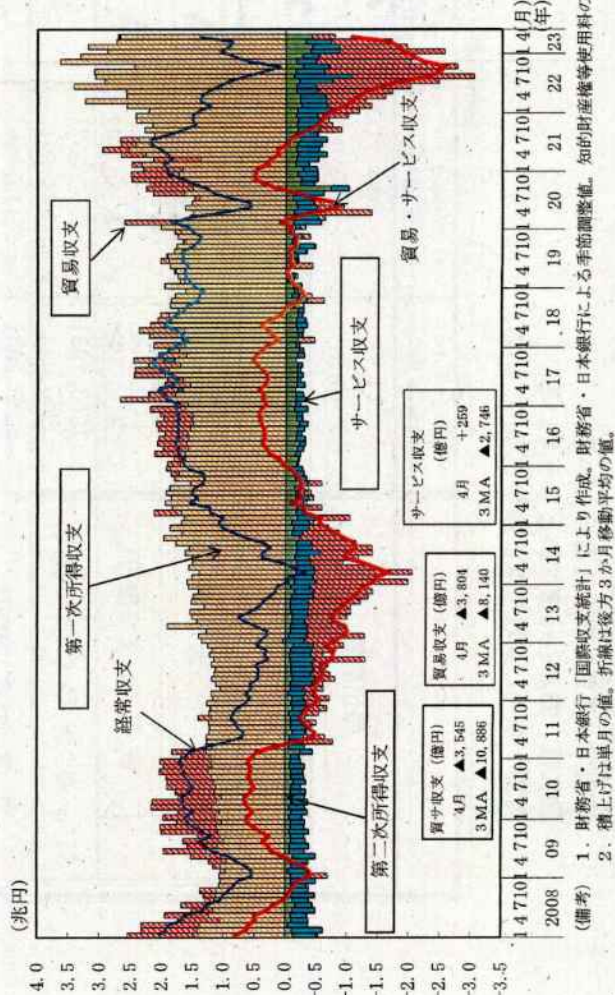
①輸出



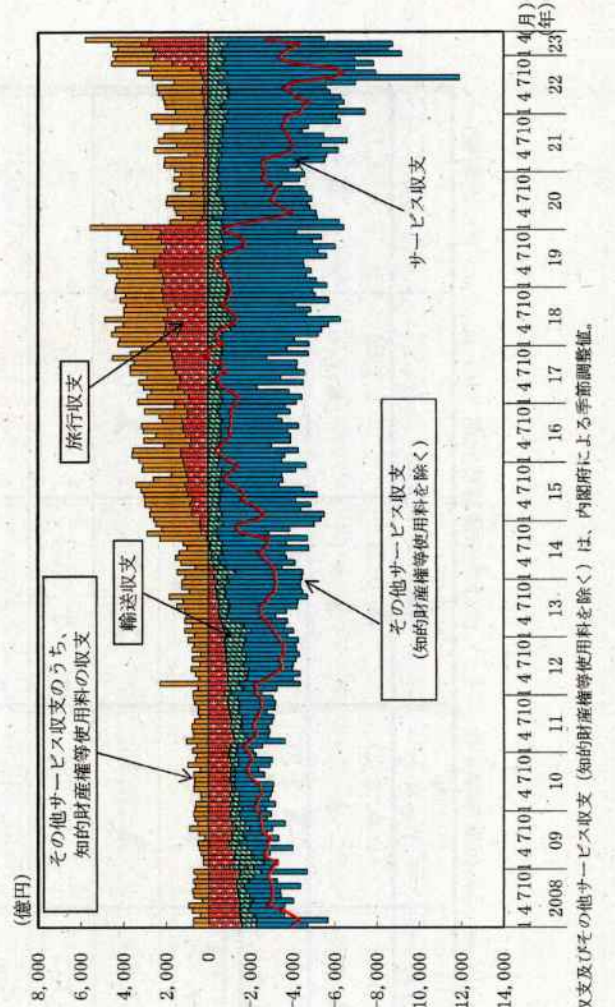
②輸入



経常収支



サービス収支



7. 生産・出荷・在庫
生産は、持ち直しの兆しがみられる。

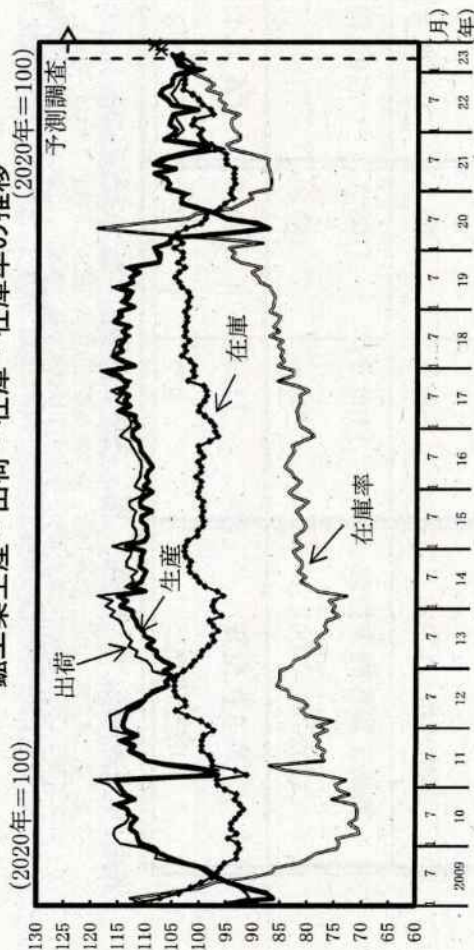
(%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月期	10-12月期	2023年 1-3月期	2023年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[5.4] 5.5	[▲ 0.1] ▲ 0.3	(3.1) 4.0	(▲ 1.7) ▲ 0.2	(▲ 1.8) ▲ 1.3	(3.7) ▲ 0.6	(0.3) ▲ 0.8	(0.7) ▲ 0.7
鉱工業出荷指数	[4.4] 4.1	[▲ 0.5] ▲ 0.1	(1.7) 4.1	(▲ 1.4) 0.1	(▲ 1.0) ▲ 0.7	(4.3) 0.7	(0.9) 0.0	(▲ 0.2) ▲ 1.3
鉱工業在庫指数	[6.4] 7.9	[2.7] 2.3	(3.5) 6.2	(▲ 0.3) 2.7	(0.7) 2.3	(1.0) 1.6	(0.4) 2.3	(▲ 0.1) 6.0
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.9] 98.8	[98.2] 98.4	98.4	98.2	98.4	98.3	98.4	98.1
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.5] 108.0	[108.1] 107.9	(109.5)	(111.2)	(106.6)	(103.0)	(107.9)	(111.1)
第3次産業 活動指数	[1.5] 2.3	P [1.6] P 2.2	(▲ 0.1) 2.8	(0.0) 1.4	P (1.0) P 2.3	(1.3) 4.1	P (▲ 1.5) P 1.6	P (1.2) P 2.0

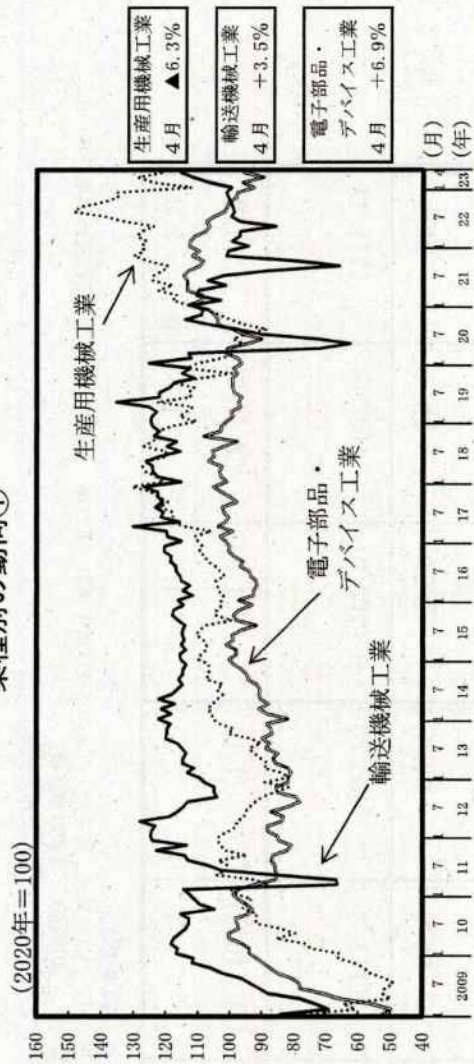
予測調査
5月 1.9%
6月 1.2%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の□内は季節調整前期(月)比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(暦年)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(暦年)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整値。

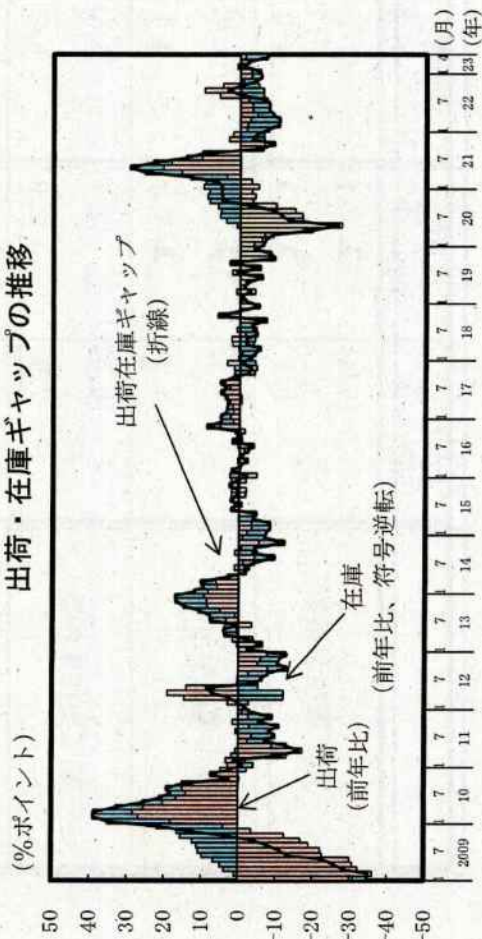
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



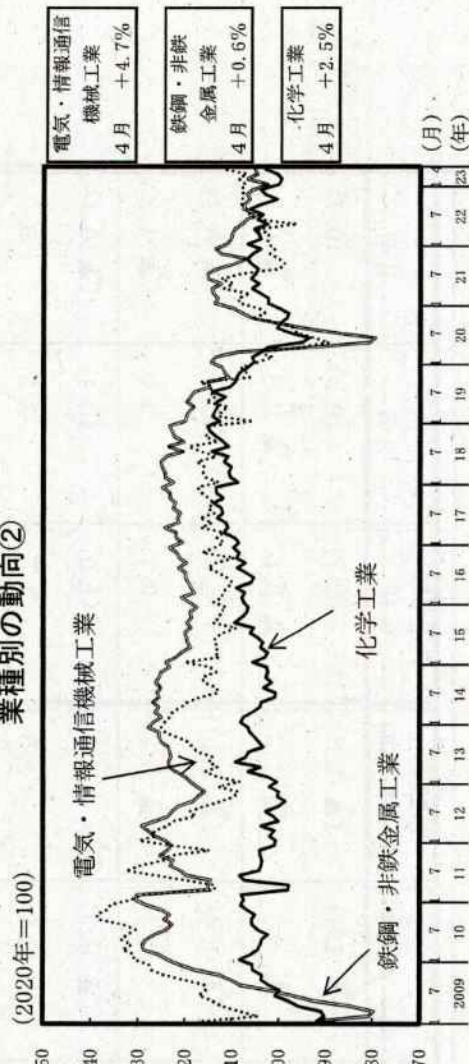
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷(前年比)－在庫(前年比)。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期比、%)

經常利益		2020年度		2021年度		2022年度・実績見込み				2023年度 計画		(前年同期比、%)
		実績	▲ 20.1	実績	42.7	上期	下期	上期	下期			
										実績	▲ 1.4	
全規模 大企業	全産業		▲ 20.1		42.7	7.9	▲ 5.9	▲ 2.6	▲ 5.7		1.0	
	製造業		▲ 1.4		53.7	5.5	▲ 15.0	▲ 2.7	7.3		4.3	
	非製造業		▲ 37.9		44.4	19.5	8.4	▲ 3.5	▲ 1.1		▲ 6.4	
中小企業	製造業		▲ 10.2		45.0	▲ 14.2	▲ 4.3	3.5	▲ 8.9		18.2	
	非製造業		▲ 16.1		21.8	1.7	▲ 6.4	0.1	▲ 0.4		0.6	

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年4－6月	7－9月	10－12月	2023年1－3月
全規模全産業	41.8	11.2	36.8	8.8	17.6 (▲ 6.8)	18.3 (▲ 7.2)	▲ 2.8 (▲ 1.2)	4.3 (▲ 6.2)
製造業	68.7	11.1	53.2	2.6	11.7 (▲ 0.9)	35.4 (▲ 5.3)	▲ 15.7 (▲ 23.5)	▲ 15.7 (▲ 5.0)
非製造業	28.2	11.3	27.7	13.0	21.9 (▲ 11.0)	5.6 (▲ 15.2)	5.2 (▲ 6.8)	17.2 (▲ 6.8)
大中堅企業	45.0	17.0	37.9	12.2	22.1 (▲ 11.2)	23.8 (▲ 9.0)	4.0 (▲ 1.5)	▲ 0.5 (▲ 0.4)
中小企業	33.4	▲ 5.0	33.8	▲ 1.0	▲ 1.6 (▲ 7.2)	1.3 (▲ 0.2)	▲ 18.0 (▲ 0.1)	16.8 (▲ 26.1)

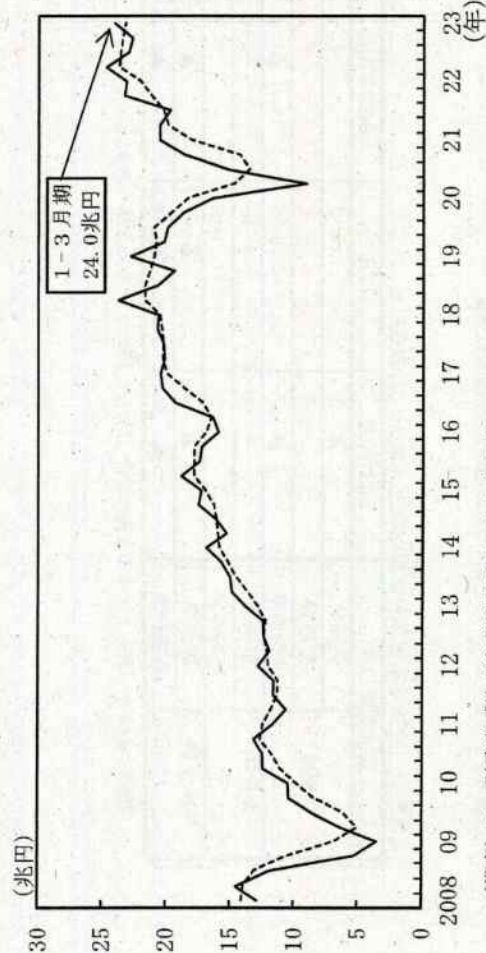
(%ポイント)

見込み

業況判断D1		2021年9月	12月	2022年3月	6月	9月	12月	2023年3月	6月
全規模	全産業	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 2	+ 3	+ 6	+ 5	+ 2
	製造業	+ 5	+ 6	+ 2	+ 1	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 3
	非製造業	▲ 7	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 5	+ 10	+ 12	+ 6
大企業	製造業	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9	+ 8	+ 7	+ 1	+ 3
	非製造業	+ 2	+ 9	+ 9	+ 13	+ 14	+ 19	+ 20	+ 15
中小企業	製造業	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 4
	非製造業	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 1	+ 2	+ 6	+ 8	+ 3

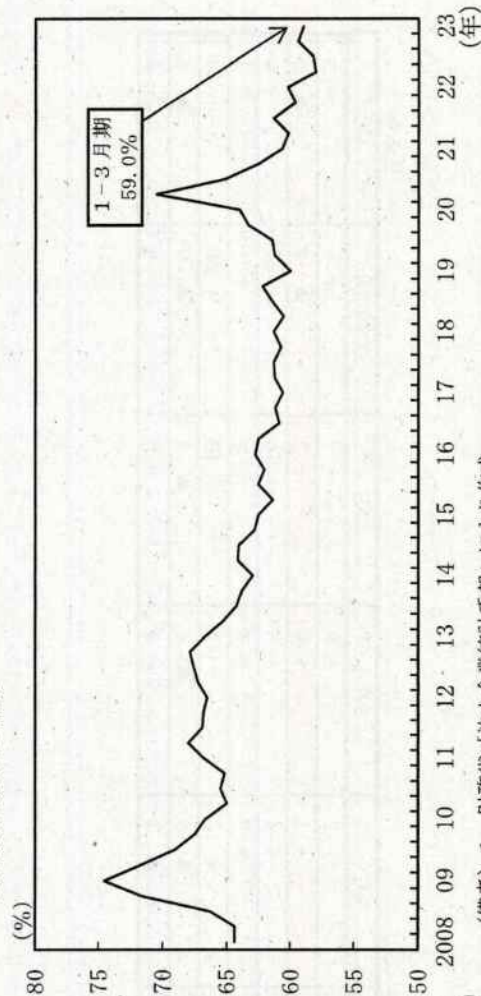
(備考) DI = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益> 経常利益額の推移



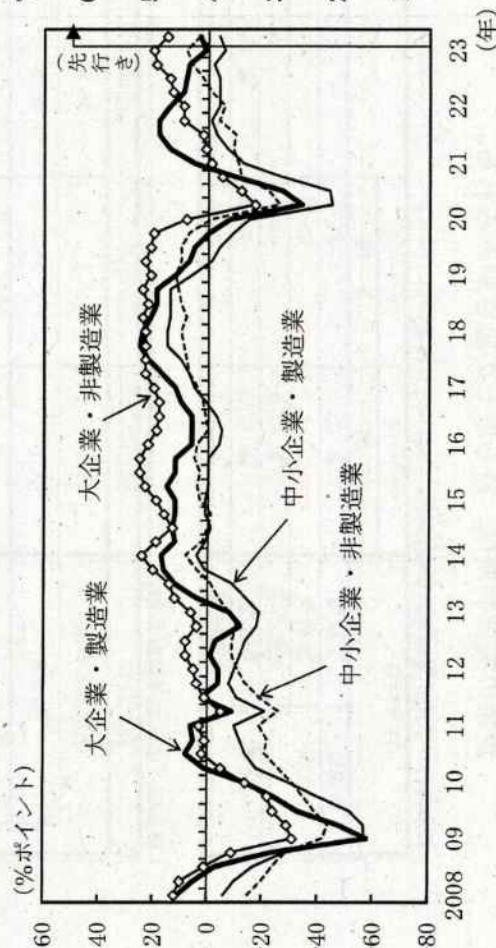
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



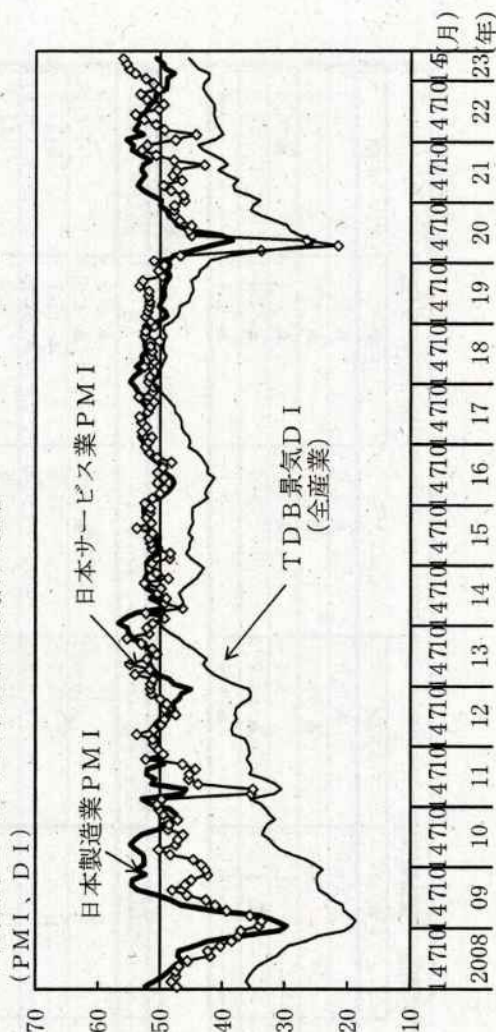
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感> 日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D Iは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

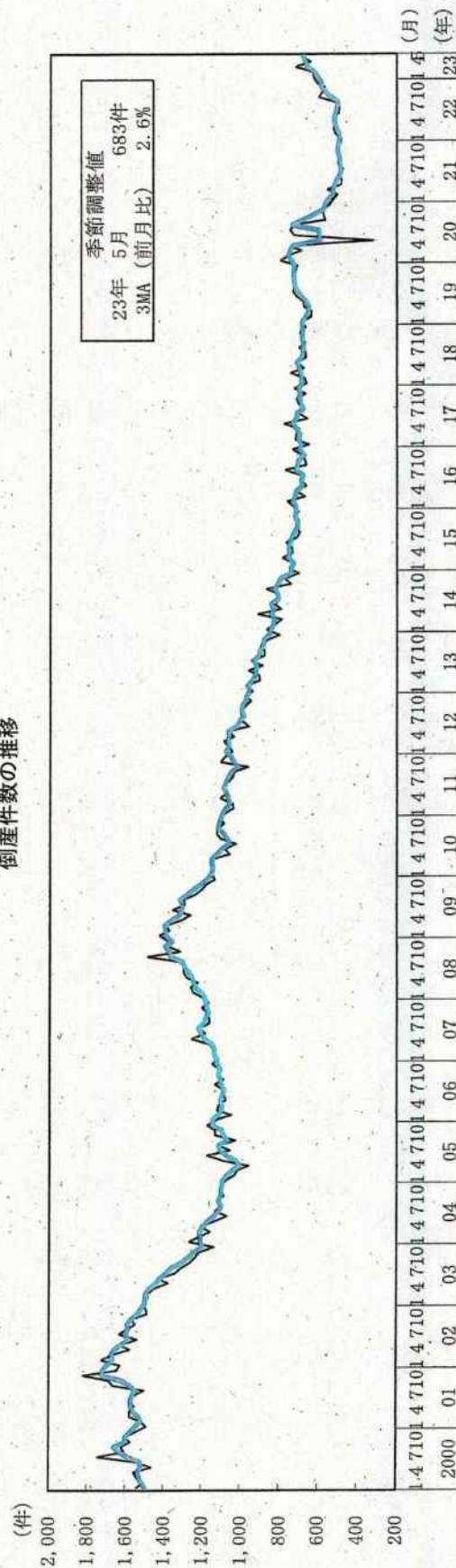


(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。D Iは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産 倒産件数は、増加がみられる。

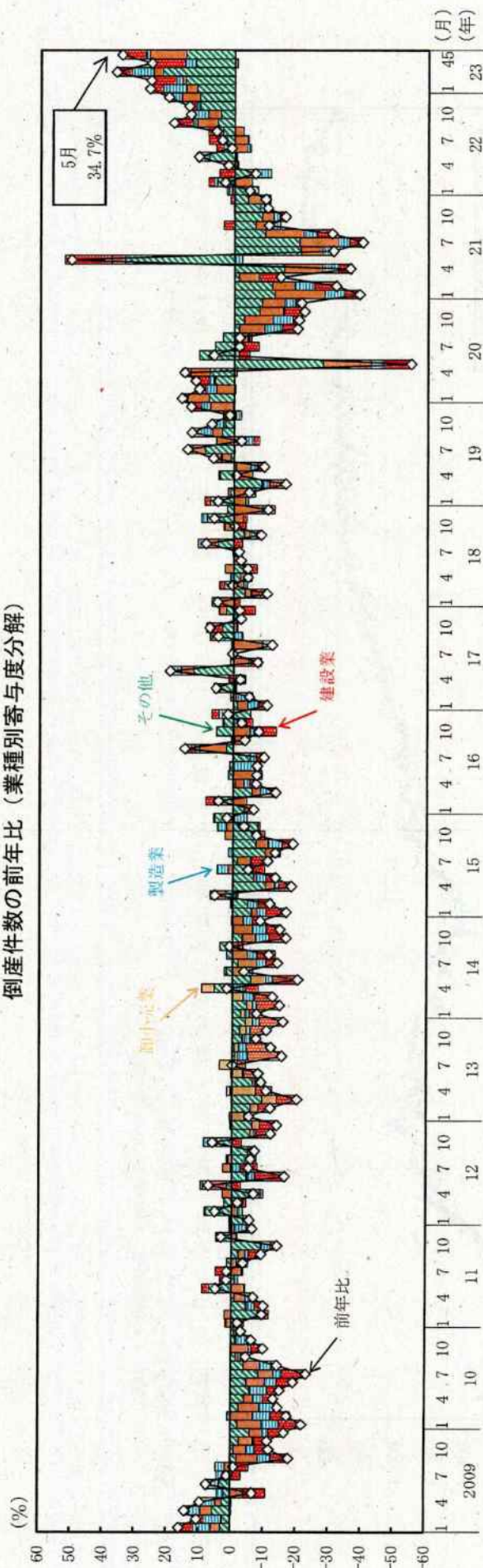
(株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」		(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季節調整前年比 (月) 比、%)									
		[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月期	2023年1-3月期	2023年3月	4月	5月		
企業倒産件数		[7,773] 7,163	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	1,783	1,956	809	610	706		
前年比 (%)		[▲7.2] ▲17.0	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	15.8	30.0	36.4	25.5	34.7		
前月比 (%)					(9.5)	(12.3)	(13.6)	(▲10.5)	(6.4)		
負債金額 (億円)		[12,200] 12,084	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	2,817	3,005	1,474	2,038	2,787		
前年比 (%)		[▲14.2] ▲4.4	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	▲1.3	▲2.2	▲13.1	150.8	218.9		
大型倒産除く (億円)		[6,112] 5,563	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	1,598	1,597	697	501	618		
前年比 (%)		[▲12.1] ▲21.2	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	24.4	26.6	43.9	9.9	37.0		

倒産件数の推移



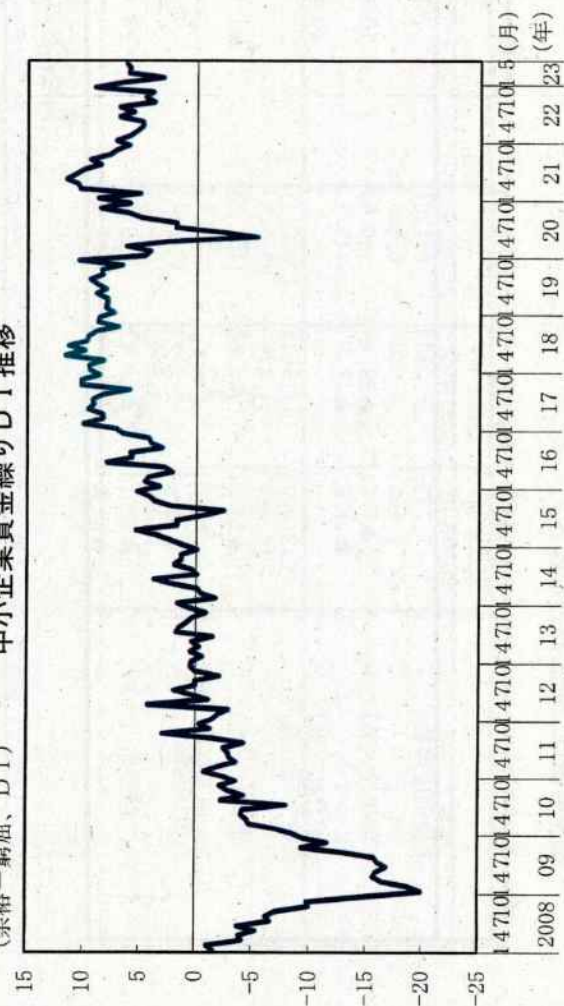
(備考) 1. (株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



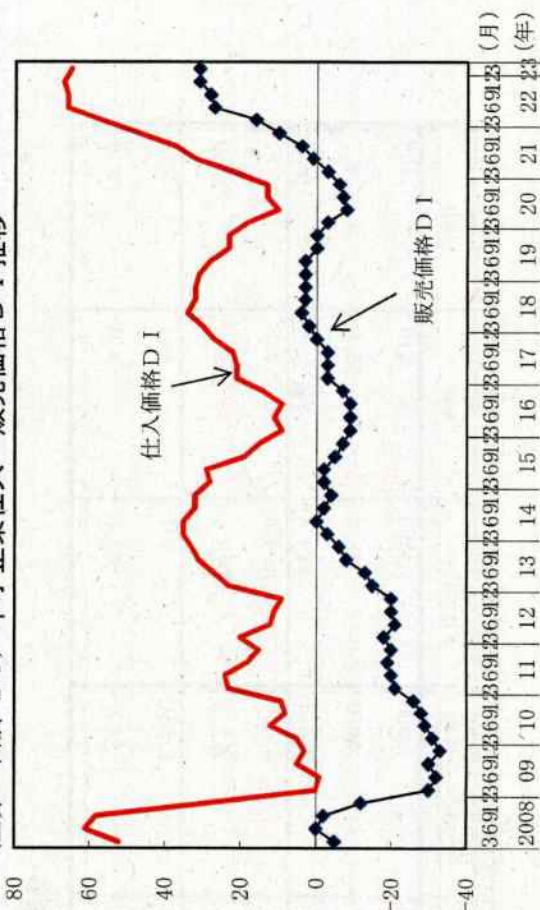
（備考）（株）東京商工リサーチ（TSR）「倒産月報」により作成。

（余剰—窮屈、DI） 中小企業資金繰りDI推移



（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

（上昇—下落、DI） 中小企業仕入・販売価格DI推移



（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

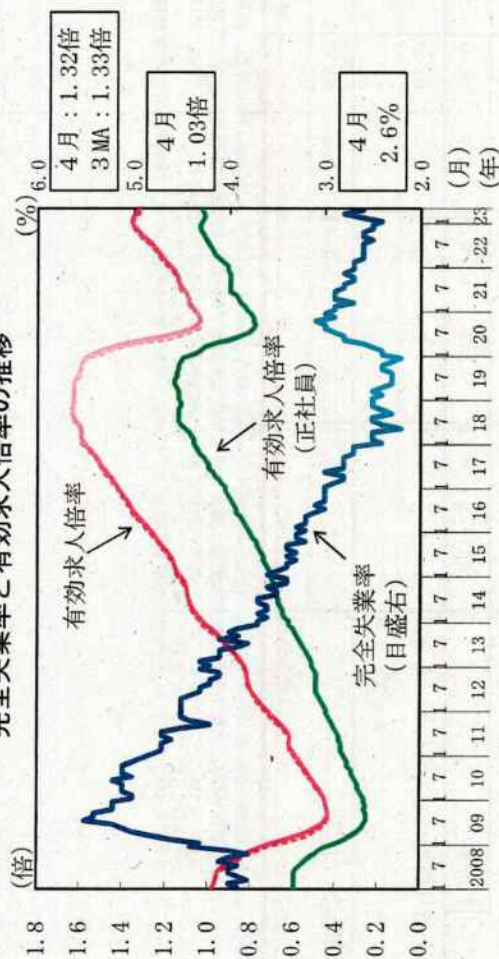
雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季節調整済み・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

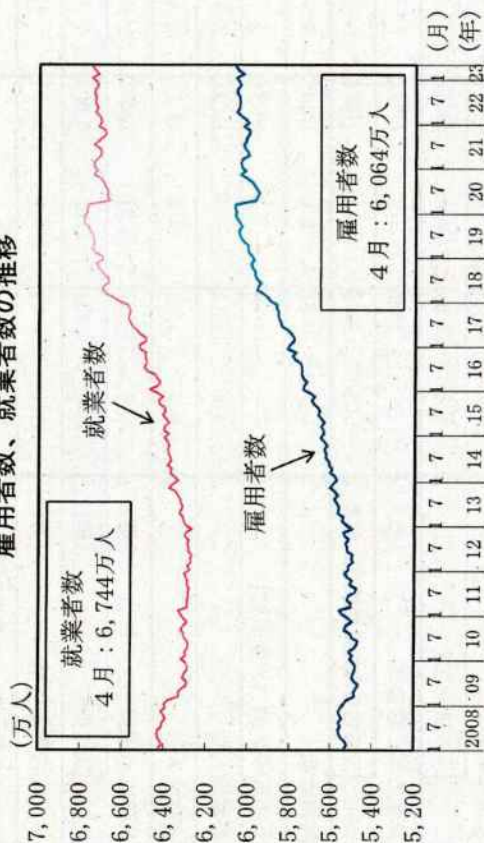
	2021年度[年]	2022年度[年]	2022年7-9月	10-12月	2023年1-3月	2023年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.8 [2.8]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.8	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.6]	4.4 [4.4]	4.2	4.7	4.7	5.2	4.7	3.8
完全失業者数総数 (万人)	191 [195]	178 [179]	178	174	181	180	195	180
うち非自発的な離職による者	56 [57]	44 [46]	43	41	46	45	52	44
雇用者数	0.3 [0.2]	0.6 [0.4]	0.5 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.6)	0.2 (0.4)	0.1 (0.2)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [1.2]	1.2 [0.9]	1.1 (0.5)	1.1 (0.1)	1.7 (0.5)	1.8 (0.2)	1.7 (0.1)	1.7 (0.2)
新規求人数	9.8 [4.1]	9.3 [10.8]	12.5 (0.2)	7.1 (1.2)	5.0 (0.2)	10.4 (▲0.4)	0.7 (▲4.6)	▲0.9 (1.5)
有効求人数	9.5 [1.6]	10.8 [12.7]	14.4 (2.3)	9.9 (1.0)	6.1 (▲0.0)	7.0 (0.8)	4.9 (▲1.5)	2.8 (▲0.6)
有効求人倍率 (倍)	1.16 [1.13]	1.31 [1.28]	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32
正社員 (倍)	0.90 [0.88]	1.01 [0.99]	1.01	1.03	1.02	1.02	1.02	1.03
求人広告掲載件数 (万件)	99.1 [90.8]	130.9 [126.2]	123.9	133.3	139.4	135.0	154.1	151.9
所定外労働時間(残業時間等)	8.2 [5.1]	3.9 [4.6]	5.2 (▲0.6)	3.7 (▲2.0)	1.4 (▲0.3)	2.1 (2.1)	1.0 (0.5)	1.9 (0.0)
製造業	18.9 [14.1]	2.2 [6.2]	4.0 (1.1)	5.1 (▲4.0)	▲4.8 (▲5.0)	▲4.7 (0.5)	▲5.3 (0.6)	▲6.1 (0.5)
現金給与総額(1人当たり・名目)	0.7 [0.3]	1.9 [2.0]	1.7 (0.2)	2.9 (0.2)	0.9 (0.5)	0.8 (0.4)	1.3 (1.8)	1.0 (▲1.0)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.8	2.4	2.0
定期給与(名目)	0.8 [0.5]	- [1.4]	1.5 (0.0)	1.6 (0.3)	0.8 (0.0)	0.9 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	1.1 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.2	1.5

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に原本の部分入替えや基礎とする母集団の更新、2019年1月に原本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に原本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きままって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

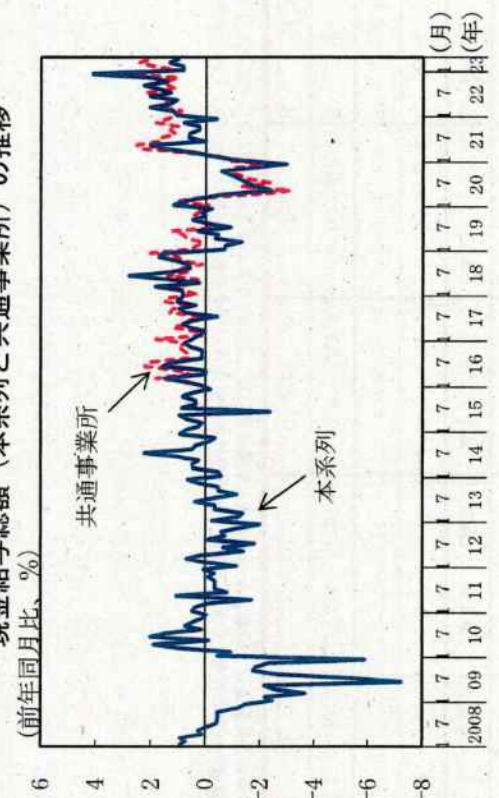


雇用者数、就業者数の推移

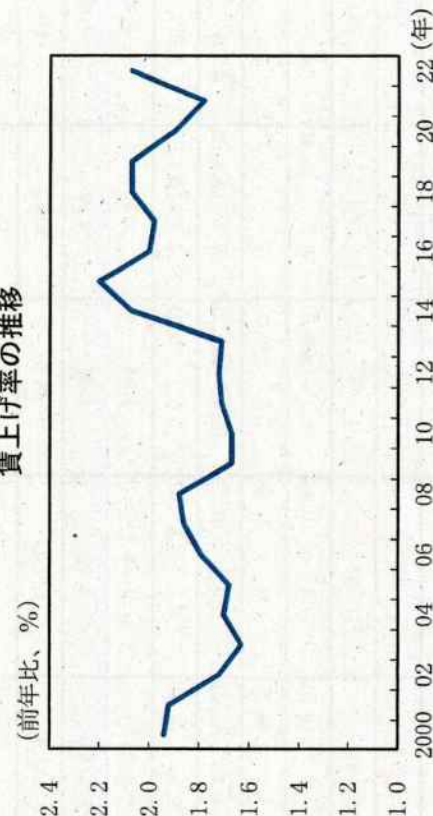


- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
3. 有効求人倍率について、点線は毎月、実線は3か月移動平均。

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月労働統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争(最終)回答集計結果」により作成。
2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる防層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定額相当の賃上げ率。

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

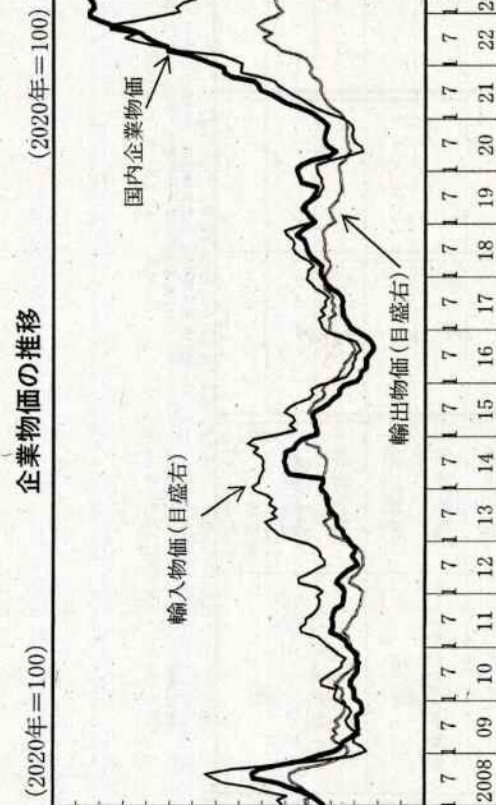
前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、< >内は季節調整前期(月)比、%

消費者物価
(東京都都区部)

	4月	5月(P)
< 0.5 >	< ▲0.1 >	
3.5	3.2	

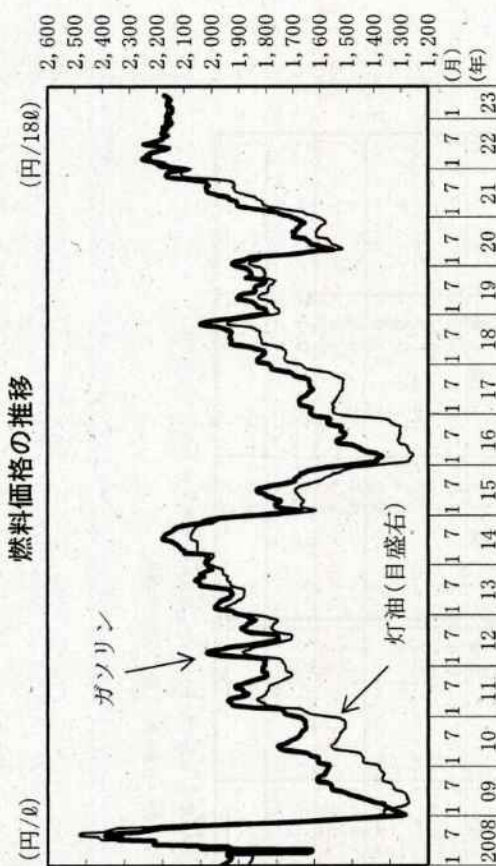
(備考) 1. 企業向けサナリー用品価格とは2015年基準、国内公衆衛生物及び消費費物価は2020年基準、Pは通帳値。
2. 企業向けサナリー用品の「国際運輸を除く輸入品」は、国際航空貨物輸送（海外航空タンカー）、外航タンカー、内閣府統計課。
3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」、「ヘルスケア」、「エンターテインメント」は、内閣府統計課。
4. 消費者物価のうち、「政策等による特殊な影響を排除した」とは、Go To事業、2021年4月の通信料（携帯電話）
下置き及び全国旅行支店等による直接の影響を除いた数値（内閣府統計課）。
5. 「GDP」は、経済産業省発表の数値。

企業物価の推移



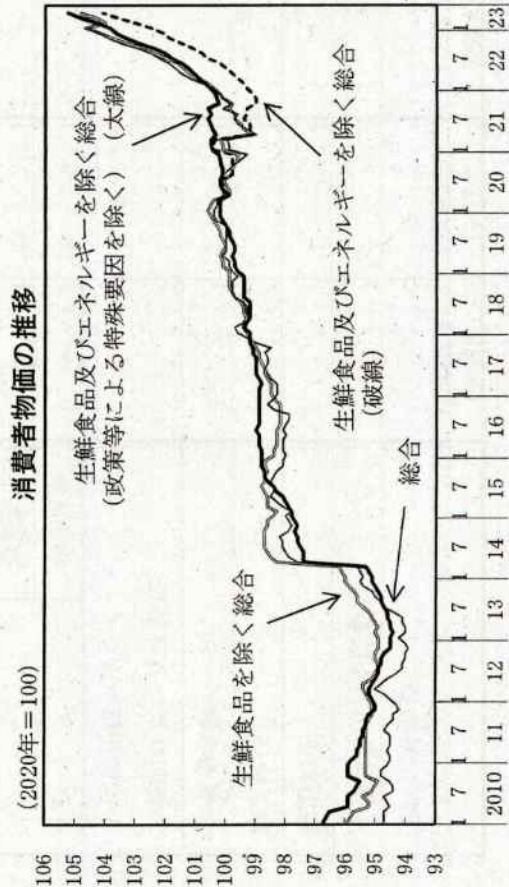
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

燃料価格の推移



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込。

消費者物価の推移



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整後。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、Go To事業、2021年4月の通信料(携帯電話)下落及び全国旅行支費等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。

予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯、Bloombergにより作成。
「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更があったため、それ以前の訪問調査調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
2. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
3. BEI (ブレーク・イン・インフレ率)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。
4. BEI (旧)は旧物価連動国債、BEI (新)は新物価連動国債(残存10年物)を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。
 対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年					2023年					6/20
					7-9月					1-3月					6/20
					10-12月					4月					6/20
コ ー ル レ ー ト （無担保翌日物）	-0.024	-0.032	-0.024	-0.032	-0.026	-0.061	-0.019	-0.017	-0.015	-0.017	-0.015	-0.051	-0.069	-0.069	6/20
ユ ー ロ 円 TIBOR （3か月物）	-0.064	-0.028	-0.063	-0.017	-0.013	-0.014	-0.003	0.000	-0.005	-0.003	-0.003	-0.003	-0.019	-0.019	6/20
国債流通利回り	0.061	0.225	0.086	0.292	0.218	0.280	0.436	0.366	0.452	0.366	0.452	0.404	0.385	0.385	6/20
株 式 相 場															6/20
東証株価指数(TOPIX)	1,953	1,919	1,956	1,931	1,932	1,932	1,968	1,989	2,016	1,989	2,016	2,125	2,283	2,283	6/20
日経平均株価	28,836	27,257	28,389	27,290	27,610	27,362	27,290	27,693	28,275	27,693	28,275	30,147	33,388	33,388	6/20
円 相 場															6/20
（対米ドル）	109.89	131.57	112.38	135.43	138.24	141.25	132.33	133.85	133.33	133.85	133.33	137.37	142.18	142.18	6/20
（対ユーロ）	129.90	138.12	130.53	140.97	139.28	144.17	142.16	143.37	146.27	143.37	146.27	149.02	155.16	155.16	6/20
（韓国ウォン・1円当たり）	10.42	9.84	10.39	9.66	9.69	9.61	9.64	9.76	9.91	9.76	9.91	9.68	9.03	9.03	6/19
日銀当座預金残高 （億円、前年比）	5,237,058	5,265,526	5,347,929	5,232,251	5,204,661	4,926,460	5,263,298	5,413,393	5,503,500	5,413,393	5,503,500	5,394,730	5,394,730	5,394,730	9.03
マ ネ タ リ ー ベ ー ス （億円、前年比）	6,434,962	6,532,030	6,557,140	6,496,940	6,553,763	6,164,351	6,466,383	6,557,809	6,759,281	6,466,383	6,759,281	6,727,323	6,727,323	6,727,323	9.03
マ ネ ー ス ト ク （億円、前年比）	11,626,650	12,012,019	11,727,820	12,088,902	12,083,906	12,105,881	12,119,316	12,134,108	12,326,526	12,119,316	12,326,526	12,364,043	12,364,043	12,364,043	9.03
マ ネ ー ス ト ク （億円、前年比）	19,801,290	20,550,628	20,004,568	20,724,945	20,740,139	20,768,418	20,800,697	20,828,257	21,053,011	20,800,697	21,053,011	21,121,334	21,121,334	21,121,334	9.03
マ ネ ー ス ト ク （億円、前年比）	5.6	3.8	5.2	3.6	3.8	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	9.03
銀行貸出	2.3	1.7	1.0	2.5	2.3	3.0	3.5	3.3	3.5	3.3	3.5	3.8	3.8	3.8	9.03
普通社債発行額	▲2.6	▲16.4	▲2.3	▲10.9	▲9.9	▲20.1	31.4	114.4	▲6.2	114.4	▲6.2	4.9	4.9	4.9	9.03

（備考）1. コーレルレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場は、年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。○内は季節調整前年率。

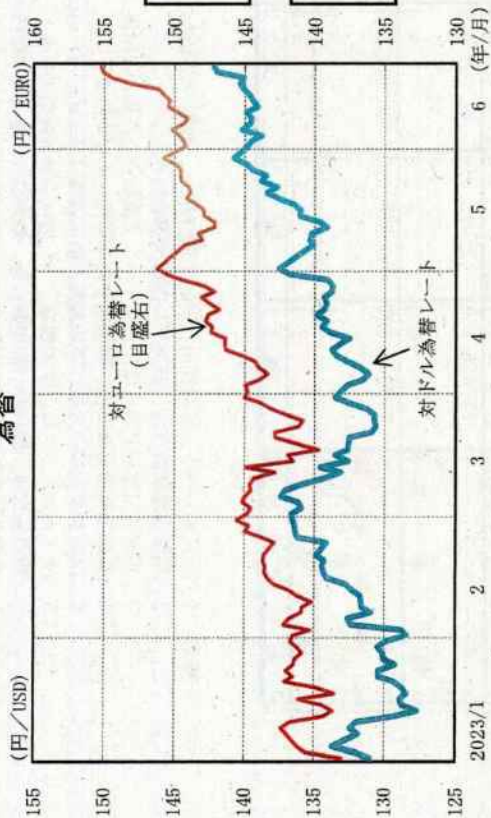
6. マネーストックは、平均残高。○内は季節調整前年率。

7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

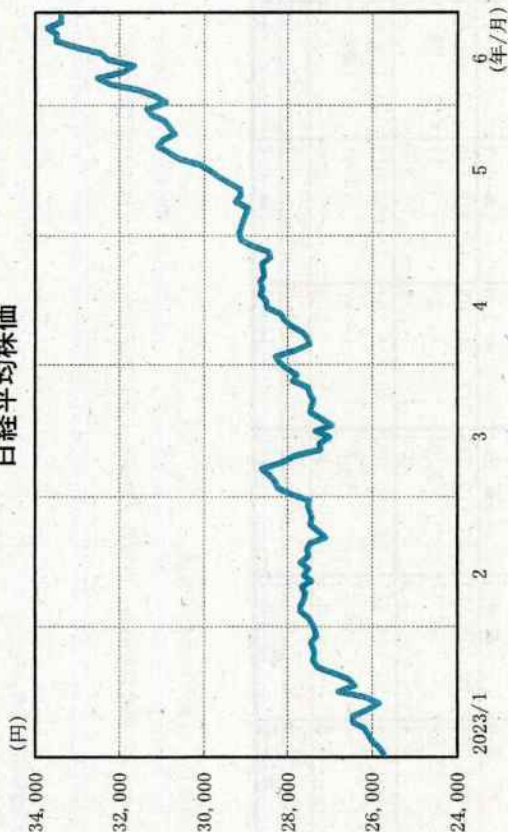
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い趣及改定を実施。

為替



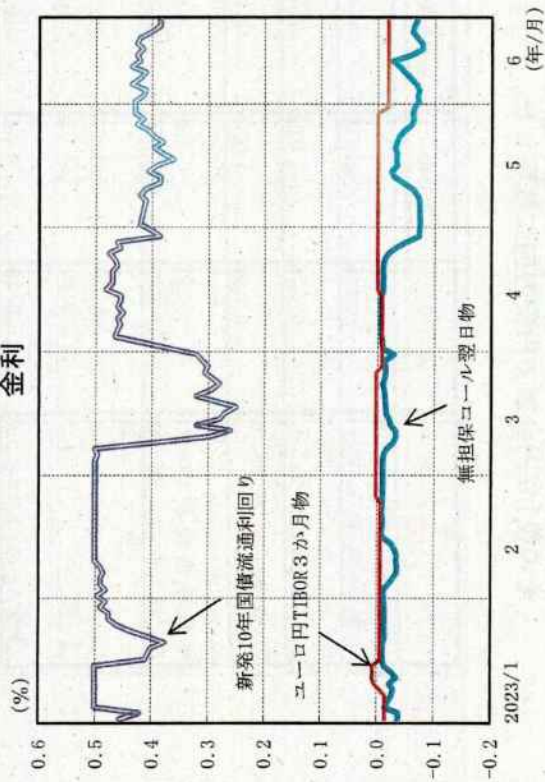
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインタンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインタンク直物17時時点。

日経平均株価



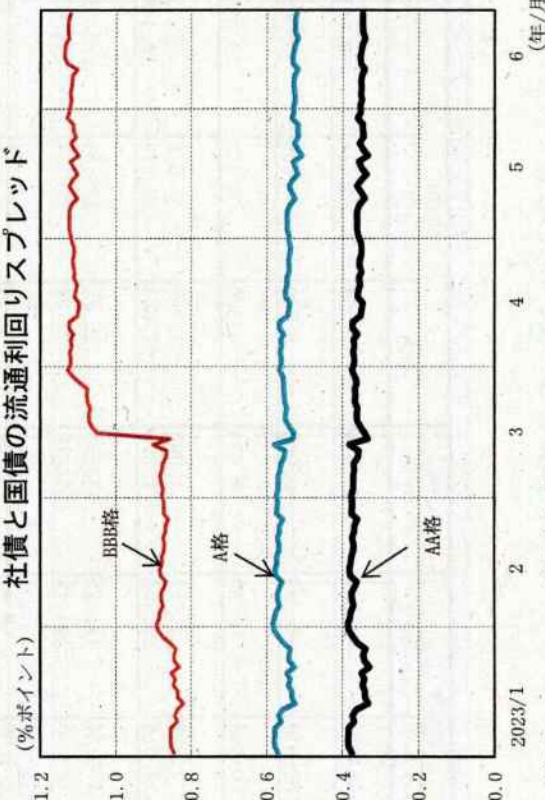
(備考) 日経NEEDSにより作成。

金利



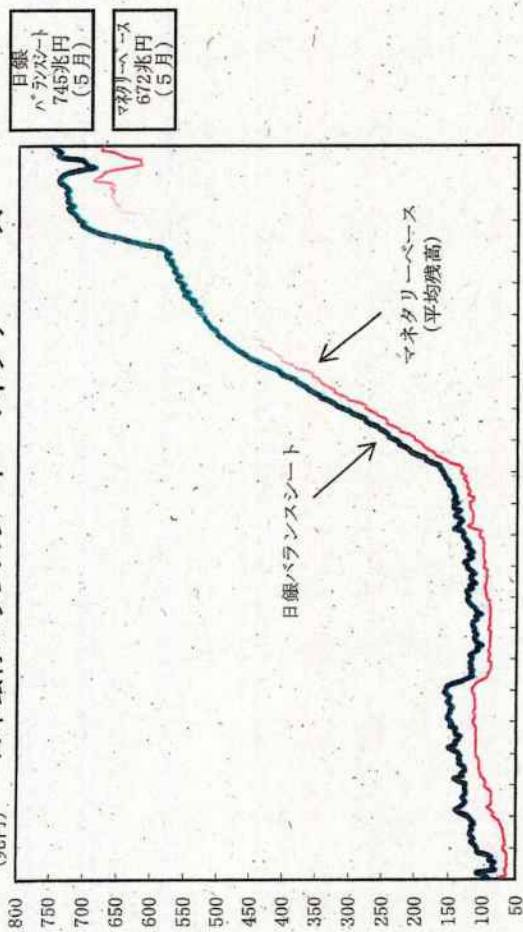
(備考) 日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド



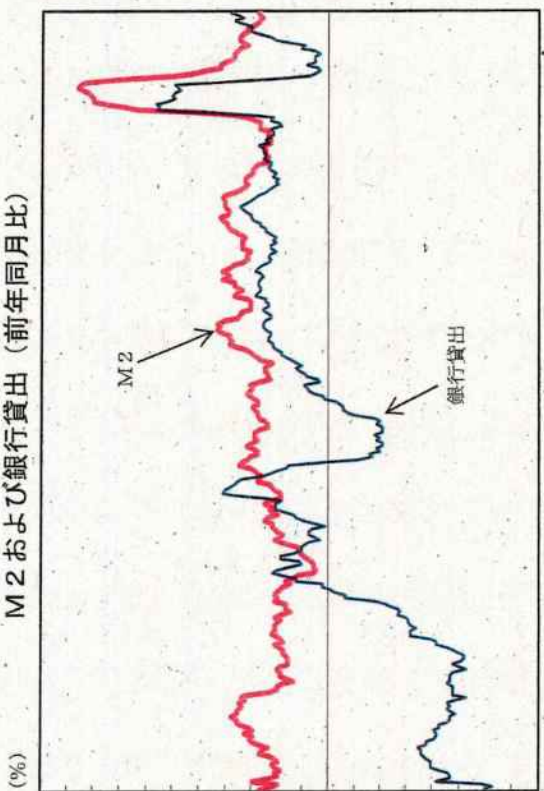
(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り。
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース



(備考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。
(年)

M2および銀行貸出 (前年同月比)

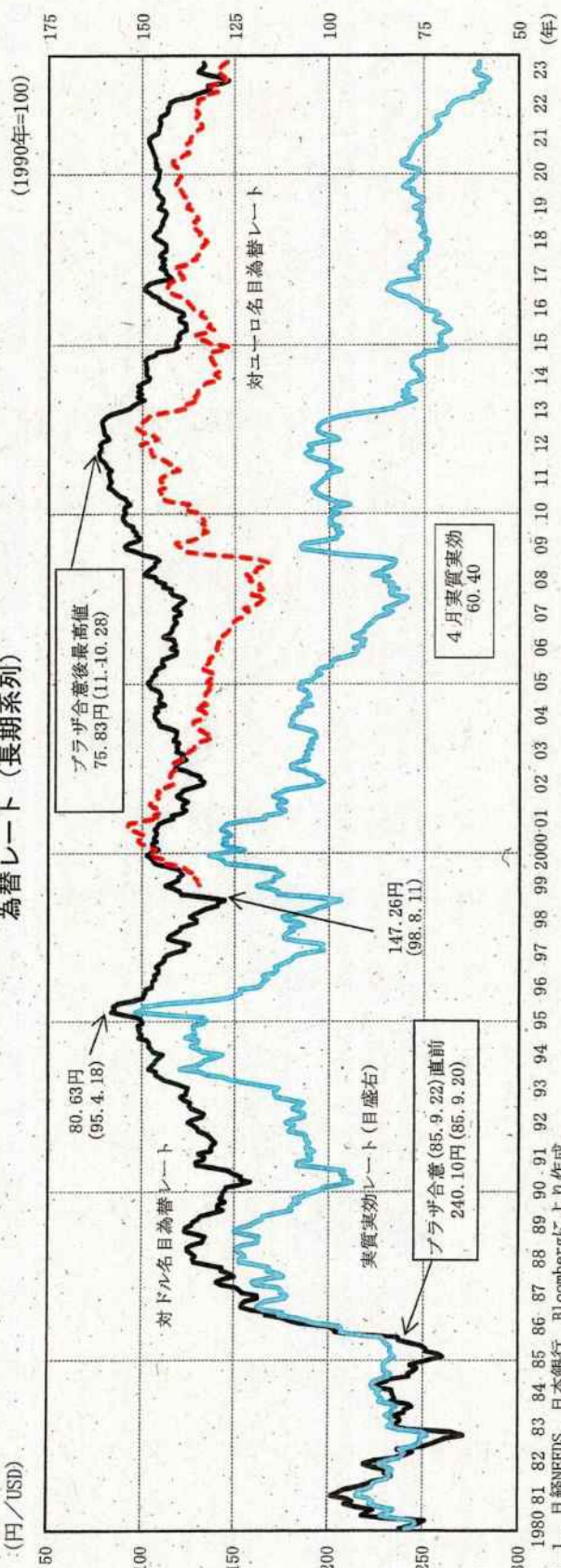


(備考) 1. 日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
2. 銀行貸出は、銀行計 (都銀等、地銀、地銀IIの合計) の平残の前年同月比。
(年)

M2
2.7%
(5月)

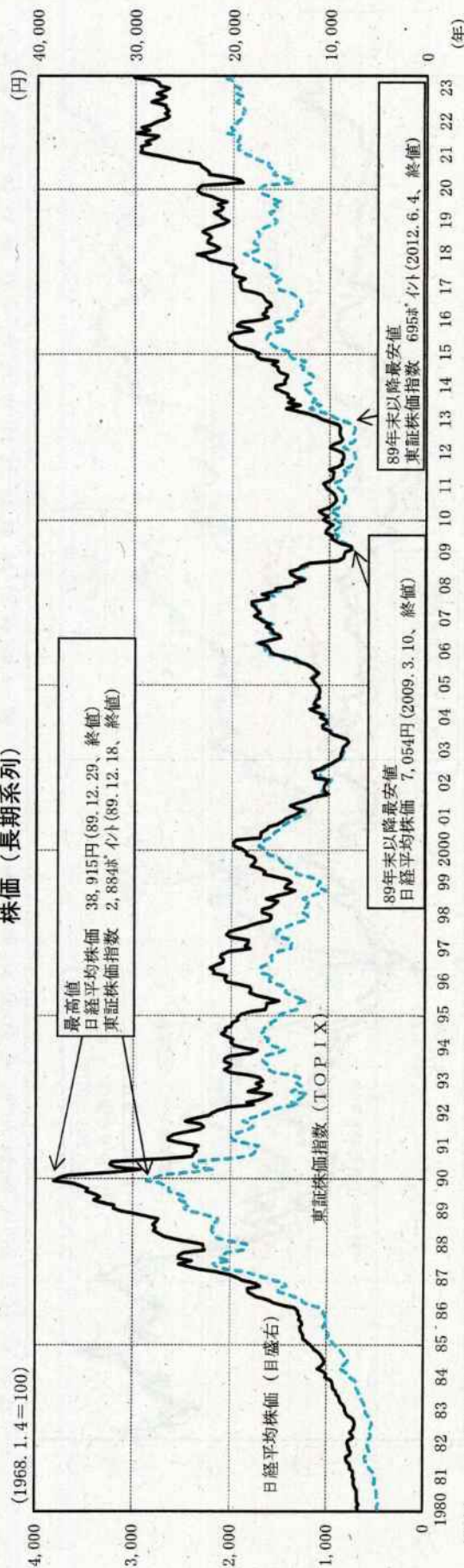
銀行貸出
3.8%
(5月)

為替レート (長期系列)



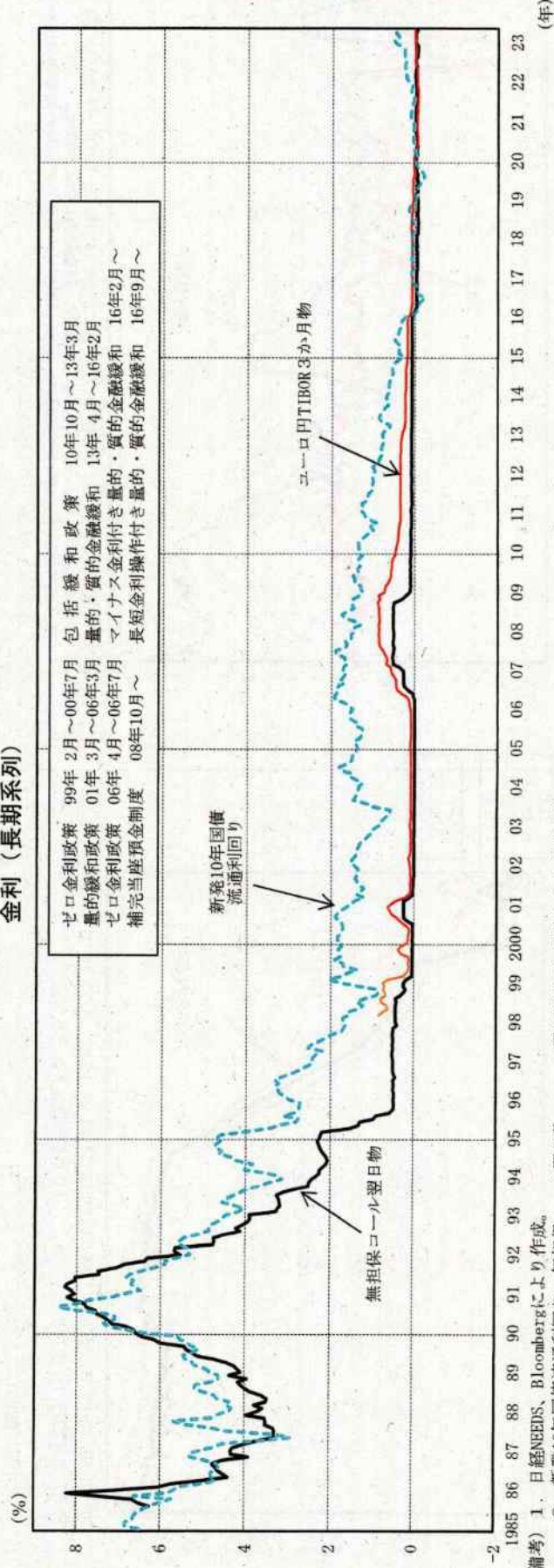
(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価 (長期系列)



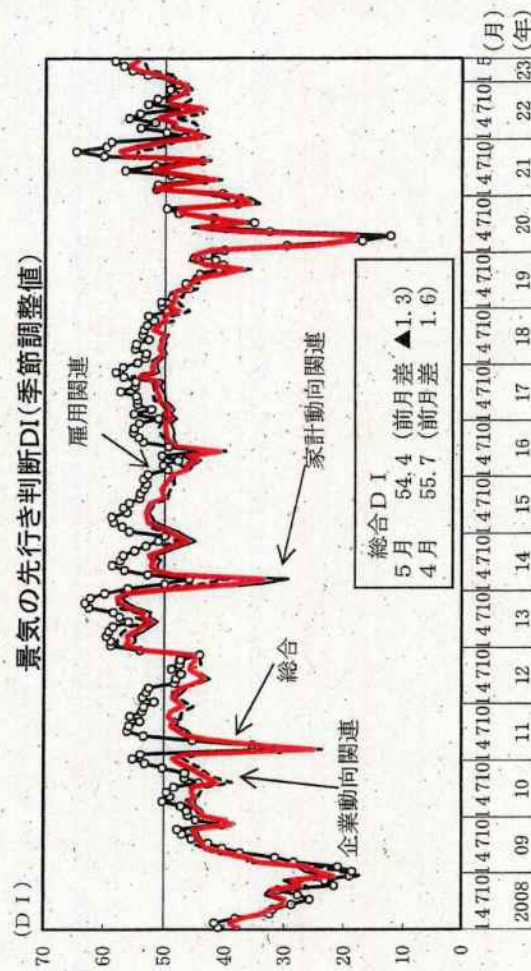
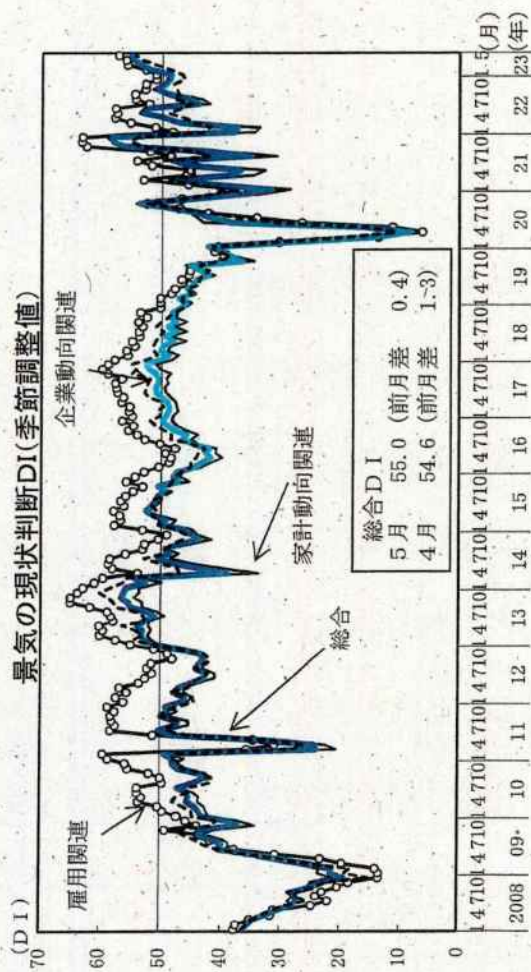
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。

金利 (長期系列)

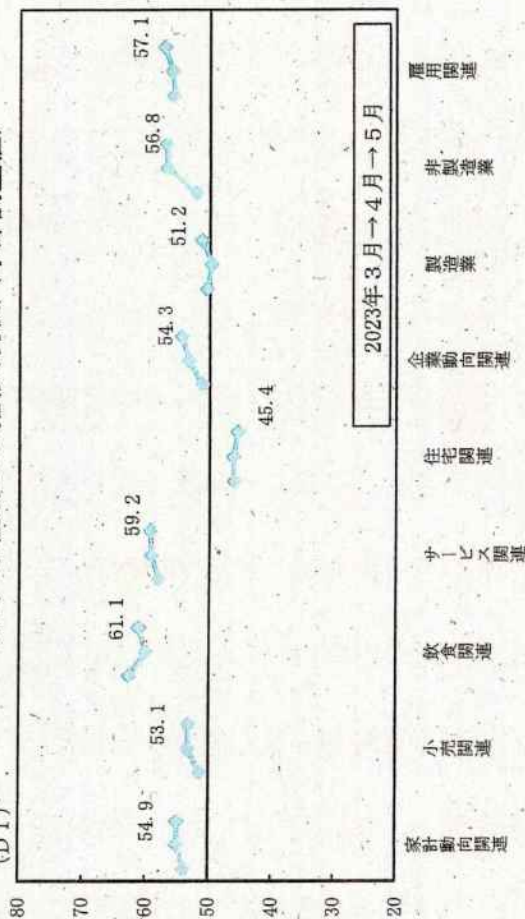


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR3か月物ともに月平均。

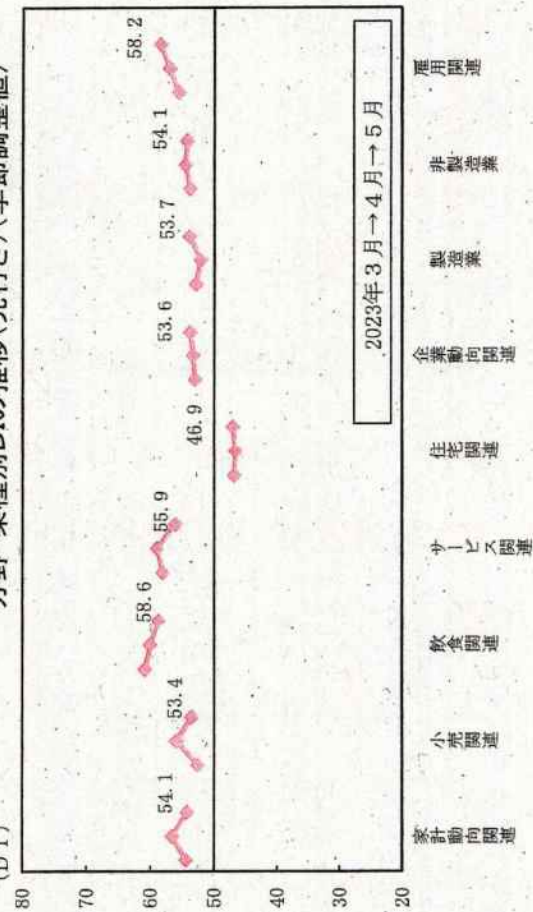
13. 景気ウォッチャー調査



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



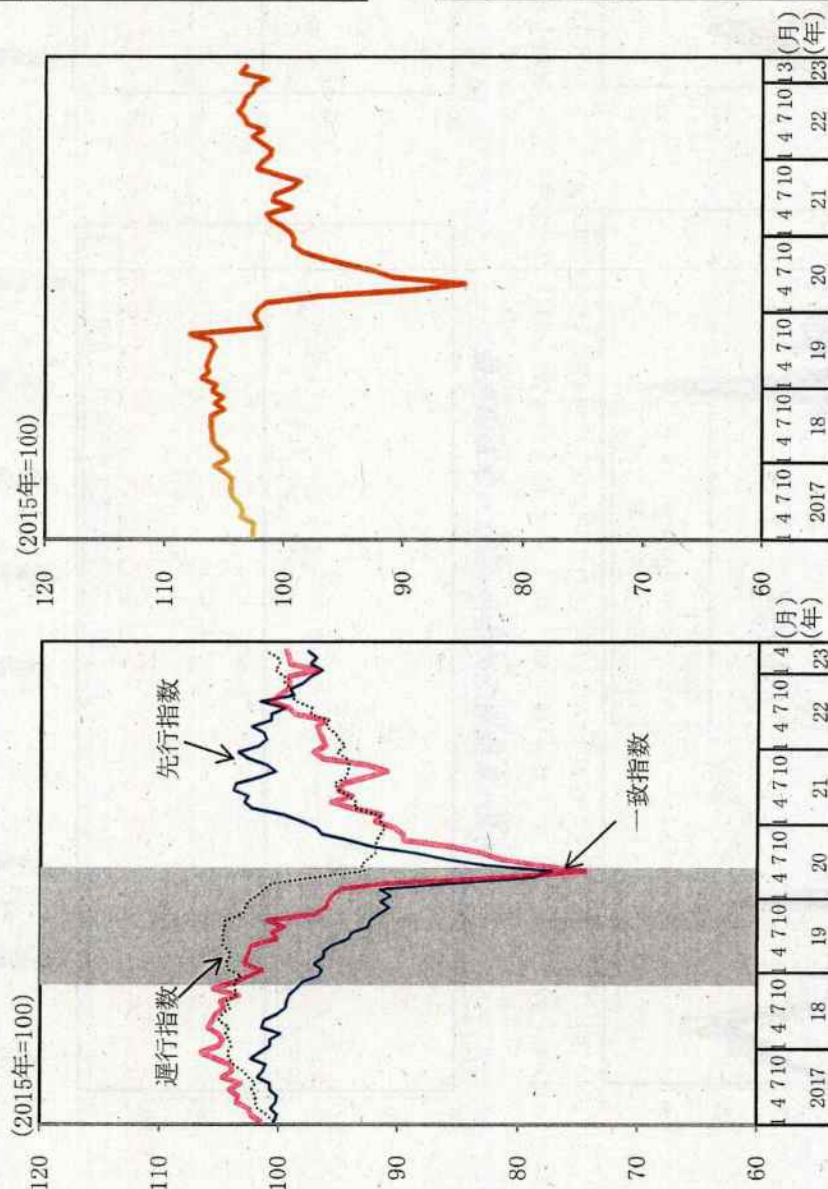
分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月前の景気の良し悪しの判断である。

(参考 1) 景気動向指数

CIの推移



C I一致指数採用系列の寄与度

C I一致指数	23年1月			
	96.8	99.1	99.2	99.4
生産指数(鉱工業)	-0.44	0.47	0.13	-0.06
鉱工業用生産財出荷指数	-0.45	0.48	0.00	0.00
耐久消費財出荷指数	-0.58	0.48	0.34	0.13
労働投入量指数(調査産業計)	-0.08	0.15	0.06	-0.01
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.54	0.21	-0.02	0.11
商業販売額(小売業、前年比)	0.11	0.21	-0.03	-0.22
商業販売額(卸売業、前年比)	-0.16	0.08	-0.11	-0.06
営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.01
有効求人倍率(除学卒)	-0.10	-0.10	-0.22	0.03
輸出数量指数	-0.24	0.22	-0.07	0.25

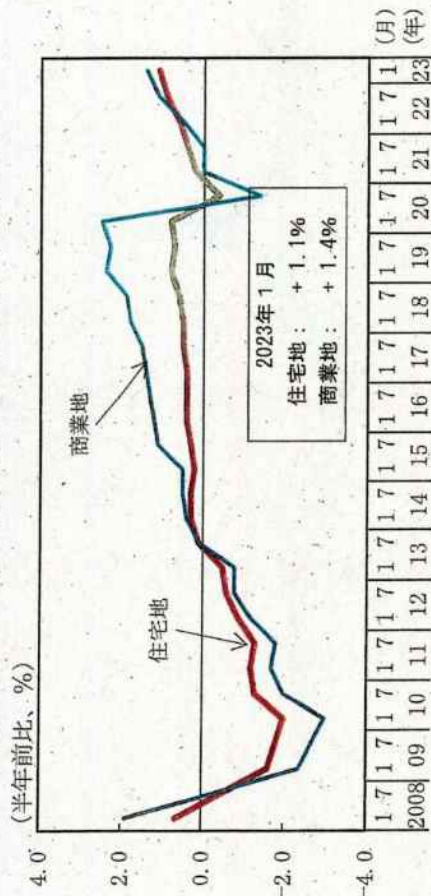
景気基準日付

循環	谷 (年/月)	山 (年/月)	谷 (年/月)	期間 (か月)	
				拡張	後退
1	51/10	1951/6	51/10	27	4
2	54/11	54/1	54/11	31 (神武)	10
3	58/6	57/6	58/6	42 (岩戸)	12
4	62/10	61/12	62/10	24	10
5	65/10	64/10	65/10	57 (いざなぎ)	12
6	71/12	70/7	71/12	23	17
7	75/3	73/11	75/3	22	16
8	77/10	77/1	77/10	28	9
9	83/2	80/2	83/2	28	36
10	86/11	85/6	86/11	51 (バブル)	17
11	93/10	91/2	93/10	43	32
12	99/1	97/5	99/1	22	20
13	02/1	2000/11	02/1	73	14
14	08/2	08/2	09/3	36	13
15	12/3	12/3	12/11	71	8
16	18/10	18/10	20/5	38.5	19
第2～第16 循環の平均				16.3	54.9

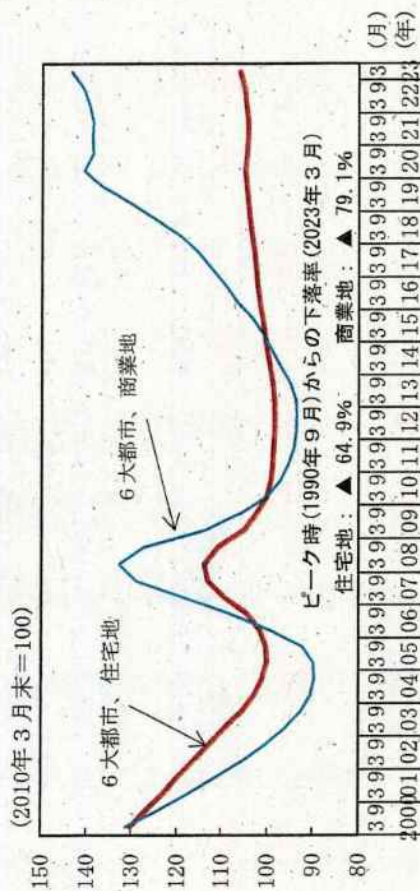
- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公
 式のものではない。
 3. グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基
 準日付(景気の山谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

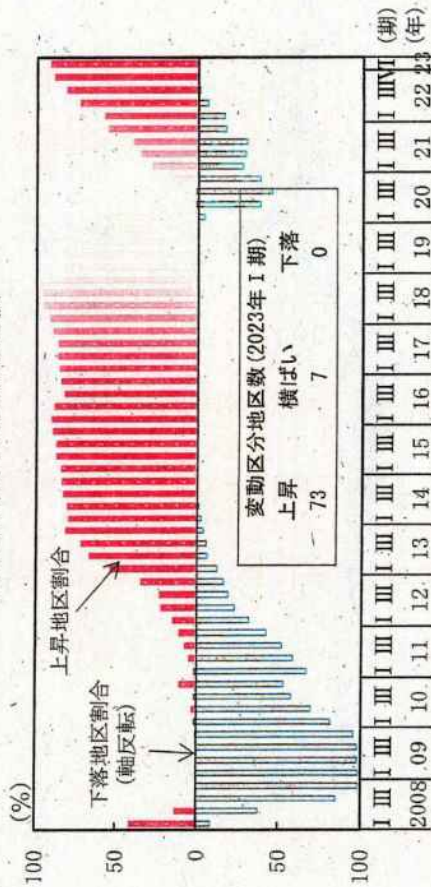
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



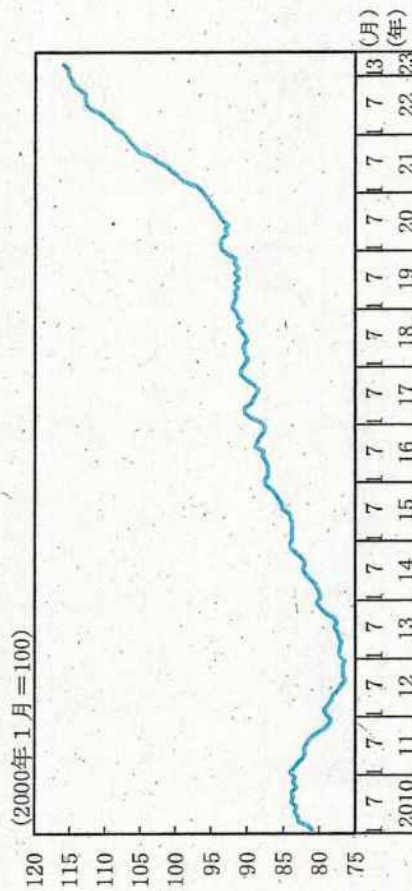
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」

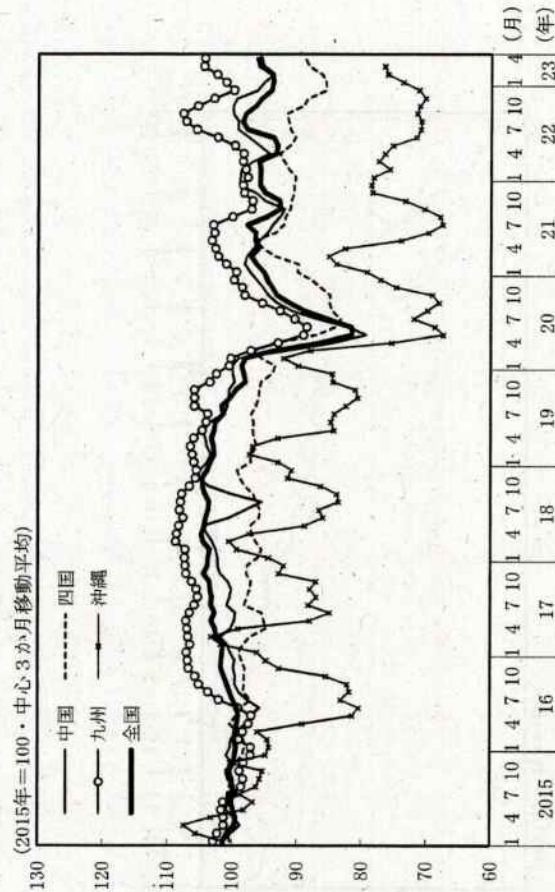
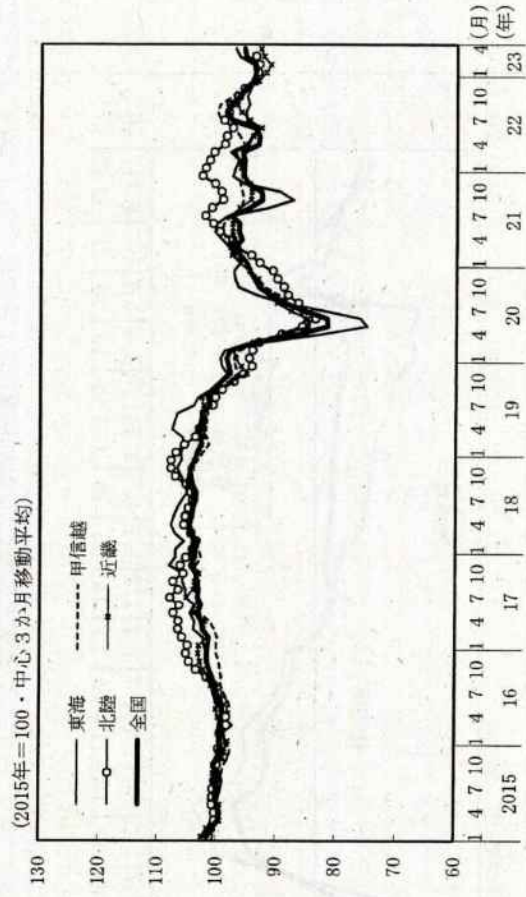
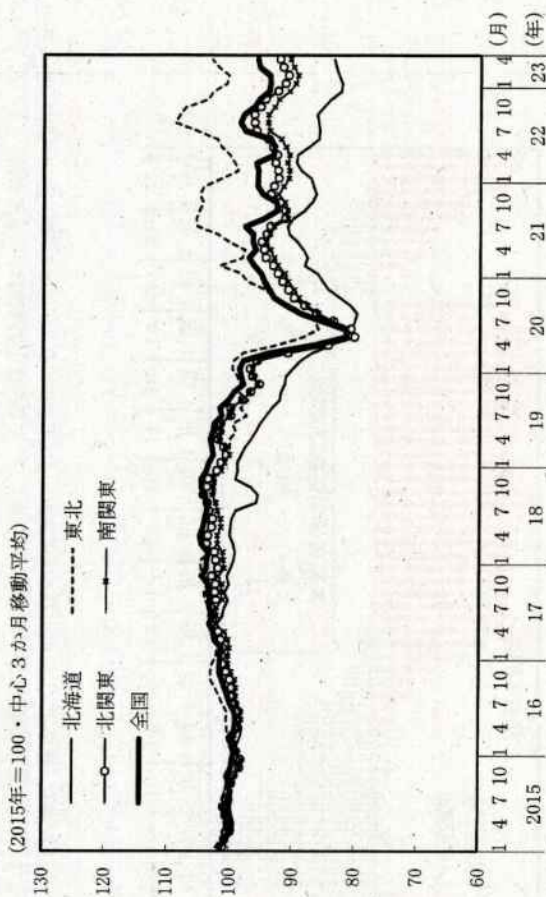
(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」「不動産住宅価格指数」により作成。

2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。

3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

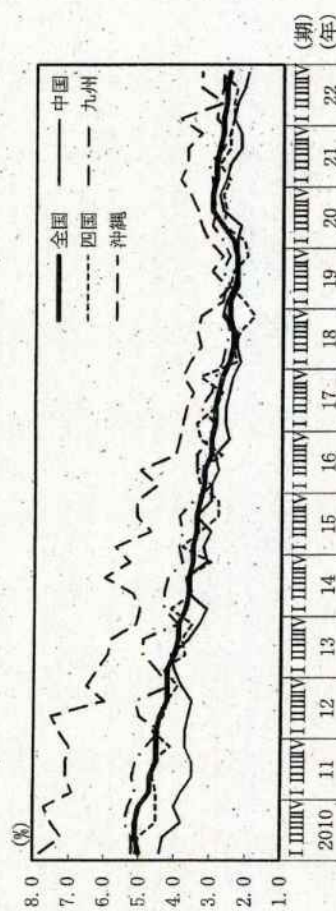
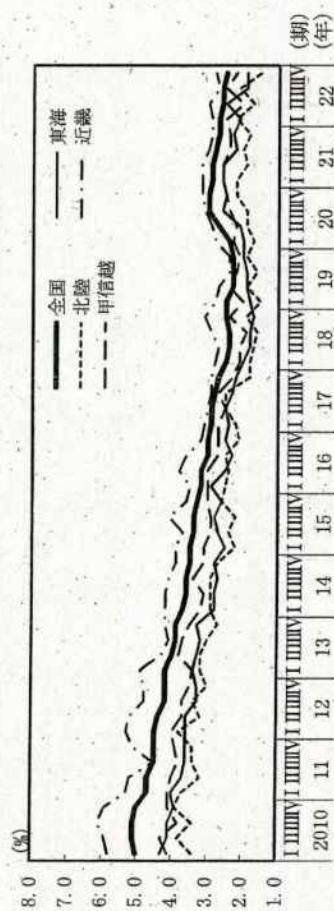
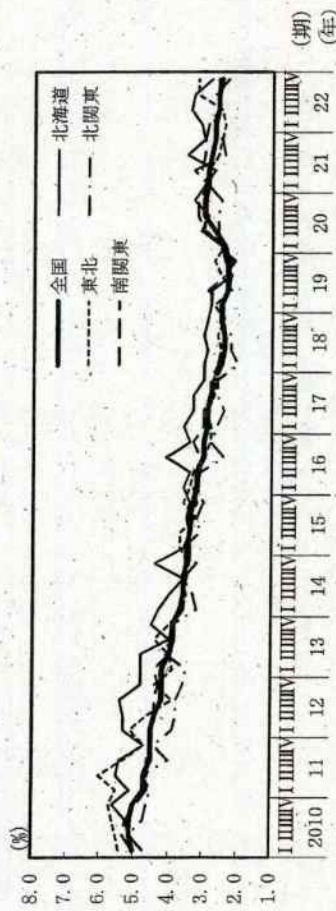


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディレクトリ・ページ「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、沖縄は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

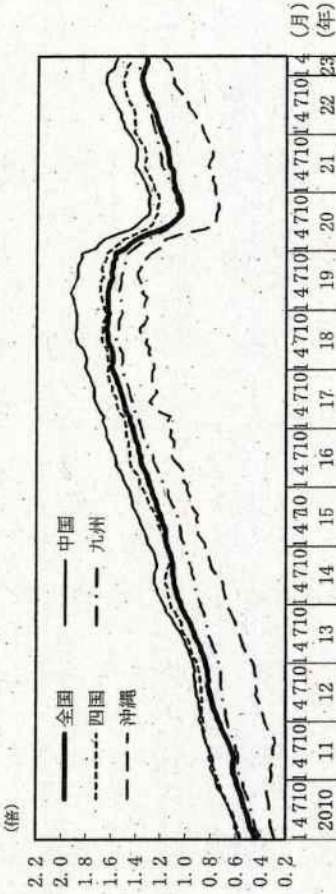
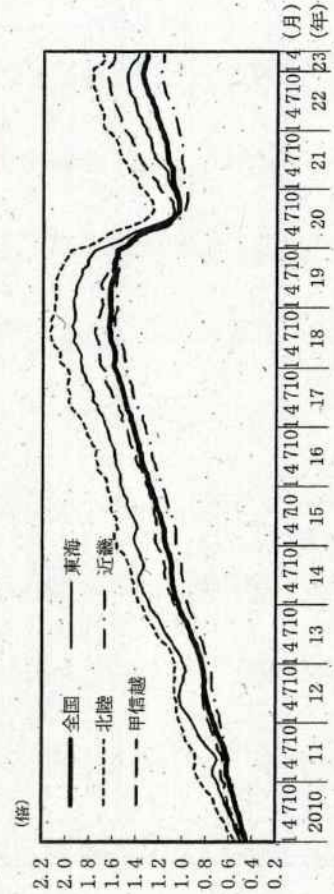
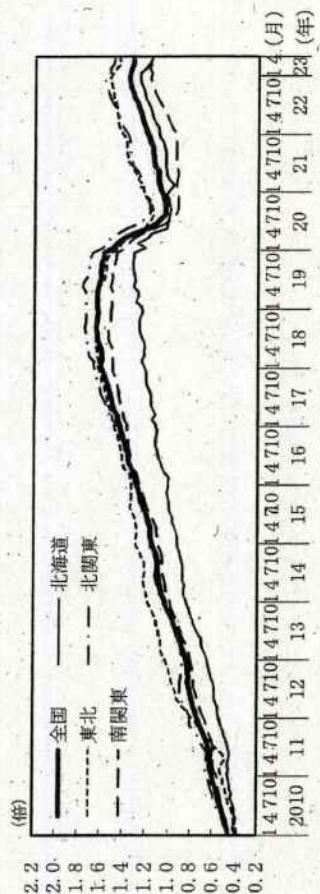
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることによって算出された労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

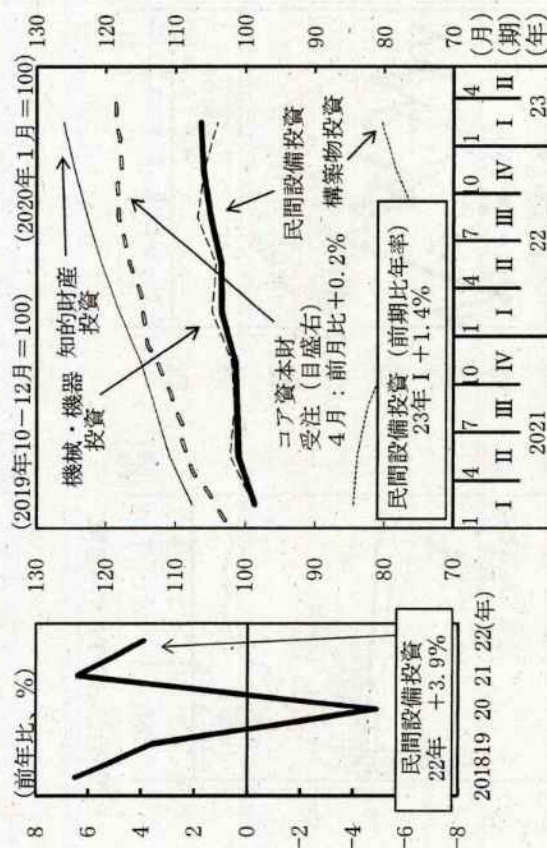
1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人倍率、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

5 月 月 例		6 月 月 例
世界経済	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
中国	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。
その他アジア	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>持ち直している</u> 。	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>緩やかに回復している</u> 。
ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しに足踏み</u> がみられる。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。先行きについては、 <u>緩やかな持ち直しが続くことが期待される</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は <u>足踏み状態にある</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。先行きについては、 <u>足踏み状態が続くことが見込まれる</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
英国	英国では、景気は足踏み状態にある。先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	英国では、景気は足踏み状態にある。先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

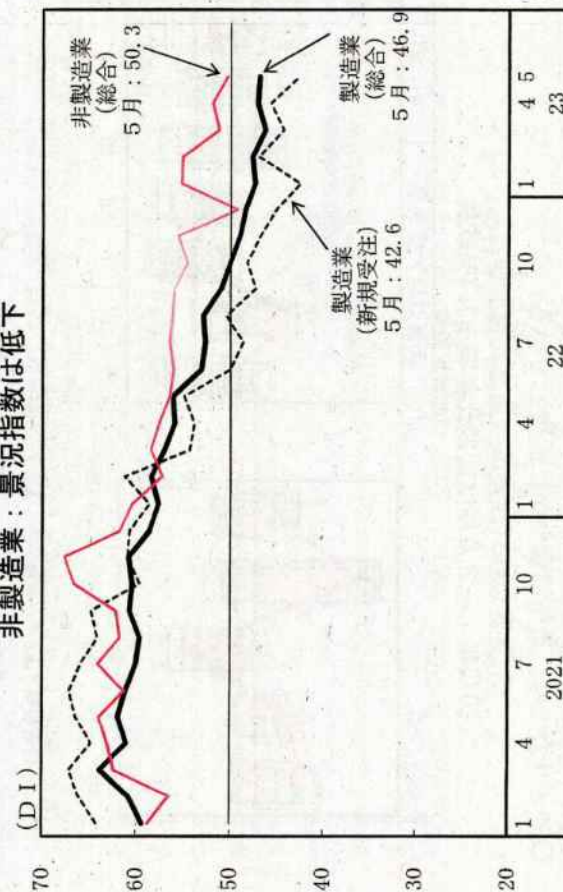
(注) 下線部は先月から変更した部分。

④設備投資は緩やかに持ち直し

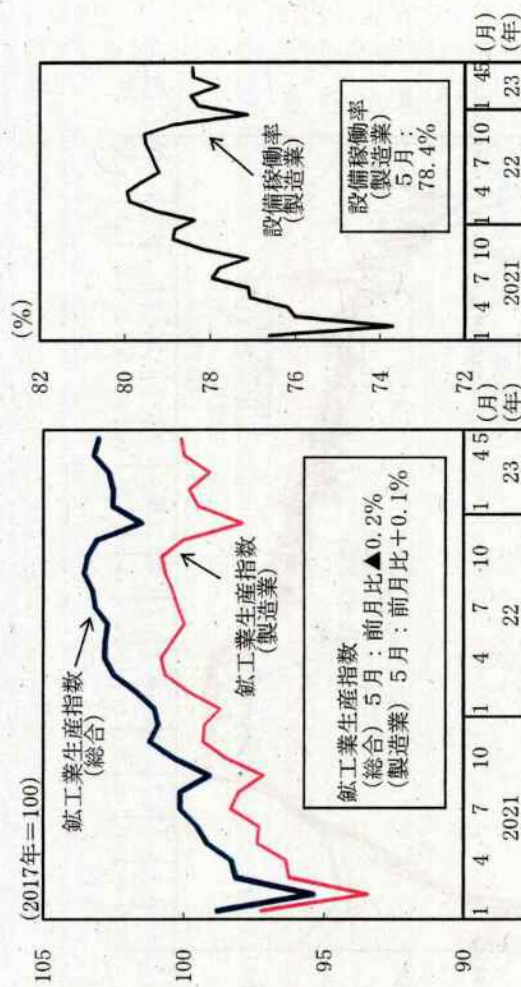


(備考) エア資本財受注は3か月移動平均値。

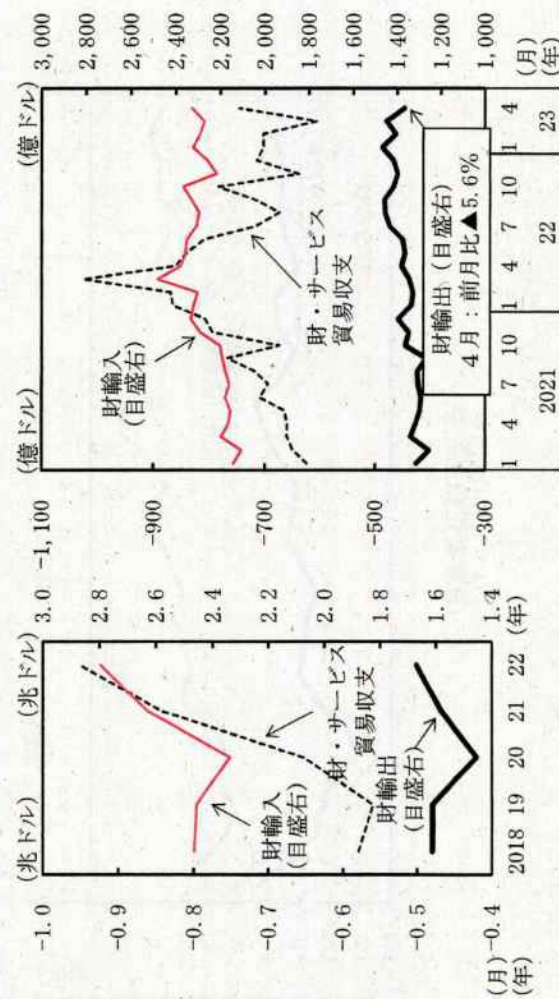
製造業 : 景況指数は低下
非製造業 : 景況指数は低下



⑤生産はおおむね横ばい

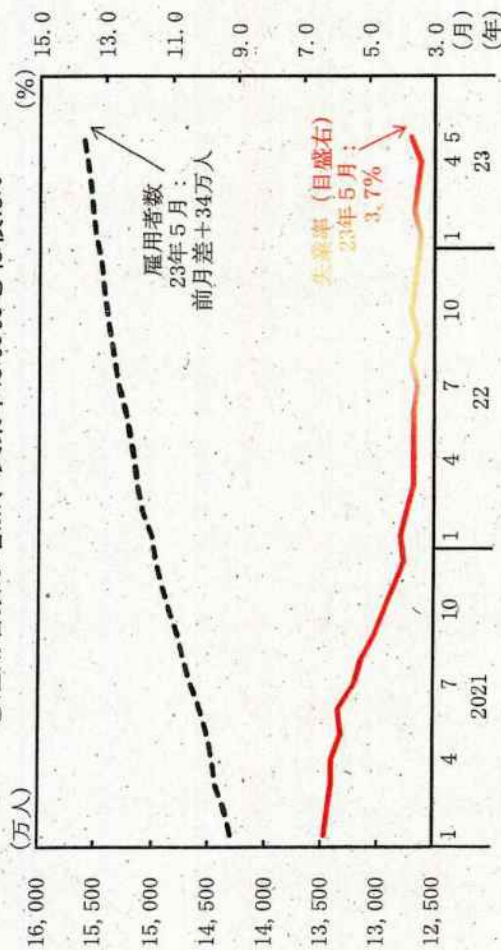


⑥財輸出はおおむね横ばい



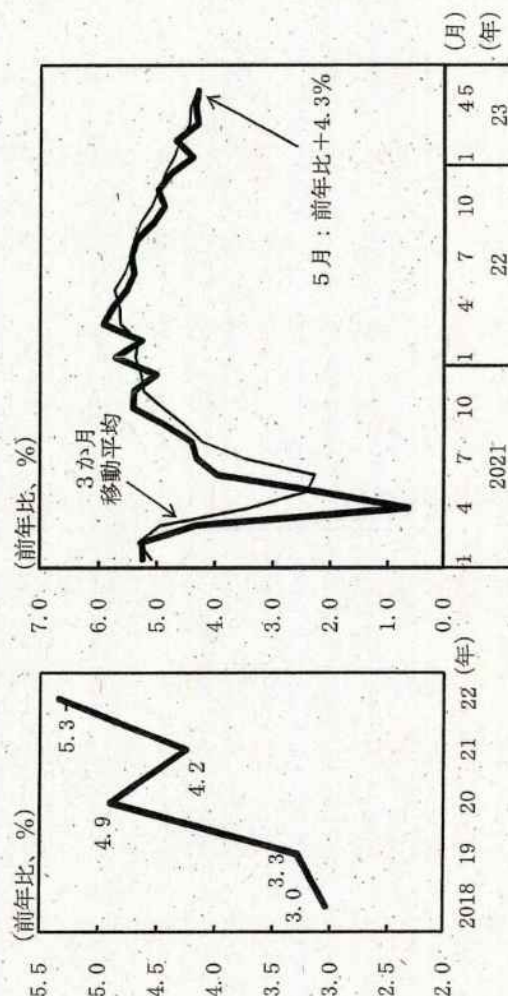
(備考) 財輸出は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



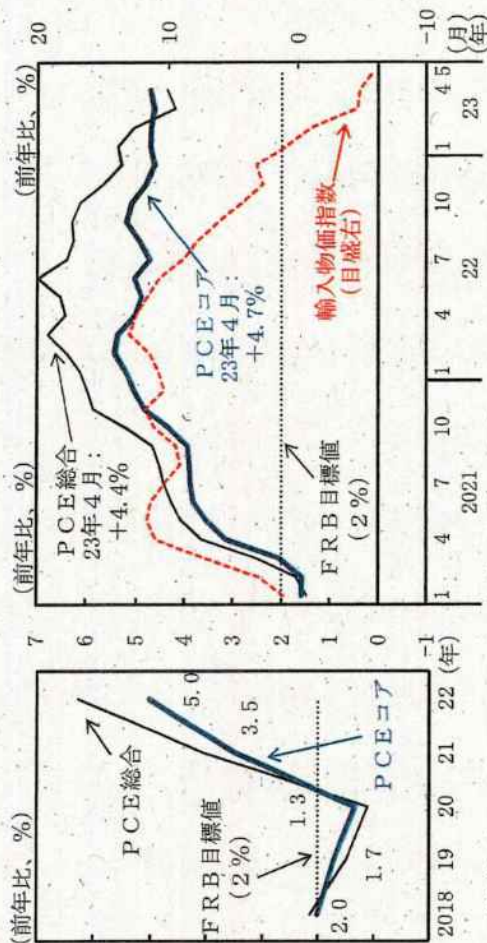
(備考) 雇用者数は非農業部門。

賃金の伸びはおおむね横ばい



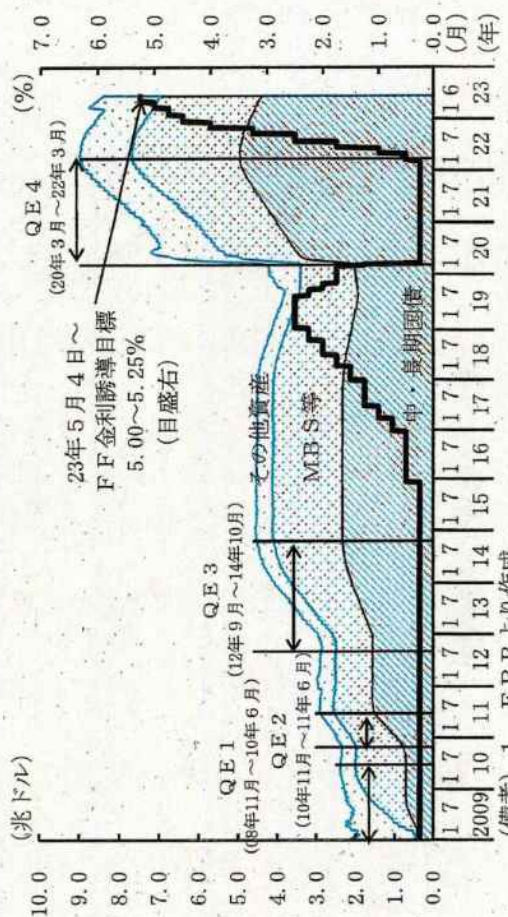
(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

⑧コア物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

金融政策



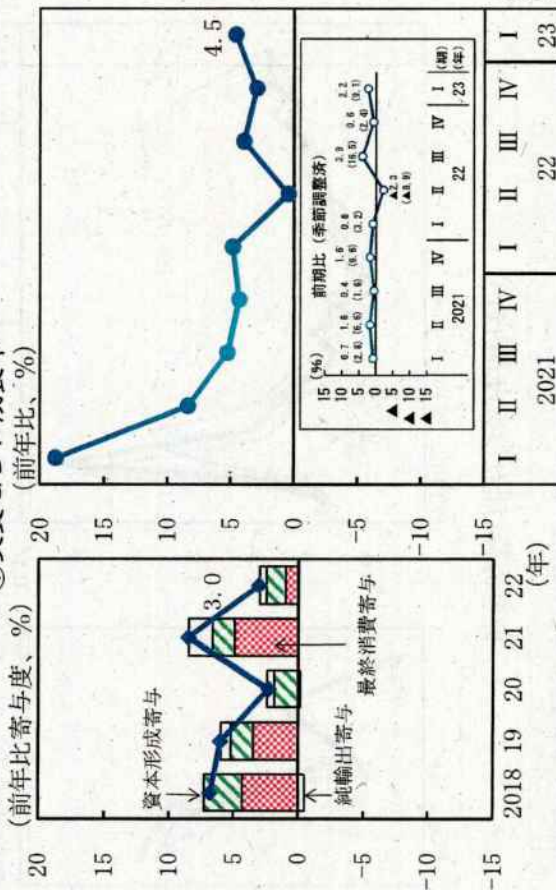
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

中国：

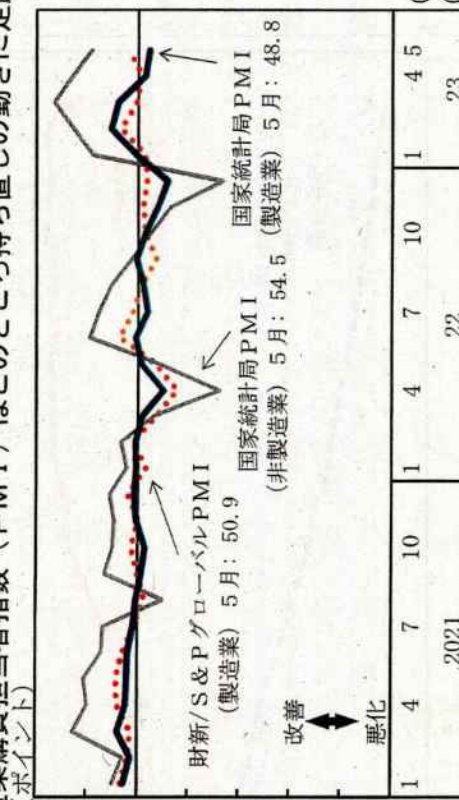
○中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

①実質GDP成長率



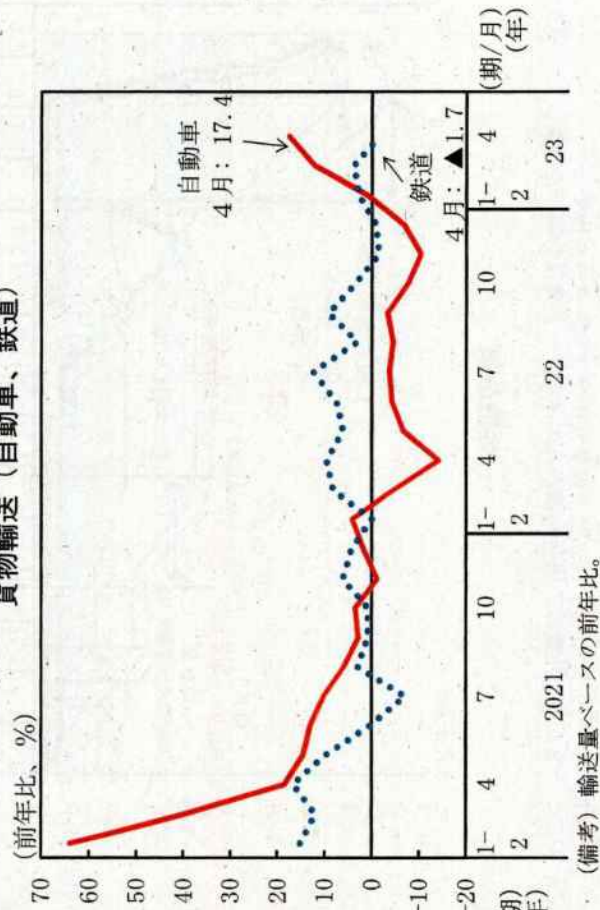
(備考) 前期比のグラフの()内の数値は内閣府による年率換算。

製造業購買担当者指数 (PMI) はこのところ持ち直しの動きに足踏み



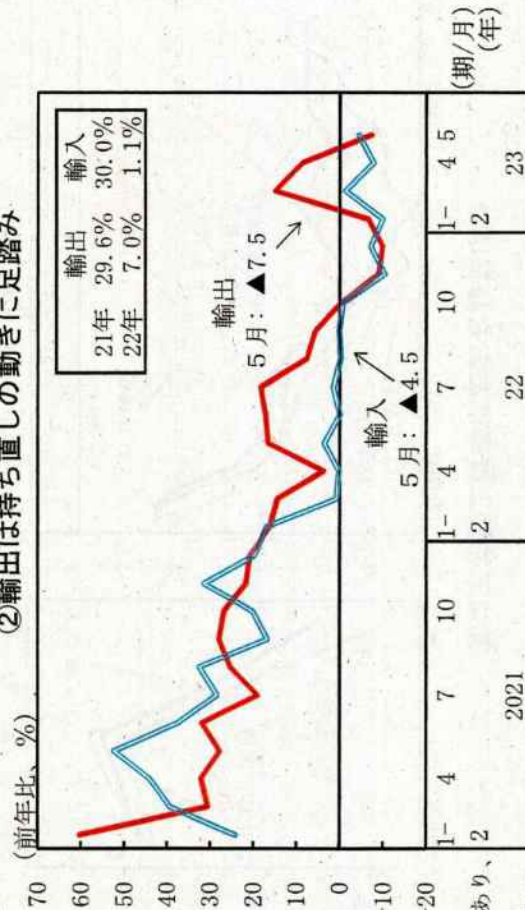
(備考) 1. 国家統計局、財新/S&Pグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業)、4,000社(非製造業)、財新/S&Pグローバルが500社以上。

貨物輸送（自動車、鉄道）



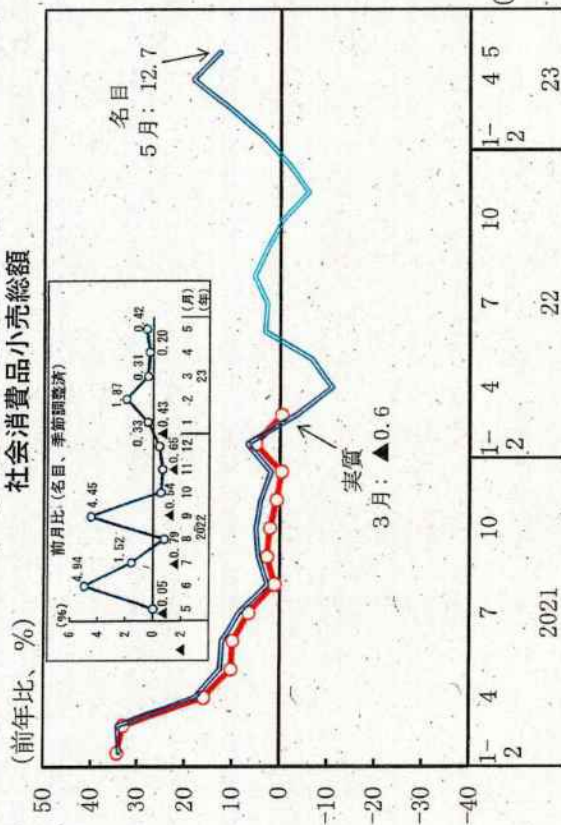
(備考) 輸送量ベースの前年比。

②輸出は持ち直しの動きに足踏み



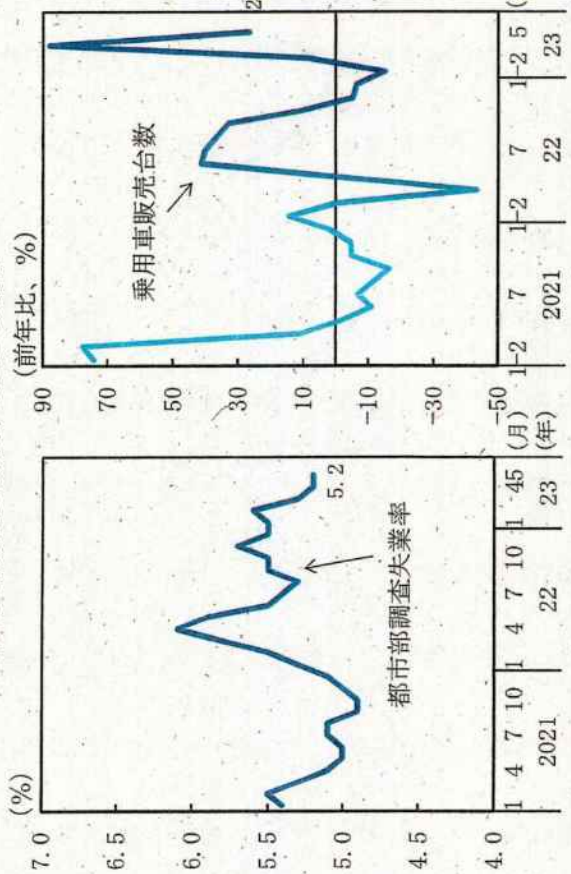
(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節(旧正月)休暇は、19年2月4～10日、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日、22年1月31日～2月6日、23年1月21日～27日。

③消費は持ち直している 社会消費品小売総額



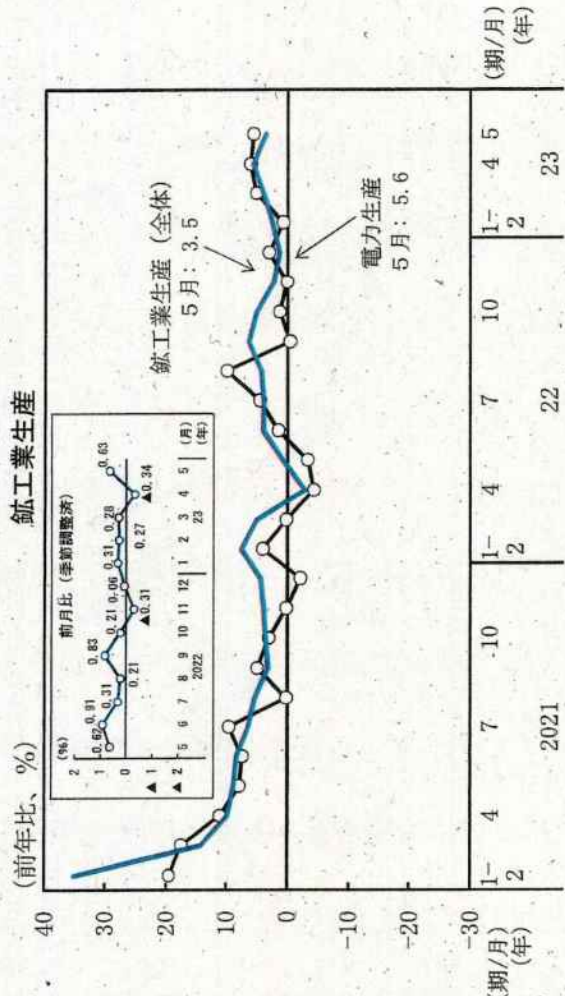
(備考) 22年4月以降の実質値は未公表。

都市部調査失業率はおおむね横ばい 乗用車販売台数は持ち直しの動き

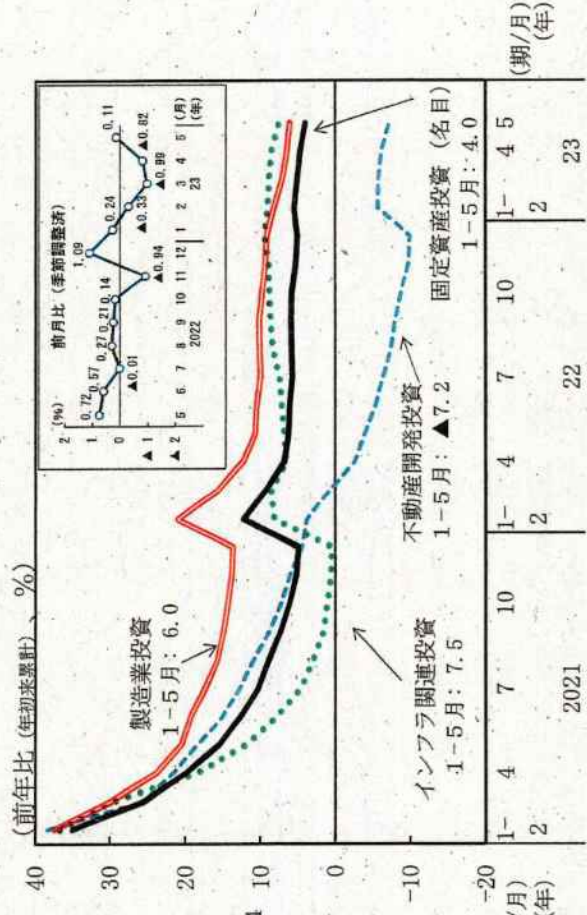


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、20年6.0%減、21年6.5%増、22年9.5%増。

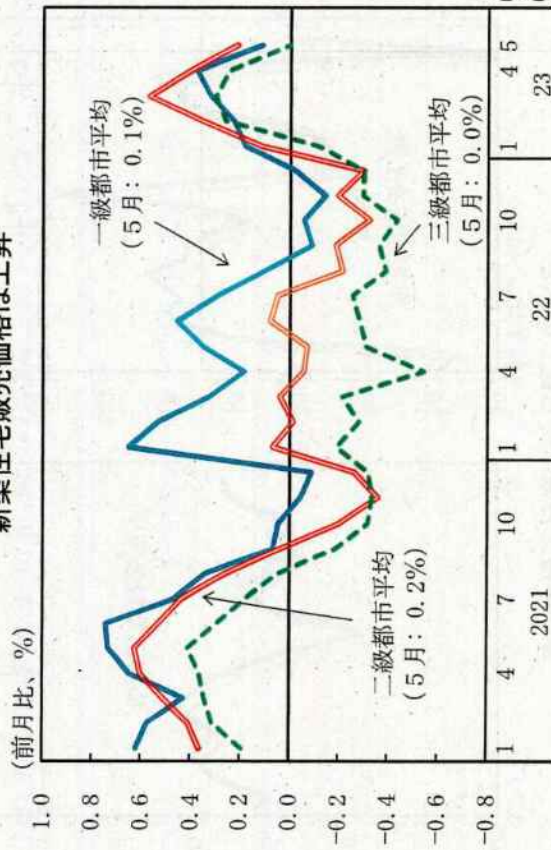
④生産は持ち直しの動き 鉱工業生産



⑤固定資産投資はこのところ伸びが低下

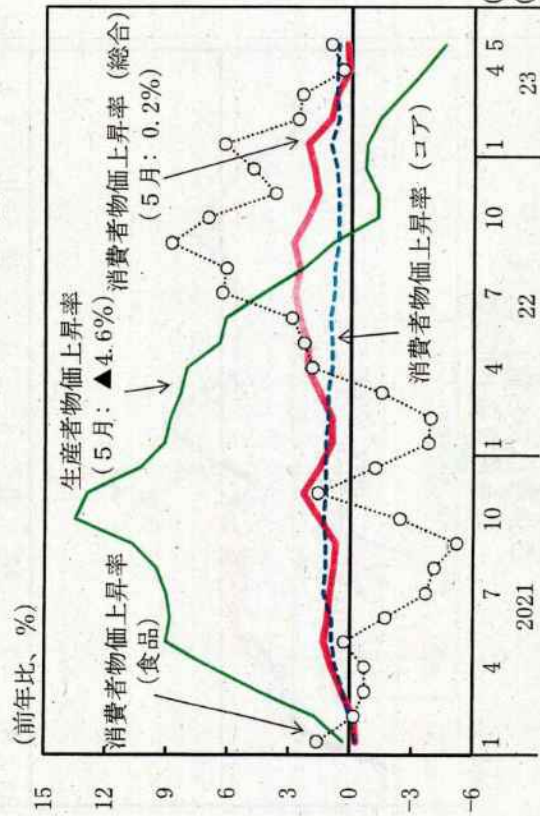


新築住宅販売価格は上昇



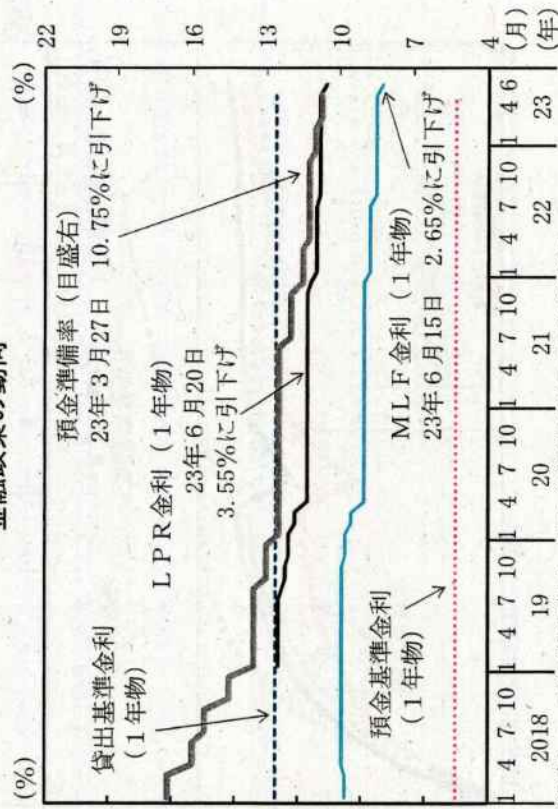
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



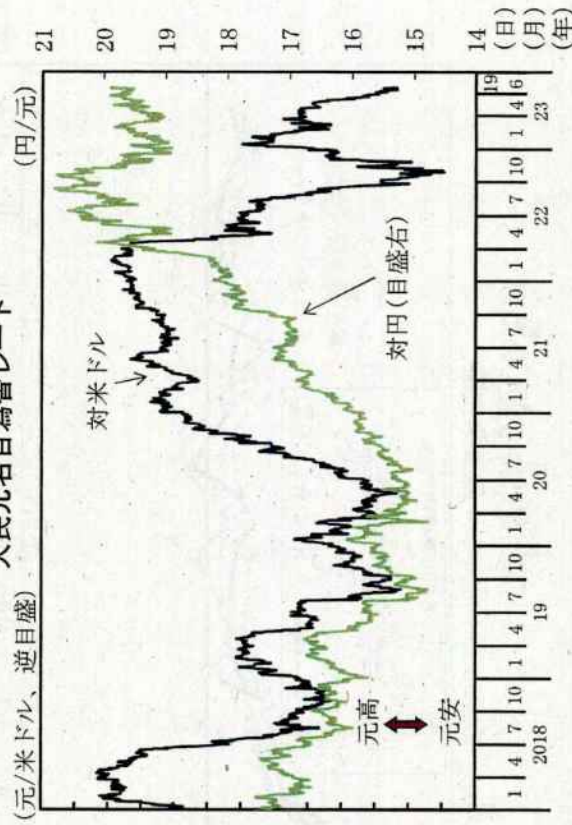
(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



(備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. MLFとは中期貸出ファイナリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

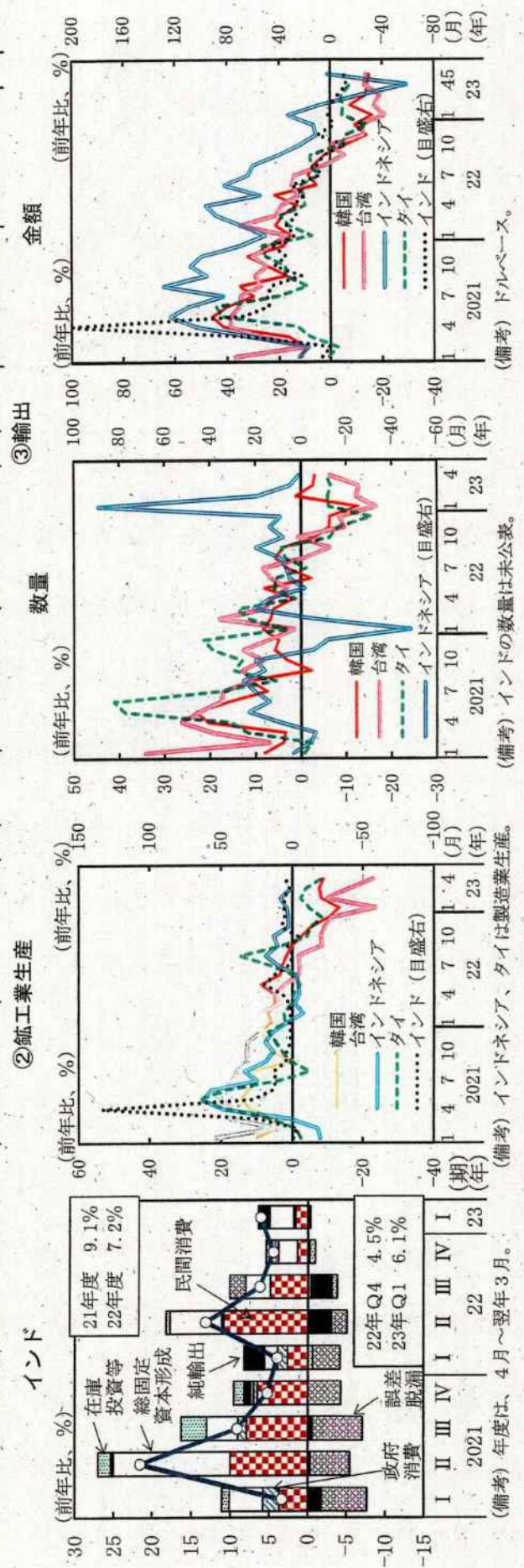
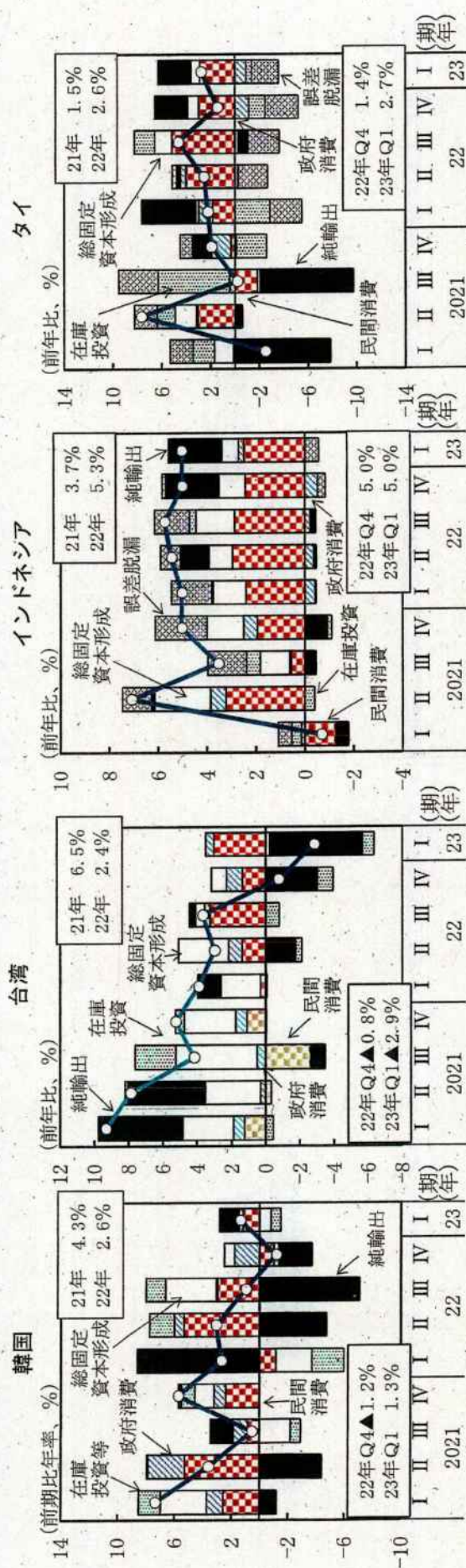
人民元名目為替レート



その他アジア (韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド) :

○韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は緩やかに回復している。

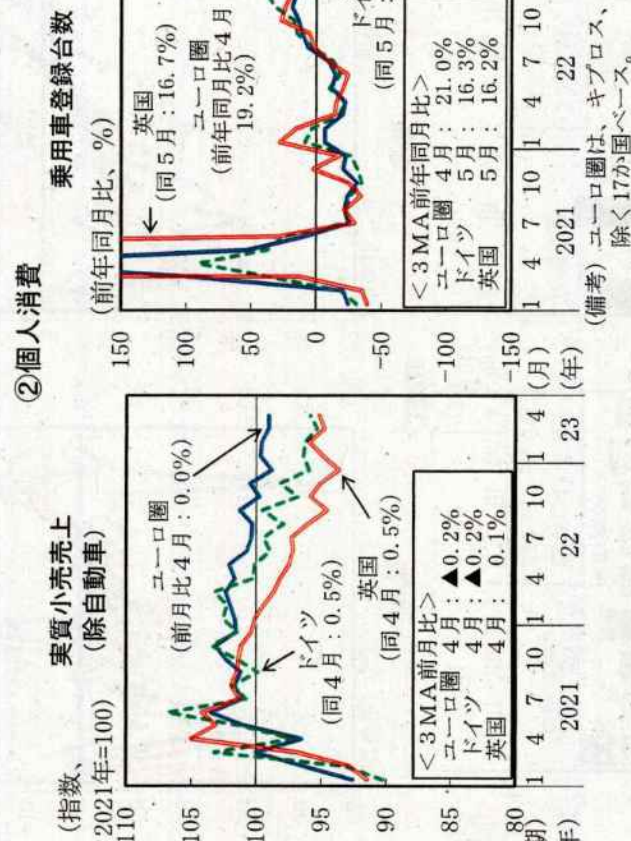
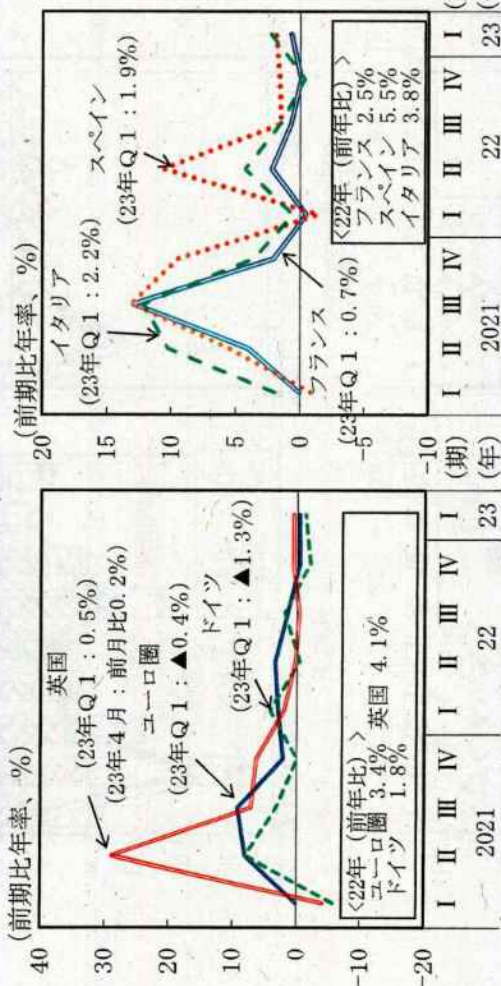
①実質GDP成長率



3. ヨーロッパ地域

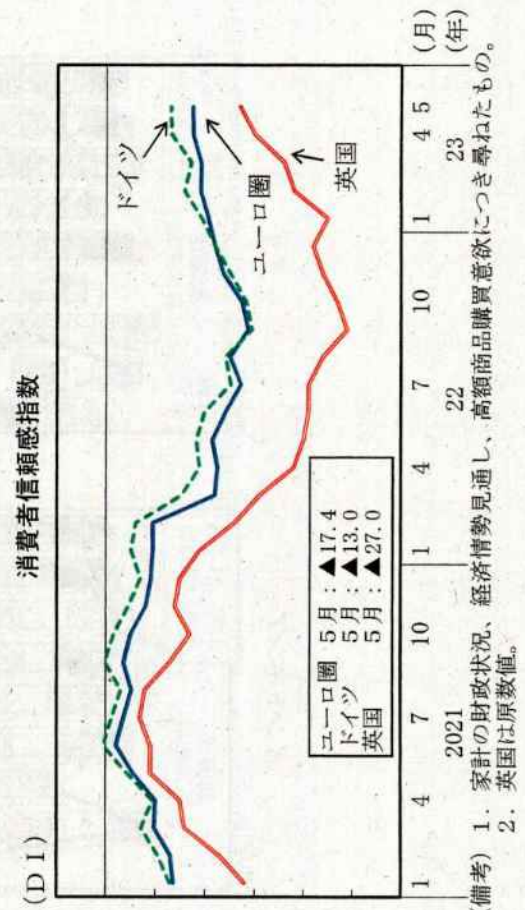
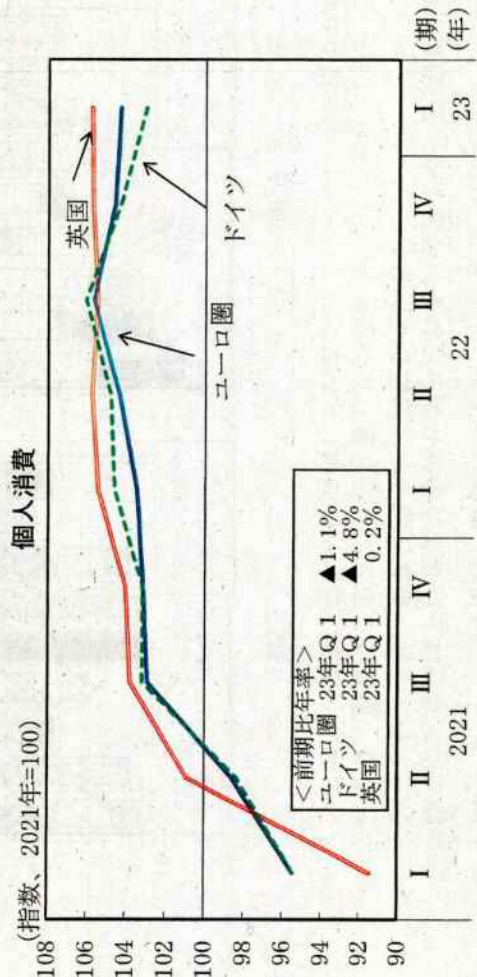
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。
ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。
英国では、景気は足踏み状態にある。

①GDP ユーロ圏：23年1-3月期は前期比年率▲0.4%成長
英国：23年1-3月期は前期比年率0.5%成長



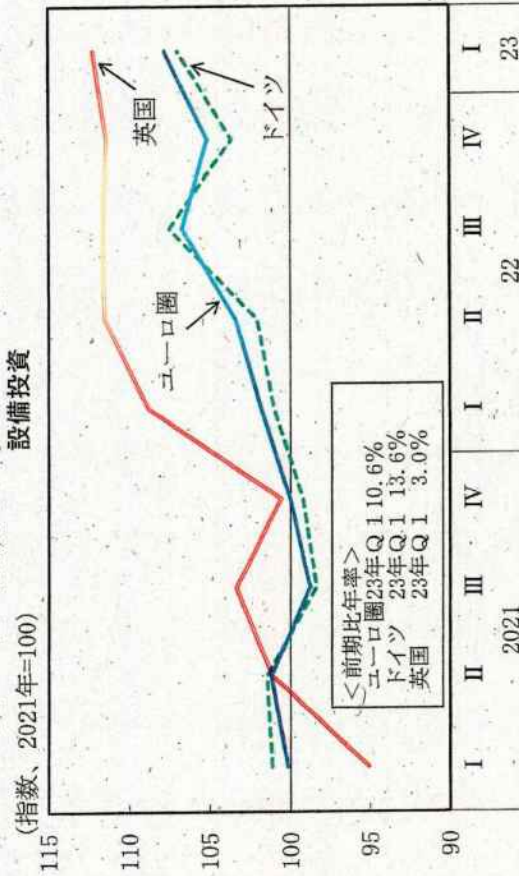
②個人消費、ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている

英国：弱含んでいる

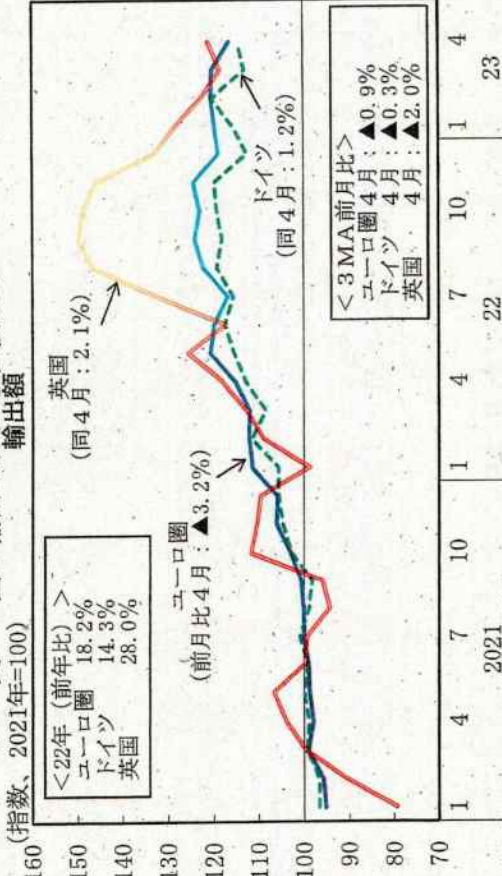


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
2. 英国は原数値。

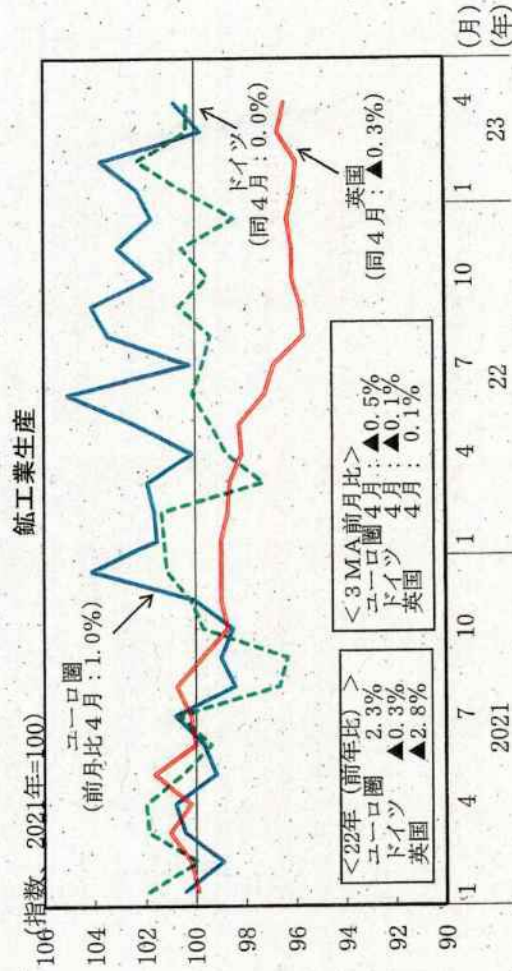
③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英 国：設備投資はこのところ持ち直している



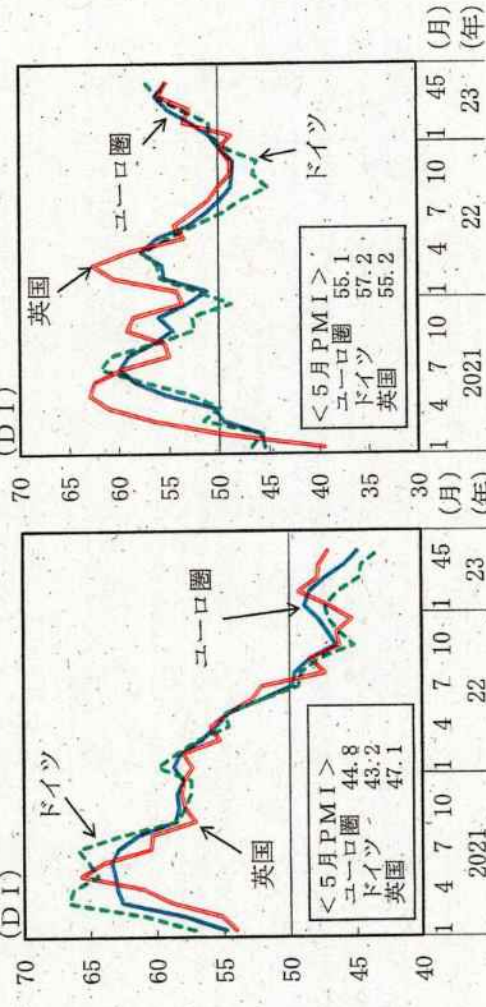
④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直しに足踏み
英 国：輸出はおおむね横ばい



⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
英 国：生産はおおむね横ばい

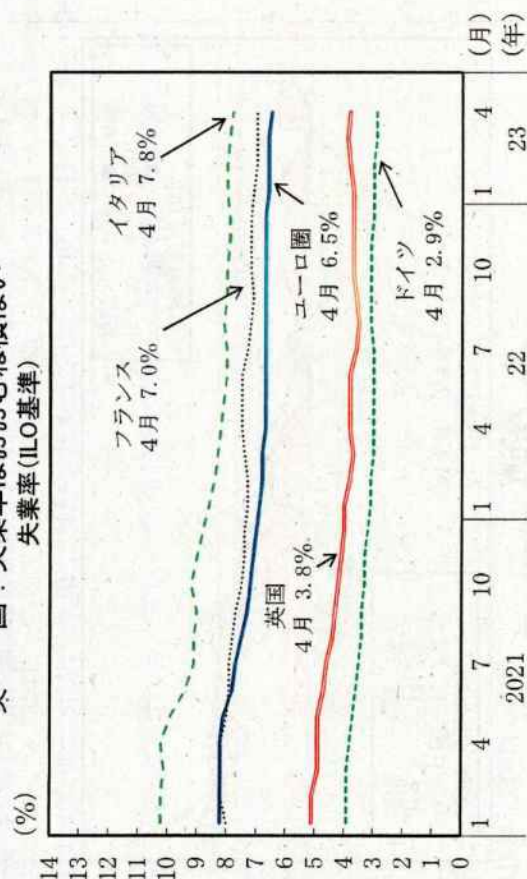


⑥製造業購買担当者指数 (PMI) ユーロ圏：製造業購買担当者指数 (PMI)

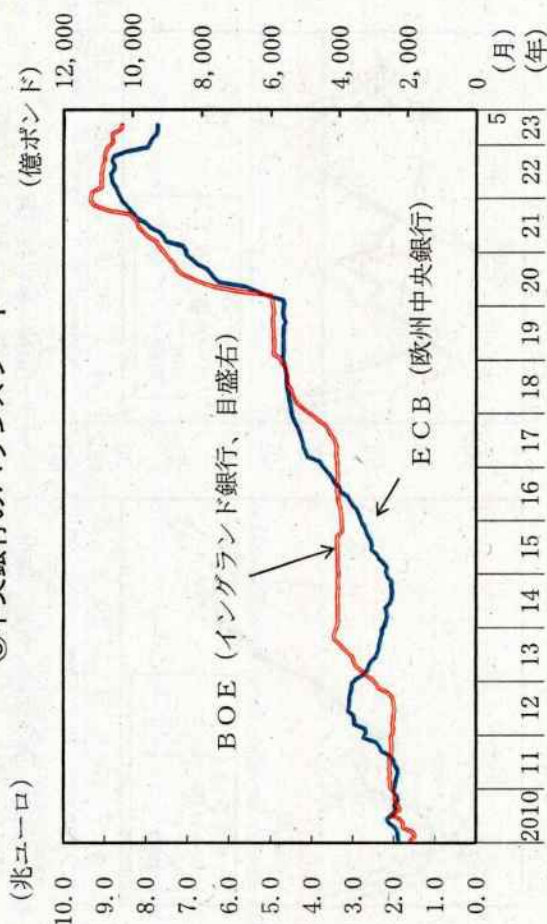


- (備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善 (1p)、変化なし (0.5p)、悪化 (Op)」として指数化。
2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象としている。

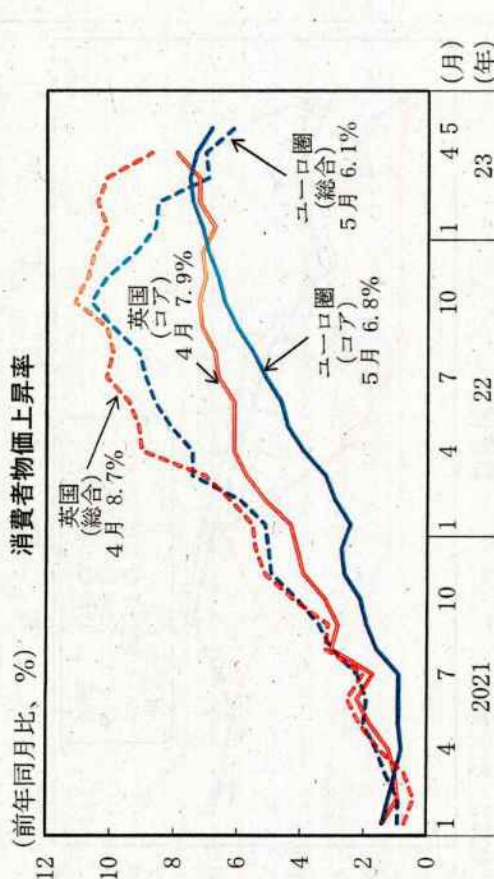
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばい
英 国：失業率はおおむね横ばい



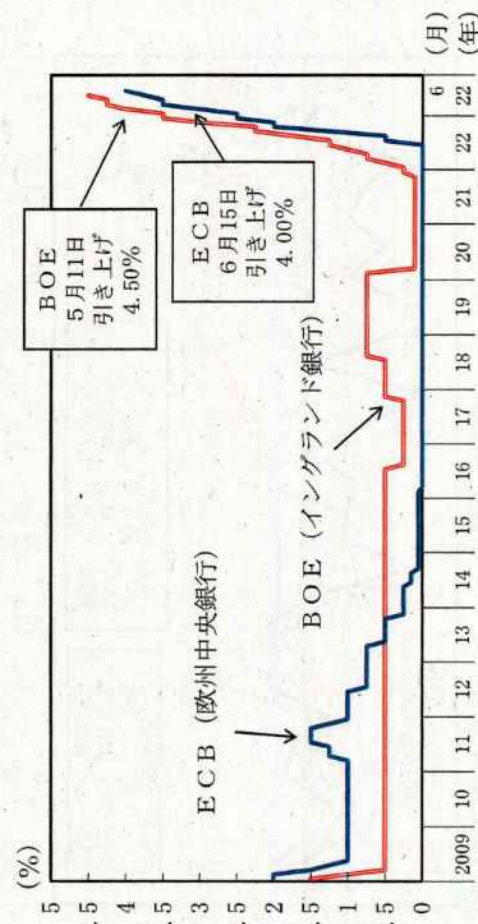
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばい
英 国：コア物価上昇率は上昇している



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引き上げ
英 国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

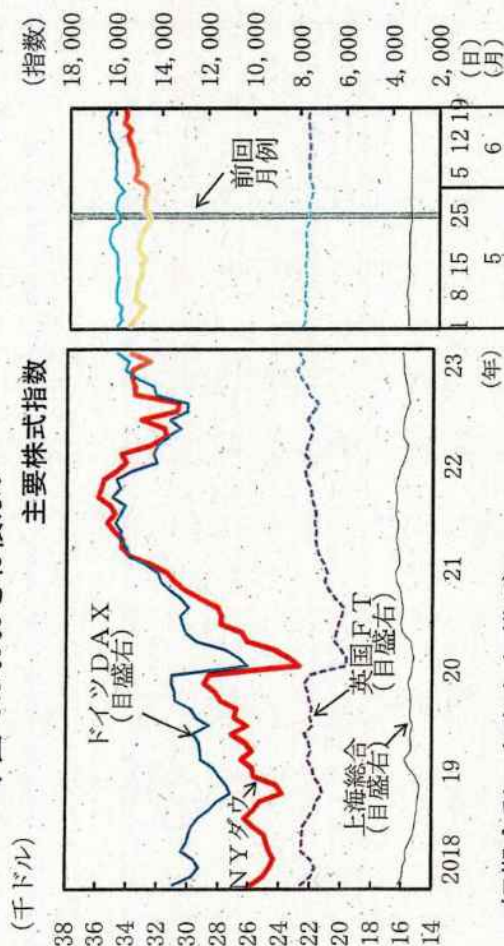


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

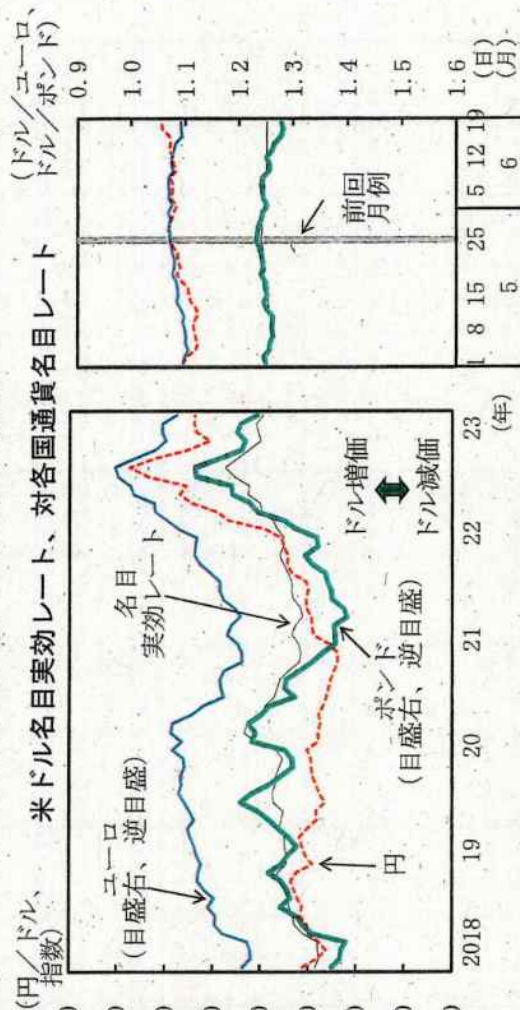
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

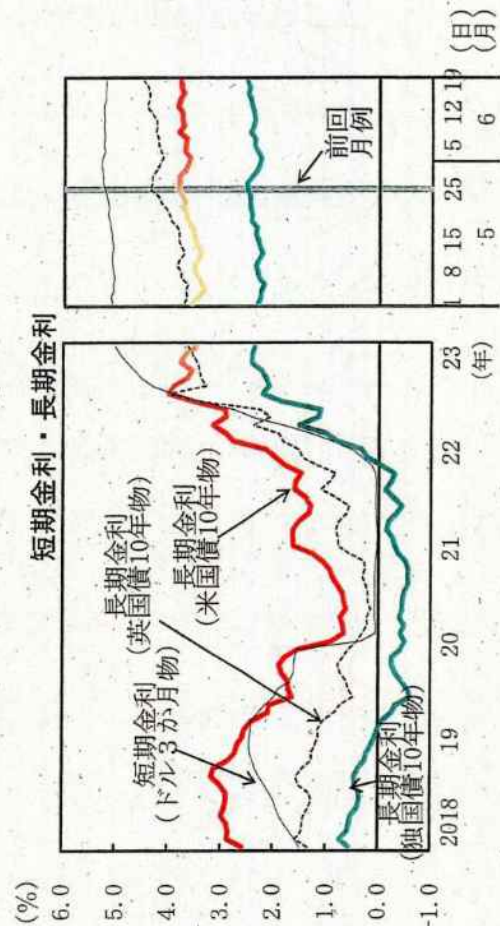
株価：アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばい



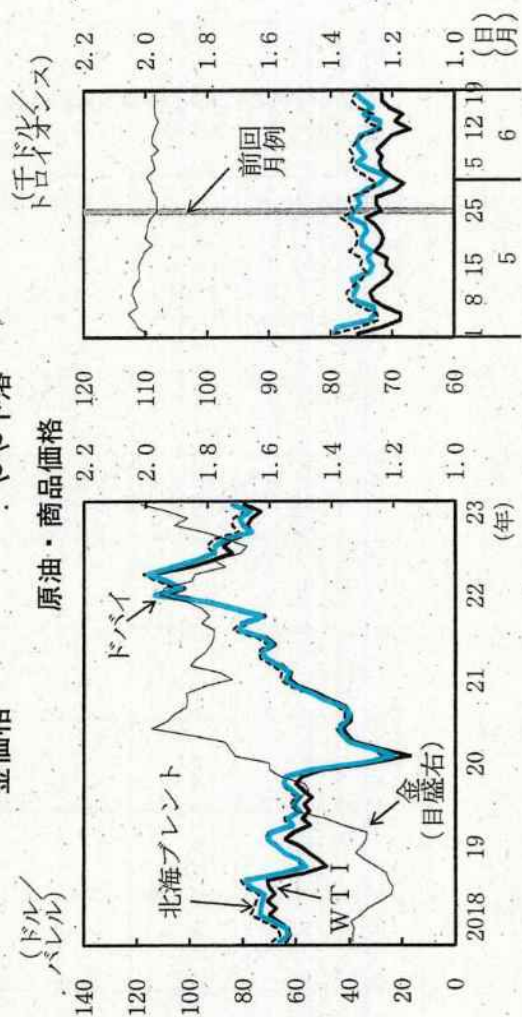
為替：ドルは、ユーロに対しておおむね横ばい、ポンドに対して減価、円に対して増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、ドイツではおおむね横ばい、英国では大幅に上昇



原油価格 (WTI)：おおむね横ばい
金価格：やや下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較 (1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率 (%)				鉱工業生産 (%)				失業率 (%)				備考				
				2022年	2021年	22年		備考	2022年	2021年	23年		備考	2022年	2021年		23年			
						10-12月	1-3月				3月	4月					5月			
日本	12,517	4,234	33.8	2.2	1.0	0.4	2.7	前期比年率	5.6	▲0.1	0.3	0.7		前期比	2.8	2.6	3月	4月	5月	備考
アメリカ	33,353	25,464	76.3	5.9	2.1	2.6	1.3	前期比年率	4.4	3.4	0.1	0.5	▲0.2	前期比	5.4	3.6	3.5	3.4	3.7	
カナダ	3,885	2,140	55.1	5.0	3.4	▲0.1	3.1	前期比年率	4.5	3.8	0.1			前期比	7.5	5.3	5.0	5.0	5.2	
ユーロ圏	34,667	14,128	40.8	5.3	3.4	▲0.5	▲0.4	前期比年率	8.9	2.3	▲3.8	1.0		前期比	7.7	6.7	6.6	6.5		IL0基準
ドイツ	8,379	4,075	48.6	2.6	1.8	▲2.1	▲1.3	前期比年率	4.6	▲0.3	▲1.9	0.0		前期比	3.6	3.1	2.9	2.9		
フランス	6,565	2,784	42.4	6.4	2.5	▲0.1	0.7	前期比年率	5.7	▲0.1	▲1.1	0.8		前期比	7.9	7.3	7.0	7.0		
イタリア	5,898	2,012	34.1	7.0	3.8	▲0.4	2.2	前期比年率	11.7	0.4	▲0.6	▲1.9		前期比	9.5	8.1	7.9	7.8		
スペイン	4,760	1,401	29.4	5.5	5.5	1.6	1.9	前期比年率	7.3	2.8	1.3	▲1.8		前期比	14.8	12.9	12.8	12.7		
英国	6,779	3,071	45.3	7.6	4.1	0.5	0.5	前期比年率	7.3	▲2.8	0.7	▲0.3		前期比	4.5	3.7	3.9	3.8		後方6か月平均
スイス	874	807	92.4	4.2	2.0	▲0.2	1.1	前期比年率	9.1	6.4	5.2			前期比	3.0	2.2	1.9	1.9	2.0	
ロシア	14,344	2,215	15.4	5.6	▲2.1	▲2.7	▲1.8	前年比	6.3	▲0.3	1.2	5.2		前年比	4.8	3.9	3.5	3.3		
オーストラリア	2,597	1,702	65.5	5.2	3.7	2.3	0.9	前期比年率	1.2	1.7	-	-	-	四半期のみ 前週比	5.1	3.7	3.5	3.7	3.6	
中国	141,255	18,100	12.8	8.4	3.0	2.9	4.5	前年比	9.6	3.6	3.9	5.6	3.5	前年比	5.1	5.6	5.3	5.2	5.2	
韓国	5,164	1,665	32.3	4.3	2.6	▲1.2	1.3	前期比年率	8.2	1.4	5.3	▲1.2		前期比	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	
台湾	2,333	762	32.6	6.5	2.4	▲0.8	▲2.9	前年比	14.7	▲1.7	▲1.2	▲4.8		前期比	4.0	3.7	3.6	3.6		
香港	733	361	49.2	6.4	▲3.5	0.1	23.0	前期比年率	5.5	0.2	-	-	-	四半期のみ	5.2	4.3	3.1	3.0	3.0	
シンガポール	564	467	82.8	8.9	3.6	0.3	▲1.6	前期比年率	13.3	2.6	9.7	▲1.9		前期比	2.7	2.1	1.8	1.8		諸国 2月分のみ
インドネシア	27,486	1,319	4.8	3.7	5.3	5.0	5.0	前年比	7.5	1.3	0.4			前年比	6.5	5.9	-	-	-	
マレーシア	3,299	408	12.4	3.3	8.7	7.1	5.6	前年比	7.4	6.7	0.0	▲5.6		前期比	4.6	3.8	3.5	3.5		
フィリピン	11,157	404	3.6	5.7	7.6	8.3	4.6	前期比年率	49.2	22.5	6.0	10.7		前年比	8.0	5.5	-	-	-	四半期のみ
タイ	7,008	536	7.7	1.5	2.6	▲4.2	7.8	前期比年率	5.8	0.4	▲3.9	▲8.1		前年比	1.9	1.3	-	-	-	四半期のみ
ベトナム	9,946	406	4.1	2.6	8.0	5.9	3.3	前年比	4.8	7.8	▲1.6	0.5	0.1	前年比	3.2	2.3	-	-	-	四半期のみ
インド	142,333	3,386	2.4	9.1	7.2	4.5	6.1	前年比	11.4	5.2	1.7	4.2		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,391	1,924	9.0	5.0	2.9	1.9	4.0	前年比	3.9	▲0.7	0.9	▲2.7		前年比	13.5	9.5	8.8	8.5		
メキシコ	13,012	1,414	10.9	4.7	3.0	3.5	3.7	前年比	5.6	3.2	1.5	0.7		前年比	4.3	3.5	2.8	3.0	2.7	原数値
アルゼンチン	4,630	632	13.7	10.4	5.2	1.9		前年比	-	-	3.5	1.7		前年比	8.8	6.8	-	-	-	四半期のみ
トルコ	8,528	906	10.6	11.4	5.6	3.5	4.0	前年比	17.8	5.7	0.7	▲1.0		前年比	12.0	10.5	10.3	10.0		原数値
サウジアラビア	3,479	1,108	31.8	3.9	8.7	5.5	3.8	前年比	-	-	-	-		前年比	6.6	-	-	-	-	四半期のみ
南アフリカ	6,060	406	6.7	4.7	1.9	▲1.1	0.4	前期比年率	6.5	▲0.2	▲2.1	4.2		前年比	34.3	33.5	-	-	-	暦年のみ

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インデックスは年度(4月～3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前期(期)比。失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年および2022年の雇用の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較 (2)

国・地域名	消費者物価 (前年比%)										一般政府財政収支 (名目GDP比%)		一般政府債務残高 (名目GDP比%)		経常収支 (名目GDP比%)		IMF, 2023年4月			OECD, 2023年6月
	2021年	2022年		23年					2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2023年	2024年	2023年	2024年		
		7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月													
日本	▲ 0.2	2.5	2.9	3.9	3.6	3.2	3.5		▲ 6.2 (▲ 5.5)	▲ 7.8 (▲ 8.8)	255.4 (212.3)	261.3 (217.0)	3.9	2.1	1.3	1.0	1.3		1.1	
アメリカ	4.7	8.0	8.3	7.1	5.8	5.0	4.9	4.0	▲ 11.6 (▲ 8.8)	▲ 5.5	126.4	121.7	▲ 3.6	▲ 3.6	1.6	1.1	1.6		1.0	
カナダ	3.4	6.8	7.2	6.7	5.2	4.3	4.4		▲ 4.4	▲ 0.7	115.1	106.6	▲ 0.3	▲ 0.4	1.5	1.5	1.4		1.4	
ユーロ圏	2.6	8.4	9.3	10.0	8.0	6.9	7.0	6.1	▲ 5.4	▲ 3.8	94.9	90.9	2.3	▲ 0.7	0.8	1.4	0.9		1.5	
ドイツ	3.1	6.9	7.3	8.6	8.3	7.4	7.2	6.1	▲ 3.7	▲ 2.6	68.6	66.5	7.7	4.2	▲ 0.1	1.1	▲ 0.0		1.3	
フランス	1.6	5.2	5.9	6.1	6.0	5.7	5.9	5.1	▲ 6.5	▲ 4.9	112.6	111.1	0.4	▲ 1.7	0.7	1.3	0.8		1.3	
イタリア	1.9	8.1	8.4	11.8	9.0	7.6	8.2	7.6	▲ 9.0	▲ 8.0	149.8	144.7	3.0	▲ 0.7	0.7	0.8	1.2		1.0	
スペイン	3.1	8.4	10.1	6.6	5.0	3.3	4.1	3.2	▲ 6.9	▲ 4.5	118.4	112.0	1.0	1.1	1.5	2.0	2.1		1.9	
英国	2.6	9.1	10.0	10.8	10.2	10.1	8.7		▲ 8.3	▲ 6.3	108.1	102.6	▲ 1.5	▲ 5.6	▲ 0.3	1.0	0.3		1.0	
スイス	0.6	2.8	3.4	2.9	3.2	2.9	2.6	2.2	▲ 0.5	0.2	41.5	39.1	7.9	9.8	0.8	1.8	0.6		1.2	
ロシア	6.7	13.8	14.3	12.2	8.6	3.5	2.3	2.5	0.8	▲ 2.2	16.5	19.6	6.7	10.3	0.7	1.3	▲ 1.5	▲ 0.4		
オーストラリア	2.9	6.6	7.3	7.8	7.0	6.3	6.8		▲ 6.3	▲ 3.3	57.6	55.7	3.0	1.2	1.6	1.7	1.8		1.4	
中国	0.9	2.0	2.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.2	▲ 6.0	▲ 7.5	71.8	77.1	1.8	2.3	5.2	4.5	5.4		5.1	
韓国	2.5	5.1	5.9	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	▲ 0.0	▲ 0.9	51.3	54.3	4.7	1.8	1.5	2.4	1.5		2.1	
台湾	2.0	2.9	2.9	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 2.1	▲ 0.5	30.1	27.5	14.8	13.4	2.1	2.6	—		—	
香港	1.6	1.9	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	2.0	0.0	▲ 7.1	1.9	4.3	11.8	10.7	3.5	3.1	—		—	
シンガポール	2.3	6.1	7.3	6.6	6.1	5.5	5.7		1.2	0.4	147.7	134.2	18.0	19.3	1.5	2.1	—		—	
インドネシア	1.6	4.2	5.2	5.5	5.2	5.0	4.3	4.0	▲ 4.5	▲ 2.3	41.1	39.9	0.3	1.0	5.0	5.1	4.7		5.1	
マレーシア	2.5	3.4	4.5	3.9	3.6	3.4	3.3		▲ 5.8	▲ 5.3	69.3	66.3	3.8	2.6	4.5	4.5	—		—	
フィリピン	3.9	5.8	6.5	7.9	8.3	7.6	6.6	6.1	▲ 6.3	▲ 5.2	57.0	57.5	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0	5.8	—		—	
タイ	1.2	6.1	7.3	5.8	3.9	2.8	2.7	0.5	▲ 7.0	▲ 5.5	58.4	60.5	▲ 2.1	▲ 3.3	3.4	3.6	—		—	
ベトナム	1.8	3.2	3.3	4.4	4.2	3.4	2.8	2.4	▲ 3.4	▲ 2.5	39.3	37.1	▲ 2.1	▲ 0.9	5.8	6.9	—		—	
インド	5.5	6.7	7.0	6.1	6.2	5.7	4.7	4.3	▲ 9.6	▲ 9.6	84.7	83.1	▲ 1.2	▲ 2.6	5.9	6.3	6.0		7.0	
ブラジル	8.3	9.3	8.6	6.1	5.3	4.7	4.2	3.9	▲ 4.3	▲ 4.6	90.7	85.9	▲ 2.8	▲ 2.9	0.9	1.5	1.7		1.2	
メキシコ	5.7	7.9	8.5	8.0	7.5	6.9	6.3	5.8	▲ 3.9	▲ 4.4	58.7	56.0	▲ 0.6	▲ 0.9	1.8	1.6	2.6		2.1	
アルゼンチン	48.1	70.7	77.5	91.7	101.9	104.3	108.8	114.2	▲ 4.3	▲ 3.9	80.9	84.5	1.4	▲ 0.7	0.2	2.0	▲ 1.6		1.1	
トルコ	19.6	72.3	81.1	78.1	54.5	50.5	43.7	39.6	▲ 4.0	▲ 1.6	41.8	31.2	▲ 0.9	▲ 5.4	2.7	3.6	3.6		3.7	
サウジアラビア	3.1	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.8	▲ 2.3	2.5	28.8	22.6	5.1	13.8	3.1	3.1	—		—	
南アフリカ	4.6	6.9	7.6	7.4	7.0	7.1	6.8		▲ 5.6	▲ 4.5	69.0	71.0	3.7	▲ 0.5	0.1	1.8	0.3		1.0	
														世界	2.8	3.0	2.7		2.9	

(備考) 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

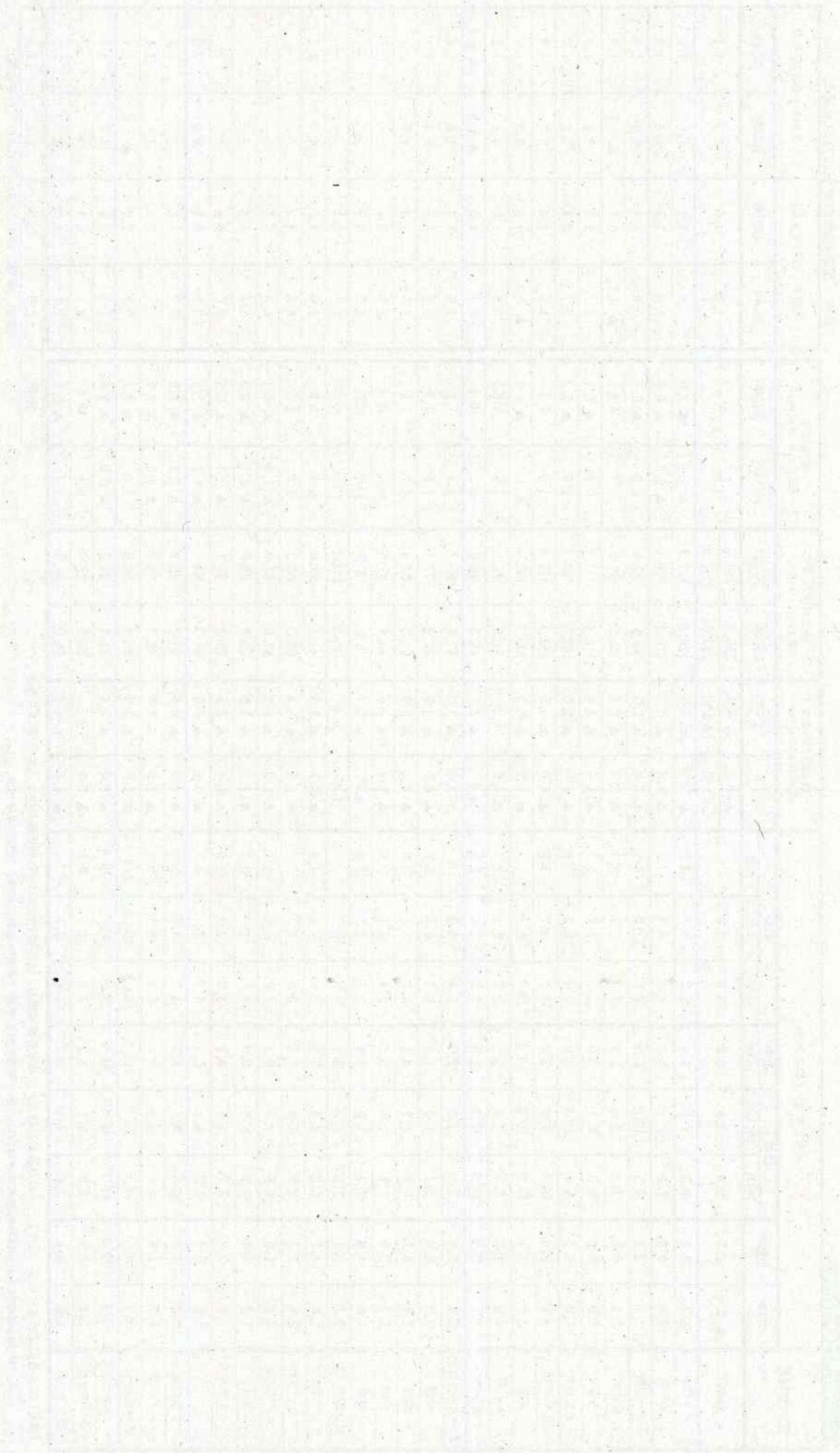
(備考) 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度 (4月～3月) の値。内閣府より作成。

3. インドは年度 (4月～3月) の数値。

(出所) IMF "World Economic Outlook" (23年4月)

OECD "Economic Outlook" (23年6月)



委員からの追加要望資料

価格交渉促進月間（2023年3月） フォローアップ調査の結果について

令和5年6月20日

中小企業庁

価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。
- 「月間」において、価格交渉・転嫁の要請、広報、講習会等を実施。本年3月、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業から「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施し、「月間」の結果として取りまとめ。

①アンケート調査

○調査対象

中小企業等に、発注側の親事業者（最大3社分）との間の価格交渉や価格転嫁に関するアンケート票を送付。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2023年4月7日～5月31日

○回答企業数 17,292社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ20,722社）

○回収率 5.76%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年9月調査 15,195社 10.1%）
（ 2022年3月調査 13,078社 8.7%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

○調査期間 2023年4月17日～4月28日

○調査方法 電話調査

○ヒアリング件数 約2,243社

価格交渉の状況

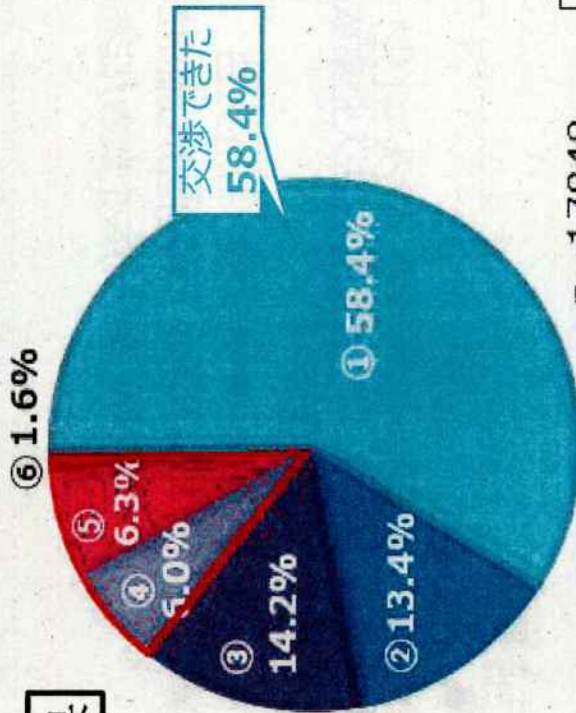
●「価格交渉を申し入れて応じて貰えた／発注側からの声かけで交渉できた」割合は前回調査（昨年9月）より**増加**（58.4%→63.4%）する
など、価格交渉の実施状況は一部では好転。

●一方、「発注側から交渉の申し入れが無かった（⑥）、協議に応じて貰えなかった（⑦）、減額のために協議申し入れがあった（⑧）」が依然として約16%あり、二極化が進行。

●なお、「コスト上昇せず価格交渉を申し入れなかった」割合（③）は**減少**（13.4%→7.7%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

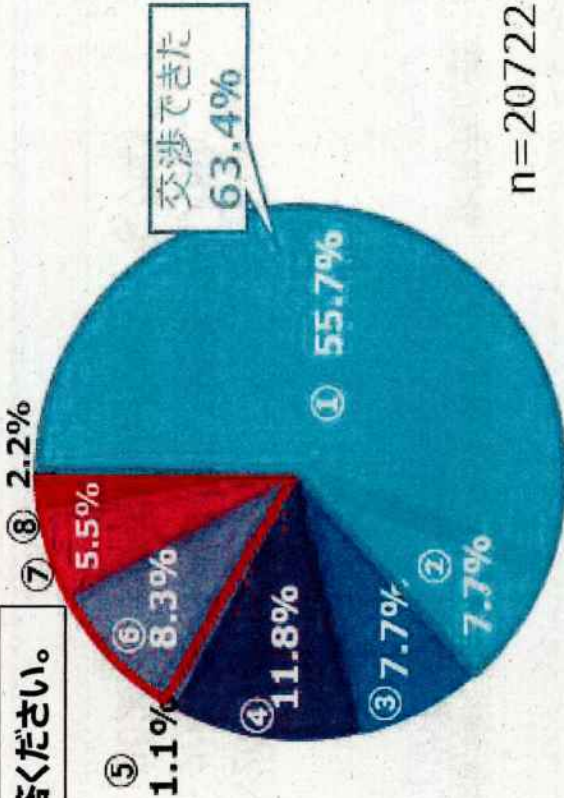
9月結果



n=17848

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらえた。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ②コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ③コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ④発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑥取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

3月結果



n=20722

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じて貰えた。
- ②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた。
- ③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④コストが上昇しているが、自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無い」との声かけはあったが、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの声かけも受けておらず、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑦コストが上昇しているため、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった。
- ⑧取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は47.6%、前回（9月：46.9%）に比し微増。
- コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できた回答（①・②）が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転。
- 他方で、「全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）」割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行。
- なお、「コスト上昇せず価格改定（値上げ）不要」の割合（⑦）は減少（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

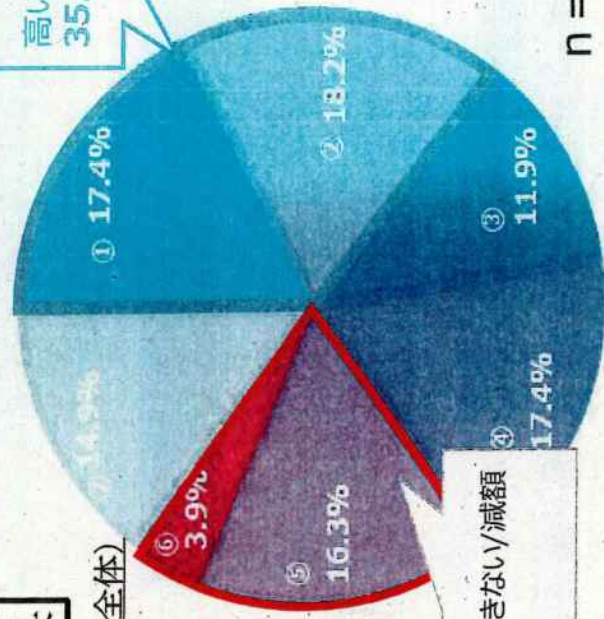
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

9月結果

転嫁率（コスト全体）

:46.9%

高い割合で転嫁
35.6%



全く価格転嫁できない/減額
20.2%

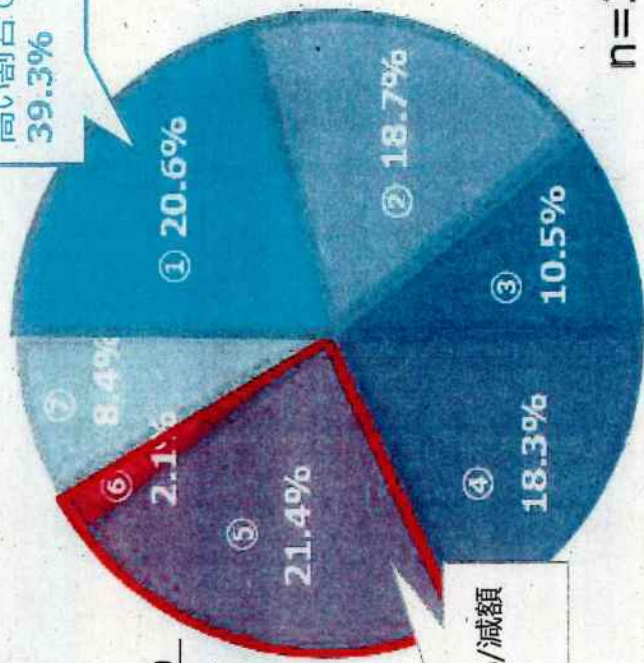
n = 17848

3月結果

転嫁率（コスト全体）

:47.6%

高い割合で転嫁
39.3%



全く価格転嫁できない/減額
23.5%

n = 20722

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割

- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

P116

- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料料費の転嫁率よりは約1割、低い水準。
- 原材料料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、全体としては横ばい。

9月結果

n = 17848



3月結果

n = 20722



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割

- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 価格交渉に応じたか、回答を点数評価し、発注側企業の業種別に集計。
- 相対的に価格交渉に応じている業種としては、造船、繊維。応じていない業種は通信、トラック運送、放送コンテンツ。

順位	2022年9月	順位	2023年3月
1位	石油製品・石炭製品製造	1位	造船
2位	鉱業・採石・砂利採取	2位	繊維
3位	卸売	3位	食品製造
4位	造船	4位	飲食サービス
5位	機械製造	5位	建材・住宅設備
6位	食品製造	6位	卸売
7位	繊維	7位	金属
8位	紙・紙加工	8位	電機・情報通信機器
9位	化学	9位	機械製造
10位	電機・情報通信機器	10位	紙・紙加工
11位	建材・住宅設備	11位	製薬
12位	金属	12位	化学
13位	小売	13位	石油製品・石炭製品製造
14位	製薬	14位	小売
15位	飲食サービス	15位	廃棄物処理
16位	印刷	16位	鉱業・採石・砂利採取
17位	自動車・自動車部品	17位	情報サービス・ソフトウェア
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	電気・ガス・熱供給・水道
19位	建設	19位	建設
20位	不動産・物品賃貸	20位	自動車・自動車部品
21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	印刷
22位	広告	22位	不動産・物品賃貸
23位	金融・保険	23位	金融・保険
24位	通信	24位	広告
25位	廃棄物処理	25位	放送コンテンツ
26位	放送コンテンツ	26位	トラック運送
27位	トラック運送	27位	通信
—	その他	—	その他

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）における価格交渉の状況について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、ランキング化したもの。

回答欄選択肢	配点
①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。	10点
②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた。	5点
③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった	0点
④コストが上昇しているが、自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった	—3点
⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無い」との声かけはあったが、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。	—5点
⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの声かけも受けておらず、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。	—7点
⑦コストが上昇しているが、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった	—10点
⑧取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された	

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、転嫁率順に並べた結果は下記の表のとおり。
- 相対的に価格転嫁に応じている業種としては、**石油製品・石炭製品、卸売、応じていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、通信。**

2023年3月		各要素別の転嫁率		
		コスト増に 対する転嫁率	原材料	エネルギー
①全体				
1位	石油製品・石炭製品製造→	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%
2位	卸売↑	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%
3位	造船↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%
4位	食品製造↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%
5位	飲食サービス↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%
6位	電機・情報通信機器→	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%
7位	繊維↑	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%
8位	小売↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%
9位	化学↓	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%
9位	建材・住宅設備↓	↑53.3%	↑56.8%	↑39.6%
11位	機械製造↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%
11位	紙・紙加工↑	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%
13位	金属↓	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%
14位	廃棄物処理↑	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%
15位	製薬↓	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%
16位	不動産・物品賃貸↑	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%
17位	建設→	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%
18位	電気・ガス・熱供給・水道↓	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%
19位	印刷→	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%
20位	自動車・自動車部品→	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%
21位	金融・保険↑	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%
22位	鉱業・採石・砂利採取↓	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%
23位	情報サービス・ソフトウェア→	↓37.2%	↓39.2%	↑34.5%
24位	広告↓	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%
25位	通信↑	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%
26位	放送コンテンツ↓	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%
27位	トラック運送→	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%
-	その他	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%
-		↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、ランキング化したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナス	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

- 価格転嫁に応じている業種である、石油製品・石炭製品製造、卸売では、コスト全体の転嫁率が更に増加。
- 価格転嫁に応じていない業種である、トラック運送、放送コンテンツでは、コスト全体の転嫁率は更に減少。

2023年9月	コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年3月	コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー	労務費			原材料費	エネルギー	労務費
①全体	46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	①全体	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位 石油製品・石炭製品製造	56.2%	52.7%	41.5%	40.1%	1位 石油製品・石炭製品製造→	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位 機械製造	55.5%	57.6%	33.3%	34.9%	2位 卸売↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位 製薬	55.3%	55.2%	40.0%	36.7%	3位 造船↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位 造船	54.4%	53.4%	39.3%	37.8%	4位 食品製造↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位 卸売	54.2%	53.8%	35.6%	35.0%	5位 飲食サービス↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位 電機・情報通信機器	53.2%	56.3%	30.1%	35.6%	6位 電機・情報通信機器→	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位 化学	53.1%	57.1%	31.1%	32.3%	7位 繊維↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位 建材・住宅設備	52.7%	53.4%	32.5%	33.4%	8位 小売↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位 鉱業・採石・砂利採取	52.0%	44.5%	37.3%	31.4%	9位 化学↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
10位 食品製造	51.2%	54.2%	35.2%	35.2%	10位 建材・住宅設備↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位 金属	49.1%	54.5%	30.2%	31.3%	11位 機械製造↓	↓52.2%	↑55.7%	↑36.5%	↑37.5%
12位 繊維	48.7%	47.2%	35.0%	34.2%	11位 紙・紙加工↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位 紙・紙加工	48.5%	48.6%	30.7%	28.7%	13位 金属↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位 電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	48.9%	31.0%	34.1%	14位 廃棄物処理↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位 飲食サービス	46.9%	50.1%	21.2%	22.3%	15位 製薬↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位 小売	46.6%	48.0%	28.3%	29.5%	16位 不動産・物品賃貸↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位 建設	44.8%	45.2%	31.5%	38.2%	17位 建設→	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位 不動産・物品賃貸	44.8%	46.9%	34.6%	36.7%	18位 電気・ガス・熱供給・水道↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位 印刷	44.7%	46.6%	21.6%	22.6%	19位 印刷→	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位 自動車・自動車部品	43.0%	49.8%	23.9%	22.4%	20位 自動車・自動車部品→	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位 広告	38.9%	46.3%	27.7%	30.5%	21位 金融・保険↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位 金融・保険	38.4%	43.2%	21.7%	28.6%	22位 鉱業・採石・砂利採取↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位 情報サービス・ソフトウェア	37.1%	21.1%	17.5%	46.3%	23位 情報サービス・ソフトウェア→	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位 廃棄物処理	32.1%	31.4%	33.0%	30.0%	24位 広告↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位 放送コンテンツ	26.5%	22.6%	18.1%	39.1%	25位 通信↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位 通信	21.3%	26.3%	17.9%	27.2%	26位 放送コンテンツ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位 トラック運送	20.6%	17.8%	19.2%	15.5%	27位 トラック運送→	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
- その他	43.1%	42.6%	27.3%	31.4%	- その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

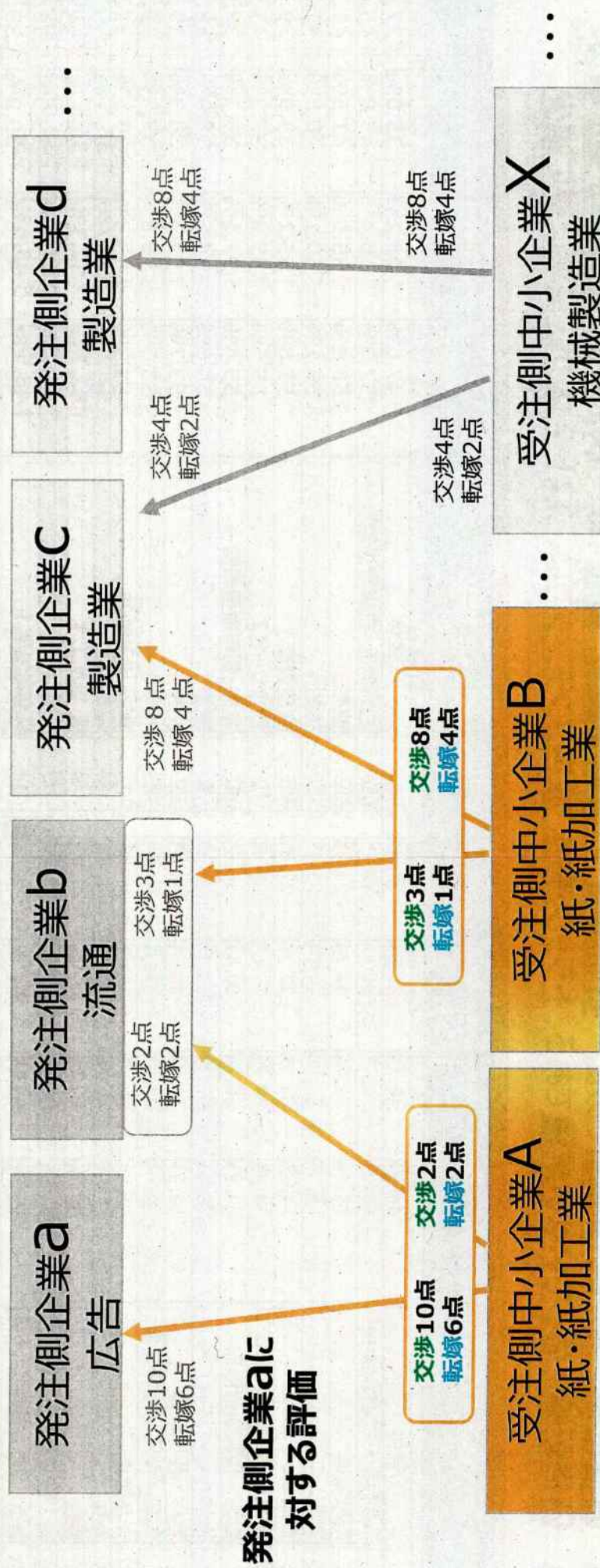
②業種別

P110

受注側中小企業の視点での価格交渉、転嫁の状況

昨年9月の月間から、**受注側企業が、発注側企業に対して交渉、転嫁して貰えたか**についても調査し、そのスコアを業種ごとに集計。

例) **紙・紙加工業**に属する受注側企業が、様々な業種の発注側企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



【紙・紙加工業】 交渉点数 $\rightarrow (10+2+3+8) \div 4 = 5.75$
 転嫁点数 $\rightarrow (6+2+1+4) \div 4 = 3.25$

業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じて貰えた業種）

受注側企業サイドから見ても、発注側企業に対して価格転嫁して貰えたか、という視点からも集計。

- 価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種は、卸売・紙・紙加工・小売
- 価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー 労務費	
① 全体					
1	卸売	↑ 47.6%	↑ 48.2%	↑ 35.0%	↑ 37.4%
2	小売	↑ 67.1%	↑ 66.8%	↑ 48.1%	↑ 48.5%
3	紙・紙加工	↑ 60.7%	→ 57.7%	↑ 39.4%	↑ 40.9%
4	食品製造	↓ 58.6%	↓ 60.2%	↑ 39.2%	↑ 38.6%
5	電機・情報通信機器	↑ 58.2%	↑ 56.6%	↑ 42.0%	↑ 41.6%
6	電機・情報通信機器	↑ 55.9%	↑ 58.8%	↑ 36.3%	↑ 38.5%
7	機械製造業	↓ 53.4%	↓ 56.1%	↑ 38.5%	↑ 38.6%
8	建材・住宅設備	↑ 53.2%	↑ 56.8%	↑ 38.6%	↑ 38.5%
9	製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
10	繊維	↑ 52.3%	↑ 53.9%	↑ 39.3%	↑ 39.3%
11	鉱業・採石・砂利採取	↑ 51.8%	↑ 49.0%	↑ 47.5%	↑ 40.7%
12	化学	↓ 51.3%	↓ 56.2%	↑ 33.2%	↑ 33.5%
13	金属	↓ 48.9%	↓ 54.6%	↑ 35.9%	↑ 33.1%
14	印刷	↑ 46.3%	↓ 46.4%	↑ 28.6%	↑ 30.2%
15	不動産・物品賃貸	↑ 45.9%	↑ 45.8%	↑ 41.4%	↑ 45.9%
16	造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
17	建設	↓ 43.5%	↓ 44.5%	↑ 34.7%	↓ 40.0%
18	石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
19	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 39.7%	↓ 40.7%	↑ 33.1%	↑ 34.2%
20	廃棄物処理	↑ 39.1%	↑ 33.6%	↑ 30.0%	↑ 32.8%
21	広告	↓ 37.9%	↓ 39.8%	↓ 27.6%	↓ 32.3%
22	情報サービス・ソフトウェア	↑ 37.7%	↑ 24.5%	↑ 20.1%	↑ 45.9%
23	自動車・自動車部品	↓ 34.7%	↓ 45.5%	↑ 28.5%	↑ 19.1%
24	飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
25	通信	↑ 31.2%	↓ 27.3%	↓ 23.7%	↓ 32.5%
26	金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
27	放送コンテンツ	↑ 24.5%	↑ 27.3%	↑ 24.0%	↓ 28.3%
28	トラック運送	↑ 21.1%	↑ 17.1%	↑ 21.0%	↑ 18.6%
29	その他	↑ 41.9%	↓ 39.4%	↑ 31.4%	↑ 36.5%
② 業種別					

② 業種別

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、1社ごとに、直近6ヶ月（2023年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたかについて回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、業種ごとの転嫁率を単純平均で算出したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナス	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。10

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

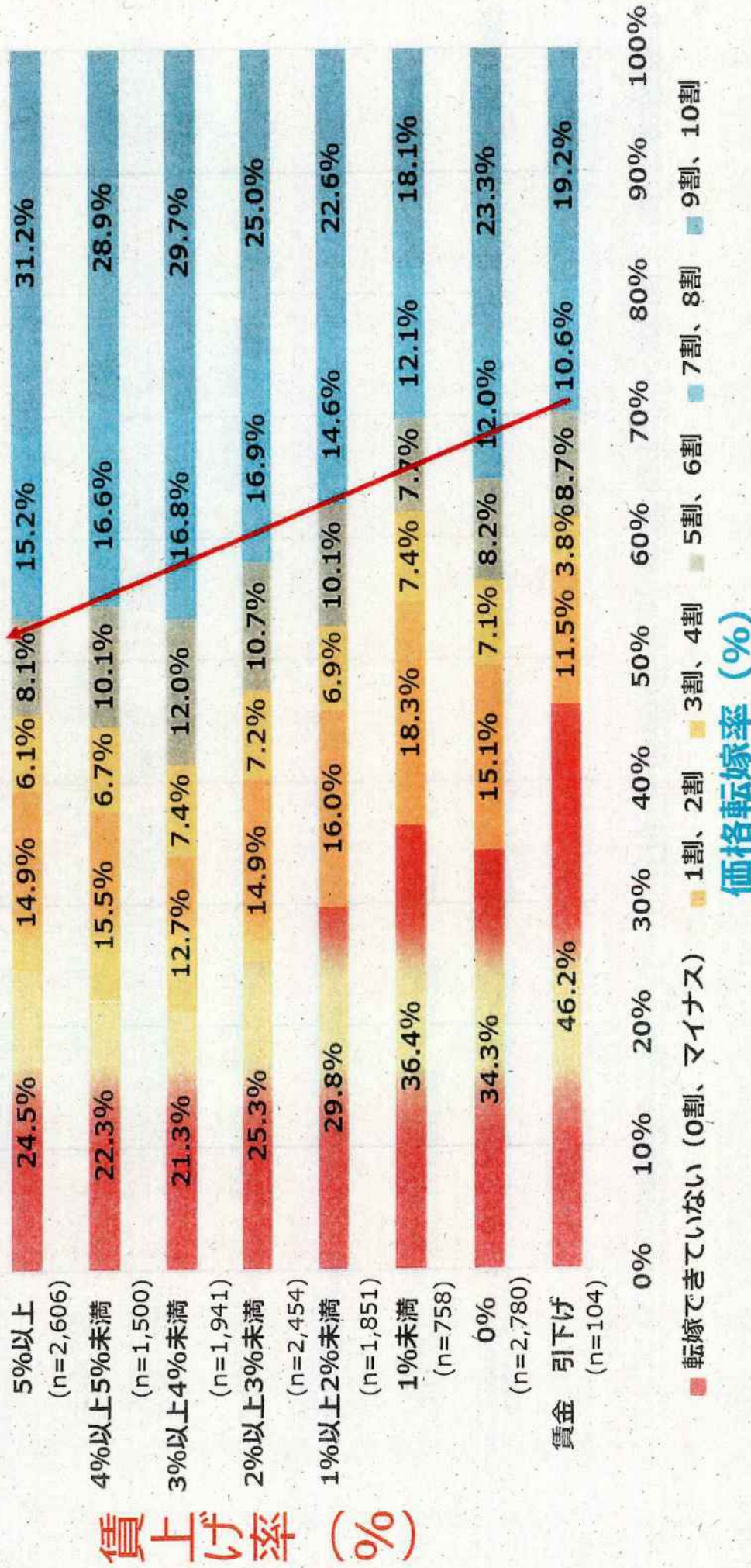
価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

- **価格転嫁に相対的に応じて買えている業種である卸売、小売では、コスト全体の転嫁率が更に増加。**
- **価格転嫁に相対的に応じて買えていない業種であるトラック運送、放送コンテンツも全体の転嫁率が微増。**

		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費		原材料費	エネルギー	労務費
①全体									
1位	卸売		48.1%	29.9%	32.9%	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
2位	紙・紙加工		65.2%	38.7%	37.3%	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
3位	小売		61.5%	34.3%	33.9%	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
4位	機械製造業		57.4%	35.1%	36.2%	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
5位	建機・住宅設備		55.7%	36.1%	37.8%	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
6位	電機・情報通信機器		52.7%	30.4%	32.8%	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
7位	化学		52.3%	27.4%	34.5%	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
8位	金属		51.4%	26.8%	26.8%	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
9位	繊維		51.0%	28.3%	28.5%	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
10位	広告		48.4%	33.2%	31.8%	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
11位	食品製造		45.2%	34.5%	35.5%	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
12位	印刷		45.0%	32.9%	32.5%	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
13位	建設		44.8%	23.2%	24.4%	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
14位	鉱業・採石・砂利採取		44.6%	33.0%	40.1%	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
15位	電気・ガス・熱供給・水道		39.0%	33.5%	27.2%	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
16位	情報サービス・ソフトウェア		37.5%	21.3%	27.7%	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
17位	自動車・自動車部品		37.0%	17.6%	45.3%	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
18位	通信		35.3%	17.9%	14.1%	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
19位	不動産・物品賃貸		30.7%	26.2%	37.4%	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
20位	廃棄物処理		29.7%	19.0%	29.7%	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
21位	放送コンテンツ		23.0%	20.8%	20.9%	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
22位	トラック運送		19.1%	16.8%	30.7%	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
その他			18.6%	20.5%	15.4%	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
			41.6%	27.8%	33.5%	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
						↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
						25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
						↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
						↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
						↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%
②業種別									
1位	卸売		46.9%	29.9%	32.9%	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
2位	紙・紙加工		64.6%	38.7%	37.3%	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
3位	小売		61.8%	34.3%	33.9%	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
4位	機械製造業		57.4%	35.1%	36.2%	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
5位	建機・住宅設備		55.7%	36.1%	37.8%	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
6位	電機・情報通信機器		52.7%	30.4%	32.8%	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
7位	化学		52.3%	27.4%	34.5%	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
8位	金属		51.4%	26.8%	26.8%	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
9位	繊維		51.0%	28.3%	28.5%	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
10位	広告		48.4%	33.2%	31.8%	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
11位	食品製造		45.2%	34.5%	35.5%	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
12位	印刷		45.0%	32.9%	32.5%	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
13位	建設		44.8%	23.2%	24.4%	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
14位	鉱業・採石・砂利採取		44.6%	33.0%	40.1%	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
15位	電気・ガス・熱供給・水道		39.0%	33.5%	27.2%	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
16位	情報サービス・ソフトウェア		37.5%	21.3%	27.7%	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
17位	自動車・自動車部品		37.0%	17.6%	45.3%	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
18位	通信		35.3%	17.9%	14.1%	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
19位	不動産・物品賃貸		30.7%	26.2%	37.4%	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
20位	廃棄物処理		29.7%	19.0%	29.7%	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
21位	放送コンテンツ		23.0%	20.8%	20.9%	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
22位	トラック運送		19.1%	16.8%	30.7%	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
その他			18.6%	20.5%	15.4%	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
			41.6%	27.8%	33.5%	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
						↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
						25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
						↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
						↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
						↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係を整理。
- 価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向。なお、「価格転嫁できなかったにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。



【注】 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。
 2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。

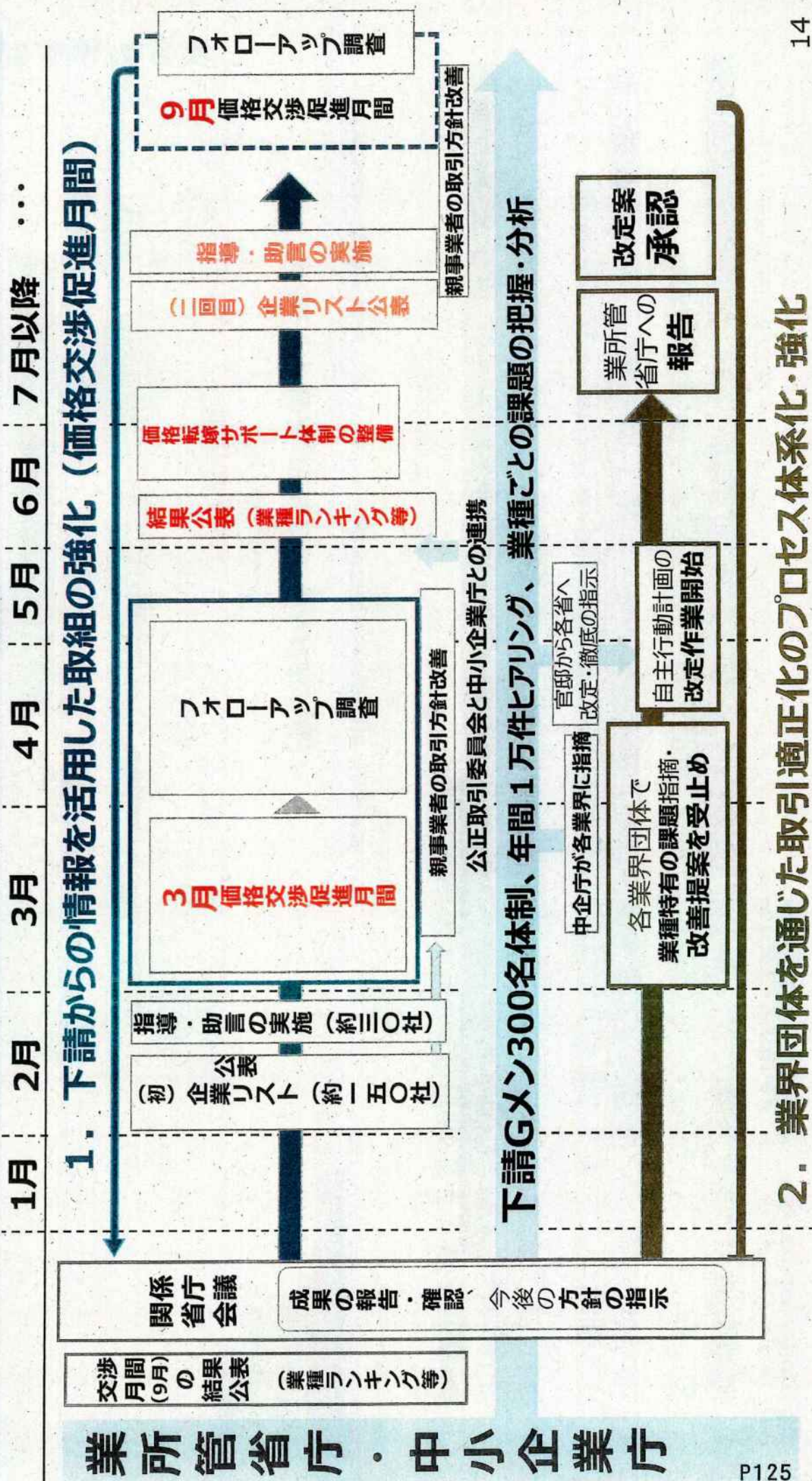
今後の価格転嫁対策

- 今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

- ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備（全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置（7月）等） **New!**
- ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表（8月以降）
- ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言（8月以降）
- ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フォローアップ（公正取引委員会と合同で実施）
- ⑤ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、実効性の向上

今後の価格転嫁対策 = 「2つの適正化プロセス」の継続、PDCAの確立

1. 価格交渉促進月間ははじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化
- の2つの適正化プロセスを着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

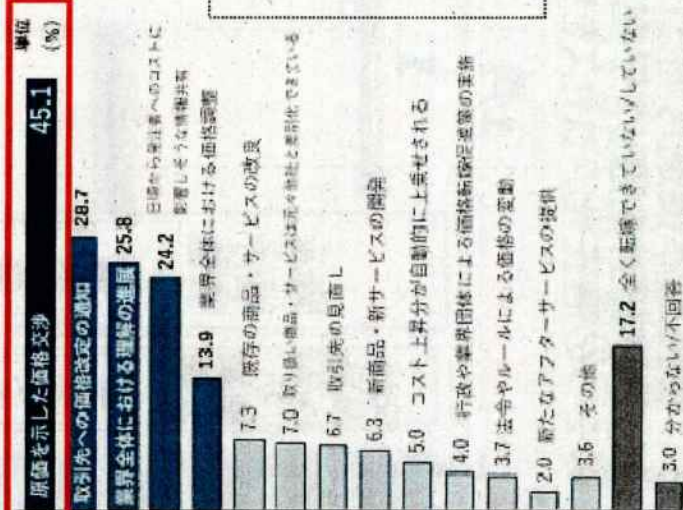


価格転嫁サポート体制の強化

P126

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

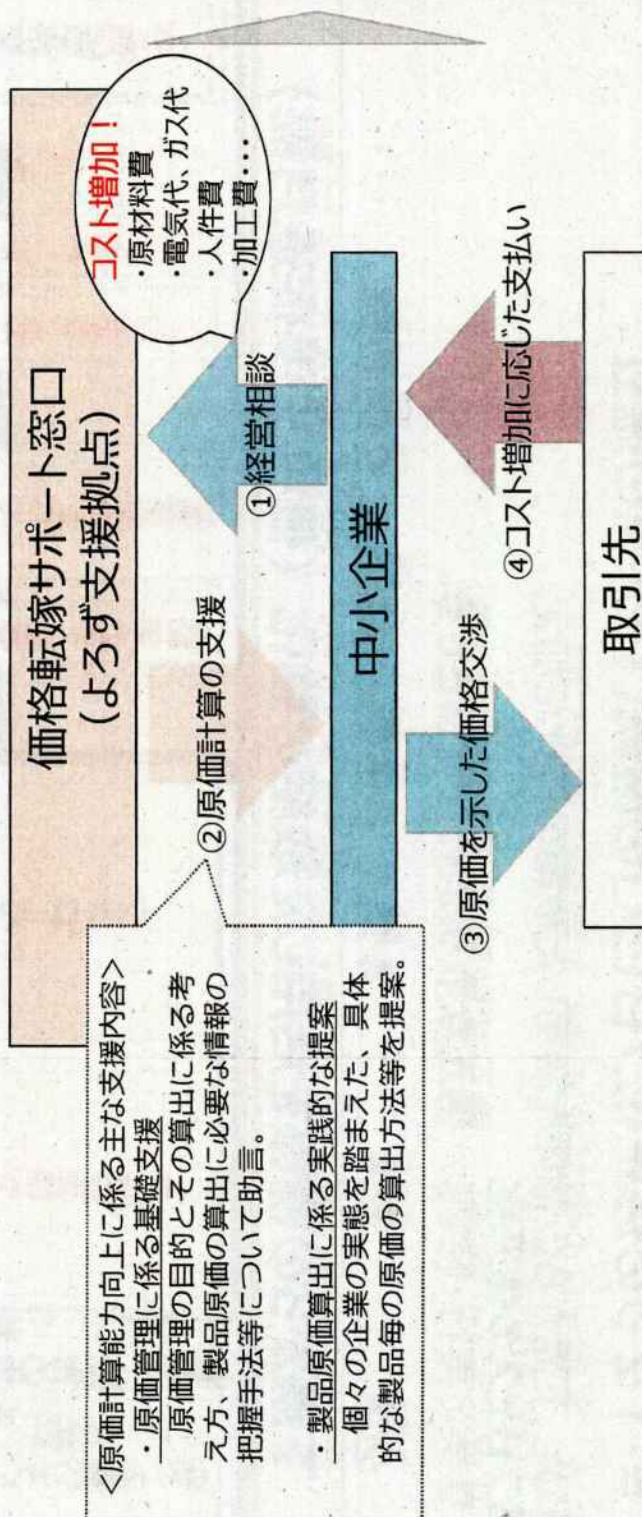
価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➤ 2023年3月に原材料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞



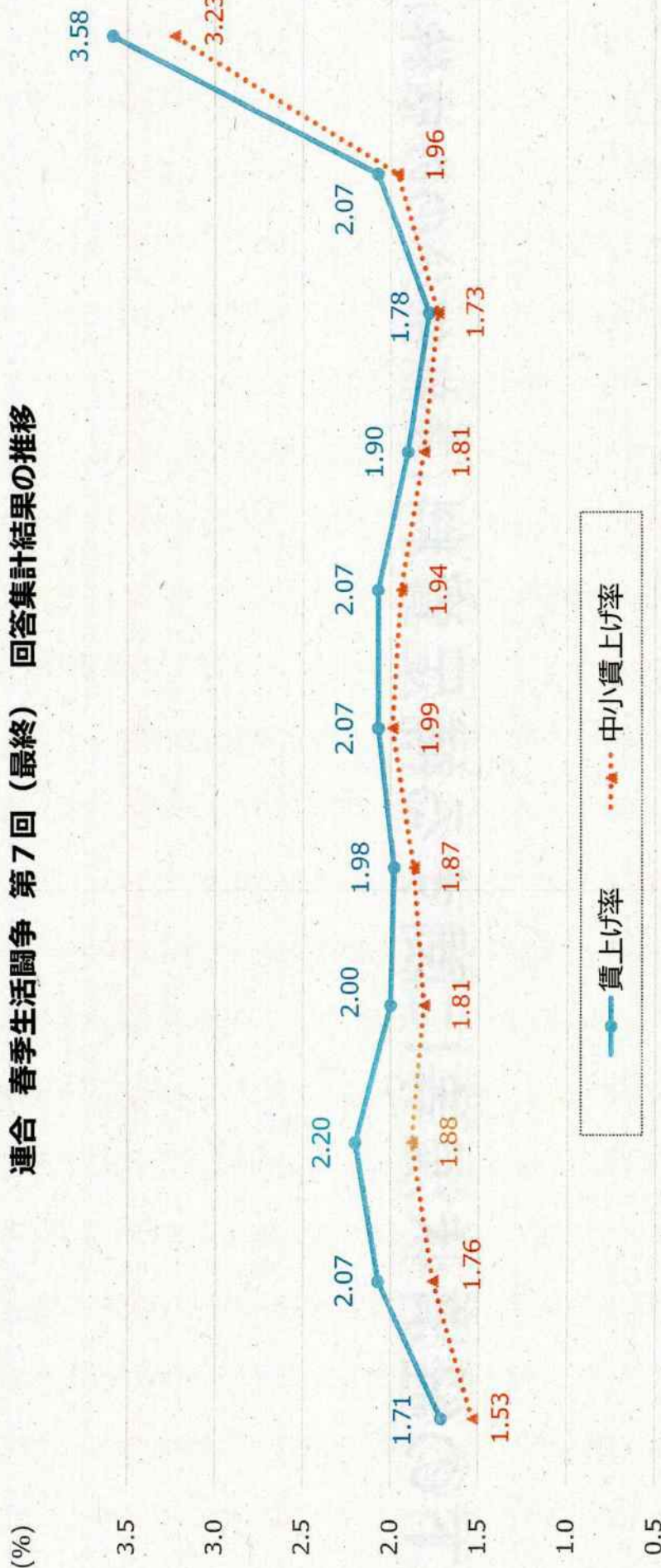
足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

連合 春季賃上げ妥結状況

P128

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回 (最終) 回答集計結果の推移



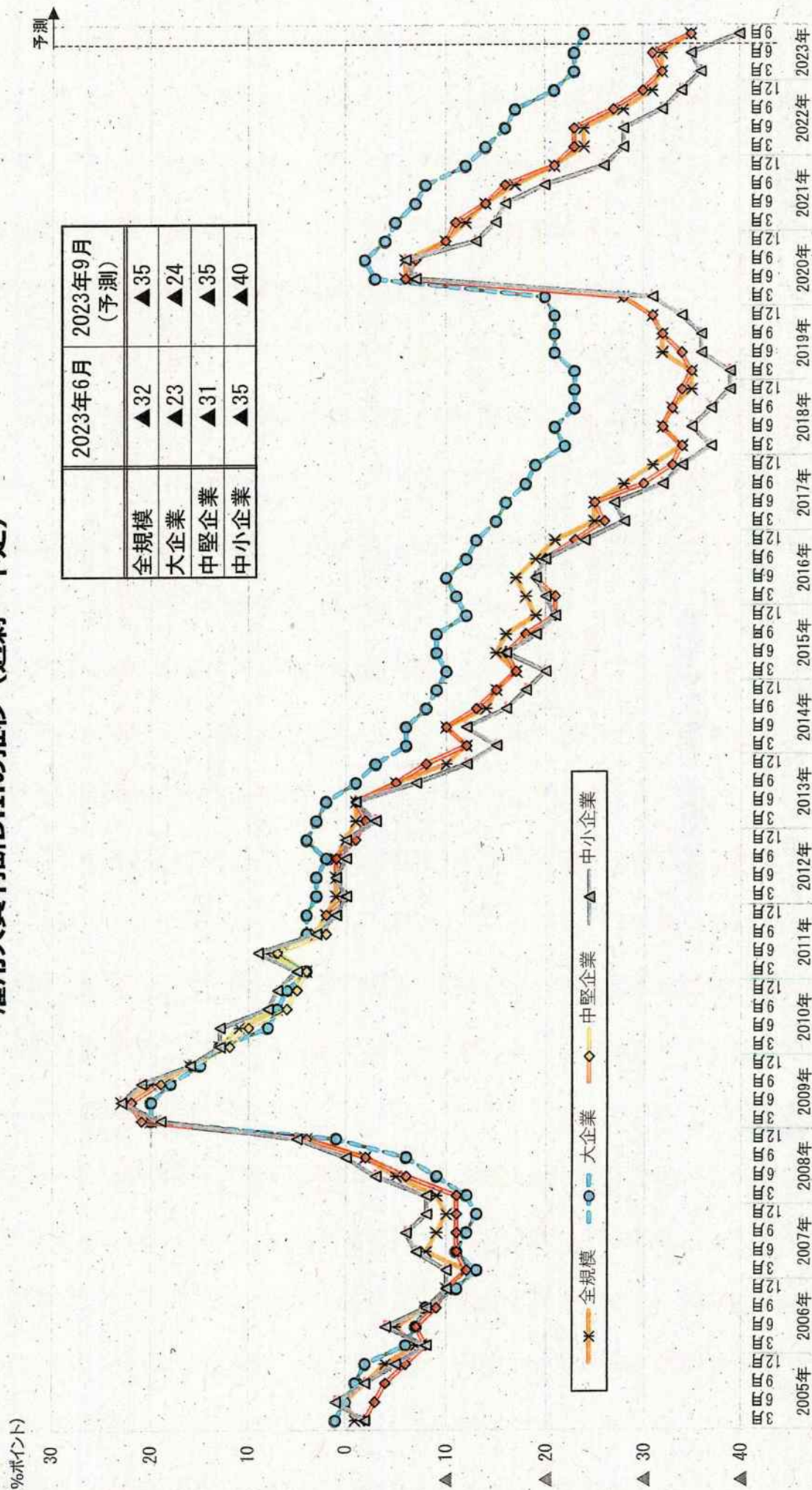
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回 (最終) 回答集計結果」(2023年7月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

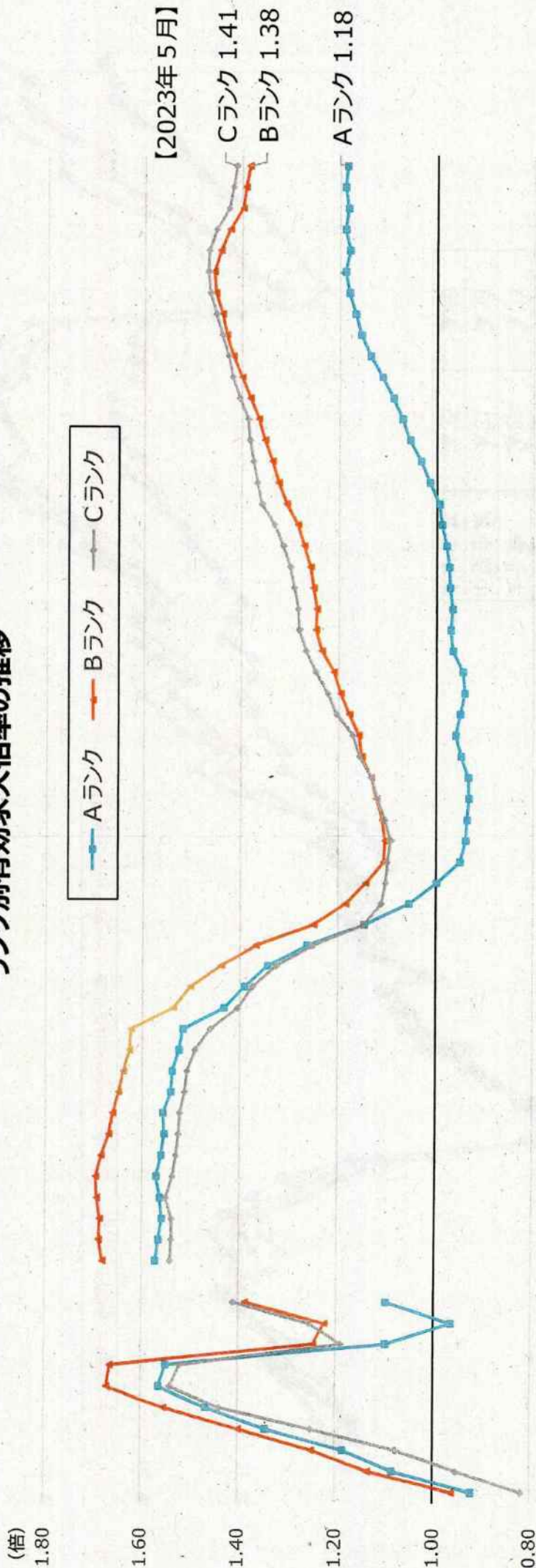
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



2019年												2020年												2021年												2022年												2023年											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5																			
2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	1314	1516	1718	1920	2122																																											
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年									

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



60

	2020年												2021年												2022年												2023年					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5														
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月														
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103	103	
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104	105
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109	114	

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

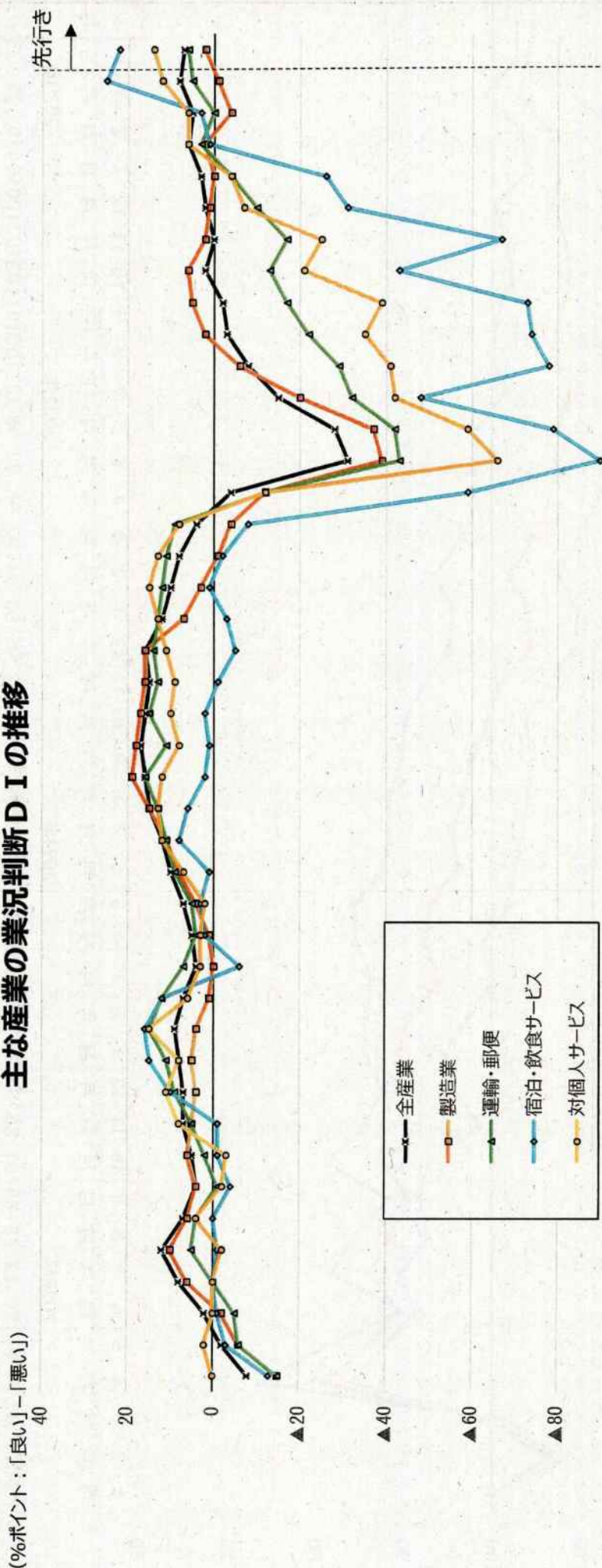
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県の新規求人数は、現時点のランクにそろえている。

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下した
が、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断D Iの推移

[illegible]

(資料出所) 日本銀行「全國企業短期經濟觀測調查」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・治癒業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「社会福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率					
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業		
									前期比	実質指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9
令和 4 年 1～3 月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9
4～6 月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2
7～9 月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5
10～12 月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3
5 年 1～3 月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5
令和 5 年 1 月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9
2 月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1
3 月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4
4 月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8
5 月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.1	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	31.84	104.7	1.0	98.6
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。5 月は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和 5 年 5 月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合	第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)			
	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
			35歳	30歳
1,000人以上	395組合 1,664,534人 11,502円(6,637円) 3.71%(2.18%)	29組合 91,205人 6,126円(2,308円) 1.77%(0.67%)	27組合 110,581人 3,883円(1,147円) 1.38%(0.40%)	
300～999人	772組合 417,141人 10,139円(6,093円) 3.68%(2.25%)	48組合 28,120人 6,569円(3,002円) 2.23%(1.02%)	40組合 22,075人 5,511円(1,666円) 2.17%(0.67%)	
100～299人	1,052組合 189,776人 9,387円(5,842円) 3.62%(2.27%)	72組合 12,395人 5,169円(1,861円) 1.96%(0.70%)	69組合 11,783人 4,280円(1,719円) 1.79%(0.71%)	
～99人	967組合 49,072人 8,333円(5,461円) 3.36%(2.24%)	80組合 4,029人 3,967円(1,633円) 1.61%(0.64%)	84組合 4,292人 3,511円(1,464円) 1.52%(0.62%)	
規模計	3,186組合 2,320,523人 10,995円(6,474円) 3.69%(2.20%)	229組合 135,749人 5,164円(2,090円) 1.88%(0.75%)	220組合 148,731人 4,162円(1,536円) 1.71%(0.62%)	

(注) 1 ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純べア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回 回答集計結果(令和5年7月5日)

	単純平均		加重平均
	賃上げ額	引上げ率	
時給 377組合 808,108人	52.78円(21.37円)	5.01%(2.29%)	
月給 136組合 29,553人	1,091.78円(1,057.31円)	6,828円(3,997円)	3.18%(1.85%)

(注) ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91%(2.27%)

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和4年5月20日付 第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94%(1.97%)

(注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和4年6月10日付 第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

一時金		2023年回答		(参考) 昨年対比	2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.34ヶ月	0.01ヶ月		2.33ヶ月
		2,675組合	1,777,471人		2,509組合	1,820,757人
	回答額		717,421円	9,102円		708,319円
年 間	回答月数	2,009組合	1,175,981人		1,862組合	1,030,274人
			4.87ヶ月	0.00ヶ月		4.87ヶ月
		2,213組合	1,960,479人		2,018組合	1,827,428人
	回答額	1,344組合	1,127,836円	28,351円	1,237組合	1,560,045円

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
規模計												
製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2
非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10
大企業												
製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7
非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19
中堅企業												
製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1
非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11
中小企業												
製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2
非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年6月調査の時点で、9,147社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近 (回答時点) の状況」および「先行き (3か月後) の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢 (「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」) の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりデフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

		(前年度比・%)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	8.0	-6.8
	非製造業	-30.4	35.8	24.0	-4.9
大企業	製造業	-1.4	53.7	11.7	-7.0
	非製造業	-37.9	44.4	32.7	-5.3
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-3.4	-8.4
	非製造業	-23.9	31.6	18.0	-5.0
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-7.8	-2.2
	非製造業	-16.1	21.8	8.4	-3.5

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

		(%)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.64	7.88
	非製造業	3.61	4.85	5.57	5.21
大企業	製造業	7.48	10.48	10.52	9.59
	非製造業	4.22	6.31	7.61	7.05
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.55	4.93
	非製造業	3.03	3.73	4.11	3.81
中小企業	製造業	3.70	4.87	4.24	4.06
	非製造業	3.18	3.70	3.79	3.64

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移① (都道府県庁所在都市)

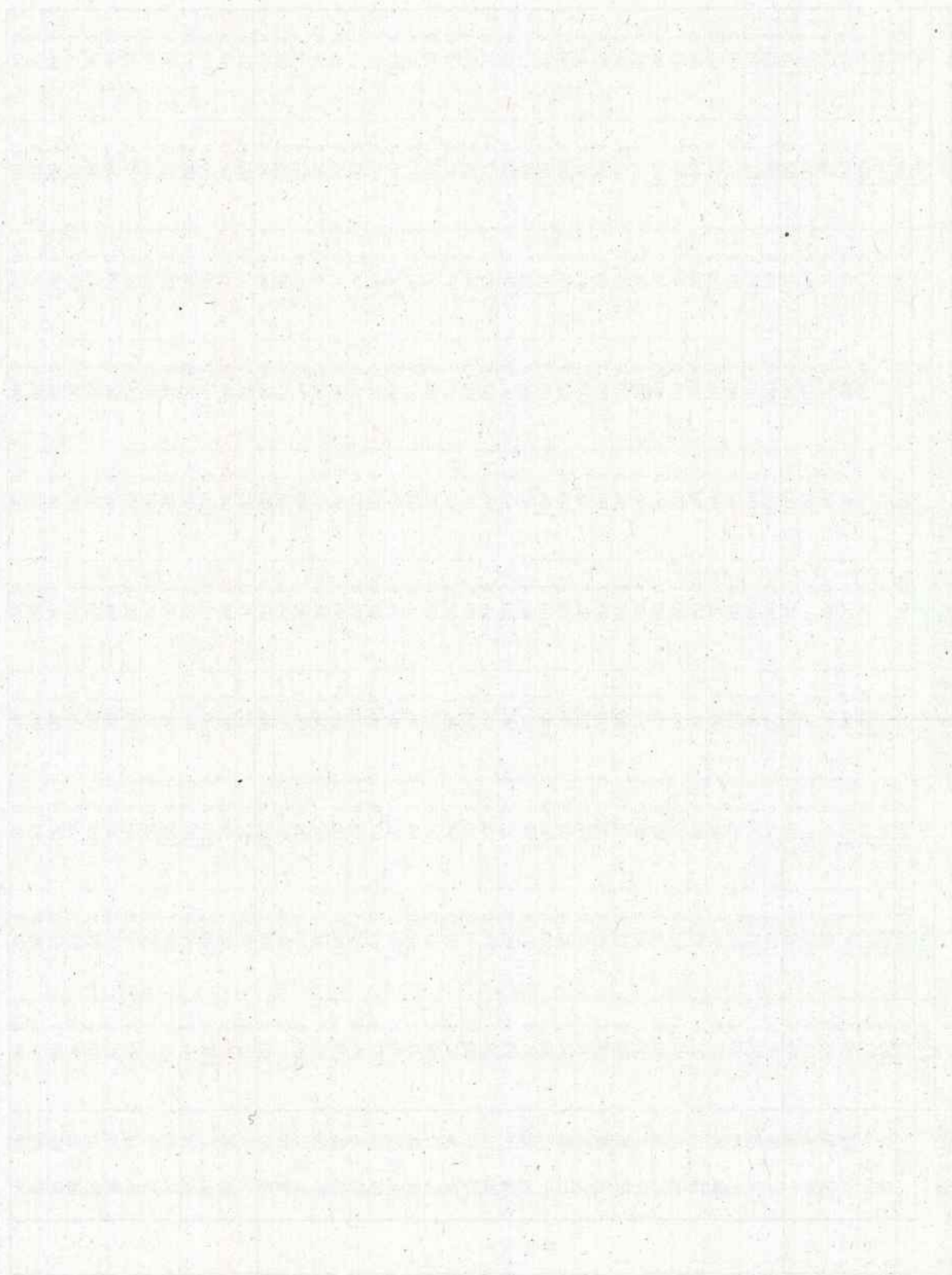
ランク・都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)											
	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年		
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京都	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.3	105.5
	神奈川県	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.7	103.7	103.6	103.7	103.6	103.7
	大阪府	100.6	101.2	101.2	100.7	100.2	99.9	100.7	100.7	100.3	100.7	100.3
	愛知県	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.9	99.2	98.9	99.2
	埼玉県	103.3	103.2	103.2	103.1	102.8	102.8	101.6	101.1	101.4	101.1	101.4
	千葉県	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	100.6	100.7	100.6	100.7
	兵庫県	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	99.9	99.4	99.9	99.4
	東京都	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	101.6	101.1	100.8	101.1	100.8
	茨城県	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.3	98.6	98.9	98.6	98.9
	静岡県	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.9	99.9	100.0	99.9	100.0
	富山県	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	99.0	99.0	98.6	99.0	98.6
	石川県	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.7	98.8	98.9	98.7	98.9
	滋賀県	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.4	100.0	100.4	100.0
	岐阜県	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.5	96.1	96.5	96.1
	長野県	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	99.7
B ランク	宮城県	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.3	98.9	98.3	98.9
	山梨県	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.2	98.5	98.2	98.5
	三重県	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	99.9	99.9	99.4	99.9	99.4
	石川県	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	98.0	97.8	98.0	97.8
	福井県	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	99.3	99.1	99.3	99.1
	香川県	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	98.0	97.9	98.0	97.9
	岡山県	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	99.0	98.8
	広島県	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.9	96.7	96.9	96.7
	奈良県	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	100.3	100.5	100.3	100.5
	山口県	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.0	98.2	98.0	98.2
	徳島県	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	100.1	100.6	100.9	100.6	100.9
	愛媛県	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	97.9	98.1	97.9
	高知県	99.8	98.6	99.3	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	99.5	99.1	99.5
	福岡県	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.2	97.6	97.8	97.9	97.8	97.9
	佐賀県	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.1	98.6	99.1	98.6	99.1
	大分県	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.4	97.6	96.9	97.6	96.9
C ランク	鹿児島県	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	97.8	96.9
	沖縄県	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.5	97.9	97.8	98.1	97.8	98.1
	東京都	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.1	99.6	99.6	99.6	100.0
	北海道	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.5	98.1	97.7	98.1	97.7
	青森県	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0
	岩手県	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.5	100.3
	宮城県	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	98.0	98.0	97.9	98.0	97.9
	秋田県	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	99.9	99.9	99.9	99.9
	山形県	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.5	99.1
	福島県	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.3	100.1	99.5	99.5	99.5
	茨城県	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.2	97.6	97.8	97.9	97.8	97.9
	栃木県	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.1	98.6	99.1	98.6	99.1
	群馬県	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.4	97.6	96.9	97.6	96.9
	埼玉県	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	97.8	96.9
	千葉県	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.5	97.9	97.8	98.1	97.8	98.1
	東京都	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.1	99.6	99.6	99.6	100.0

資料出所 「小売物価統計調査 (構造編)」 (平成25年は総務省「消費者物価指数」による)
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移② (都道府県下全域)

ラング・都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)										
	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
A ランク											
東京都	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	
神奈川県	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	
大阪府	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	
愛知県	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.5	97.6	98.0	98.4	
埼玉県	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	
千葉県	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	
兵庫県	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	
京都府	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	
茨城県	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	
静岡県	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	
富山県	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	
岐阜県	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	
長野県	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	
新潟県	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	
群馬県	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	
埼玉県	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	
山梨県	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	
山梨県	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	
石川県	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	
福井県	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	
香川県	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	
岡山県	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.4	97.6	97.5	97.8	97.8	
広島県	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	
山口県	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	
徳島県	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	
長門県	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	
北海道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	
青森県	97.0	97.0	97.2	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	
岩手県	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	
宮城県	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	
秋田県	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	
山形県	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.2	99.2	
福島県	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	
茨城県	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	
栃木県	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	
群馬県	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	
山形県	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	
佐賀県	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	
長門県	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	
大分県	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	
熊本県	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	
鹿児島県	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	
沖縄県	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	
鹿児島県	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	
宮崎県	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	
鹿児島県	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	
沖縄県	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査 (構造編)」
(注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。



第 3 回目安に関する小委員会配付資料
(令和 5 年 7 月 20 日開催)

2-1

株式会社 東京海上火災保険株式会社
(登録第1000号)

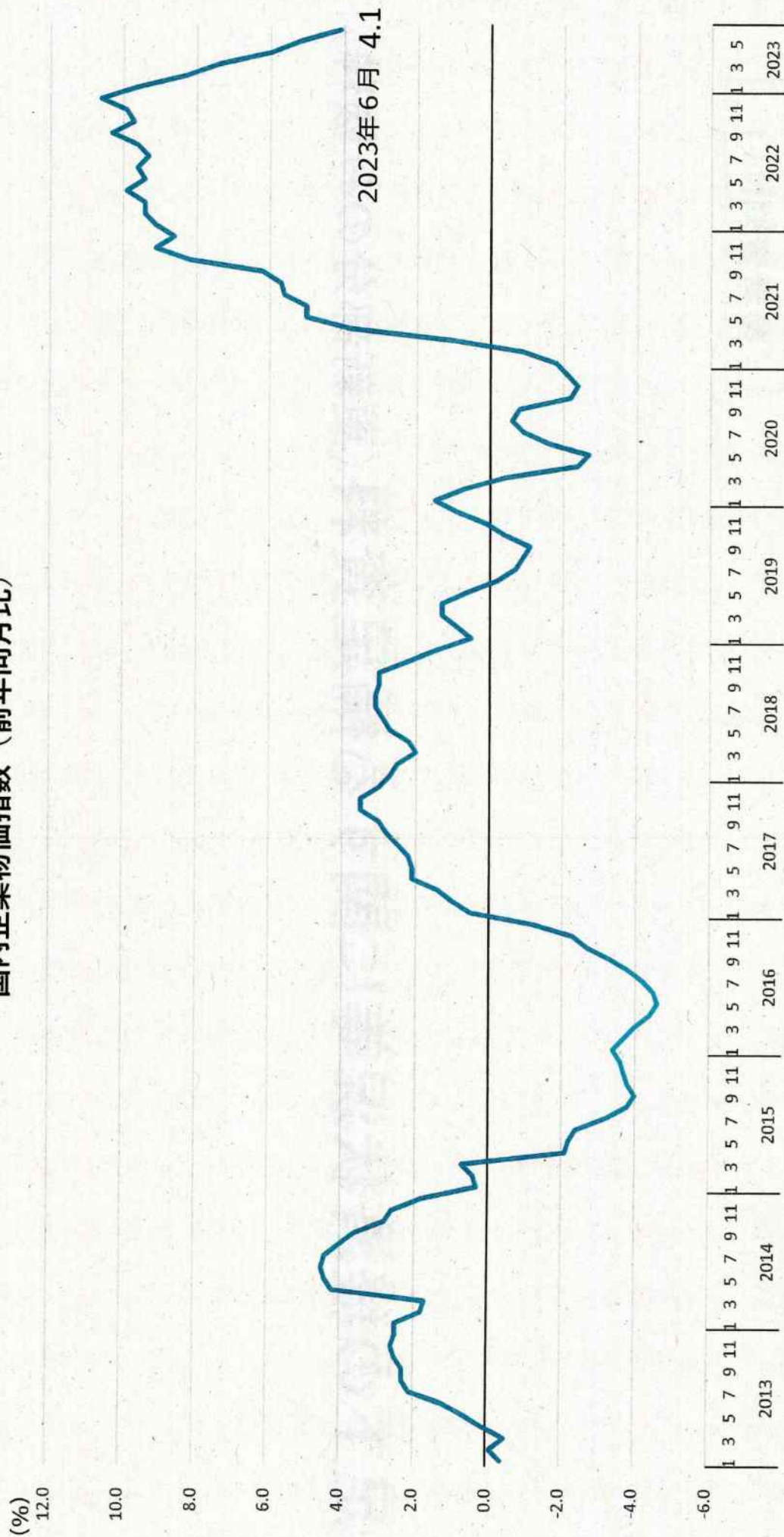
足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

P146

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



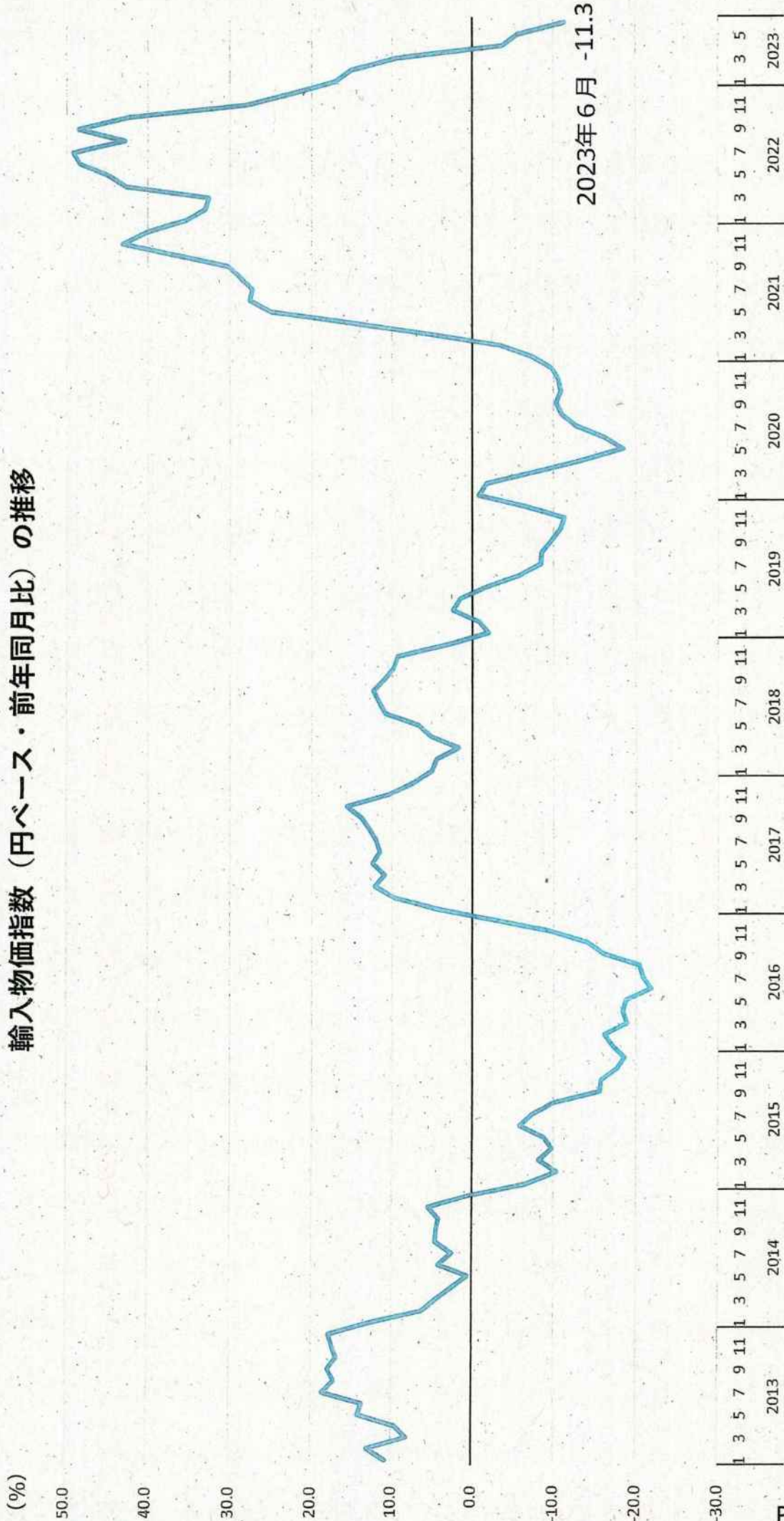
（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2023年6月は速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年6月には、-11.3%となった。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率					
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業		
							名目指数	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	実質指数
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	△ 0.7	29.34	97.6	104.2
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	△ 2.8	29.67	99.4	102.7
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	△ 0.8	30.41	99.8	102.0
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	0.8	30.63	100.5	102.9
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	△ 0.2	30.69	102.0	103.8
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	0.2	30.88	103.8	104.3
令和 元 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	△ 1.0	31.53	103.5	103.5
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	△ 1.2	31.13	100.0	100.0
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	0.6	31.28	101.9	102.2
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	△ 1.0	31.60	103.6	100.9
令和 4 年 1～3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	1.1	31.36	102.7	101.9
4～6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	△ 1.2	31.30	103.4	101.2
7～9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	△ 0.8	31.68	103.6	100.5
10～12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	△ 1.2	32.04	103.9	99.3
5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	0.0	32.17	103.5	98.5
4～6月					119.4	△ 0.3						
令和 5 年 1 月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	△ 0.8	32.08	103.2	97.9
2 月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	1.1	32.22	102.7	98.1
3 月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	1.2	32.20	104.5	99.4
4 月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	△ 2.0	31.67	103.7	97.8
5 月			106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.4	1.3	1.3	31.84	104.7	98.6
6 月	2.36	1.31			119.0	△ 0.2						
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。5 月は速報値である。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和 5 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

第 4 回目安に関する小委員会配付資料
(令和 5 年 7 月 26 日開催)

第152回定例会
(開催日25月5年3時令)

委員からの追加要望資料

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

(単位：%)

年・月 区分	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

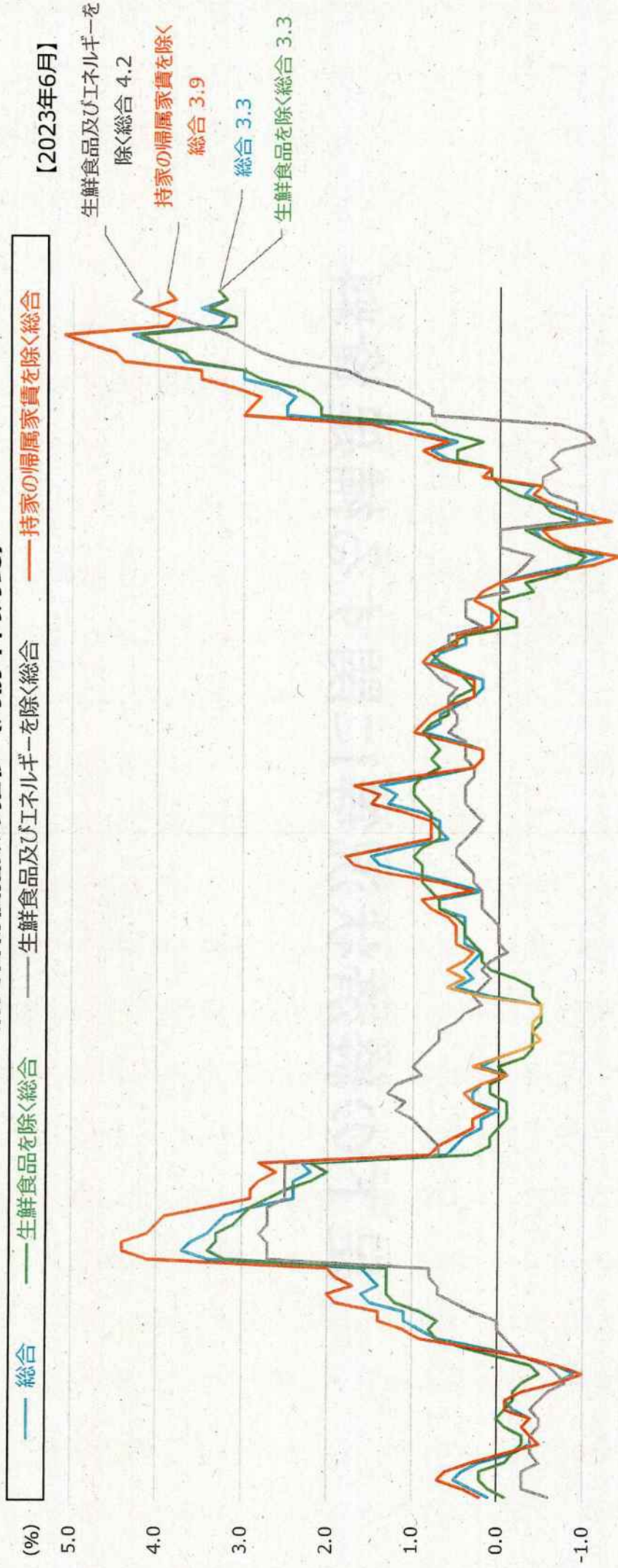
4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

足下の経済状況等に関する補足資料

消費物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

[illegible]

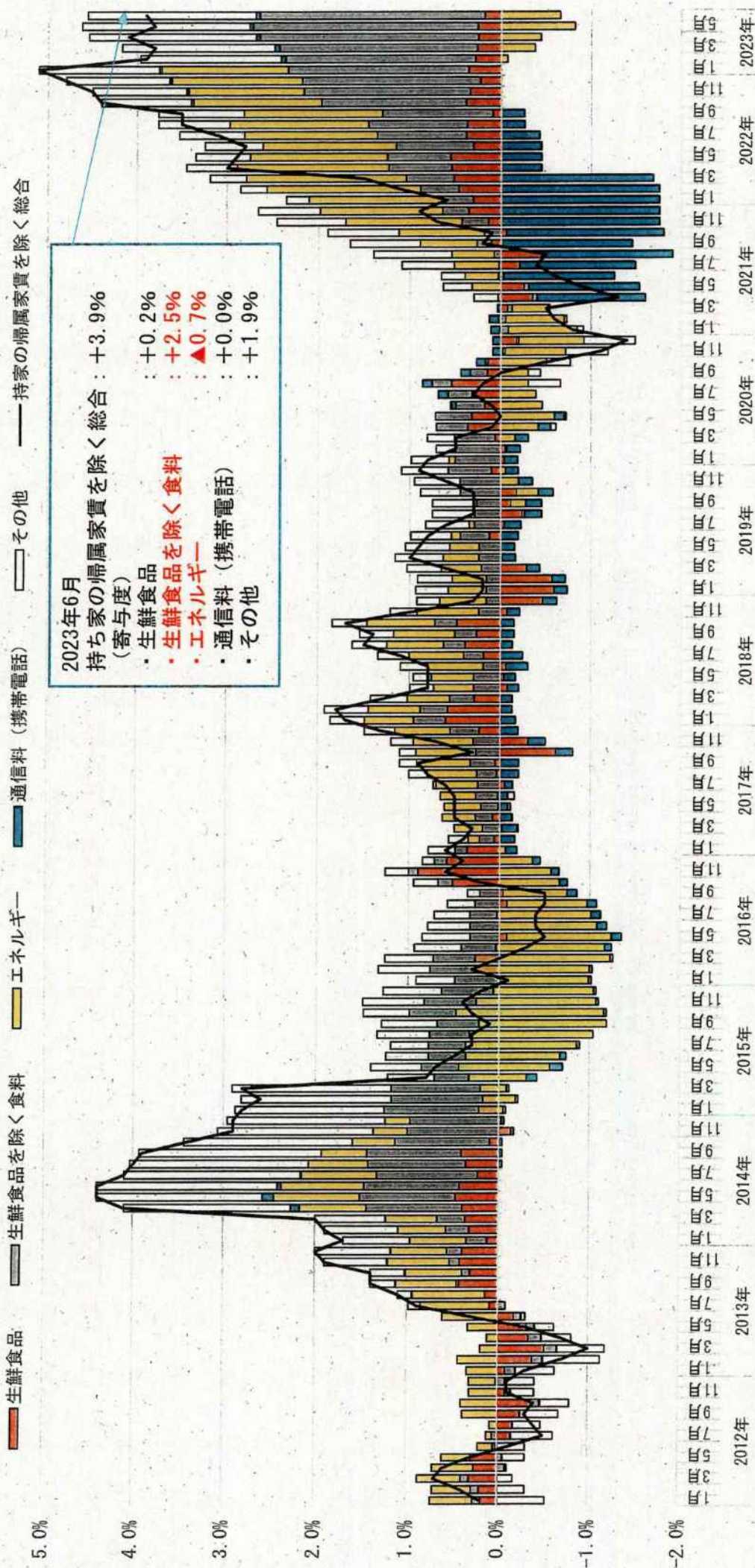
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注)「電気・ガス価格変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度を見ると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月別の主な項目別寄与度の推移



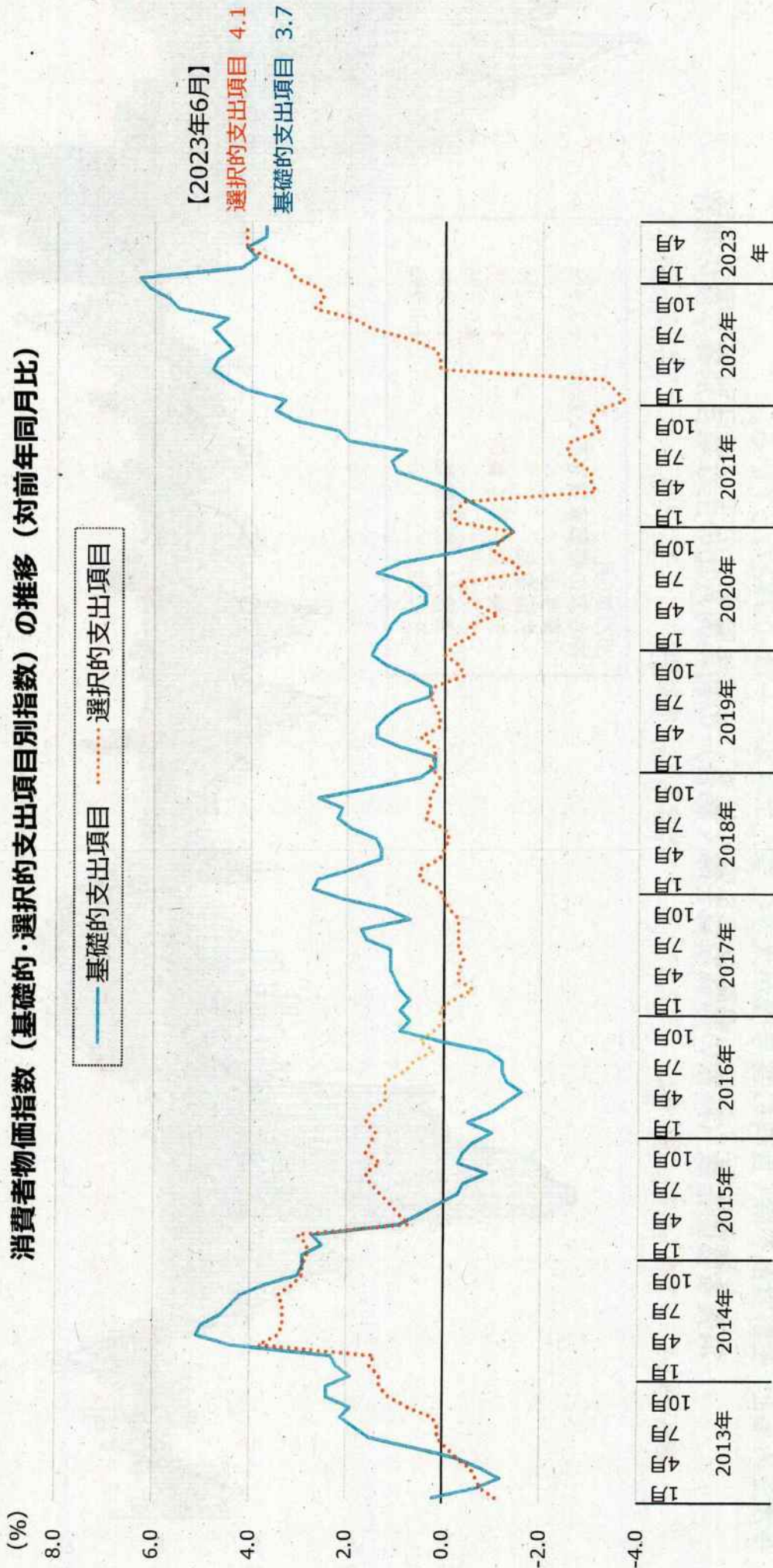
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



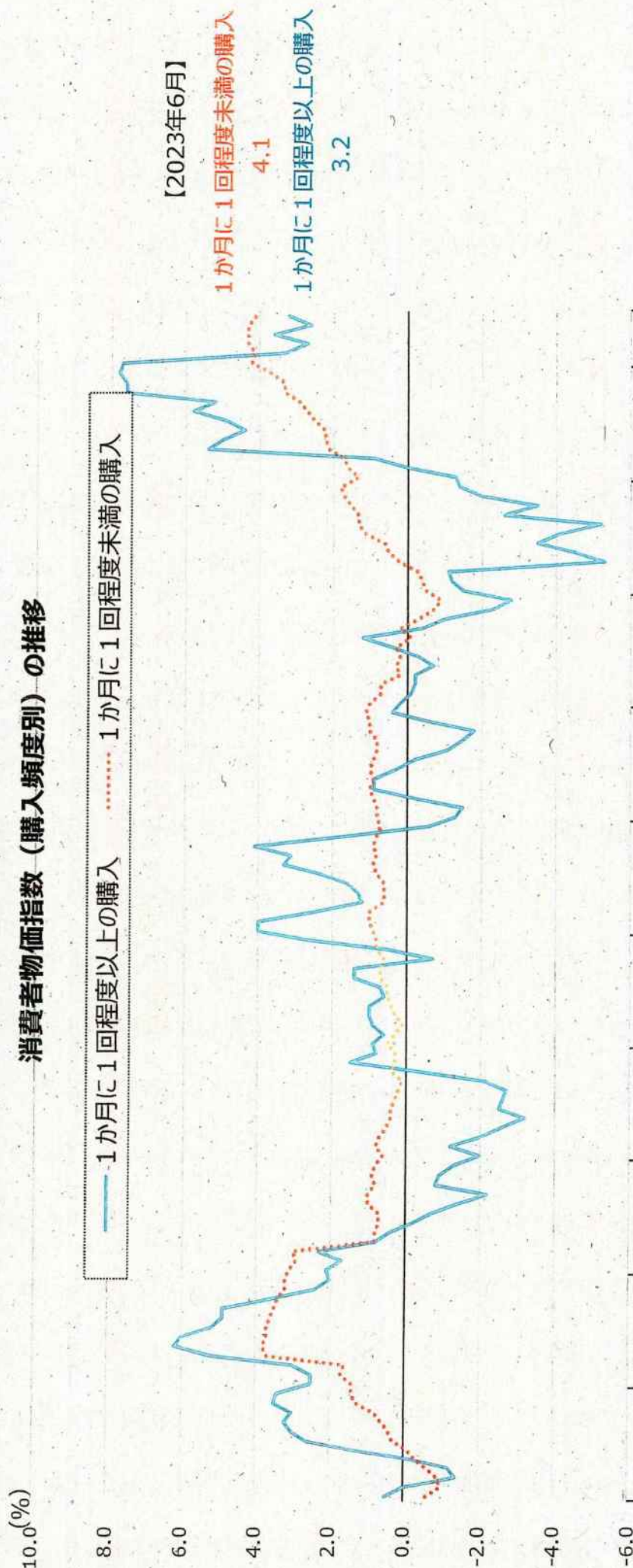
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+3.2%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+4.1%となっている。

消費者物価指数（購入頻度別）の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

資料出所	求人倍率		消費者物価指数 (特家の用家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
							製造業								
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	実質指数	前期比	パート比率	
平成 25 年	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(%)	
26 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	104.2	△ 1.2	13.33
27 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	102.7	△ 1.6	13.70
28 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	102.0	△ 0.5	14.29
29 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	102.9	0.8	14.15
30 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	103.8	0.9	13.32
令和 元年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	104.3	0.6	12.74
2 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	103.5	△ 0.9	13.37
3 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	100.0	△ 3.5	13.35
4 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	102.2	2.2	13.45
	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	101.9	0.1	13.51
1～3 月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	101.2	△ 0.7	13.62
4～6 月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	100.5	△ 0.7	13.57
7～9 月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	99.3	△ 1.2	13.56
10～12 月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	98.5	△ 0.8	13.68
5 年			106.0	0.9	119.4	△ 0.3									
1～3 月															
4～6 月															
令和 5 年	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	97.9	△ 1.4	13.59
1 月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	98.1	0.2	13.70
2 月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	99.4	1.3	13.76
3 月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	97.8	△ 1.6	13.55
4 月															
5 月	2.36	1.31	106.1	0.1	119.2	△ 0.7	104.8	1.6	98.7	1.5	31.81	106.4	100.3	2.6	13.55
6 月															
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」								

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。
3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4 国内企業物価指数の令和 5 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	令和5年									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0
Aランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0
Bランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8
Cランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					(単位: %)
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0	3.9
	東京都	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	東京都	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2	4.0
	東京都	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1	4.0
	東京都	0.4	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8
	東京都	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5	4.4
	東京都	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2	4.0
	東京都	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0	3.7
	東京都	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.2	3.9	4.2	4.0	4.2
	東京都	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9	3.9
B ランク	東京都	0.2	2.9	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9	4.3
	東京都	0.0	3.1	1.8	0.0	0.3	1.3	0.1	△ 0.2	△ 0.4	2.8	5.0	3.3	3.6	3.8	3.4	3.7
	東京都	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9	2.9
	東京都	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1	3.8
	東京都	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.3	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8	3.6
	東京都	0.8	3.4	1.0	△ 0.5	0.8	1.1	0.8	△ 0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0	4.5
	東京都	0.8	3.1	1.0	△ 0.4	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0	4.1
	東京都	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7	3.3
	東京都	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5	4.3
	東京都	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	2.9
	東京都	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8
	東京都	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	0.1	△ 0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	3.5
	東京都	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	東京都	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.6	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	3.5
	東京都	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	0.0	0.3	0.0	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	3.5
	東京都	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	3.6
	東京都	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.7	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	4.3
	東京都	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	2.5	2.7	4.1	3.9
	東京都	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	3.9	4.2	3.1	3.4
	東京都	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	4.0
C ランク	東京都	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	3.5
	東京都	0.7	3.4	0.7	△ 0.2	0.7	1.1	0.1	△ 0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	2.9
	東京都	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	4.2
	東京都	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	3.8
	東京都	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6	3.1
	東京都	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	3.9
	東京都	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	3.8
	東京都	0.3	2.9	1.1	△ 0.3	0.5	1.4	0.5	△ 0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	3.3
	東京都	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	3.4
	東京都	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	4.1
C ランク	東京都	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	4.3
	東京都	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	4.7
	東京都	0.5	2.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	4.3
	東京都	0.2	3.1	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	△ 0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	3.0
	東京都	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	3.4
	東京都	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4
	東京都	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4
	東京都	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4
	東京都	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4
	東京都	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1 数値は、都道府県庁所在地都市のものである。
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

（令和 5 年 7 月 2 8 日中央最低賃金審議会）

て、その旨を、当該国債の発行に際して、当該国債の発行に際して、
（中略）
（当該国債の発行に際して、当該国債の発行に際して、）

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、
下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和5年7月28日

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で3.58%、中小でも3.23%となっており、30年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア〜ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年からの改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の面で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

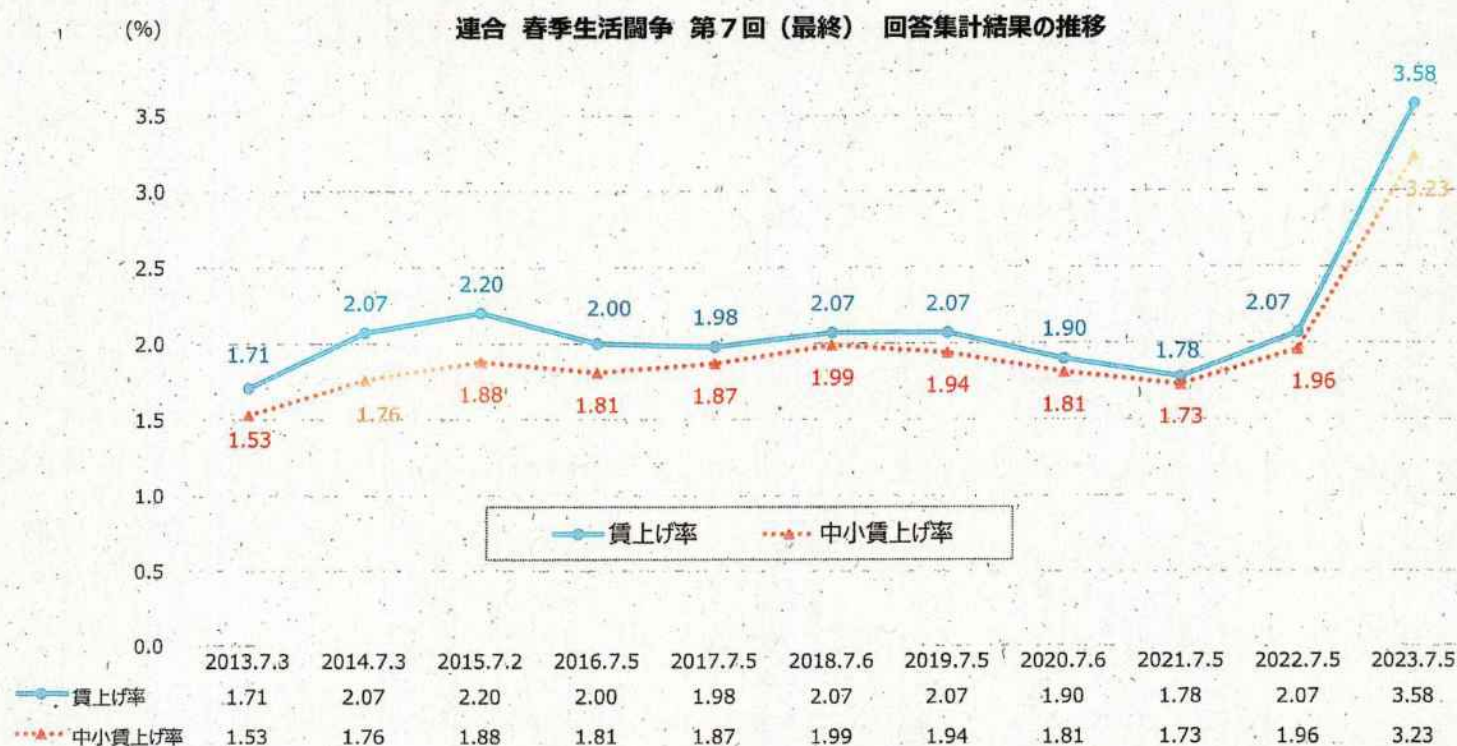
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

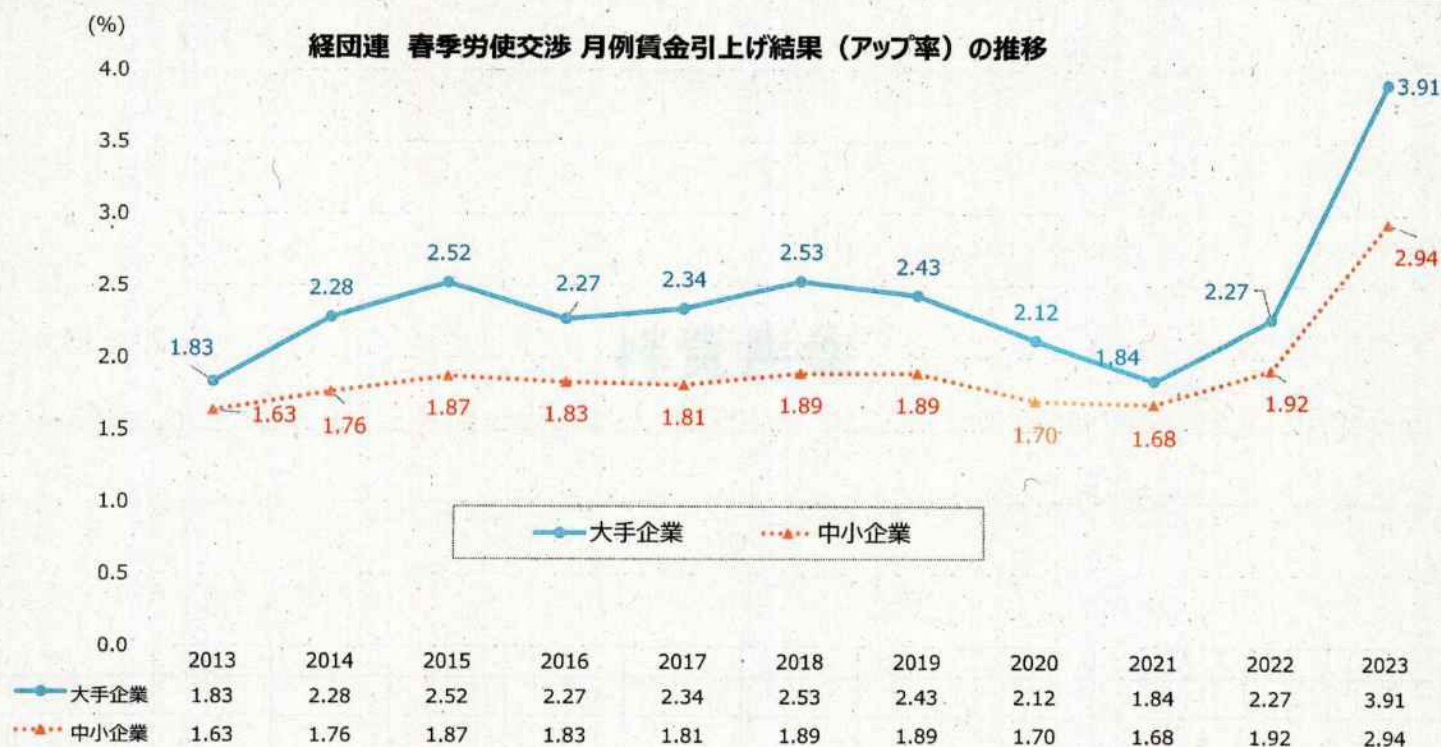
連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%(第1回集計)、中小企業2.94%(第1回集計)となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

2

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 別 ラ ン グ	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月			R 4年 6月	R 5年 6月							
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,584	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,635	1,663	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,386	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,067	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,266	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.1
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,666	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	3.1	1,105	1,141	3.2	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,254	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.9	1,341	1,378	2.8	1.5	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,065	2.2	2.0	1,019	1,044	3.4	-2.4	1,221	1,246	2.0	2.4	1,168	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.9	1,072	1,106	3.1	1.6	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,362	1,403	3.0	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

産業 形態	ランク	商業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月
一般 パート	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,613	1,660	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,796	3.2	1.3
	B	1,329	1,356	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,596	1,621	1.6	1.1	1,067	1,113	4.3	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,260	1,286	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,265	1.6	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,526	1,558	2.2	1.3
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,265	1.6	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,526	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,786	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,484	1,524	2.6	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,543	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,252	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,106	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,066	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	2.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	2.6	1,178	1,185	-1.1	1.2	951	985	3.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,150	1.0	2.9	995	997	0.2	1.9
	計	1,141	1,166	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,268	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.6	2.7
	計	1,141	1,166	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,268	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.6	2.7

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

4

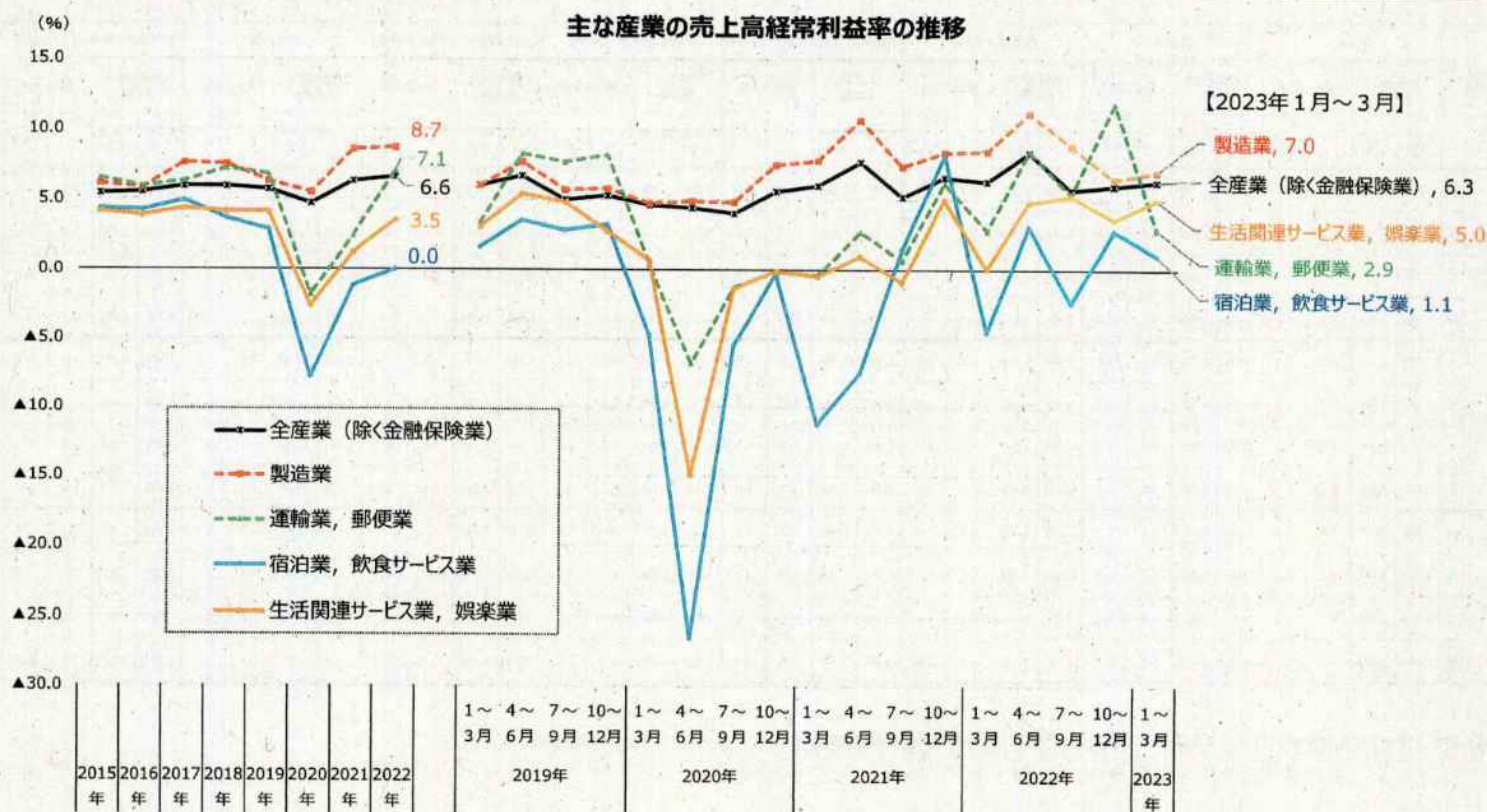
賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(四)																																	
性	産業 形態	商業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,860	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,689	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.5	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,637	2.3	2.6	1,033	1,065	3.1	3.6	1,048	1,091	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	2.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,695	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
	男	A	1,768	1,827	2.3	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,360	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,981	2.2
B	1,652	1,688	2.3	1.5	1,558	1,596	2.6	1.8	1,628	1,617	1.8	1.6	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,640	1,576	2.3	-1.9	1,551	1,588	2.4	1.7	
C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,395	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,166	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3	
計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.8	1,665	1,696	1.9	1.6	1,956	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4	
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,056	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	966	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	2.4	1,154	1,198	2.9	2.7
	計	1,251	1,284	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	3.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,351	1,397	2.6	1.6
	一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3
B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.9	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,266	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.6	1,496	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9	
C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,335	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2	
計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4	
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,014	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,089	1,114	2.4	2.0	1,024	1,045	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,186	1,176	-0.8	2.4	969	996	3.8	1.9	966	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.6	987	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,076	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,285	2.8	1.8

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。

（注）1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

6

（参考）売上高経常利益率の推移（詳細）

(単位: %)	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019年							2020年					2021年					2022年					2023 年
							1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月		
全産業（除金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	6.4	5.7	6.0	6.3		
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0		
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0		
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1		
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3		
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6		
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2		
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2		
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7		
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9		
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4		
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8		
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1		
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1		
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0		
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8		
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1		
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0		
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1		
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2		

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。

（注）1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

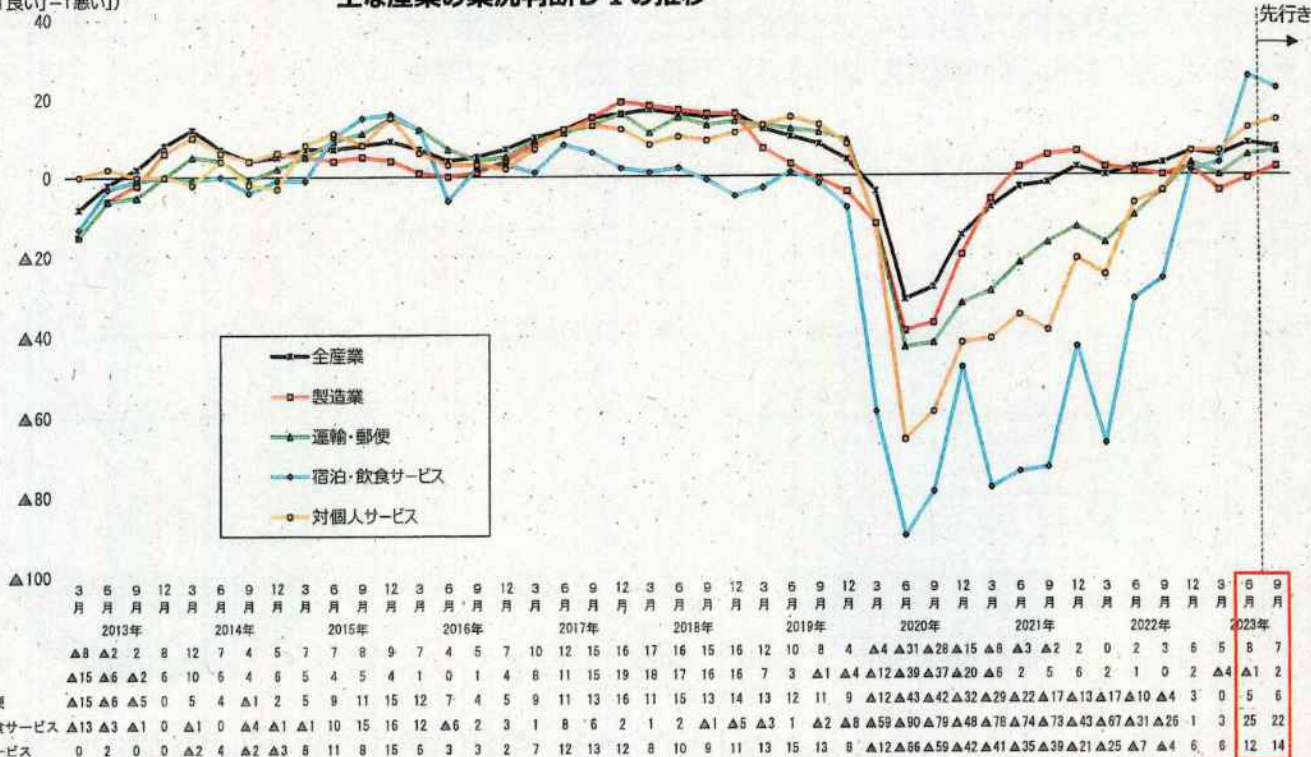
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移

(%ポイント:「良い」-「悪い」)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保障・社会福祉・介護事業」からなる。

8

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」-「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1. 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業: 資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業: 資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業: 資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業: 資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2. 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、

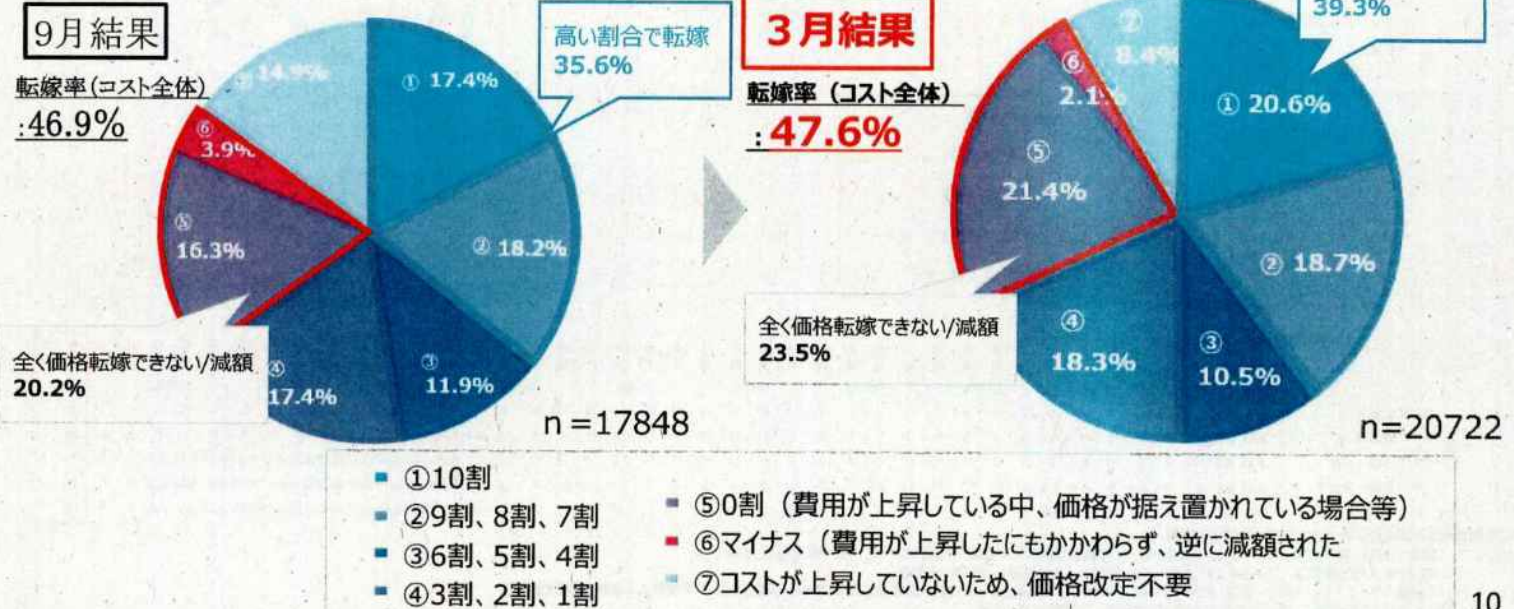
「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割～7割)**を価格転嫁できた回答(①・②)が**増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

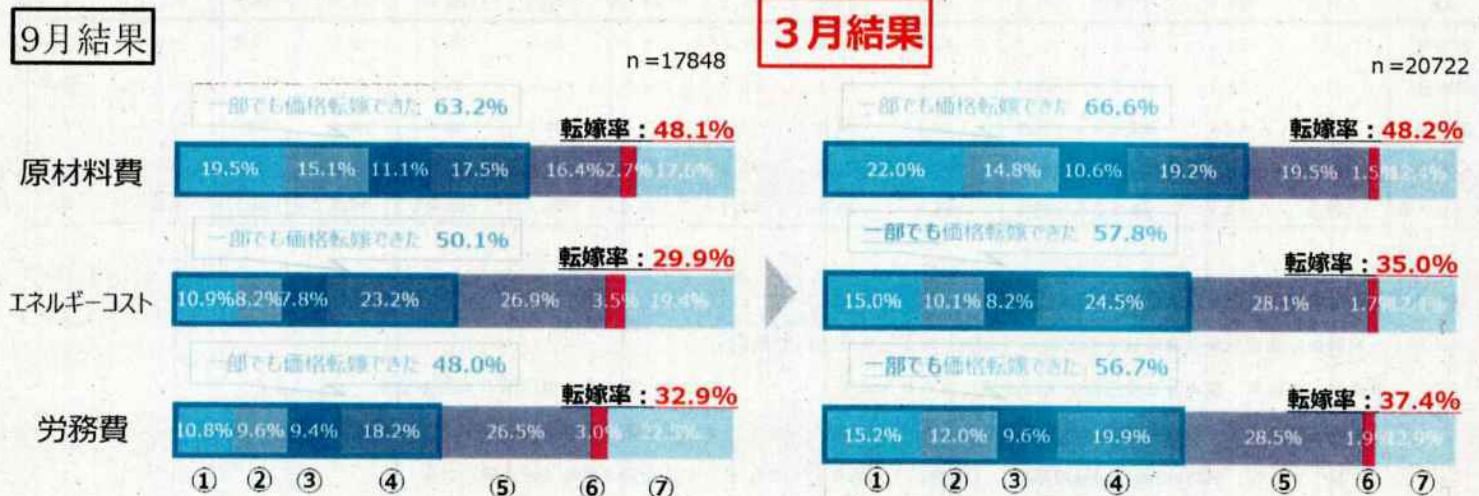


10

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。

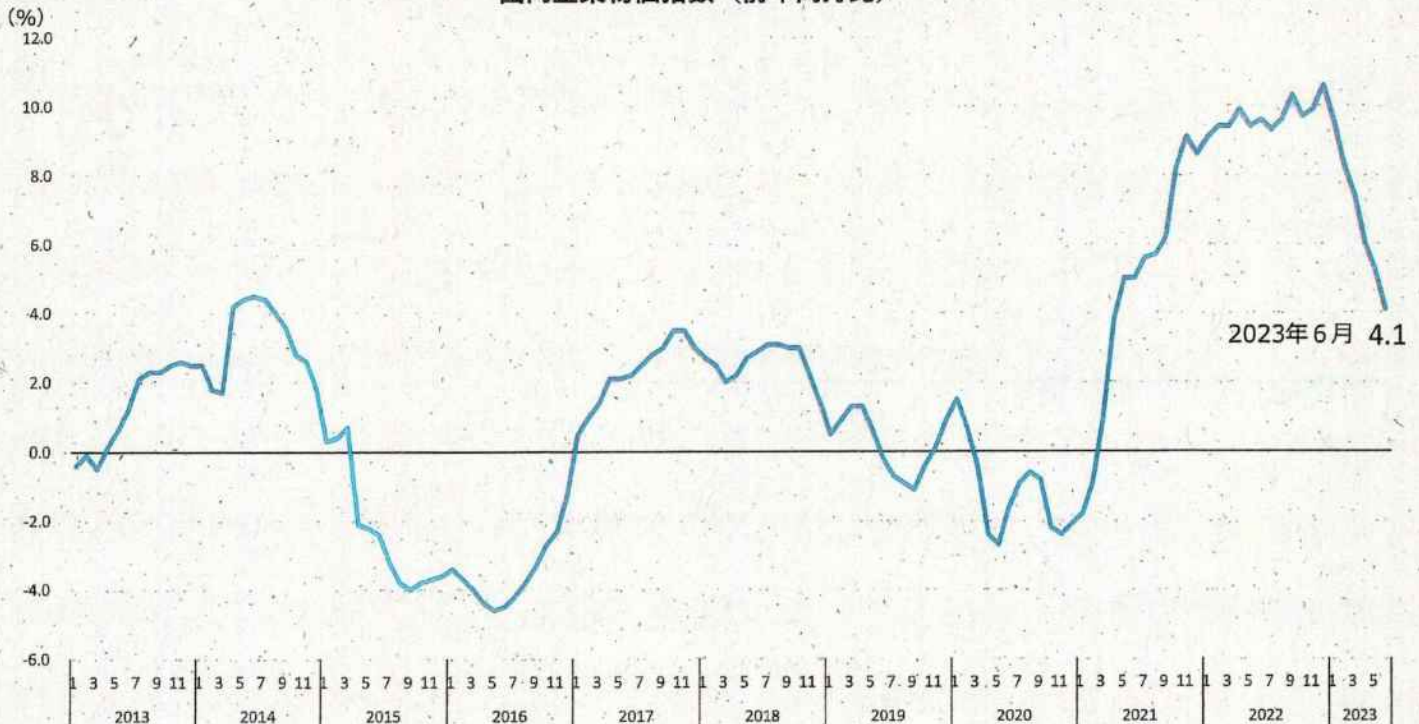


- ① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割(費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
⑥ マイナス(費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された)
⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

12

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

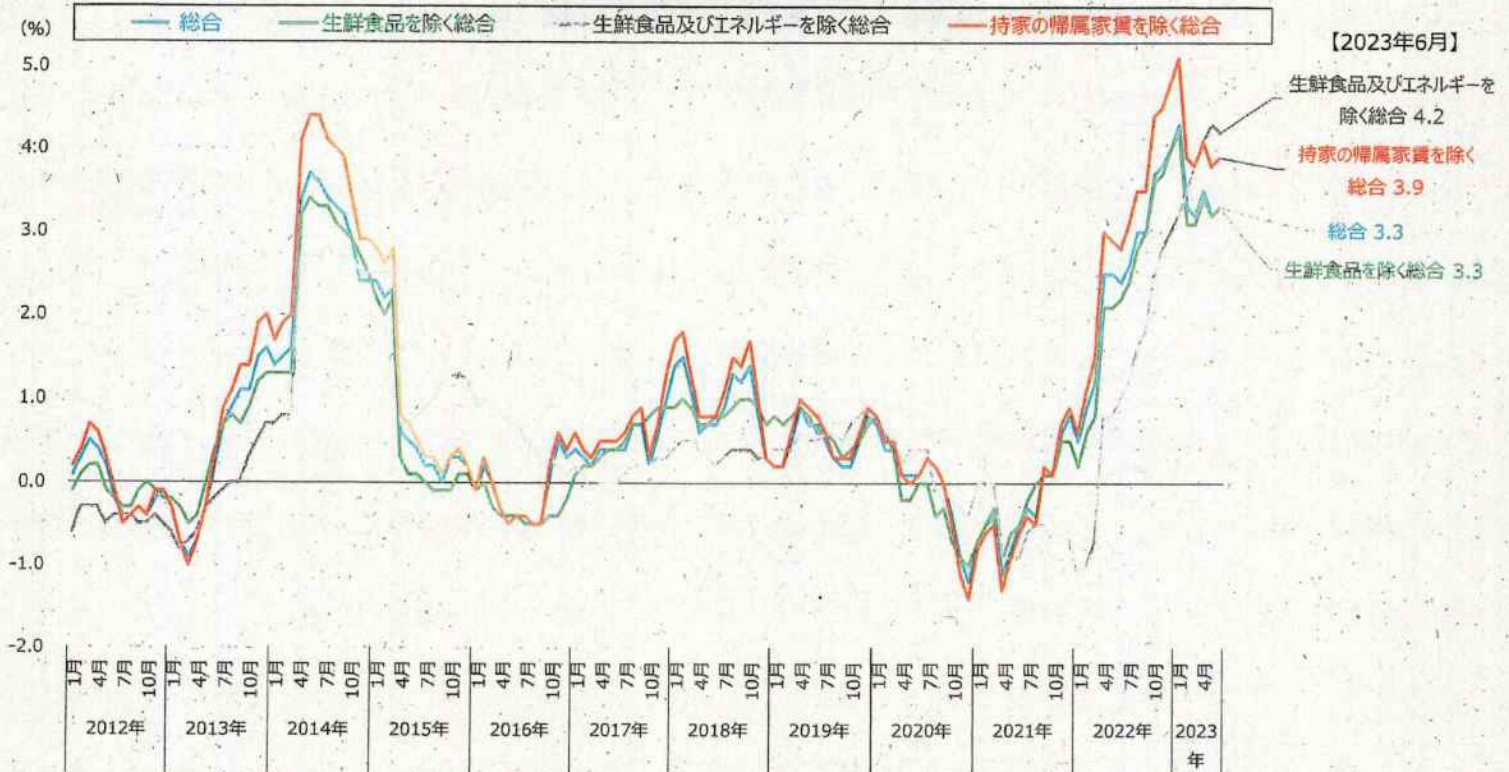
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

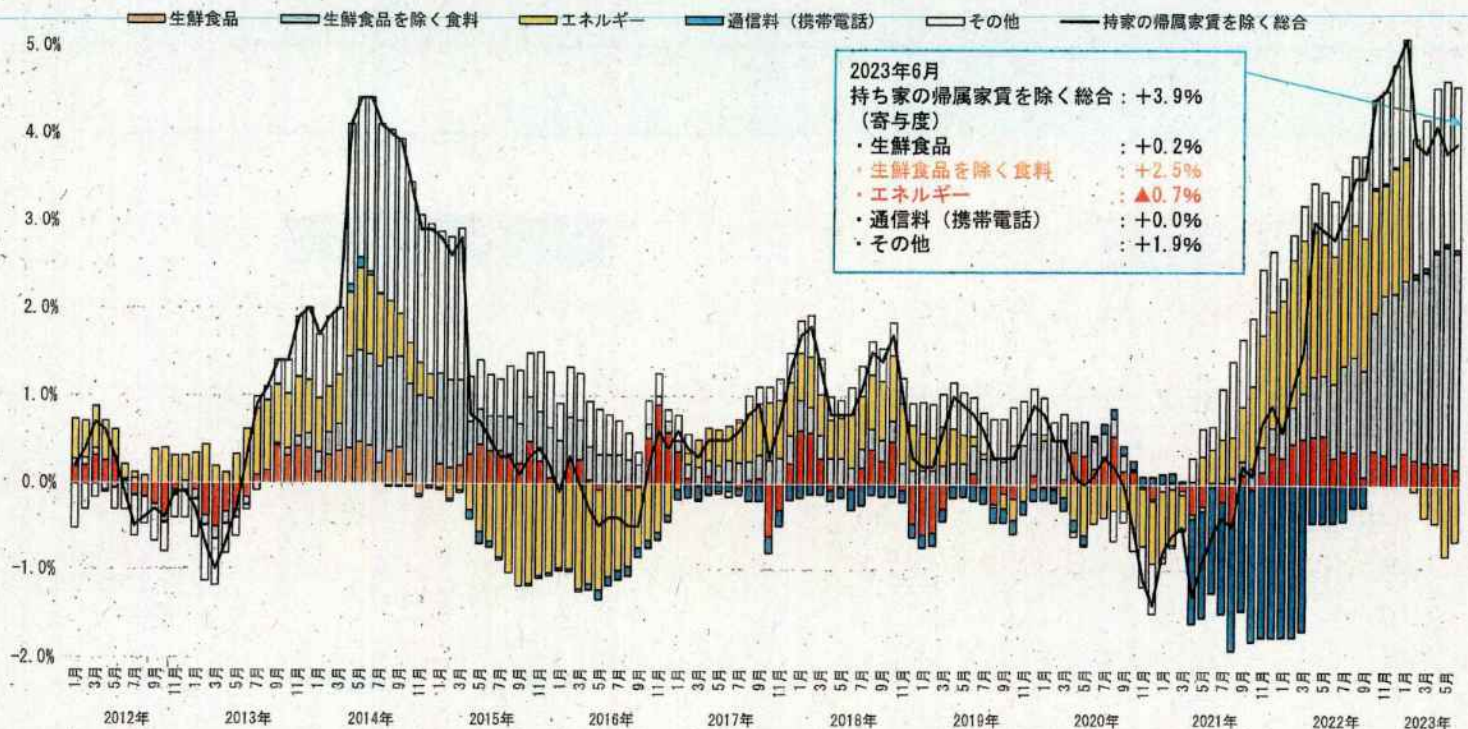
(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

16

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の滞属家賃を除く総合から作成されている。

18

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

値引き単価

<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者
（家庭・企業）

・補助を原資に
料金を値引き
・検針票・請求書等
に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- ・ 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh／月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

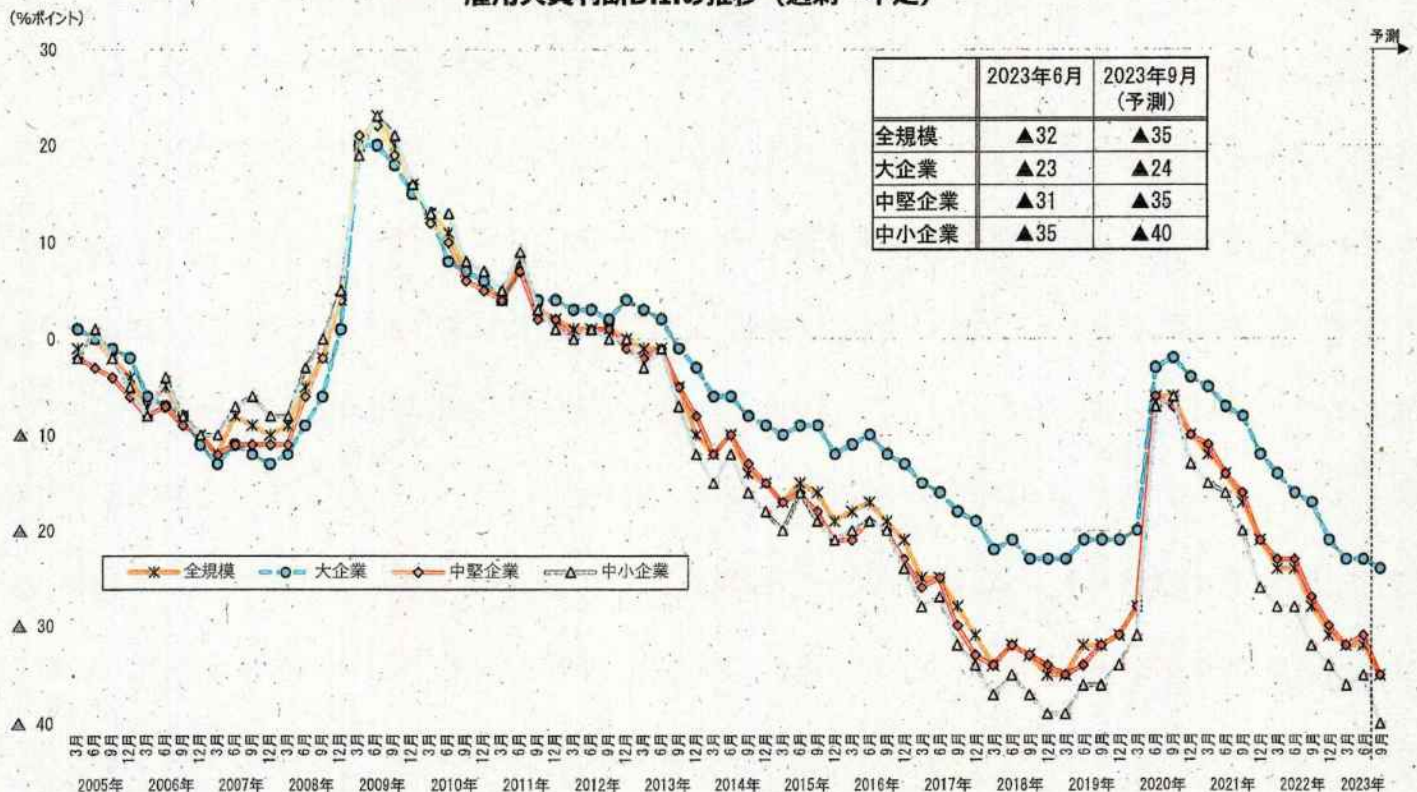
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
A ランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
B ランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
C ランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

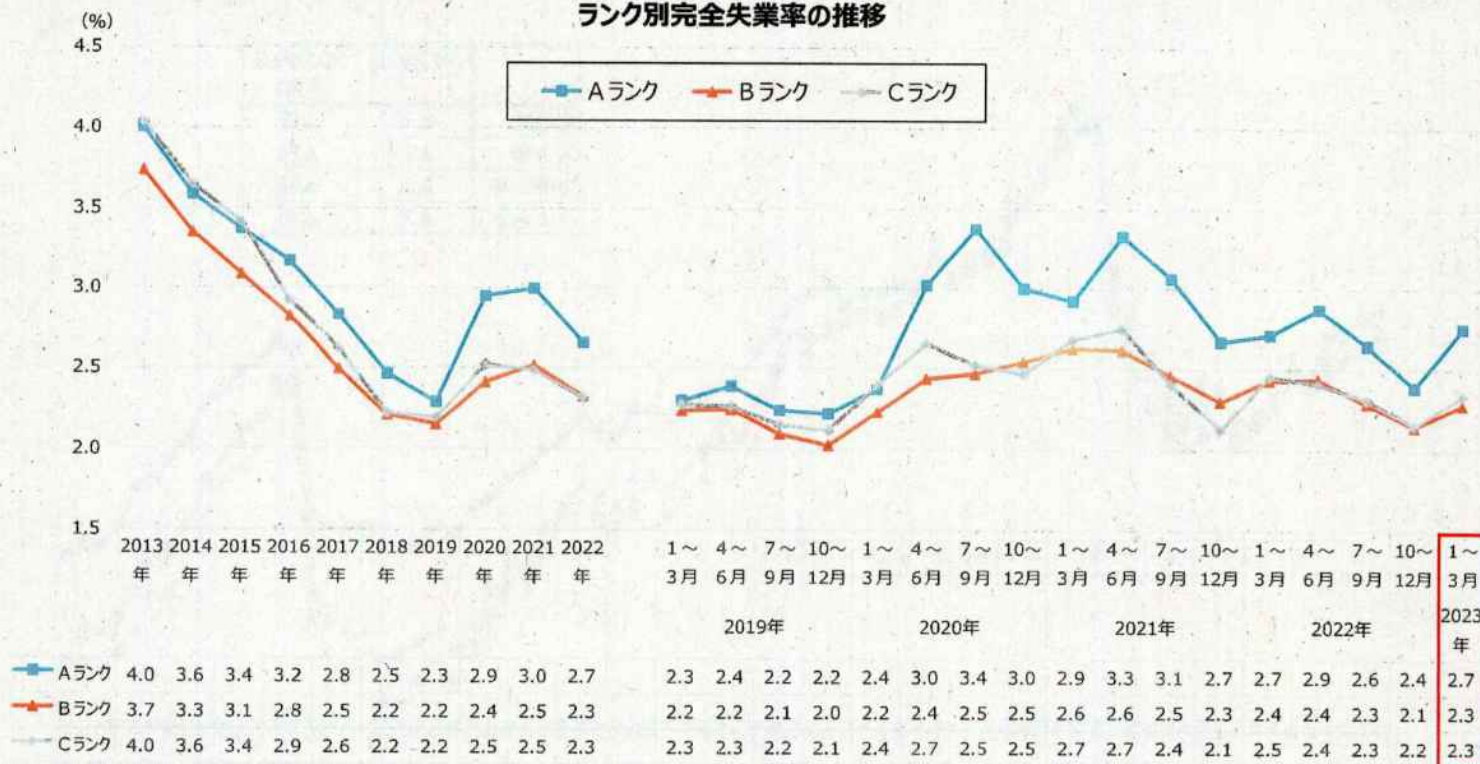
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

22

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

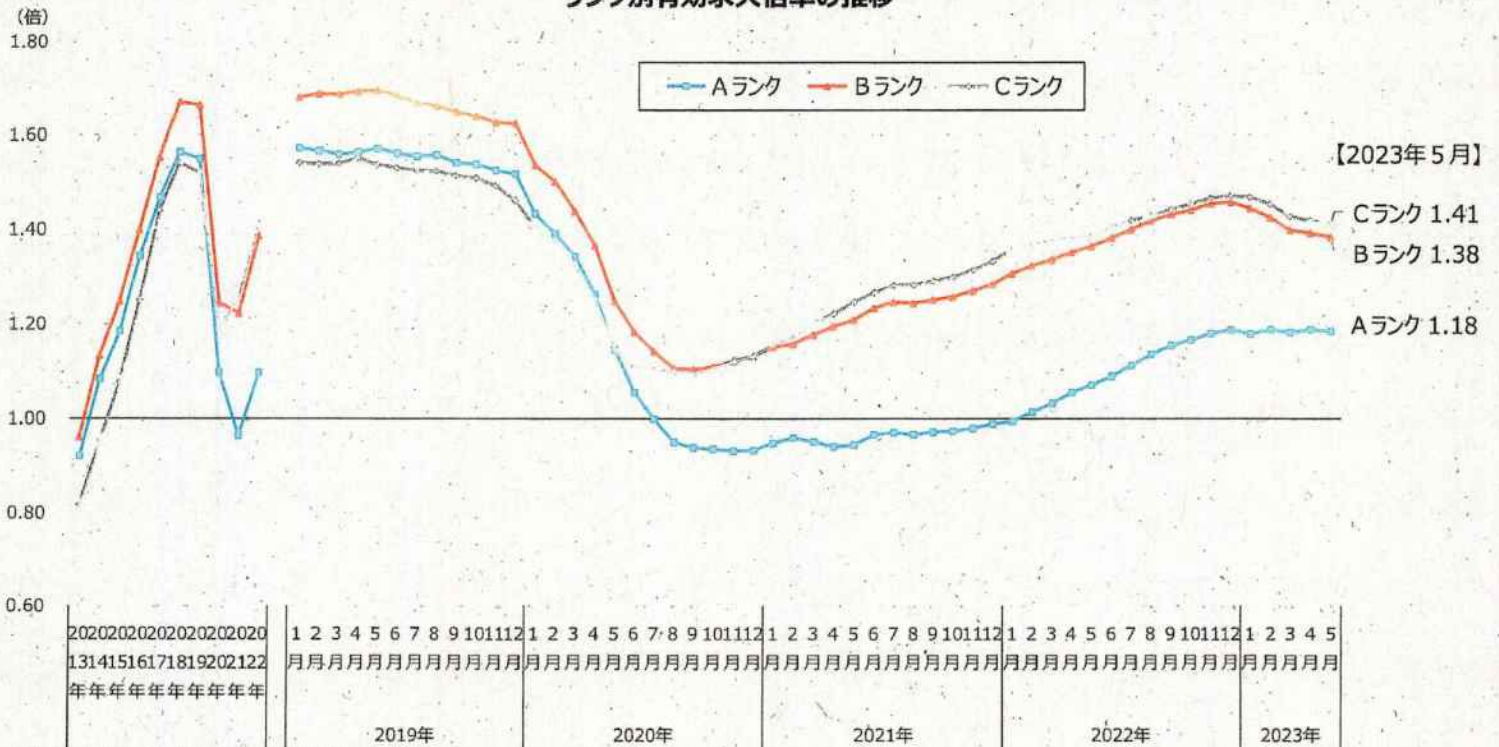
ランク別完全失業率の推移



ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

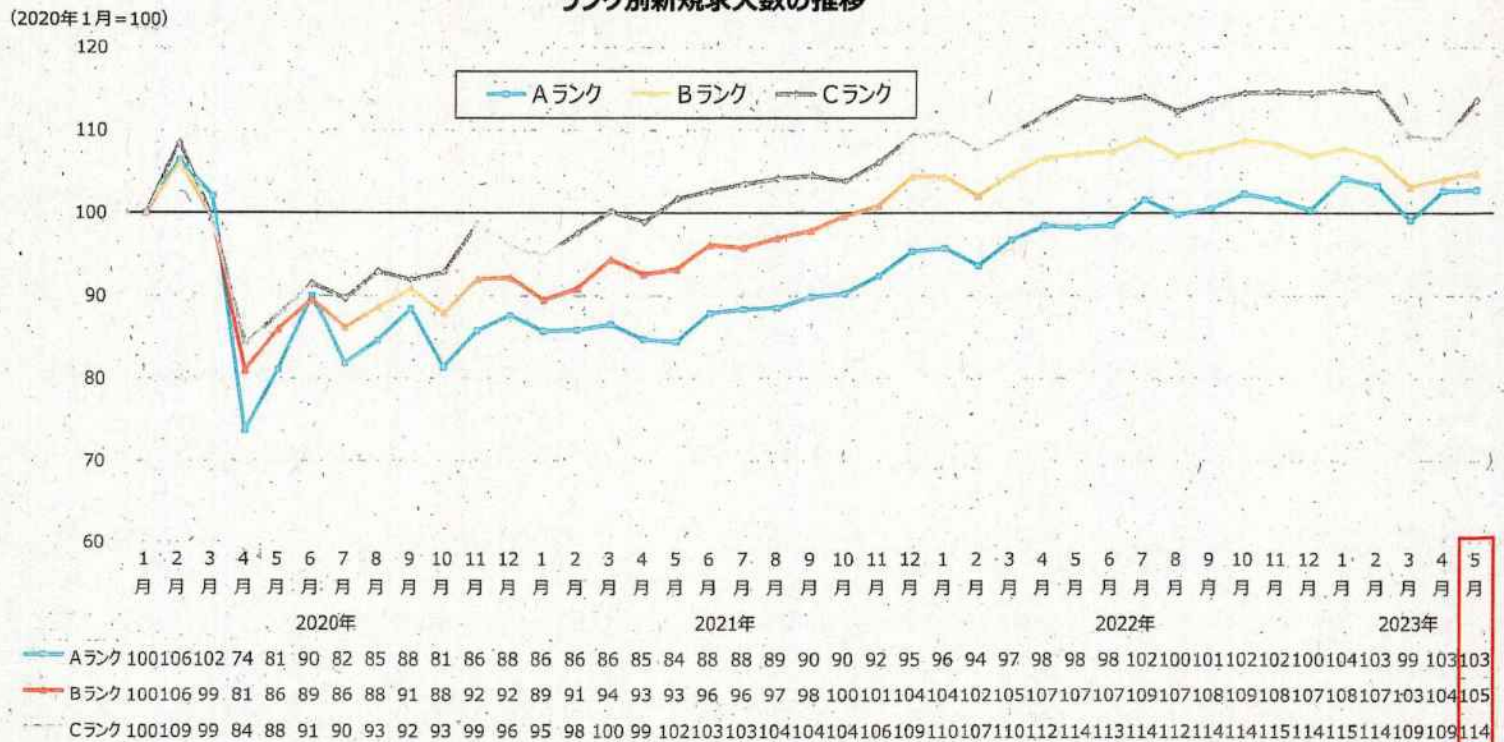
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれ合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

24

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

在當時的社會環境下，文學家往往被視為「異類」，甚至被視為「叛徒」。然而，正是這些文學家，以他們的筆，記錄了那個時代的真實面貌，並為後人留下了寶貴的歷史資料。

台灣文學與社會

台灣文學與社會的關係，是一個複雜而多面的問題。從日治時期到戰後，文學家們在不同的社會環境下，創作出了許多反映時代精神的作品。這些作品不僅記錄了社會的變遷，也反映了文學家們的內心世界。在日治時期，文學家們往往受到壓迫，他們的作品往往帶有隱晦的反抗色彩。而在戰後，隨著社會的開放，文學家們的作品也更加直白，更加關注社會現實。

台灣文學與社會

在戰後的台灣，文學家們開始更加關注社會現實，他們的作品往往具有強烈的社會批判色彩。他們通過對社會的觀察和描寫，揭露了社會的黑暗和不公，並呼籲人們覺醒。這種社會批判的精神，成為戰後台灣文學的重要特徵之一。同時，文學家們也開始更加關注民間文學，他們通過採集和整理民間故事、歌謠等，將民間文學引入文學創作中，使文學更加貼近大眾。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレイマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ単身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙1と同じ）